

第百六十九回国会
衆議院
財務金融委員会
會議録
第四号

平成二十年二月二十日(水曜日)

午前九時一分開議

出席委員

委員長 原田 義昭君

理事 大野 功統君

理事 後藤田正純君

理事 野田 聖子君

理事 松野 頼久君

理事 石原 宏高君

理事 越智 隆雄君

理事 佐藤ゆかり君

理事 関 芳弘君

理事 とかしきなおみ君

理事 中根 一幸君

理事 林田 彪君

理事 広津 素子君

理事 松本 洋平君

理事 盛山 正仁君

理事 池田 元久君

理事 小沢 鋭仁君

理事 階 猛君

理事 鈴木 克昌君

理事 平岡 秀夫君

理事 大口 善徳君

理事 野呂田芳成君

内閣総理大臣

財務大臣

(金融担当)

内閣府副大臣

財務副大臣

農林水産副大臣

国土交通副大臣

財務大臣政務官

奥野 信亮君

田中 和徳君

中川 正春君

石井 啓一君

小川 友一君

木原 稔君

鈴木 馨祐君

谷本 龍哉君

土井 真樹君

萩山 教蔵君

原田 憲治君

馬渡 龍治君

宮下 一郎君

山本 有二君

小川 淳也君

大畠 章宏君

下条 みつ君

田名部匡代君

古本伸一郎君

佐々木憲昭君

中村喜四郎君

福田 康夫君

額賀福志郎君

渡辺 喜美君

山本 明彦君

森山 裕君

今村 雅弘君

平井たけや君

宮下 一郎君

政府参考人
(内閣府経済社会総合研究
所国民経済計算部長) 大脇 広樹君

政府参考人
(財務省大臣官房総括審議
官) 鈴木 正規君

政府参考人
(財務省主計局次長) 香川 俊介君

政府参考人
(財務省主計局次長) 木下 康司君

政府参考人
(財務省主税局長) 加藤 治彦君

政府参考人
(財務省国際局長) 玉木林太郎君

政府参考人
(国土交通省大臣官房審議
官) 菊川 滋君

政府参考人
(国土交通省大臣官房審議
官) 小川 富由君

政府参考人
(日本銀行総裁) 福井 俊彦君

政府参考人
(財務金融委員会専門員) 首藤 忠則君

委員の異動
二月二十日

とかしきなおみ君 補欠選任
馬渡 龍治君

小沢 鋭仁君 補欠選任
田名部匡代君

同日 馬渡 龍治君 補欠選任
とかしきなおみ君

同日 小川 淳也君 補欠選任
小川 鋭仁君

同日 小川 淳也君 補欠選任
小川 鋭仁君

同日 小川 淳也君 補欠選任
小川 鋭仁君

同日 小川 淳也君 補欠選任
小川 鋭仁君

同日 小川 淳也君 補欠選任
小川 鋭仁君

同日 小川 淳也君 補欠選任
小川 鋭仁君

同日 小川 淳也君 補欠選任
小川 鋭仁君

同日 小川 淳也君 補欠選任
小川 鋭仁君

同日 小川 淳也君 補欠選任
小川 鋭仁君

同日 小川 淳也君 補欠選任
小川 鋭仁君

同日 小川 淳也君 補欠選任
小川 鋭仁君

同日 小川 淳也君 補欠選任
小川 鋭仁君

同日 小川 淳也君 補欠選任
小川 鋭仁君

同日 小川 淳也君 補欠選任
小川 鋭仁君

同日 小川 淳也君 補欠選任
小川 鋭仁君

同日 小川 淳也君 補欠選任
小川 鋭仁君

同日 小川 淳也君 補欠選任
小川 鋭仁君

同日 小川 淳也君 補欠選任
小川 鋭仁君

同日 小川 淳也君 補欠選任
小川 鋭仁君

同日 小川 淳也君 補欠選任
小川 鋭仁君

同日 小川 淳也君 補欠選任
小川 鋭仁君

同日 小川 淳也君 補欠選任
小川 鋭仁君

同日 小川 淳也君 補欠選任
小川 鋭仁君

同日 小川 淳也君 補欠選任
小川 鋭仁君

平成二十年度における公債の発行の特例に関する法律案(内閣提出第二号)
所得税法等の一部を改正する法律案(内閣提出第三号)
財政及び金融に関する件

○原田委員長 これより会議を開きます。
内閣提出 平成二十年度における公債の発行の特例に関する法律案及び所得税法等の一部を改正する法律案の両案を議題といたします。
順次趣旨の説明を聴取いたします。財務大臣額賀福志郎君。

平成二十年度における公債の発行の特例に関する法律案
(日本銀行総裁)
所得税法等の一部を改正する法律案
(本号末尾に掲載)

○額賀財務大臣 ただいま議題となりました平成二十年度における公債の発行の特例に関する法律案及び所得税法等の一部を改正する法律案につきまして、提案の理由及びその内容を御説明申し上げます。

まず、平成二十年度における公債の発行の特例に関する法律案について御説明申し上げます。
平成二十年度予算編成に当たっては、これまでの財政健全化の努力を緩めることなく、社会保障や公共事業など各分野において、経済財政運営と構造改革に関する基本方針二〇〇六で定められた歳出改革をその二年目においても着実に実現をし、歳出改革路線を堅持する中で、成長力の強化、地域の活性化、国民の安全、安心といった課題に十分に配慮して予算の重点化を行っておりま

これらの結果、新規国債発行額については、収の伸びが小幅にとどまる中、歳入歳入両面において最大限の努力を行い、二十五兆三千四百八十億円にとどめて、四年連続の減額を実施したところであります。しかし、なお引き続き特例公債の発行の措置を講ずることが必要な状況となっております。

本法律案は、こうした厳しい財政事情のもと、平成二十年度の財政運営を適切に行うため、同年度における公債の発行の特例に関する措置を定めるものであります。

すなわち、本法律案において、平成二十年度の一般会計の歳出の財源に充てるため、財政法第四条第一項ただし書きの規定による公債のほか、予算をもって国会の議決を経た金額の範囲内で、公債を発行することができることとするなどの特例措置を定めております。

次に、所得税法等の一部を改正する法律案について御説明申し上げます。

政府は、現下の経済財政状況等を踏まえ、持続的な経済社会の活性化を実現する等の観点から、公益法人制度改革に対応する税制措置を講ずるとともに寄附税制の見直しを行うほか、法人関係税制、中小企業関係税制、金融・証券税制、土地・住宅税制、国際課税、道路特定財源諸税等について所要の措置を講ずるため、本法律案を提出した次第であります。

以下、この法律案の内容につきまして御説明申し上げます。

第一に、民間が担う公益活動を推進する観点から、公益社団・財団法人等について収益事業課税を適用するほか、公益社団・財団法人が収益事業から公益目的事業の実施のために支出した金額を寄附金の額とみなすなど、新たな法人類型に係る税制上の措置を講ずることとしております。

第二に、法人関係税制について、研究開発投資を促進する観点から、試験研究費の総額に係る税額控除制度と控除可能限度額を別枠とする追加的な税額控除制度の創設等を行うこととしております。

第三に、中小企業関係税制について、一定の特定中小会社に出資した場合に寄附金控除を適用する制度を創設するほか、教育訓練費に係る特別税額控除を教育訓練費が増加しない場合でも総額の一定割合を税額控除できる制度への改組等を行うこととしております。

第四に、金融・証券税制について、金融所得課税の一体化に向け、上場株式等の譲渡益及び配当に係る軽減税率を廃止し、譲渡損失と配当との間の損益通算を導入するとともに、これらを円滑に実施するため、平成二十一年及び二十二年の二年間の特別措置等を講ずることとしております。

第五に、土地・住宅税制について、土地の売買等に係る登録免許税の特例の適用期限を延長する等の措置を講ずるほか、住宅の省エネ改修促進税制の創設等を行うこととしております。

第六に、国際税制について、いわゆるオフショア勘定で経理された預金等の利子の非課税措置の適用期限を撤廃する等の措置を講ずることとしております。

第七に、道路特定財源諸税について、揮発油税、地方道路税及び自動車重量税の税率の特例措置の適用期限を十年間延長する措置を講ずることとしております。

その他、入国者が輸入するウイスキー等や紙巻きたばこに係る酒税及びたばこ税の税率の特例措置の適用期限を一年間延長するなど、適用期限の到来する特例措置の延長、既存の特例措置の整理合理化等の所要の措置を講ずることとしております。

以上、平成二十年度における公債の発行の特例に関する法律案及び所得税法等の一部を改正する法律案につきまして、提案の理由及びその内容を御説明申し上げます。

先般の両院議長のあつせんにおいては、「総予算及び歳入法案の審査に当たっては、公聴会や参事人質疑を含む徹底した審議を行ったうえで、年度内に一定の結論を得るものとする」との合意がなされたものと承知をしております。両法律案を初めとする予算関連法案につきましては、国民の安全、安心を確保し、地域を活性化させ、成長力を強化する施策が年度当初から円滑に実施されるよう、今年度内に成立させることがぜひとも必要でございます。

与野党の委員各位におかれましては、御審議の上、速やかに御賛同くださいますようお願いと御協力をお願い申し上げます。

以上であります。

○原田委員長 これにて趣旨の説明は終わりました。

○原田委員長 この際、お諮りいたします。

両案審査のため、本日、参考人として日本銀行総裁福井俊彦君の出席を求め、意見を聴取することとし、また、政府参考人として財務省大臣官房総括審議官鈴木正規君、主計局次長香川俊介君、主計局次長木下康司君、主税局長加藤治彦君、国際局長玉木林太郎君、国土交通省大臣官房審議官菊川滋君の出席を求め、説明を聴取いたしたいと存じますが、御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○原田委員長 御異議なしと認めます。よって、そのように決しました。

○原田委員長 これより質疑に入ります。

質疑の申し出がありますので、順次これを許します。土井真樹君。

○土井（真）委員 自由民主党の土井真樹でございます。

きょうは、平成二十年度における公債の発行の特例に関する法律案からまず質問させていただきます。昨日、大臣が所信の表明の中でおっしゃいました。

た。財政の健全化は、安定した経済成長とともに、経済財政運営の車の両輪となるということでお話いただきました。今、我が国の財政状況は、るる説明がありましたように、国、地方合わせての借金が八百兆円近くに達するなど、また、対GDP比でも約一五〇％になるなど、大変厳しい。また、主要国の中でも最悪の借金状態という財政状態にあります。

そうした厳しい財政状況の中で、毎年予算を組むときに政策的に使える経費の財源というのは、大変限られております。そんな中で、今もお話ございました年金、医療等の社会保障あるいは社会資本整備など、国民にとって真に必要なニーズを見きわめて対応するため、予算配分、予算にメリハリをつけていかなければならないということでございます。

その予算を配分するに当たって、改革と成長、安心の予算といたすことをきょうまたおっしゃっておりますが、こうした厳しい歳出改革の中で、総額を抑制して予算の無駄をカットする中で、先ほどお話がありました、地域の活性化、国民生活の安心、安全に重点を置いているというメリハリをついた予算の取り組み、どのような取り組みをしたか、まず大臣にお伺いしたいと思います。

○額賀国務大臣 土井委員が御指摘のように、日本の国は非常に長期債務残高を抱えておりまして、先進国の中でも極めて厳しい財政状況にあるわけでございます。そういう中で私どもは、経済成長と財政の健全化の大きな目標を掲げて財政運営、国家運営をしていかなければならないということでありまして。

そういう中で来年度の二十年度の予算編成に当たらせていただけたわけでございますけれども、基本的には、基本方針二〇〇六の歳出入改革を一体的に進める、そういうことの上に立ってまず無駄を省いていかなければならない、そういうことを、きちんとしていることを前提にしているわけでございます。例えば随意契約の見直しなど、あるいは会計検査院の勧告等をちゃんと踏まえて

その無駄を省いてきたことを、実際に数字の上でもあらわせるようにしておるところであります。

一方で、先ほど言いましたように、成長力の強化、地域の活性化、国民の安全、安心、そういったことを念頭に置きまして、配慮して、予算の重点配分をさせていただいたということでありまして。

具体的に申し上げますと、まちづくり交付金などの公共事業について地域活性化対策を重点化させていただいたということ、あるいはまた、地域主体のプロジェクトを支援する地方の元気再生事業を創設したところがあります。あるいはまた、国民の暮らしを守るために、防災対策とか医師確保対策等について重点的な予算配分をさせていただいたところでございます。

そういう中で、できるだけ早く予算を年度内に成立させていただいて、国民の安心した経済活動に結びついていくことができることを期待しております。

○土井（真）委員 予算の配分については、メリハリについては今お聞きしましたけれども、今度は財政の健全化に向けての点なんです。

今お話がございました骨太二〇〇六に基づいて歳入歳出改革を行っているということでございますが、そんな中で、骨太二〇〇六では二〇一一年度の国、地方のプライマリーバランスの黒字化を目標としているということ、昨年も本年も予算をつくっていらつしやる、そして、新規国債発行額も四年連続減額する、並びに、ことしも国債の残高を減額しているということ、方向性としては、内外に財政の健全化に取り組む姿勢を示されているというふうに考えます。ただ、先月、内閣府の試算が出ております。その内閣府の試算によりますと、今お話しした骨太二〇〇六における二〇一一年度の黒字化に向けての道のりというのは、大変厳しいということが出ております。

その内閣府の試算の内容をちょっと見てみますと、最大限歳出削減を、骨太二〇〇六に基づいて十四・三兆円の削減を行い、かつ、成長を、ばら

つきはありますけれども、二％台半ばから後半の高い成長率を予測したとしても、二〇一年度のプライマリバランスは対GDP比でマイナス〇・一％程度という数字が出ております。すなわち、マイナスということですので、黒字化は無理だ、達成は困難だというふうな数字が出ておりますが、再三国民の皆さんに約束してきたプライマリバランスの黒字化、今お話ししましたように、実現が難しいという状況に今試算ではなっておりまして、大臣はどのように達成していくのか、その数字をもとに今どのように考えていらっしゃるのか、その見解をお伺いさせていただきます。

○額賀国務大臣 土井委員のおっしゃるように、最近の十九年度の経済見通しも下方修正をするような状況に至ったわけでございますけれども、それに伴って税収が当初予想よりも減額されておたりしている中で二十年度予算編成も行ったわけでございます。私も、先ほどおっしゃったように、新発国債は四年連続で減額をさせるというこの基本的な姿勢は崩さずに予算編成に取り組んだわけでございますけれども、やはり、社会保障とか、あるいはまた将来の日本の成長のために、科学技術予算とか、必要な予算はきちっと手当てをしていかなければならないという中で編成させていただいたわけでございますが、結果的には、プライマリバランスは、おっしゃる通りに、内閣府の試算と比べるとマイナス〇・一％になったことはまことに残念なことでございます。

ただ、国と地方を合わせたプライマリバランスは改善をされているわけであります。

したがって私も、基本的には、この二〇一年度のプライマリバランスを達成するため、さらに経済を安定した形に、回復軌道に乗せていかなければならないということ、同時に、歳出削減についてきつと無駄を省いていかなければならない。そういう努力をした上で、消費税を含めた抜本的な税制改革を行ってやはりこのプライマリバランスというものを達成していかなければならないのが国家の責任であるというふう

に私は思っておりますので、引き続き、先生方の御協力を得ながら、そういう路線を確実なものにしてまいりたいというふうに思っております。

○土井（真）委員 今、消費税等の検討のお話も出ましたけれども、まずは、二〇一年度という、四年先、すぐ先の話でございますけれども、二〇一年度の目標は目標で今努力をされているということでございますが、仮にプライマリバランスがイコールないしは黒字化したとしても、それで借金の残高が減るわけではない。それ以上ふえなくなるというだけであって、それから、その段階でもまだ借金の残高は残っているわけでございまして、これをやはりある一定の水準まで下げる努力を財政健全化のためにはしなければいけない、このように考えます。

今現在、歳入の三割以上を公債の発行に依存しております。これは今、残高と合わせて、後の世代、我々のまた子供の世代、孫の世代に繰り越していく、先送りしていくという状況が続いておるわけでございまして、やはりその残高をある水準まで下げないと、子供たち、孫たちの世代が我々のツケで苦しんでいかなきゃいけないということになりますので、やはり二〇一年の目標、ただでなく、その後借金をいかに減らしていくか、あるいはどの水準まで減らしていくかということをもっと長期で考えて、トータルの財政の健全化に道筋をつけていかなければならないというふうな考えですが、大臣の今後の財政運営の長期の方針についてお伺いさせていただきますでしょうか。

○額賀国務大臣 土井委員の本当に極めて健全な御意見、御提言は、まことに的を得たものと思えます。

クリントン大統領がかつて、子供たちの小切手で親たちが勝手に好きなものを買っていったのかというようなことを言ったことがありましたけれども、我々もやはり、みずからの責任でみずからの時代でつくった借金は返しておくというふうなのが日本人の矜持だと私は思います。

そういう意味では、やはりプライマリバランスは一つの里塚であります。利払い費を含めてきつと財政収支のバランスをとっていく、そして元本を返していくというのが、これは先進国の皆さん方の目標であります。我々も、そういう目標を掲げてきつと前進をしていかなければ国際的な信頼を得ることはできないというふうに思っております。それから、そういう新しい目標をつくるこの国家運営、財政再建に邁進をしていくことが大事であるというふうに思っております。

○土井（真）委員 ぜひとも、そういう新しい目標をつくっていただいて、長期の財政の健全化に向けての取り組みをしていただければというふうに思います。

それでは次に、所得税法等の一部を改正する法律案等についてお聞きいたします。

本年度、平成二十年の税制改正での課題というのは、今お話がありましたこういう大変厳しい財政事情の制約の中で、幾つかの効果的な、政策的な課題を講じていかなければいけないということでございます。特に、全体として我が国の経済状況、原油価格の高騰あるいはサブプライムの問題等で、実体経済にも非常に厳しいマイナスの影響が考えられております。

そして、先ほど大臣のお話にありました、こういう厳しい中で経済を活性化していく、活力ある経済をつくっていくというためには、いろいろな政策的課題を掲げて取り組まなければならないんですけれども、今現在、この日本の経済状況についてどのような認識をお持ちか、お伺いさせていただきます。

○額賀国務大臣 これはよく言われておりますけれども、十九年度の経済見通しは下方修正をいたしました。これは、改正建築基準法によりまして住宅の着工件数が大幅に減少したことの影響、それから、思った以上に消費が伸びていない。しかし、企業の設備投資とか収益は非常に底がたいものがある、いいものがある。そういう中で、経済全体としては一部に弱さが見られるものの、基

調としては、企業部門が底がたいので景気回復が引き続いて続いているという認識をしているわけでございます。

ただ、日本の経済は輸出依存が強いところがありますので、これに米国経済が、今後サブプライム問題の影響がどういうふうな波及していくのか、そういうことをよく見ていかなければならない。あるいは、原油高がどういうふうな形で実体経済、日本の経済に影響していくのか、そういうことを見詰めていかなければならない。そういうことを考えながら、きょうは福田総理の主導のもとで、年度末の金融、中小企業対策等について手厚い政策を決定させていただいたところでありますが、そういうことも含めて、我々はきめ細かい対応をしていく必要がある。

その一方で、もう補正予算は通過させていただきましたけれども、これをできるだけ早く執行を早くしていくこと、それから、来年度予算案、二十年度予算についても、しっかりと審議をしていただいて年度内に成立をさせていただいて、経済活動の安定に資するようにしていくことが大事であるというふうに思っております。

○土井（真）委員 ありがとうございます。

それでは次に、税制の方に、個別に入らせていただきます。

特に、今回、いろいろな中小企業税制とかあるいは法人関係税制、大変多くの措置が講じられていると思います。それぞれすべてについていろいろお聞きしたいんですけれども、時間の制約もありますので、幾つか焦点を絞ってお聞きさせていただきます。

それで、先ほど来あります経済の活性化、競争力強化といった観点から、今回、非常に充実した税制として、中小企業に対するいわゆるエンジェル税制についてお伺いしたいと思います。

平成九年度にこのエンジェル税制が創設されたときというのは、まだ私も民間で会計士として仕事をしておる最中でございまして、この税制ができたときは、大変すばらしいものができたと思っ

て、新聞に出たときに非常に喜んだ覚えがございます。ところが、実際に私の仕事上使おうと思つて中身を見たときに、ほとんど使えない、全く使えないような内容でございます。大変失望したことをよく覚えております。

特に、中小・個人事業者だとかあるいは中小の企業が事業を立ち上げるときというのは、大変苦しい思いをする。そしてまた、資金的にもいろいろな手だてを考えなきゃいけない。今具体的にあらのは、いわゆる国金ですね、国民金融公庫、そして信用保証協会、この二つが、通常起業される方は大体利用しようと思つて。さらには、自分で用意したお金等で起業をしていくわけですけれども、なかなかそういう政府系の金融もすぐに資金を融資していただけるわけではない。また、そのためのハードルも幾つかあるということ。大変苦勞して資金を調達して起業がスタートしていくというのが現状でございます。

そのようなときに、このエンジェル、いわゆる資産家とか、あるいは、そういう若い起業家を応援しようという社長さんとか中小企業のオーナーさんとか、何人かいろいろな方がいるんですけども、その人たちが若い人たちを応援しようと言つて投資をしてくれるわけでございますけれども、そのときに、日本はこういうしつかりした後押しする税制がなくて、それで、平成九年の出たときに非常に喜んだ覚えがあるんです。

その後何度か改正されて、少しずつ使えるようになってきたという意識は持つていたんですけども、それでもまだ現実に使おうと思つと、大変使い勝手が悪いというか、なかなかそれを使つて投資しようというモチベーションの後押しにならないという状況だったんですけれども、今回のエンジェル税制は、そういう意味において大きな一歩を踏み出した、大変使い勝手のいい税制に変わつてきているのではないかとこのように考えております。

改めて、今回のエンジェル税制の改正の目的、ねらい等を御説明いただけますでしょうか。

○額賀国務大臣 もう土井委員御承知のとおり、今でも、新しい企業を起こすよりも廃業する人の方が多いというのが中小企業の現実の姿であります。日本の元氣というか勢いをつくり出していくためには、やはり、新しい仕事、それからリスクを背負つてチャレンジしていく、そういう姿がなければならぬ。

そういう意味では、ベンチャー、エンジェル税制というのは多くの人が期待をしてきたところでありまして、現場の人たち、これを活用する人たちにとつては、先生がおっしゃるように、余り使い勝手がいい制度ではなかったということ。よく聞かされてきたわけでございます。現行の投資段階の優遇措置というのは、株式譲渡所得を有する者のみが利用できる仕組みになっていて、わけですね。

今回、起業期のベンチャー企業に対する資金を広く呼び込む観点から、起業期のベンチャー企業への出資を寄附金と見立てて、より多くの方が利用できる寄附金控除の仕組みを新しくつくれたわけでございますから、これは、今までと比べれば画期的なことと思つております。これによつて、ベンチャーにチャレンジする人たちが勇氣を持つてやつていただくことができればありがたいというふうにも思つております。それが我が国の経済の活性化に役立っていくことを期待したいというふうに思つております。

それから、こういう制度は、現場の人の声をやはり活用して直していくことが大事だというふうに思つております。

○土井(眞)委員 ぜひとも、大臣、今、現場の声を聞いてということでございましたので、現場の声をいろいろ取り入れて、さらにまたよい制度にして、若い、あるいはやる気のある起業家がどんどんチャレンジできるような制度、税制をつくつていただきたいというふうに思いますので、よろしく願ひします。

それでは次に、今回、いわゆる日切れの租税特別措置、何件かございます。その中の一つについ

てお伺ひさせていただきます。

オフショア市場に係る預金等の利子の非課税措置というのはこの今回の租税特別措置法の日切れ法案の中にございますが、そもそもオフショア市場とは何かということ概要をわかりやすく説明していただいて、そして、このオフショア市場に係る預金等の利子の非課税措置が仮に三月三十一日で期限切れという状況になった場合、どのような影響が生じるかもあわせて御説明いただけますでしょうか。

○玉木政府参考人 オフショア市場について御説明申し上げます。

一般にオフショア市場は、海外から調達した資金を海外で運用する外へ外取引と言われるものでございまして、これを国内の金融税制上の諸規制を受けることなく自由に行うことができる市場を指して言つております。

東京オフショア市場、これは、我が国金融市場の活性化あるいは円の国際化を推進するために、昭和六十一年十二月に創設されたものでござい

ます。より具体的には、財務大臣の承認を得ましてオフショア勘定を設けた金融機関は、この勘定を通じて非居住者との間で預金であるとか貸し付け等の取引を行うことができ、これらの取引を国内金融市場と遮断した上で、金利規制や準備預金制度あるいは預金保険制度の対象外とすることができ、非居住者に帰属する預金等の利子について非課税措置が講じられていゐるものでござい

ます。このオフショア勘定、東京のオフショアマーケットで経理されております預金等の負債残高、昨年末で約二十四兆円となっております。

○加藤政府参考人 ただいま御説明がありましたように、オフショア市場につきましては、まさに資金調達を海外から行う。そのため、今回、税制の措置といたしましては、その資金調達に係る利子を非課税とするものでございまして、これがまさにオフショア市場の基盤をなしているものでござ

います。

この非課税措置の期限が仮に切れることになりましたら、課税を避けるために海外からのオフショア市場への資金流入が大幅に減少し、金融機関の資金調達や金融市場に影響を与えることが懸念されるところでございます。また、国際金融市場の重要な品ぞろえの一つでございますオフショア市場の基盤が失われまして、金融資本市場の競争力強化を目指す我が国の国際的信用が失墜するおそれもあると考えております。

○土井(眞)委員 さらに、オフショア市場についてもう一点お伺ひしたいんですけれども、今、説明がありましたように、このオフショアの制度は、国際金融のマーケットでは大変重要な制度でございまして、今まで、こういう大切な制度がなぜ租税特別措置という形で日切れになるような状況であつたのか、その点を御説明願ひますでしょうか。

というのは、そういう大切な市場であれば、期限を切らない形できちんと税制上の措置をしていなければならなかつたというふうに思ひますが、今回そういう状況があるということですので、そのところを御説明いただけますでしょうか。

○加藤政府参考人 御指摘のように、オフショア市場の根幹でございますこの特別措置につきましては、期限を設けておつたわけでございます。

この理由といたしましては、あくまでも、本来課税されるべき利子を非課税にするという特別措置、これはやはり、運用状況を踏まえて適時の見直しが必要であるという考え方で期限を付してまいりました。

しかしながら、今般、本租税特別措置の期限のあり方につきまして、措置が切れた場合の影響、措置の運用状況、諸外国の状況等を精査し総合的に検討したところ、期限を付さない措置とすべきとの結論に達したところでございます。

今後とも、本措置の運用状況は適宜監視し、必要を見直しを行います。今回、期限を付さない措置ということをお願いをいたしております。

○土井(真)委員 ぜひと、我が国の金融マーケットに対する信頼をしっかりと築くためにも、そのような措置をしっかりと今後もやっていくべきだ、ただそれだけではいふうにお願い申し上げる次第でございます。

時間が参りましたので、私の質問は以上とさせていただきます。どうもありがとうございます。

○原田委員長 次に、中根一幸君。

○中根委員 自由民主党の中根一幸です。

さて早速ですが、平成二十年度における公債の発行の特例に関する法律案に関連しまして質問をさせていただきます。先ほどの土井議員さんの質問と重なる点もあるかと思いますが、何とぞよろしくお願ひ申し上げます。

我が国の財政は、御承知のように、先ほどもお話をありました、大変な状態でございます。国、地方の借金が平成二十年度末には七百七十八兆円、これは、国民全体のGDPの約一・五倍に達する、これは、主要先進国の中でも最悪の状態にあるわけでございます。また、先進国のほとんどの対GDP比では、この借金を八〇%以内に抑えている、ということからしても、我が国がいかに最悪の状態にあるかということがうかがえるわけでございます。

そして、今後我が国は、他国には経験したことのないスピードで、急激なさらなる高齢化が来るわけでございまして、これに伴う年金、医療などの社会保障に要する経費が年々増大する中で、財政健全化というのは、これはもう私が言うまでもなく、喫緊な、大事な課題でございます。

こうした観点から、二十年度予算は、総額を抑制し無駄をカットする中で、地域活性化、国民生活の安心、安全に重点を置いていくわけでございしますが、めり張りのついた予算とするためのどのような取り組みをしたか、もう一度お伺いしたいと思ひます。

また、額賀大臣の先般の所信表明の中でも述べられておりました、予算における無駄の排除のた

めの徹底した取り組みについての詳細も御答弁をお願い申し上げます。

というのも、昨今の新聞などの論調から察すると、これら政府の改革への御努力が余り国民に伝わっていないのではないかと思ひます。また多くの国民は、国は相変わらずいわゆる税金の無駄遣いをしていっているのではないか、また、非効率的な税金の使い方をしているのではないか、と疑念を抱いているんです。

ですから、無駄の排除のための徹底した取り組みを行っていることについて、例えば随意契約、先ほどもお話をしましたが、見直しや、また予算執行調査結果、会計検査院の指導事項の反映など、そしてまた予算の効率化のためにどのようなことをやっているか、特別会計の見直しや、また、独法の支出の見直しなどの取り組みについての説明をお願い申し上げます。よろしくお願ひします。

○額賀国務大臣 今、中根委員がおっしゃるよう、来年度予算編成を行うに当たりましては、日本の経済を元気にさせなければならぬということ、それから財政再建もしなければならぬということ、あるいはまた、参議院の選挙等の国民の声に耳を傾けたときに、やはり地域を活性化させていかなければならないこと、それから、医師不足とか医療の充実とか、医師不足をどういうふうに解消して国民の皆さん方に安心をしてもらうか、そういったことを念頭に置きながら予算編成をさせていただいたということでございます。

おっしゃるように、社会保障の経費というのはこれからウナギ登りで伸びていくわけでありますから、我々は、そういう中でも無駄を省き、歳入歳入改革をきちんとしていかなければ財政再建にはならないということになるわけでございます。

おっしゃるように、無駄を省くという意味では、例えば、先生もおっしゃられた随意契約の見直しをして一般競争入札をする、そういった形をとることによって、二十年度予算では三百八十一億円を反映させていただいております。それか

ら、会計検査院のいろいろな勧告、指摘事項、そういったことをきちんと我々も踏まえて査定をし、百五十二億円を予算の上で反映させていただいている。

それから、我々の主計局で予算執行調査をして、無駄を省き効率的にいくために、三百四十二億円の無駄を省いた形の努力をさせていただいているわけでございます。

それから、当然、特別会計とか独立行政法人においても、これはもうきちんと国会の中でも厳しく、そして激しく論議が行われていることを反映して、我々も徹底的に無駄を省いていく作業を行っているわけでございます。

例えば重点配分では、予算配分としては、成長力という意味では、次世代スーパーコンピュータの整備を行うとか、再生医療の実現化に努力をするとか、あるいはまた地域の活性化において、先ほども言いましたけれども、地方の元気再生事業、あるいはまちづくり交付金、地域再生交付金を引き続いてプラスにしていって、あるいは国民の安全、安心のためには、医師確保対策、災害リスクの増大に対しては、水害とか土砂災害対策をきちんとして災害による死者はゼロにする、そういう総理の考え方も反映して我々は努力をさせていただいたという経緯があるわけでございます。

独法の見直しについては、二十年度における独立行政法人による国庫納付額等で逆に財政に貢献をしてもらっているというふうなこともあります。これは特別会計でもそうでございます。また、予算においても、特別会計の場合なんかは、十八年度でマイナス〇・五兆円、十九年度でマイナス〇・七兆円、二十年度においてもマイナス〇・三兆円というふうな、効率化、コスト削減をきちんと図らせていた、いただいているということでございます。

もちろん、公共事業は五年間で一五%のマイナスをしてきて、道路予算なんというのは、もう半減をしているということもあります。

そういうふうな我々は歳入歳入改革について厳然たる姿勢を貫いているということを、国民の皆さん方にもぜひ御理解をいただけるように努力をしていきたいというふうに思っております。

○中根委員 ありがとうございます。

随意契約の見直しということで、予算段階での単価の見直し等を含めまして、事業の廃止等三百八十一億円の反映額が百六億円でございまして、三倍以上になっているということでございます。また、予算執行調査結果におきましても、三百四十二億円ということですが、前年度が二百八十八億円。そして、会計検査院の指導、指摘事項の反映ということで百五十二億円というお話、前年度がやはり八十五億円でございました。

そしてまた、大臣の方から、特別会計の見直しについて、そして独法の支出の見直しについて確実に予算も削減しているというお話、そしてまた、財政に貢献をしていただいているとお話もいただきました。また、道路財源予算についてはもう半減しているんだということについて等々、お話をいただいたわけでございます。

今後も、徹底した予算の無駄の排除、また予算の効率化について積極的に取り組んでいただくよう、心からお願ひを申し上げます。

次に、二〇一一年度のプライマリーバランスの黒字化についての関連した質問をさせていただきます。

先ほども土井議員がおっしゃってございました。先月発表した内閣府のプライマリーバランスの黒字化に関する試算を見ると、非常に私も心配になりました。この試算を見ますと、二〇一一年度の黒字化に向けた道のりというのは、本当に決して楽観できないと率直に感じた次第でございます。

平成二十年度から四年間の経済財政見通しを示した内閣府の参考試算をもとにして、成長戦略の効果が上がった成長シナリオと、成果の効果が上がらなかつた場合、また、世界経済など外的な経

済環境も厳しい場合のリスクシナリオを想定した場合、さらに、各シナリオで歳入削減・歳出削減を踏まえ、十四・三兆円が歳入削減した場合、そして十一・四兆円が歳出削減した場合のこの二つのケースを試算し、合計四通りの試算から成るものですが、今回の試算では、改正建築基準法施行の影響など名目成長率が足元から低下したことや、また、物価上昇のおそれなどにより税収が減少するため、成長戦略と歳入削減が最も効果を上げた場合でも、そのシナリオでも平成二十三年度の基礎的財政収支は約七千億円の赤字になるというものでございます。

これまで国民に累次にわたりお示してきた二〇一一年度のプライマリーバランスの黒字化の実現、これが必要なことはもちろん変わりないわけですが、このような大変な状況下の中でどのように達成していくのか、改めて見解をお伺いしたいと思います。

そして、これは新聞、マスコミ他の論調を聞いていると、小泉内閣、安倍内閣に比べて、福田内閣は改革に後ろ向きになっているように残念ながら言われております。もちろん、私個人はそのようには思っておりませんが、実際の世論はそのように感じているようでもございます。日本には改革ができないんじゃないかといった心理が不安を呼び、これは国内だけでなく、国外もそのように見られているようでもあります。先月一月には、外国人投資家が売り越した額も過去最高というふうに向っておりますし、御承知のように、株価も大変下落しております。

こういった状況から、まさに政治のリーダーシップをとっていき、改革の意思を示し、国内外に発していくべきときだと考えております。

そもそも、プライマリーバランスの黒字化というのは、先ほども話ございましたが、財政健全化のために、これはゴールではなくて、いわゆるスタート、第一歩にすぎないわけでございます。このことが仮になかなかできないということになると、大田大臣も先日の演説の中で、日本は

もはや経済は一流ではないというメッセージとともに、非常に悪いシグナルを国内外に与えかねないと思うわけでございます。

そういったことから、大臣の改革に対する意気込みと決意をあわせて改めてお伺いしたいと思います。

額賀大臣におかれましては、経済は一流ではないという一部の意見もありますが、私はこういうふうな改革を着実にしっかりと行っていく、数年内には一流に戻す、そういった勢いでやっていきたいというような意気込みをぜひとも述べていただければと思いますので、よろしくお願いいたします。

○額賀国務大臣 中根委員の熱情あふれた、国を思う気持ちが伝わってきます。

先ほども言いましたように、やはり、国家財政再建というのは日本の国の大きな目標の一つであります。したがって、プライマリーバランスの達成は、これは実現をしなければならぬ。

思い切った歳入削減をつくっていくこと、日本の経済の成長を続けていくこと、それから、社会保障等のこれから増大するそういう経費について我々は負担とバランスをよく考えていかなければならないということ、そういう中で、消費税を含めた税体系をきちつとしていくことが大事であるということ。

それから、成長による税収は、やはり安定したものを、景気はよくなったり悪くなったりするものでありますから、景気がよくなつて税収がふえることは、期待できることは期待したいけれども、それだけに頼ってはなかなか財政再建というのはできない。だから、歳入削減をしたり、あるいはまた負担と給付のバランスを考えたり、税体系全体を見直す中で考えていかなければならないというふうに向っております。

それから、福田総理、この福田政権も、やはり改革の柱は掲げている。小泉政権時代の改革というのは、どちらかというと、既存の権益とか組織を破壊するようなどころから新しいものを生み出

そうという性格が強かったと思えますけれども、これからは、福田政権が目指すのは、やはり改革をしながらかつた新しいものを生み出す、創造をしていかなければならない。

そういうものは、内政的にもあるいはまた外交的にも我々はチャレンジ的に行う必要がある。環境問題でいいます。それは、少子高齢化であり、環境問題であり、あるいはまた資源エネルギー問題である。そういったものをどういうふうにして克服していくのか。

少子高齢化対策、これは、国内で多くの言ってみれば子供を産んでくれる環境を整えていくこと、あるいはまた労働人口が減っていくから、その労働人口をどういうふうにかつていくのか、そういうことをよく考えていかなければならない。環境問題もそうしなければならぬ。そのためには、技術革新等もチャレンジしていかなければならない。

そういうことが我々の努力によって一定の成果を上げることができれば、日本は世界のフロントランナーになれると私は思っております。改革と創造で、そういう少子対策だとか環境問題だとか資源エネルギーの問題にきちつと解決の道を探っていく努力をしていくことが大事であるというふうに向っております。

○中根委員 額賀大臣の熱意ある御答弁、ありがとうございます。世界のフロントランナーということで、改革と創造をこれからしていくんだと強い決意を感じた次第でございます。

歳入歳出一体改革で求められている歳入削減、これは、着実に実施することは当然のこととして、さらなる、それを上回る削減の可能性、この英知を結集してさらに探っていただきたく、またそれを実行していただきたく、お願いを申し上げます。

また、社会保障等の安定的な財源確保のための税体系の抜本的な改革について、早急の議論は必要だと思っております。ただ、そのときに注意しなくてはならないこと、これはやはり何と

も、安易な財源確保のための増税とか、また、既得権益を守るための増税と国民の皆様誤解を招く結果にならないように、これは釈迦に説法で大変恐縮でございますが、十分注意して行っていたきたいと思います。

今後とも、今まで以上に改革を推し進め、プライマリーバランスの黒字化、そして財政再建を推し進め、先ほども話がありました、子や孫の代に負の遺産を残さないように、一生懸命御努力のほどよろしくお願い申し上げます。

時間がなくなつてまいりましたが、続いて質問させていただきます。続いては、所得税法の一部を改正する法律案に関連して質問をさせていただきます。

我が国の経済活性化、競争力強化、これがこの平成二十年度の税制改正の大きな柱となっていると理解しております。

そこでまず、我が国経済の持続的な成長を実現するためには、将来の発展の基盤となるイノベーションの創出が重大な課題となっております。このため、平成二十年度税制改正において、研究開発投資へのインセンティブを高める観点から研究開発税制を大幅に拡充していると伺っておりますが、これについての改正の趣旨と概要をまずはお伺いいたします。

○額賀国務大臣 中根委員がおっしゃるとおり、やはりイノベーションは、現場から研究開発をして、それを商品化したり現実に結実させていかなければならない。そのために研究開発投資をふやしていくことは、将来の日本の成長を約束していくことにつながっていくものと思っております。その意味で、今回、研究開発税制を拡充することにしたわけでございます。

具体的には、もう委員も御承知のとおり、試験研究費の総額に係る税額控除制度、現行、法人税額の二〇％を限度としているわけでございますけれども、これに追加をいたしまして、新たに税額控除制度を法人税額の二〇％を限度として加えることとして、最大で法人税額の三〇％まで税額控

除ができるようにしたわけでございます。私は、委員のおっしゃるように、これは研究開発投資への大きなインセンティブになるものと思っております。

さらに、新たに加えた税額控除制度については、試験研究費を増加させていない場合でも、今までは増加させていた場合だったけれども、増加させていない場合であっても、売上高に占める試験研究費の比率が高ければ税額控除を可能とするという制度にしたところが特徴であると思っております。

○中根委員 よく理解させていただきました。ありがとうございます。

時間が来ましたので、私の質問を終わらせていただきます。

○原田委員長 これより内閣総理大臣出席のもと質疑を行います。

質疑の申し出がありますので、順次これを許します。石原宏高君。

○石原(宏)委員 おはようございます。自由民主党の石原宏高です。

本日は、十五分という短い時間ですが、福田総理にも参加いただきました当委員会において質問をさせていただきます。

まず、道路特定財源の暫定税率の維持に関する議論について質問をさせていただきます。今、ちよつと資料を配らせていただいております。

一部のマスコミで経済評論家の方々が、道路特定財源の暫定税率を撤廃するとあたかも物価が下がるようなそういう発言をされておりますが、資料の一枚目に載せていただいたように、値段が下がるものは自動車向けのカソリンそしてトラック向けの軽油であつて、例えば石油ストーブ向けの灯油は、これは暫定税率がかかっていませんで下がりがみせし、ビニールハウスなんかに使われているのはA重油であつたり灯油だつたりするわけでありませけれども、こういうものも下がらない。また、原油価格が上がつて漁業の方々が漁に行けないという話がありますけれども、そう

いう漁船向けも重油が使われていて、暫定税率が下がつたからといって、こういう方々のコストが下がるわけではありません。

財務大臣にお聞きいたします。道路特定財源の暫定税率が撤廃されると物価が下がると予想されているでしょうか。また、そういう予測はされていらないとしたら、この私の意見の御感想をお伺いしたいと思ひます。

○額賀国務大臣 なかなか議論の対象になつてはいなかつたのでありますが、さすが石原先生、庶民の目線に立つてしっかりと御指摘をいただいたと思つております。

財務省でもきつちりという分析をしているわけではないんだけれども、特段の計算は行つていないわけではないんだけれども、おっしゃるように、ガソリンとか軽油以外の灯油等の石油製品に対しては、税率変化の影響はないわけでございます。また、ガソリンとか軽油以外の財・サービスの物価水準に対する影響というのはそんなに大きなものではないと思つております。したがつて、私は、石原先生の御指摘は極めて的を得たものというふうに思つております。

その意味で、国民の皆さん方にも国民経済、生活の混乱を起こすことがないように、ぜひこの年度内に予算を通過させていただくことを心から期待をしたいというふうに思つております。

○石原(宏)委員 予算委員会やテレビの討論等で、野党、特に民主党の方々の道路特定財源の暫定税率撤廃の理由を聞いておりますと、暫定税率が三十四年も続くのはおかしいだとか、道路をつくるだけになぜ目的税があるのかといったようなことがあるんですけれども、今まで暫定税率が維持されてきたのは、必要な道路建設の計画があつたからであり、また、道路特定財源だけではなくて、電力会社に対する電源開発のための目的税もありませし、今、消費税を社会保障に対する目的税にしよふんというふうな議論がある中で、道路だけの目的税がおかしいというのは、ちよつと私は説得力に欠けるのではないかとこのように

感じております。

ただ、原油高騰の中に、特に生活のために車の依存度が高い地方の方々のためにガソリン代を引き下げる目的に暫定税率を撤廃するという主張は、それなりに私は何となく納得がいくところもあるんですが、ただちよつと耳ざわりがいいような話で、ただ、民主党さんが主張されるように、二・六兆円の規模の減税等を行うとともに、同程度の公共投資をやめるといったことが本当に経済政策としてあり得るのか、景気浮揚政策としてあり得るのか、私は大変疑問に感じてるところであります。

結果として地方の方々は、ガソリン代は下がつた、やつたと思つていたら、公共投資が全く減つてしまつて、いろいろな影響で経済に影響して自分の収入が減つてしまつて、えつ、収入が減つちやつたよというふうなことになるかどうかが心配でなりません。

そこで、かつて、これほどの規模の減税と、その見合いの同額の公共投資を削減するといったような政策がとられたことがあるのかどうか、財務省にお伺ひいたします。

○額賀国務大臣 よく、減税をすれば内需拡大、消費拡大に結びついて景気対策になるという意見もありましたけれども、バブル経済崩壊後、我々も所得税減税とか公共投資をたくさんやつてきました。だけれども、その所得税減税が本当に景気対策に結びついたのかどうかということもきちつとこれは検証していかなければいけないんだけれども、いろいろな意見があります。

このときに、今のよう景気が若干下り方リスクがあるとき、あるいはまた少子高齢化とか将来に對する不安が若干あるとき、そういうときは、減税をしたからストレートにこれは消費に回るのかどうかということとはよくよく考えてみなければならぬ。

公共投資というのは、これは仕事が必要とされるわけですから、それは、景気対策としては公共投資の方が今のような時代は目に見える形になる

んだらうというふうに思つておりますけれども、ただ、ある意味では、政府が財政でこれから公共投資をふやして景気対策をしようとする政策がいかにどうかは別にして、一般論で言えば、そういう公共投資は目に見える形で景気に反映をさせることができるということだろうと思つております。

○石原(宏)委員 私は、やはり、民主党が言うなら、ある程度公共投資は維持しながら減税をするんだつたらいいと思ふんですが、ですから、そういう協議をぜひともしていただきたいと思ひます。

済みません、総理がいらつしやるので、一つお願いをしたいことがあります。道路特定財源で国土交通省の職員の方が、福利厚生品のスポーツ用品として、例えば平成十八年、十一品目、百三十四万円や、マッサージチェア、一九八九年から二〇〇二年ですが、二十三台、約四百五十万円も購入したということが予算委員会やテレビの報道で報道されて、多くの国民が、道路特定財源が無駄遣ひされているというふうな強く感じております。総理、ほかにもありますけれども、どうかこのようなことがないように、しっかりと冬柴大臣に御指示をいただきたいと思ひます。

さて、予算委員会の議論を聞いていて大変気になった点があります。実は、きのうのこの委員会のことにも関連するんですが、政府は、無駄な道路と無駄ではない道路をどう判定しているかという点が大変気になりました。

国土交通省にお聞きいたしますけれども、十年間で五十九兆円の中計計画がありますが、確かに、今の時点では事業主体や事業内容が未定であるがために、Bパイク、費用対効果分析が評価できないのはわかりますけれども、当然、この平成二十年年度予算、二〇〇八年度の新規改築事業については厳格な事業評価を行うべきではないかと思ひますけれども、その点についてお伺ひしたいと思います。

またさらに、今後も十年間暫定税率を維持し

て、この五十九兆を見直しをしながらでもつくっていくとすれば、毎年毎年のその新規改築事業についてはBバイCをしつかりと行つて、BバイCが一以下の事業は絶対に行わないということと考えていらつしやるという認識でよろしいか。

その二点、御意見を聞かせたいと思ひます。

○平井副大臣 基本的に議員のお考えのとおりでございまして、実際に事業着手するに当たつては、その時点における最新のデータに基づいて新規事業採択基準評価を行うということにしています。

また、BバイCですね、一以下の事業は行わないのかということですが、そのとおりでございします。

○石原(宏)委員 しつかりと各年度でこのBバイCの評価を新規改築事業には行つていただいて、まさに、無駄な道路はつくつていないということをしつかりと国民の方々に示していただきたいというふうに思います。

ただ、これは私のちよつと主観的なところかもしれないけれども、国民が十年の暫定税率の維持に対して少し懐疑的なのは……(発言する者あり)かななり。わかりませんが、それは民主党の意見かもしれないが、今から十年間で道路を優先してつくるのか。高齢化社会が進む中で社会保障費が大幅に拡大する時代、その負担を消費税とか保険料に求めなければならないのではないかと考えるときに、一般の国民の方々が、道路は後回しでいいから、社会保障費の増の見合いの国民負担になるべく減らしてほしいと思うのが私は心情ではないかと感じるんですけれども、最後に、福田総理にちよつとお伺いをいたします。

総理は、昨日の本会議の質疑に際し、抜本的な税制の見直しについては社会保障国民会議の議論を踏まえて検討されるというふうに答弁をされましたが、今回の道路特定財源の暫定税率が十年間継続されるこの法律が、所得税法の一部改正をする法律が成立したとしても、抜本的税制の見直し

をその前に行うときには、この十年間の暫定税率の維持ということを見直すことがあり得るのかどうか、そのことを御意見を聞かせたいと思ひます。

○福田内閣総理大臣 社会保障問題は、これは年金問題もございしますけれども、国民の安心という観点から極めて大事な課題である。そこで、今の日本の社会というのは、これは急速に変わりつつありますね。高齢化が進んでいる、そしてまた人口も減少しているというそういう構造変化が起つてくるわけですね。ですから、将来安心できるかどうかということについて、今の若い人も大変な心配をいつらつしやるかと思ひます。

ですから、その安心を確保するためにも、社会保障制度全体について今ここで考え直さなければいけないのではないかと今思ひまして、先般、社会保障国民会議というものを立ち上げまして、そこで大きな議論をしていただくというように思つております。国民会議でございしますから、国民の各層の方々に集まりいただく、そしてまた、そのメンバーだけでなく、そのメンバーがいろいろなグループの方々に接していただくというような対話をしながら国民世論の形成に努めていきたい、また同時に、国民の方々に社会保障というのはどういうものかということを理解していただく、そういう場にしたいというように思つております。

そういう意味で、野党の皆様方にもお声をおかけして、そして参加していただく、自由に御討議いただくというような、そういうような場をつくつてまいりたいと思つておりますのですけれども、ぜひよろしく御願いをしたいと思つております。

そういうことで、社会保障、まず手をつけま。しかし、と同時に、日本の姿というものは、これは今転換期ですね。今、人口の高齢化というふうなことを申し上げましたけれども、しかし、それと同時に日本を取り巻く環境というのは大きく

変わつております。今まで、日本は世界第二の経済大国と言つていた。あと五年後にどうなつていくかということも考えなければいけない。そしてまた、もつと大きな環境の問題というようなことがありまして、これは世界同じ問題でありますけれども、この問題に対処をどうしていくかというようなこともありますね。

そういうことを、全体を考えながらこれからいろいろな政策を進めていかなければいけない。そのどれ一つを抜いても、これは将来設計というのにはできないだろうというように思ひますので、そのことを総体的に考えて、社会保障も考え、そして道路財源も考える、こういうことにならうかと思ひます。

自動車関係の諸税につきましては、昨年の十二月七日の政府・与党合意におきまして、「税制の簡素化が必要」という指摘もあります。「今後の抜本的な税制改革にあわせ、道路の整備状況、環境に与える影響、厳しい財政状況等も踏まえつつ、暫定税率を含め、そのあり方を総合的に検討する。」というふうな決めたわけでございまして、こういうふうな考え方を踏まえて適切な対応をしていく。その際には、先ほど来申し上げております、全体のあり方そのものを考えながら進めていくということが大事であるかと思つております。

○石原(宏)委員 時間が参りましたので質問を終わらせていただきます。

ぜひとも、縦割りではなくて、福田総理におかれましては、大なたを振るつて、横断的に国民のことを考えて改革を進めていただきたいと思ひます。

ありがとうございます。

○原田委員長 次に、大口善徳君。

○大口委員 公明党の大口善徳でございます。きょうは、総理に主に聞かせていただきます。

私は、二〇〇四年、党の消費者問題のプロジェクトチームの座長をしておりまして、消費者基本法の抜本改正にかかわらせていただきました。消

費者というのは保護の対象であつて、権利の主体である、こういう理念に基づいて抜本改革、改正をしたわけでございます。

総理は、生活者、消費者主役の政治を主張されたのはまことに私は画期的なことである、こう思ふわけでありまして。国民生活審議会では生活安全プロジェクトを立ち上げられ、さらに、消費者行政推進会議において、消費者行政を一元化するための強い権限を持った新組織、これの創設の検討を指示されたわけでございます。我が党も長年にわたつて主張してきたことでございますので、積極的に御協力、また参画させていただきたい、こう考えております。

一九六二年三月十五日、時のケネディ米大統領は、消費者の利益保護に関する大統領教書を発表し、消費者主権の原則を明らかにしました。

私は、総理が政治姿勢のバックボーンとして、消費者が積極的に創造する社会が掲げられることを期待しております。消費者が安心、安全に住める社会、消費者が政策決定に参画する社会、消費者が地域産業を方向づける社会、消費者が健全な心身と環境を創造する社会、そして、その具体案といたしまして、私は坂口副代表ともいろいろと話し合つておるわけでございしますけれども、経済財政諮問会議、この構成メンバー、いろいろ議論されておりますが、私は、民間議員に消費者代表を加えるべきではないか、こう考えております。

また、税制とは政治そのものでございします。そういう点で、消費者の視点に立つた税制改革案をまとめるということ、そして、消費者から見た地域産業の活性化案をまとめること、また、利用者、消費者から見た医療や介護、福祉政策の改善策をまとめること、この点につきまして総理の御見解を賜りたいと思ひます。

○福田内閣総理大臣 消費者重視をしてまた生活者重視といったようなこと、こういう発想の転換というのは、私は、正直申し上げて日本はちよつとおくれているんじゃないかと思ひます。政治も行政もおくれているというところ。これをやはり、

これからの、現在もそうですけれども、これからの日本の社会を考えた場合に、そして成熟した社会と言われる我が国の社会を考えた場合には、そういう視点というものを欠かすことはできないと思います。

あのケネディ大統領の発言も、実は私も坂口先生から伺ったことがあるんですけども、そういうようなことをアメリカではもう四十年前に考えているということでありまして、日本はそういう意味においては大変おくれしてきたということではない、そういう思いをいたしております。

ですから、そういった観点から、いろいろな部門についてそういう視点を取り入れていくということは必要だろうというように思います。

経済財政諮問会議においても委員を入れてはどうかというお話もございませうけれども、これは、委員の数も限られておりますので、時に応じてそういう専門の方々においでいただくというようにすることを、考え方を聴取したいというふうに思っております。

税制とかそれから地方の活性化とか、いろいろな場面がございませう。そういうすべての場面において委員のおっしゃっているような考え方というのは、どの場面でも必要なんだろうと思います。その視点を忘れないで政策実現に努めてまいりたいと思っております。

○大口委員 ありがとうございます。

次に、税体系の抜本改革につきましてお伺いをさせていただきます。

今、社会保障給付や少子化対策の安定的な財源を確保するために、税体系の抜本改革は避けることができません。総理は社会保障国民会議を設置されました。これはやはり、与野党を超えて議論を合意形成に努力をすべきである、私たちも真剣にこの議論に参加してまいりたい、こう考えておる次第です。

私は、この税体系の抜本改革に対して、私なりの四点について考え方を申し上げたいと思っております。

す。

まず一点は、税制改革による負担をお願いする前に、徹底した歳出削減、資産売却をすることが必要であるということ、二番目に、税制改革は、特に社会保障などにおける受益と負担の関係を明確にするなど、政策的必要性に基づいてそのあり方を検討すること、三番目に、その裏返しといったしまして、財政健全化に向けた国の借金の返済については、原則として経済成長による自然増を充てることを基本とし、増税分を借金の返済には充てないということ、そして、税制改革に当たっては、基本方針二〇〇七にもあるとおり、消費税だけでなく、所得税、法人税を含めた総合的な改革を行うべきである、こういうこととございませう。また今、総理から、消費者の視点そして環境の視点、これも大事である、こう考えておるわけでありませう。

公明党といたしまして、格差の固定化、拡大を防ぐという観点や、いわゆる垂直的公平の観点から、所得税における所得再分配機能を強化する、具体的には、最高税率を現行より高くするというようなことも重要である、こう考えております。

以上のような税制の抜本改革についての私なりの考え方について、総理の御見解を賜りたいと思っております。

○福田内閣総理大臣 税制を考えるに先立つてまずやらなければいけないのは、やはり歳出改革を徹底して行うということとございませう。

そういう前提に立つて申し上げますけれども、これからの社会保障制度を持続可能なものにしていくということも大変大事でございませう。その際に、少子化対策とかそれから社会保障の給付、そういった費用をあらゆる世代が広く公平に分ち合う、そういうふうなことが必要なんでありまして、そのことを実現するために、消費税を含む税体系の抜本的改革というのは、これはぜひとも実現をしなければいけないというように考えております。

その際に、我が国における所得、消費そして資産等への課税のあり方といったようなことについても、各税目がそれぞれ果たすべき役割等を踏まえまして、そして総合的な見直しを行う必要があると。

例えば所得税につきましても、所得再分配機能の適切な発揮や個人の多様な選択に対する中立性の確保といったような観点、そういうものを見ながら、税率構造や所得控除のあり方、そういうことを検討していくということも課題として考えておるところとございませう。

○大口委員 次に、財政健全化と道路特定財源の関係についてお伺いしたいと思います。

二〇一一年までにプライマリーバランスを黒字化するということについて、前の先生方からもこれについての危機感というものの表明もあつたわけとございませう。そういう中で、道路特定財源の暫定税率がなくなると、国一・七兆円、地方が〇・九兆円の減収、合わせて二・六兆円の歳入減になるわけとございませう。

民主党は、国の直轄事業の地方分担金を廃止し、地方道路整備臨時交付金については法改正によつて七千億円を維持するなどして、地方の道路財源は従来と同水準を確保でき、地方に財政負担を求めない、こういうふうな主張されておるわけとございませう。

ただ、昨日の公開討論会で麻生福岡県知事はこういうふうにおっしゃっているんですね。暫定税率廃止で地方収入が一・六兆円減る、民主党は地方には今までどおりの金を渡すと言うが、国の二兆円の道路予算が四千億円になり、基幹的な高速道路整備がとまる、道路体系が意味をなさなくなる。また、東国原宮崎県知事も、主要都市を高規格道路で結ぶことの重要性を訴えておられます。これは新聞報道でございませうけれども、二月八日上田清司埼玉県知事が民主党の幹部を訪れて、民主党案では国道の完成に時間がかかってしまつと詰めて寄つたということが報道されております。地方自治体の道路予算が減らなくても、国が整

備する幹線道路がつかないならば意味がないということとあります。直轄にしろ補助にしろ、全国各地の道路整備は、国と地方双方の財源によつていませう。地方の財源を確保しても、その分国の財源が減れば、国、地方全体としての道路整備水準は大幅に低下し、地方における道路整備も大きな打撃を受けるわけとございませう。これは、大体すべての都道府県知事の共通認識であるわけでありませう。

全国各地域における真に必要な道路整備水準を確保するということを前提にいたしますと、財政的に見ますと、一つとしては、社会保障や教育など他の経費を削減することになるのではないかと。

これは、東国原宮崎県知事が、道路以外の予算を道路整備に回せば医療や福祉に影響が出る、こう言っております。また、もしそういう他の社会保障や教育にしろ寄せをしないということになれば、国が、あるいは地方が借金をふやして歳入を確保する、こういうことになるわけとございませう。

そういうことで、基本方針二〇〇六で定められた歳出改革、これに悪影響を及ぼすとともに、せつかく四年連続、平成二十年度におきましても、新規国債発行二十五兆三千億円より確実に新規国債発行もふえるのではないかと。

そういうことで、この道路特定財源に穴があいてしまつと財政健全化の流れとの関係ではどうなのか、総理に御見解をお伺いしたいと思います。

○福田内閣総理大臣 もう委員御案内のとおり、日本の財政状況というのは極めて厳しい状況にあるということとございませう。

今後は、その上に高齢化が進むという、これは財政にとってはマイナス要因を抱えているわけですね。そういうような状況の中で新規国債の発行を抑制しなければいけない、こういうふうな財政状況で新規国債ということは考えられないというふうな財政健全化の努力を継続して平成二十年度予算も組ませていただいたということとございませう。

それは、要するに、将来世代にツケを回さないということが我々の責務であるという考えに基づくものでございます。債務残高の累増を避け、そして財政健全化をさらに進めるといふ観点からも、暫定税率は維持しなければいけないというのが我々の考えでございます。

○大口委員 道路特定財源には三つの偏りがあります。油種の中で、揮発油または軽油等に高い税率がかけられている。自動車のユーザーだけに課税されている。そして、東国原知事も主張されていますように、公共機関が発達していない地域、日常生活に自動車の利用が不可欠な方の負担がそうでない方よりも大きいということ。ですから、この偏りを納税者に理解していただくために、使途が極めて大事である、こう思います。

道路整備にこれだけ必要なので必要な費用の負担をお願いすることが大原則であって、そのための財源措置として暫定税率をお願いするというところでございました。受益と負担の関係からも整合性があるわけでありまして、逆に、その費用を道路と直接関係のない一般財源に使用するというのであれば、果たして納税者の理解を得られるのか、こういう疑問があるわけでございます。東国原宮崎県知事が、自動車ユーザーがなぜ一般財源に税金を払わなきゃいけないのか、こういうことを言っておるぐらいでございます。

昨年の道路特定財源に関する政府・与党の合意に、道路整備予算が毎年シーリングによって特定財源部分を下回ってくるような状況の中で現行の暫定税率を維持するためには、納税者の理解がなければならぬという立場から、無駄な道路を廃しコストを縮減するということが当然のことでありまして、地方道路整備はもちろんのこと、あかすの踏切の解消、そして使途の拡大分については、高速道路料金の引き下げ等、そしてまた一般財源については、環境対策などに活用することを強く公明党も主張してまいりました。

平成二十年度の予算において約千九百二十七億円が一般財源として活用されるわけでございます。

が、納税者の理解を得ることが非常に大事になってきます。この一般財源部分と納税者の理解との関係について、総理にお伺いしたいと思います。

○福田内閣総理大臣 道路特定財源につきまして、受益と負担の考え方、これを踏まえまして、暫定税率を維持した上で、その上で真に必要な道路整備を行う、そういうようなことを行うとともに、これを上回る額は納税者の理解を得られる歳出の範囲内で一般財源として活用する、こういうふうな仕組みになっているわけでありまして、それで、二十年度予算におきましても、千九百二十七億円を一般財源として活用するというようにしておりますけれども、これは、従来より一般財源で措置してきております、自動車に関連する、地球温暖化対策とか信号機の整備、交通事故対策といったような自動車関連歳出の範囲内でございます。納税者の理解を得られるように説明を申し上げていくところでございます。

今後は、一般財源としての活用を図っていくということに際しまして、さらに納税者の理解を得られるような努力をしていくことが必要だと考えております。

○大口委員 以上で質問を終わります。ありがとうございます。

○原田委員長 次に、平岡秀夫君。

○平岡委員 民主党の平岡秀夫でございます。

きょうは、本日に重要な法案を審議するというところで、総理にも来ていただきまして、これら、これらの法案を審議するに当たって、まず、総理のこの国のあり方についての基本的な認識というものをはっきりとやはり確認しておかなければいけないんじゃないかというふうに思いますので、端的にお聞きしたいと思います。

小さな政府が大きな政府かという議論がありまして、総理の現状認識というのは、今どういう認識でしょうか。また、その理由は、何でしょうか。

○福田内閣総理大臣 現状がどうかということでは、

すか。現状認識ですね。

私は、我が国の今のあり方というものを見た場合に、大きな政府というわけではないと思えます。それは、スウェーデンとか北欧の国々のような、ああいう政府ではない。しかし、小さ過ぎるというわけでもないというふうに思います。アメリカはそっちの方になるかもしれないけれども、アメリカよりもちよつと上の、中くらいのところ、中くらいの政府というふうに位置づけておるところでございます。

ただ、問題は、まあ、それでいいですか、御質問はそういうことですね。

○平岡委員 現状認識としてはそうなのかもしれないけれども、その理由というのは一体何なのか。なぜそういうふうに、大きくもないし小さ過ぎでもないという認識なんですか。

○福田内閣総理大臣 ただいまそれはお答えしたつもりでおつたんですけれども、大きい小さいかというの、これは相対的な問題ですからね。ですから、そういう意味において、国の名前を挙げて、そして日本は中くらいではなからうか、こういうふうに申し上げたところであります。

○平岡委員 多くの国民は、これまでの小泉内閣の改革というような名の政策のもとで、何か我が国はちよつと政府として大き過ぎるんじゃないか、大きいんじゃないかというふうに思っております。私も私は大勢おられるような気がするんですけどね。

なぜ国民は我が国の政府は大きい政府だということに思っているのか、その辺の理由について、何か心当たりはありますでしょうか。

○福田内閣総理大臣 そうですね、それは皆さんお一人お一人いろいろな考え方があるかと思えますので、私が申し上げても、それが皆さんの考え方と一致するかどうかわかりません。

あえて感覚的に申し上げれば、日本は行政の無駄があるんじゃないかと、そういうものはぜひ削減してほしいとか、それから、独立行政法人がもしかしら無駄なことをしているんじゃない

か、それが肥大化につながっているんじゃないか、そういうような受け取り方もあるかと思えます。そういうことについては、今、こしはばらくの間、できるだけスリム化しようということで、いろいろな改革を継続しているわけですね。ですから、そういうようなことでもって、大きな政府とかいったようなことを言われないように努力すべきであると思っております。

○平岡委員 今、我が国は膨大な公的債務を抱えているわけですね。このような債務を抱えることになった理由というのはまたいろいろとあるのかと思えますけれども、一つは、今現在非常に膨大な債務を抱えていること、これが一つ大きな政府というふうなイメージを与えているのかなということ。それからもう一つ、これは月刊誌に掲載された、北海道大学の二人の教授が調査したものでありますけれども、なぜ大きな政府というふうなイメージされているのかという問題として、これまで行政裁量と利益配分を支えられた不透明かつ恣意的な仕事の再配分のシステムというのが、やはり大きな政府というふうなイメージを与えてしまっているのではないかと、いうふうにも私は思っています。

その世論調査の中でも、同じように、これから改善すべき日本型制度というのは一体何なのかというのがありまして、これは政党内にどういふふうに分布しているかということが出ています。これは、自民党支持者も民主党支持者も上位ナンバートーナメントなんですけれども、一つは公的な社会保障を強化すること、もう一つは官僚の力を弱めること、こういうことが非常に高い、上位一、二位を占めているんですね。まさに、今大きな政府というふうなイメージされている部分はこういう部分にあるのではないだろうかと思っております。

そういう意味で、公的な社会保障を強化するということについては、国民も望んでいる。しかしながら、先ほど言いましたように、行政裁量とか利益配分に支えられた不透明かつ恣意的な仕事の

再分配を行っていくというようなシステムについては、直していかなくやいけない。その典型的なものが道路行政であるというふうに私は思うんですね。

道路行政については、これから後で、道路特定財源あるいは暫定税率の問題で詳しく質問していきたいというふうに思いますので、とりあえずは総理の基本的認識を踏まえて次の質問に行きたいと思っています。

先ほど来、プライマリーバランスの黒字化の問題がありました。随分質問されたので、私はもう余り質問するつもりはありません。来年度予算でプライマリーバランスが今年度よりも悪化してしまつた。五・〇兆円が五・二兆円のプライマリーバランスの赤字になつてしまつた。それに加えて、ことし一月十八日に閣議決定された「日本経済の進路と戦略」の中で、成長シナリオ、歳出削減Aケースでも、二〇一一年度にはプライマリーバランスがマイナス〇・一％の赤字である、こんなことができてしまつた。

いろいろと責任も追及したいところでありますけれども、私が一つ言いたいのは、今回の道路特定財源制度との関係であります。

今回、この特定財源制度を十年間維持しようという方針を持つておられるわけですね、政府・与党は。ということは、私は、道路予算については聖域を設けるということになるのではないだろうか。これから歳出削減ということにしっかりと取り組んでいかなければいけないという基本的な方針を持つている以上は、やはり道路特定財源に係る見直し議論というのは、ここでしっかりとやっておかなければいけないんじゃないかというふうに思うんですけれども、総理はどう思われますか。

○福田内閣総理大臣 プライマリーバランスの話がございましたが、先般の「日本経済の進路と戦略」の参考試算において、〇・一％の赤字になる、こういう試算がございます。しかし、これは、経済財政の展望というのは種々の変動要因が

ございますので、同時に不確実性も伴うということとございますので、相当な幅を持つて見る必要があるのではなからうかと思ひます。

平成二十年度末において、政府債務残高がGDP比で一四〇％程度という……（平岡委員）その質問はしていませんので。道路特定財源制度、それに對しての「と呼ぶ」わかりました。それでは、それをします。

それは、道路特定財源について申し上げる場合に、十年間の中期計画というものを提案しているわけでありまふけれども、道路建設については多少長い期間というものが必要ならう、そういうふうな考え方も持つて提示したわけでありまふ。

それを提示したけれども、しかし、それはそのとおりやるかどうかということは、今後いろいろなデータも出てくるでしょう。そういうことを参考にしながら、そして実際には、二十年度の予算を作成するために、金額を策定するために二十年度予算でもつていろいろな計算をしてこれをお願いしている、こういうことでありまして、その先のことに對して、それは毎年度の計画をしっかりと立てていくということが必要なのでございませう。それは、国幹会議とかそういうような場面もございまして、そういう中で審議をされて決定していくということとございませうから、そのこと自身は、そういういろいろな情勢を踏まえた上で判断していくということが必要だと思ひます。これが大き過ぎたらどうかということ、全体でもつて考えるしかないんだというふうに思ひます。

道路をつくるということは、単に道路を建設するというだけじゃないでしょう。それは、その地域がどうなるかという将来のことも展望しながら道路をつくるわけでありませう。ですから、全体を考えて、そしてまた、日本の国土全体を考えた場合にどうなるか、将来どうなるか、どうしたらいのかということをおあわせ考えていただく必要があるらうというふうに思ひます。

○平岡委員 まさに、福田総理が今言われたこと

というのは、道路特定財源をやめて、一般財源としてすべてのものを並べて検討していきましよう、毎年毎年それをやつていきましようということとを言っているんですよ。道路特定財源を維持しなければならぬ説明には全くなつていませんよね。私は、まさに聖域を設けるというような今回の措置になつていゝと言わざるを得ないということとを指摘させていただきたいと思ひます。

そこで、きょうは日銀の総裁にも来ていただきたいとおります。日本銀行の総裁人事については、よく財政と金融の分離とかいうような話の中で議論をされていゝわけでありませうけれども、私は、財政と金融、ある意味では分離されなければいゝないところもあるけれども、ある意味では協調していゝかなければならぬ部分もある、こんなふうにも思つていゝわけでありませう。財政の今の状況を踏まえて、私は、日銀が今どういゝふうなスタンスに立つていゝのか、このことを確認させていただきたいという意味できょうはお越しいたゞきました。

これまでの国債の大量発行、平成五年以降、非常に急激に国債が大量発行されてきた。私は、この事態といゝのは、日銀の金融政策あるいは通貨調整政策においても非常に影響を与えるものであつたらうといゝふうにも思ひます。そして、日銀としてはどういゝふうな考え方をもち、そしてそのことをどういゝふうな表明してきたのか、このことについて、簡単に結構ですから、総裁からお答えいただきたいと思ひます。

○福井参考人 簡潔にお答えを申し上げます。

歴史的に見ましても、多額の国債残高が存在している。この中で、財政再建といゝのは、日本経済が持続的な成長を続けいく上であつて重要な中長期的課題である、金融政策の大きな前提にもなるといゝふうな考え方をもちます。

こうしたことを念頭に置きながら、日本銀行は、これまで幾度となく財政再建に関する基本的な考え方を述べてまいりました。国会、審議会、

その他の場でございます。

三つほどございませう。

第一に、財政再建は、今のような状況を前提としますと、かなり長い時間がかかるプロセスだ、それを認識しました上で、着実に取り組むという継続性、これが非常に大事だ。それから、財政再建の道筋や手段について、長期的な方向性を市場や国民の皆様は信頼できる形で示される、そういう透明性が重要だ。これが第一であります。

第二は、財政再建の方策としては、歳入増大面での思い切つた見直し、これとあわせて、中長期的に見て経済の成長力をしっかりと高めていく必要がある。これが第二点目でありませう。

そして最後に、三つ目ですが、財政再建のペースについては、日本経済が持続的な成長経路を進んでいるといゝことをその都度確かめながら、一歩一歩着実に進めていく、これらの姿勢が大事だといゝふうな考え方をもちます。

政府におかれましては、そのような方向での取り組みを鋭意進めておられるといゝふうな認識いたしております。

○平岡委員 そこで、私は、これだけ膨大になつてしまつた国債残高をどう処理していくか、どう縮減していくかといゝ中においては、これは財政的な対応だけじゃなくて、金融調節あるいは通貨調節機能も駆使していくといゝような考え方もあつていゝのではないらうかといゝふうにも思ひます。

まず最初にお聞きしたいのは、日銀は、国債買入れ、オペの増額といゝ形で国債を買つており、国債を買えばそれだけ金利が入る、金利が入ればそれだけ日銀の収益が上がつて国庫納付金があつていく、こゝういゝ過程の中で、ある意味では財政の収支に寄与しているといゝ面があると思ひますけれども、今、こゝういゝ方針で、どれだけ規模の国債買入れを行つていゝのか、このことについてお答えいただきたいと思ひます。

○福井参考人 日本銀行の長期国債の買入れでございますが、これはあくまでも円滑な資金供給

という金融市場調節上の必要性に基づいて日本銀行が実施しているものでございます。買入れに際しましては、日本銀行の資産、負債の状況などを踏まえながら、銀行券発行残高を上限として実施いたしております。現実には、毎月一兆二千億円の買入れを行っています。

こうした方針につきましては、金融政策決定会合において、政策委員の多数決によって決定しているものでございます。現在の、今申し上げました一兆二千億円の買入れにつきましては、二〇〇二年十月の決定会合で決定されたものでございます。

そして、その後、昨年二月の金融市場調節方針変更の際に、長期国債の買入れについては、先行きの日本銀行の資産、負債の状況などを踏まえながら、当面は、これまでと同じ金額、頻度で実施していく方針を確認いたしまして、これを公表いたしております。あくまで金融調節上必要な範囲内ということで実施をいたしております。

○平岡委員 そういふ国債買入れをするに当たっては、政府との間で何か、調整といいますか協議といいますか政府からの了解というか、そういうもの、政府との関係はどういうふうになっているんですか。

○福井参考人 金融調節は、金融政策の中の重要な一環でございます。日本銀行の金融政策決定会合において、政策委員の多数決によって決めている。政府と事前に協議をするということは一切ございません。

○平岡委員 それでは、これはちょっと非常にまだ初步的な議論で恐縮なものでありますけれども、先ほど言いましたように、この膨大な国債を処理していくために、私は、日銀の果たす役割というのが何かあるのかないのかというふうに、ちょっといろいろと考え悩んでいるところでもあります。先ほどの国債買入れというのは、ある意味では、先ほど私が申し上げたような流れの中で、財政にも寄与しているという面があるわけでありましてけれども、そのほかに、日銀として、日銀が持つて

いる機能、金融調節機能あるいは通貨調節機能というものを果たした形で財政への寄与というのは何かあり得るのでしょうか、どうでしょうか。

○福井参考人 私ども、日本銀行法によって与えられております責務は、物価安定を基礎として、持続的な日本経済の安定的成長を図ることとでございます。そういう意味で、日本銀行の金融政策は、どういう方法をとるにしても、マクロの経済政策の健全な発展ということ以外の目的で行使するわけにはいきません。政府に対しても、具体的に財政をファイナンスするというふうな形で日本銀行の資金供与はできない、こういうふう

に考えております。

○平岡委員 日銀総裁の考え方というのは、今まで日銀の歴史という中央銀行の歴史の中で培われてきた考え方だろうというふうには私は思います。それを前提とすれば、やはり政府は政府でしっかりとやるべきことはやらなければいけないということと日銀総裁からも言われたということとで、お忙しいでしょうから、もう結構でございます。

日銀総裁、総裁人事の件もあるかと思っております。そこで、これからの、ブライマリーバランスの黒字化を含めて、財政の健全化に向けてどういうことをしていくのかということ、歳出の削減というのは常に言われているわけでありましてけれども、一つ、税制改正、税制改革の問題ですね。今回の、一月十八日に閣議決定された「進路と戦略」の中でも、「消費税を含む税体系の抜本的な改革」というふうには、これは最近ずっと使われている言葉でありますけれども、消費税が明示されているという意味においては、それなりに政府の意図が出ているのかなというふうに思いますが、私も、その前に、所得税についてどういふふうにお考えになっているのかということ、少し確認したいと思うんです。

政府の税調の答申の中にも、所得税についていろいろ議論がされていきました。その中で、一連の税制改正によって所得税の所得再配分機能が低下しているのではないかとというような指摘もされているわけでありまして、この点については、現状認識ということでもありますので、財務大臣からお答えいただきたいと思っております。どのよう

にお考えになっておりますか。

○額賀国務大臣 そういふ御意見を伺うことはあるものでありますけれども、我々は、所得税につきましては、累次の税制改正において、勤労意欲とか事業意欲に配慮して累進緩和を行ってきたところでありまして。

今後は、所得再配分機能の適切な発揮、それから個人の多様な選択に対する中立性の選択、そういった観点から税率構造とか所得控除等については検討していかなければならないというふうに思っております。

○平岡委員 政府の税調の答申の中にもあるんですけども、今、所得税について言えば、所得控除方式ということで、所得から一定の、例えば配偶者控除とか、そういうものをするによって税金を計算するという仕組みになっているんですけども、これを税額控除方式にするということにしてはどうかというようにことも検討に値するような表現がとつてあるんです。

我々民主党も、こうした税額控除方式というのが、むしろ所得再配分機能を強めることにもなるし、いいのではないかとしようことを考えているんですけども、総理はどうですか。ぱっと印象的に見て、そういう所得控除方式から税額控除方式に変えていくといったような形で所得再配分機能を高めていくという提案については、どのようにお考えになりますでしょうか。

○福田内閣総理大臣 所得控除制度、こういうふうなものも含めて、控除制度のあり方というのは、家族構成などの事情にどういふように配慮をしていくか、そういう所得税制の根幹にかかわる問題であるというように思っています。

税負担の変化を含めまして、国民に対する影響も大きいということもござります。税率構造のあり方の議論ということも含め、所得再配分機能の適切な発揮、それから個人の多様な選択に対する中立性の確保といったような幅広い観点から議論をしていく必要があるのではないかと、このように思っていますので、私から今、こうだというふう

に申し上げる、そういう段階ではありません。

○平岡委員 役所が用意したものを読まれると、それはいろいろな観点からやらなきゃいけないというのとは全然なんです。方向性として、どういふ方向性を望むのか、考えるのかということについて総理の見解をお聞かせいただきたかったですけれども、そこまではか答えられないと思うんです。

次に、税制改正の関係の中で、道路特定財源と暫定税率の問題にちよつと入りたいと思います。平成十八年にいわゆる行革推進法というのがありまして、これを見ますと、第二十条のところに、「特定財源制度に係る税の収入額については、一般財源化を図ることを前提とし、云々、こう書いてあるんです。しかし、今回やっていることは、道路歳出を上回る収収について一般財源として活用するんだという仕組みですね。法律に書いてある「一般財源化を図ることを前提」という言葉と相入れないというか整合していかないというふうに私は思うんですけども、総理はその辺はどういう御理解ですか。

○福田内閣総理大臣 経緯をちよつと申し上げますけれども、まず、小泉政権下でこの基本方針が定められました。今おっしゃいました行革推進法、平成十八年六月で、「一般財源化を図ることを前提とし、」納税者の理解を得つつ、具体的な改正の案を作成する、こういうふうになつております。そしてまた安倍政権のもとで、行革推進法に基づき、収収の全額を道路整備に充てることを義務づけている現在の仕組みを改めて、毎年度の予算において、道路歳出を上回る収収は一般財

源とするということが決められました。そして今回、こうしたこれまでの見直しの方針に沿って国会に改正法案を提出しております。これは、今までの流れの中でもつてこの方針と整合性というものは、これは合致しているというように思っております。

○平岡委員 今のは、閣議決定の中身とかあるいは政府・与党の合意を言われたわけですが、私も、私は、法律との関係で整合性がとれていないんじゃないかということも言っているものであつて、その辺の整合性がとれていない。一般財源化を前提として言うのであれば、まず一般財源化をするということがあつて、さらにその上に立つてどういう形のことをしていくのかという筋道でなければいけない。全く逆の結論が出ているというふうに私は思います。

そこで、その端的にあらわれているのが、これまで何か予算委員会等で議論されているようでありますけれども、道路整備財源特例法案というもので、そこでは、道路整備に使われなかった、逆に言うと、一般財源として使われた揮発油税等については、翌年度以降道路整備財源として使うことを義務づけた法律になっているわけでありまして、いろいろな議論されていますので、ちよつと違う角度から聞いてみたいと思います。後から、翌年度以降道路整備財源として使うこととなる財源については、これはどこから持つてくることになるんですか。どこの財源から持つてくるんですか。これは財務大臣で結構です。

○額賀国務大臣 これは、道路整備を上回る予算については一般財源化をするということでございます。そして、翌年度は、その一般財源化した予算については、計数上はゼロから査定をして道路に使う、そのときにまた一般財源化が生まれてくる、毎年毎年一般財源化が生まれてくる形になっております。

形の上ではそうですけども、実態的には一般財源化はひもつきでない形で使われていることに

なっております。

○平岡委員 財務大臣、私の質問を予想していなかったのかもしれないけれども、事前に通告してあるので、ちゃんと的確に答えていただきたいと思ふんです。

今、一般財源化して使えるというものになったものは、翌年度、また道路整備財源として使わなければならない金額に上積みをするという形で毎年毎年過ぎしていくわけですね。そうすると、仮に道路財源として必要だということになったときには、その財源は一体どこから持つてくるんですかということも言っているんです。既に一般財源として使われてしまった道路特定財源を、使っちゃっているわけですから、その足りなかつた分というのどこから持つてくるんですか。

○額賀国務大臣 それは、毎年度毎年度、揮発油税等、もちろん二〇〇六に基づいて歳出削減をしていくこともありますが、その中で道路整備を上回る部分については一般財源にするという形になるわけでございます。

○平岡委員 全然質問とかみ合っていないですよ。だから、一般財源として使ってしまったものを、翌年度は枠として今度は道路財源の上乗せができるという法律になっているわけですよ。では、それで上乗せされた分について道路財源として使おうと思つたら、その財源はどこから持つてくるんですかと聞いているんです。建設国債ですか、それともほかの税収からですか。どうやって持つてくるんですか。

○額賀国務大臣 これは、後年度に繰り越される一般財源化相当額は、当該年度で一般財源として既に活用されているわけですから、計算上の財源として後年度に繰り越されるわけですね。これが後年度において災害復旧費とか真に必要な道路整備に充てられる場合には、その年度において建設国債など一般財源が充てられるということになるわけでございます。

いずれにしても、特定の年度に道路整備に充て

ることを義務づけているわけではないわけでございますから、毎年の道路予算の水準の決定に何らの制約を与えることではない。今後とも、毎年度の予算において、真に必要な道路予算については精査をしていくことになるわけですね。

○平岡委員 今、建設国債で賄うということも考えているというふうに言われましたので、あえて聞きますけれども、これまで道路整備費用で建設国債によって賄われた金額というのは、過去十年程度あるいは十五年程度で結構ですけれども、どのくらいあるんでしょうか。

○額賀国務大臣 今までは、国の道路整備事業の平成五年度以降今年度までの十五年間の補正予算の合計は約五十七兆円となつておりますが、そのうち、予備費とか調整費とか災害復旧費とか補正予算等、建設国債によって賄われた金額の合計は約九兆円になつております。

○平岡委員 確認ですけれども、今、それは道路整備で九兆円の建設国債が発行されたということではないんですか。そうですか、うんと言っているの。そうでしょう。

○額賀国務大臣 これは、災害復旧費とかそういうものも含めてのことです。

○平岡委員 今あえて財務大臣が補正答弁をされたというのは、要するに、災害復旧費みたいな例外的なものについては建設国債を発行して道路の手当てもしているかもしれないけれども、そうでないものについては基本的にはしていないということなんですよ。なぜそうなつていくのかといえれば、道路特定財源制度があるからなんです。

これまでやはり、赤字国債がどんどんふえてきていましたけれども、結局、道路については道路特定財源が使えるから国債を発行しないです。やってきました。本当であれば、道路整備費用というのは建設国債の対象経費でありますから、必要なときには建設国債でも発行して整備していこうという、ほかの公共事業と同じような取り扱いになるはずなんです。しかし、道路特定財源があるために、財政事情が厳しくてもこれをカットしよう

というようなインセンティブが全く働いてこなかったのが、この道路整備費用なんです。

その意味では、私は、この厳しい財政事情の中で、しっかりと道路整備についても、他の財政需要と比較しながら、赤字国債の発行を少しでも減額していくという方向性の中で、やはりこれを一般財源化して検討していくべきだというふうに思っていますけれども、どうですか。

○額賀国務大臣 これはもう平岡委員も御存じのとおり、道路予算というのは、この十年、十九年度はピーク時の十年度から比べると四割減ぐらいになつております。ですから、我々も、効率化とか合理化をきちつと図っているということを御理解いただきたいと思います。

○平岡委員 だから、合理化とかを図っているんだつたら、一般財源としてやっても合理化はできるんです。より合理化ができるんじゃないですか。特定財源として維持しなければならぬ理由には全くなはないんじゃないですか。

この議論をしてもまた押し問答になるかもしれないから、とりあえず次へ行きます。

道路特定財源の話について言えば、もともとユーザの人たちに受益と負担みたいな関係で負担してもらっているものだからということとで、一般財源化することについておかしいということも言われる方が大勢おられるようですけれども、もともと、揮発油税については昭和二十四年に導入されたよね。導入された当時というのは、揮発油に対する課税というのは、どういう根拠で、どういう理由で課税することになったんですか。財務大臣、お答えください。

○額賀国務大臣 もうこれは平岡委員も御承知のとおりのことだと思ひますが、お尋ねのことについては、昭和二十四年のときに生まれたんですが、提案理由説明に即して申し上げると、揮発油税については、財政需要に應じるため、揮発油に相当の担税力があると認め、一般財源として導入されたものとなつております。

ただ、昭和二十八年に道路整備費の財源等に関

する臨時措置法が制定されまして、立ちおくれた我が国の道路を緊急かつ計画的に整備する観点から、道路整備五カ年計画が策定されるとともに、その財源として揮発油税収相当額を国の道路整備に充てることとされ、それ以降、道路財源の充実等の理由から、昭和四十九年に暫定税率を設定、今日まで継続してきたことでありまして、これによって我が国の道路の整備が相当進んできたというのが経緯だと思えます。

○平岡委員 特定財源にして道路建設を進めなければいけないときにそれをやったというのなら、それはそれで、そのときの政策の優先度という意味においては私も認めたいと思えますけれども、もともと受益と負担だから、これは道路以外に使っちゃいけないんだという理屈はやはりおかしい。もともと導入の経緯からしたら、やはり担税力があるからそこに課税をしたんだ。それは、酒とかたばこと同じですよ。そういうことであるということをまず共通の認識として持つて進めていかなければいけないということを言います。

それから、いろいろと、今回の特定財源制度の問題について地方自治体の首長さんたちが署名をしていられるという問題があるわけでありまして、これはまさに、今、国土交通省と財務省とが、予算ができたときに三月の末までの時点で支出負担行為の実施計画をつくるという過程、すなわち箇所づけの過程の中で、地方公共団体が正直なことを言えないという状況にあるというふうに私は思っています。

そこで、財務大臣にお聞きいたしますけれども、平成十九年度で結構ですけれども、この支出負担行為実施計画で箇所づけをした件数というのは、三月末で一体幾らあるんですか。

○額賀国務大臣 道路整備事業について、平成十九年度当初実施計画における箇所数はおおむね三千七百力所ですね。これは、直接的には国土交通省でありますけれども、箇所数としては、直轄事業が二百七十四、補助事業が三千三百九十三、そして合算すると三千六百六十七で、おおむね三千

七百力所ということですね。

○平岡委員 都道府県について言えばすべての都道府県ですね、多くの市町村がこういう箇所づけという形で財務省なりあるいは国土交通省にお願いをし、頼まなければいけない。こういう過程の中で署名を求められたら、それは当然署名するでしょう。総理、いかがお思いになりますか。

○福田内閣総理大臣 道路特定財源は、国だけではなくて地方自治体の貴重な独自財源でもあるんです。ですから、各地方自治体の判断によりまして道路特定財源及び現行税率の維持の必要性を言っておられるというように私は理解をいたしております。

○平岡委員 それは権力側に立った方の発言であって、そうじゃない人たちが見たときには、権力者がいかに力を持っているかということをはり謙虚に私は受けとめてほしいと思うんです。それで、さらにちよつとこの関係について申し上げますと、財団法人運輸政策研究所の研究員の方が、「高速道路と自動車」という雑誌に、二〇〇五年十二月のですね、二一般道路整備における財源の地域間配分の構造とその要因分析」ということで研究結果を発表しているんですね。そこで、結論的なところをちよつと紹介すると、こ

ういうふう書いてあります。

道路建設については、「全体として地理的要因は統計的に有意ではなく、財源及び政治的要因は有意な結果を得た。」「政治的要因の代理変数である自民党得票率も正で有意な値を得た。」「自民党の得票率が一％高くなると、県管理道路建設額は二・二億円増加する。」「政治的要因が補助事業をより多く当該県にもたらす構造が確認された。」「各説明変数の全体への寄与度を求めたところ、国庫支出金が六六％、自民党得票率が一六％と全要因の大半を占めた。」

まさに冒頭私が申し上げましたように、非常に行政裁量と利益政治に支えられた不透明かつ恣意的な仕事の再配分ということが、国民が大きな政府というふうに感じている一つの要因であるとい

うことの一つのあらわれだろうと私は思うんですね。

総理、こういう分析結果についてどのようにお考えになりますか。

○福田内閣総理大臣 この内容、私もよくわかりません。わかりませんから一般論で申し上げますけれども、道路投資というのは、地域、国民生活の必要に根差して行われるものであるということ踏まえて適切に判断してきているということであるというふうに私も考えております。それが答えです。

先ほど、権力者が云々というふうにおっしゃいましたけれども、これがちよつと、私、委員のおっしゃるのはよくわからないんですけども、権力者というのは一体何なのか。私ども、権力なんか持っているなんてちよつとも思つたことないんですけどもね。そうでなくて、では地方の自治体の長もみんな権力者なんですか。そういうことをおっしゃったんですね。先ほど。そうじゃないでしょう。皆さん民主的な方法で選ばれて出てきている方々です。我々もそうなんです。ですから、そういう方々を権力者ということで切り捨ててはいけませんと私は思っております。

○平岡委員 私は、権力者と言つたつもりじゃなかったんです。権力を持つた人というふうには、つまりは、権力を持っている、あるいは権限を持っている、そういう人たちは、常にその権力、権限を使うことについては謙虚でなければいけないということを申し上げたかったのであります。

まさにそのことについては何も否定されることではないんだらうと思つておられますけれども、あえてお聞きします。権力を持つた人、権限を持つた人は、その権力、権限を行使するに当たっては謙虚でなければいけない、どうですか。

○福田内閣総理大臣 このことも今、私申し上げたばかりでございますけれども、私は権力者と思つたこともない、謙虚に政治をつかさどつておる立場にございます。

○平岡委員 時間が来ましたので、質問を終わります。

○原田委員長 次に、松野頼久君。

○松野(頼)委員 民主党の松野頼久でございます。

総理、きょうは当委員会に御出席をいただきましてまことにありがとうございます。

本論に入る前に一言伺いたいんですけども、今、日銀総裁の人事というのが非常に話題になっておりますけれども、今総理としてお考えになる日銀総裁にふさわしい方、もし御意見があれば、お聞かせをいただければと思います。

○福田内閣総理大臣 日本銀行総裁というのは、金融政策、金融政策の運営、そして金融システムの安定、こういう重責を担つております。と同時に、これは今だからじゃなくて以前からそうでありまして、国際金融とか、そういうふうな面においても非常に大きな責任を負つていられるということ、その責任は年々ふえていっていると思つてます。ですから、そういうことに対する識見を持たなければいけないということ。そしてまた、そういうことをやつていくためにはどうしてもやはり経験も必要だということにも考えているところでございます。

○松野(頼)委員 ありがとうございます。本論に入りたいというふうに思っています。

今、財務金融委員会でありまして、租税特別措置法の法案を審議しておるところでございますが、今回の道路特定財源、特に揮発油税等の暫定税率、これがまず租税特別措置法になるわけでありまして。

このお配りをした資料をぜひごらんください。これは、平成十二年の七月十四日に税制調査会が政府に答申をしている答申の文書であります。

特別措置等と。租税の特別措置とは、特定の政策目的を実現するための手段として、租税特別措置等があります。それで、ずっと飛ばしまして、その後に線を引いている、そもそもの特定の政策目的に対して国民的な合意があるのかどうか。

このお配りをした資料をぜひごらんください。これは、平成十二年の七月十四日に税制調査会が政府に答申をしている答申の文書であります。

特別措置等と。租税の特別措置とは、特定の政策目的を実現するための手段として、租税特別措置等があります。それで、ずっと飛ばしまして、その後に線を引いている、そもそもの特定の政策目的に対して国民的な合意があるのかどうか。

このお配りをした資料をぜひごらんください。これは、平成十二年の七月十四日に税制調査会が政府に答申をしている答申の文書であります。

特別措置等と。租税の特別措置とは、特定の政策目的を実現するための手段として、租税特別措置等があります。それで、ずっと飛ばしまして、その後に線を引いている、そもそもの特定の政策目的に対して国民的な合意があるのかどうか。

○松野 頼 委員 続いて、同じ世論調査の数字なんですけれども、政府の計画では、今後十年間で五十九兆をかけて全国に道路整備をする予定です、あなたは計画どおりに道路整備を進めるべきだと思いますか、計画より減らすべきだと思いますか

いずれにしましても、そういうことも含めて、もつと我々が、あと日数余りないんですけれども、努力をしてまいりたいと思っております。

○松野頼委員　それと、これは平成十三年六月

○松野頼委員　ここで何回もひかかるわけに
いかないんですけれども、さっきの世論調査の中
には一般財源化の質問も入っております。一般
財源化に賛成の方は五四％、反対の人は三五％。
これは、自動車ユーザーの方は相当含まれてい
るというふうに私は思っております。ユーザーの
方がどうも一般財源は反対だというような議論が

○額賀国務大臣 特別措置というのは、毎年毎年期限が来たときに、その政策目標にはどういうふうに通じているのか、それから時代の流れに沿っているのか沿っていないのか、そういうことについてきちっとその要求官庁からヒアリングをして、その上で国会で御議論をしていたいて、長

年続いてくるものもあるということだと思っております。

○松野(頼)委員 いや、これは税制調査会も答申を十二年に出しているんですけれども、その一ページ目にもつてありますけれども、これも、一たん講じられると既得権化して、政策効果の再検討が十分行われないうままに優遇措置が長く継続してしまいがちである、このことに注意をしなければいけない。

ですから、私が聞いていますのは、長期化をすること、既得権化をすること。もし本当にこの政策が必要で長い間使うならば、本税に入ればいいわけですよ。特別措置で何年に一度ずつつと延長、延長としながら、五十年間も続いている、四十五年も続いている、四十年も続いているというのがずらつと並んでいるわけですから、一度これは整理をするべきではないですかということを質問させていただいてるので、そこに御答弁をいただければと思います。

○額賀国務大臣 松野委員の御指摘は正しい指摘であると思っております。したがって、そういう形で我々も厳しく査定をし、あるいは政策目標になつていくかどうか、あるいはまたインセンティブがきちつと働いて国民民のためになつていくのか、そういうことを前提にしていかなければならないと思っております。

○松野(頼)委員 それなら、五十年というのはあり得ないんじゃないですか。半世紀ですよ。もう一回御答弁ください。

○額賀国務大臣 それぞれの租税特別措置の目的が、やはりその時々、時代背景によつて変わってくるものもあると思います。と同時に、時代というのはやはりこれだけグローバル化していく、環境の変化もあります。そういう中で、的確に対応しているのかどうか、あるいはまた周辺の変化に合わせて継続していかなければならない、あるいはまた、その企業あるいは日本の経済基盤あるいは社会基盤、また今後の将来への展望を開く上でも必要であるのか必要でないのかと、その時々

きちつとこれは評価がなされていかなければならないというふうに出ております。

○松野(頼)委員 今の答弁を聞いてみると、だから見直すんだという結論が来る方が正しいのかなというふうに出てくるような答弁なんですけれども、五十年間も、要は、四十年、五十年続いても、直化している特別措置を見直しますかというふうに出てくるんです。いかがでしょうか。

○額賀国務大臣 もちろん見直した上で、それぞれ毎年毎国会に法案として期限が来れば出させていたでいいわけでありまして。

○松野(頼)委員 ですから、今回のガソリンに関する特別措置、暫定税率にしても、特に、昭和十九年に田中角栄先生がこれをつくられた時代、そのときの国の道路状況、社会資本整備の状況を考えれば、私はある意味で非常に知恵のあつたいい制度だつたなというふうに出てくるんです。

ただ、時代は変わりました、これだけ社会情勢が変わつた中で、さらにまた十年、同じ税率で同じようにつくり続けるということに対して、果たしてそれでいいんですかということを伺つてい

○額賀国務大臣 道路特定財源に関して言えば、毎年道路予算は削減をして、二〇〇六の方針に従つてマイナスイノベーションをしていってございまして。と同時に、今回は法律を変えて、道路予算を上回る分野については一般財源化をするということで、その方向転換をしているわけでございますから、従来とは違つた形に見直したわけでございます。

○松野(頼)委員 方向転換ではないというふうには思ふんですけれども。

要は、五十九兆は道路に使用します、もしも余つたら一般会計に回しますと。まず大前提は、五十九兆は道路なんですよというところは決めているわけじゃないですか。例えば、五十九兆の中の、半分は一般会計に入れるんですよとか、三分の一は入れるようにしましたとかいうことの前提の議論をしているなら今の御答弁はわかるんですけ

れども、もしも余つたら一般会計に入れるんですよみたいな話は、これはまだまだ特定財源が維持されているとしか言わざるを得ないというふうに思います。

この議論をずっと予算委員会でも続けておる中で、この議論を続けていってほしいがありませんのでこの辺で切らせていただきますけれども、この道路特定財源の暫定税率を含めたほかの租税特別措置法、約二百九十五項目あります。これの全部が本当に必要なものか。また、本当に将来にわたつて必要なものは本税を改正してやる。毎年、何年ごとにこの特別措置をやつていくことのおかしさというものはぜひ改善をしていただきたいというふうには私は思っています。

そしてもう一つ、この租税特別措置、さつきの税制調査会の話でも、税の中立、公正ということに対して疑義があるわけですよ。その中の一つをお伺いしたいと思ふんですけれども、例えば、今回期限が切れる、到来をする中の一つに、肉用牛の売却による農業所得の課税の特例という、要は、牛、畜産に関して、牛に關しての免税がされているわけですよ。

私は、決して牛の免税をしてはいけなと言つていっているわけじゃないんですよ。制度論として、なぜ牛だけ免税されていて、豚、鳥、馬という食用になつていっているものに対しての免税がなされていないのか、その制度上の違いは一体何なのかというのをちょっと伺いたいというふうに思っています。

○額賀国務大臣 この特例は、もう松野委員も御承知であります。農業を営む個人または農業生産法人が、その飼育した肉用牛を家畜市場で売却した場合に免税にするものでございます。我が国における肉用牛の飼育頭数の維持、それから肉用牛生産者の経営安定、あるいはまた消費者に対する供給安定、そういったところを考えたがなされているものと思つております。これは、松野先生のお父さんも自民党の政調会長などを務めて、こういう特例措置をずっと継続した基盤をつ

くつていただいたと思つております。

他方、本特例の現行制度は、免税対象牛の売却による所得をすべて免税としているものなんです。適用金額等の制限を設けていないことから、会計検査院からは、大規模肉用牛生産者など高額の適用者が見受けられるとの指摘もあるわけでございます。したがって、今国会に提出した税制改正法案では、こうした指摘を踏まえて、免税対象となる肉用牛の価格や頭数に制限を加えた上で適用期限を延長させていただいたということです。

○松野(頼)委員 いや、違ふんですよ。私が聞いているのは、私も畜産農家を育成したいという思いは一緒なんです。ただ、なぜ牛と豚の税率が違ふのかと聞いています。

○額賀国務大臣 これは、鳥、豚、馬を所管する農水省では、鳥や豚は肉用牛に比して生産までの期間が短い、それから生産基盤の回復に長期間を要しない。馬は、肉用牛と比して食肉としての生産高が極めて小さい、また飼養目的が食用以外に多岐にわたるとしておつて、これらの売却による所得については肉用牛の課税の特例と同様の制度的な創設要望はなされていないということです。

○松野(頼)委員 要は、肥育期間の長さで生まれる頭数を言っているわけですね。であれば、馬はどうなんですかとこのう聞いたら、答えられないんですよ。

もう一回お答えください。馬は肥育期間も同じ、妊娠期間は牛よりもつと長い、生まれる頭数も一頭なんです。馬と牛の違いは何なんですか。

○森山副大臣 松野議員もよく御存じのとおりであります。馬の場合には、肉用牛と比べまして食用としての生産高が極めて少ないということが一つあると思います。また、飼養目的が食用以外に多岐にわたること等が考えられますので、そこでの区別がなされていると理解をしております。

○松野(頼)委員 要は、私が言いたいのは、品目で切るのはなくて、例えば食用の、鳥も含めたそういうものに関しては、例えばでは飼養期間が

長いものに関しては保護しますよとか、そういう形の公平性が税の世界では必要なんじゃないですかというふうに言っているんですよ。わかりやすい基準を設けるべきだという話をしているのであって、決して肉用牛の農家を助けなくていいとか、この税率は廃止しろと言っているわけじゃないんです。だれもがわかる公平性の制度論にするべきではないか、そして、それが長期にわたって必要な本税にするべきではないかという議論をしているわけです。

その辺、財務大臣、いかがですか、今の議論を聞いていただいて。

○額賀国務大臣 これまでの長い経験もあって、肉用牛についても条件をつけて今度対応させていただきます。ただいたわけでありまして、松野委員の御意見等も踏まえながら、今後はよく考えてまいりたいというふうに思います。

○松野(額)委員 今ここで牛と豚がなぜ違うのかという議論を長々やりたくありませんので、そういう、だれが聞いても公平な制度、要は、税は公平、中立、簡素という大原則があつて、今、財務副大臣がおっしゃったように、例えば、馬は生産する農家が少ないから。では、少ない農家は育成しなくていいのかという話になるわけです。そういうところの観点をしっかり持っていたいただきたいというのと、もう一つ、この資料の八をごらんください。

さっきの牛に付随をして、生産量というのをずっと農水省から出していただきました。これは、租税特別措置を行ったことによつてすぐこの産業が伸びたのかどうかという政策評価の部分にかかわるところなんです。

ぜひ数字で追っていたいただきたいと思うんですが、丸をつけてあります。生産量、平成六年をピークに、租税特別措置は続いているにもかかわらず、生産量は六百五から四百九十五、要は六十万五千から四十九万五千に減っているわけですよ。頭数にしても、平成四年、五年をピークに減っている等々を考えていただいて、これを見

て、財務大臣として、この特別措置法を実行している政策評価が上がつているのかどうか、お答えをいただけないでしょうか。

○森山副大臣 松野委員もう御承知のとおり、実はBSEの発生が我が国でもありました。また、そのような関係がありまして、かなり牛肉の生産量が低下してきたこともそのとおりであります。この制度があつたがゆえに、幾らかずつ上昇をしてきているということもまた正直なところでございまして、この制度が……(発言する者あり)この数字から見ていただければ間違いありません。BSEの関係が大きく影響していることは間違いありません。

○松野(額)委員 いや、例えばBSEが発生したときには、緊急対策としてまた別途いろいろやられたじゃないですか。BSEと今の生産量、要は枝肉の値段なんかはもうBSEの前に戻つていますよ、ちゃんと価格は。ですから、この生産頭数とBSEの因果関係というのは、私はそうはないと思います。肉の価格はもとに戻つていっている以上に上がつていっているわけですから。

そうじゃなくて、この租税特別措置の目的として、要は、畜産農家の育成というふうにおつしやつていましたけれども、実際に育成をできていくという評価をされているかどうか、この数字をごらんくださいということなんです。もうほかの方法で育成をした方がいいのではないかということも考える時期に来ているんじゃないのでしょうか。

○森山副大臣 肉用牛の自給率も、かなりまだ低いわけですが、五〇%を切つていっているわけでありまして、どうしてもそれを向上させていくためには、一つの政策としてこの租税特別措置法というのは農家の皆さんには高く評価をされていると思います。

ただ、先生おっしゃいますとおり、それだけでいいのかと言われますと、まだほかにもいろいろな政策を考えていく必要はあるんだろうと思つております。

○松野(額)委員 これもさっきの元国税庁長官の泉さんという方が書かれている論文ですが、税制以外での措置でその主張するところの目的達成のための有効な手段、例えば補助金、財投などがないかどうか検討して、ほかに適当な手段、方法が見出せない場合に限つて行うべきであつて、決して安易にこの特別措置は新設するべきではないというふうに言っているわけですね。

要は、効果が本当にこれは上がつていっているのかという検証も必要であるし、税としての公平中立というものが担保されているということも必要であるし、また、それ以外の方法がなされているのかなされていらないのか、それ以外の方法でできるのであれば、補助金なりなんなりということに変えるべきだということをおつしやられていいます。税制調査会でもそういう議論がなされている。

にもかかわらず、今回もまた二百九十五項目、古いものは五十年続いているものからだと続いている。今年度改正、三月三十一日に期限が来るものでも四十数項目、これをまだ延長するべきだということも財務大臣はお考えですか。もう一回お答えください。

○額賀国務大臣 今回の補助金と特別措置の話がありましたけれども、例えば今、肉用牛のことについてお話しなされたんだと思いますが、この補助事業については、価格が下がったときの、言つてみれば収益が悪化した場合のセーフティーネットとして使われているわけでありまして、したがって、補助金と特別措置が同時になされているケースというのでも幾つかあるんだと思います。

租税特別措置については、期限が来れば、これはききつと、先ほども言つたように、見直していかなければならないと思つております。

○松野(額)委員 これはまた次の機会にゆつくりやりたいと思うんですが、最後に一点、これは総理にお伺いしたいのですが、資料の九、十をごらんください。

国幹会議のメンバーのことでちよつとお伺いを

したいのですけれども、国幹会議、これが十九年十月十八日現在の国幹会議のメンバーであります。この学識経験者のところをごらんください。いろいろな方が学識経験者として入つていらつしやるんですけれども、一枚めくつていただきますと、この学識経験者という方が、道路特別会計から仕事を受けていたり、関係をしている財団の役員を兼ねている方が多々いらつしやいます。

例えば、張さんという方は、駐車場整備機構の理事長であり、国土技術研究センターの評議員であり、高速道路調査会の副会長である。道路をつくるつくりなさいというのを決める国幹会議のメンバーに、まさにその道路特別財源から仕事を受注している肩書を持たれている方が入られているというの、これはちよつと中立性から外れるのではないかと、どうしても道路をつくるというメインに進むのではないかと思うんですけれども、このことは改善されるかされないか、お答えをいただきたい。これは政府の諮問機関的な立場ですから、お答えをいただきたいと思ひます。

○福田内閣総理大臣 この国幹会議は、法律に基づいて、衆参国會議員十名と学識経験者十名、こういうふうなことでございまして、

その学識経験者の委員というのは、各界の代表というふうな形でございまして、経済界、学界、地方行政、マスコミ、道路利用者といったような、各分野の方々がございまして、その辺の均衡には配慮して決めておるといふことはございまして。

ここで提示されました資料によりまして、これは国土交通省関係の財団があるじゃないか、こういうふうなことでありますけれども、そういうことと関係のないところの方もいらつしやるし、道路との利害関係者といったら、政治家も十名いるわけですが、この政治家も利害関係者にはなるんですよ。

ですから、民間の学識経験者の中で道路を全然知らないという方が来てくられても困るだろうと

いうふうに思いますよ。ある程度の知見を持つておられる方、そういう情報に接することができるようの方が参加されることも、これは私は当然だというふうに思っております。

ただ、一言、それは過度に疑いを持たれるような、疑いを持たれやすいような、そういう人選また全体の構成、それは避けなければいけないと思います。

○松野(頼)委員 どうもありがとうございます。

この方々がこの本当の利害関係者とは思えないので、どっちかの肩書を外れるなりなんなりということがあるのではないかということを最後に指摘させていただいて、質問を終わらせていただきます。

ありがとうございます。

○原田委員長 次に、佐々木憲昭君。

○佐々木(憲)委員 日本共産党の佐々木憲昭でございます。

まず、基本的なことを確認したいと思えます。財務大臣 先ほども少し議論がありました。戦後、一九四九年に揮発油税が制定されたとき、道路整備目的税すなわち道路特定財源にしようという動きが一部ありましたが、結果的には、特定財源ではなく一般財源として制定されたわけであります。

確認したいんですが、この一般財源というものは、使い道を特定されずどのような経費にも使用することができるといふ理解でよろしいですね。

○額賀国務大臣 そのように理解してあります。

○佐々木(憲)委員 福田総理は、二月八日の予算委員会の答弁で、道路財源を一般財源化できることを私の内閣で初めて法律化し、その金額も昨年よりふやそとしていっているとされました。これは事実ですね。

○福田内閣総理大臣 はい。

○佐々木(憲)委員 果たして一般財源化したと言えるのかどうか、これをきょううただしたいと思

ます。道路特定財源として入ってくる税収の何%が一般財源化されるんですか。

○額賀国務大臣 十九年度が一千八百億円、二十年度予算で一千九百億円台前半を計上させていたでいています。

○佐々木(憲)委員 これは全体の額が三兆三千億ですから、千九百億円といえますと五・八%。つまり大部分、九四%が道路に使われる。これは、一般財源化といいますが、大部分は特定財源なんですね。

それからもう一つ。では、一般財源化された部分、これは、一般財源化ということであれば、先ほど言われたように、使途が特定されない、特定されないということは、福祉にも使えるし、医療や介護にも使える。この部分は福祉に使えますか、医療、介護に使えますか。

○額賀国務大臣 これは一般財源化をしているわけですから、一般会計で、ひもつきでどこどこに使いなさいという形にしているわけではありませぬ。

ただ、納税者の理解を得なければならぬという前提もありますので、一般財源化はするけれども、その範囲については、ひもつきではないけれども、結果論的に、一般財源として環境だとか信号をつくつたりとか、そういうところに使われてる予算と大体相身互いになっているので、納税者の理解も得られるのではないかと解釈をしております。

○佐々木(憲)委員 つまり、福祉や医療、介護、こういうものには使えない、こういうものですね。

○額賀国務大臣 いや、そういうことではありません。それはひもをつけておりません。

○佐々木(憲)委員 では、道路関係にしか使えないというのが現状じゃないんですか。先ほどの説明ですと、ユーザーの理解と。福祉に使うということが可能なら、福祉に使う、その証明をしてください。今回の予算ではそういうふうになつてい

ないでしょう。

この間の一般財源化、一般財源化と言われているものをずっと見ますと、すべて道路関連、あるいは道路に少し遠いけれども、まちづくりですとか地域再生ですとか、そういうものに使っている。福祉、社会保障に使ったりは一度もないんじゃないでしょうか。

○額賀国務大臣 これは、だから、一般財源化をした一千九百億円のお金については全くひもをつけていないお金であります。ただ、一般財源から、一般会計から結果的に環境だとか信号機だとか、そういった予算が計上されていることになつておりますので、結果的には、納税者の皆さん方に一般財源化しても御理解を得られているというふうな理解をしているわけでございます。

○佐々木(憲)委員 実際には、一般財源化といっても、社会保障に使えない、使わないというやり方をしてるわけですから、これは真の一般財源ではないんです。特定されたものしか使えない、そういう財源なんですよ。

しかも、次に問題にしたいのは、今政府が提案している道路財源特例法の改正案、このからくりですけれども、法案の第三条一項ただし書きでは、税収が道路整備費を超えるときには、超えた金額は必ずしもその年度の道路整備費に充てる必要はない、こう書いていますね。つまり、道路整備費で余った部分は道路に使わなくてもよろしい。ところが、第三条三項を見ますと、一般財源化した額に相当する金額を道路整備費の財源に充てなければならぬ、こういう形になっているわけですね。道路整備費への未充相当額については、翌年度以降の道路整備費に充当可能なものとして措置する、こういうことになっていますね。つまり、一般財源化したと言われているものも限定的なだけども、その一般財源化したと言われるものの、同じ金額を次の年度の道路整備に充てる、こういうことになっているわけですね。これは一般財源化したといながら、実はその金額と同じ金額を次の年には道路整備に充てるわけ

ですから、道路整備に使えるものとして充当するとなつてはいるわけですから、これは、一般財源化したというより、道路特定財源そのものを二年にわたつて全く同じように維持しているということになるんじゃないでしょうか。

○額賀国務大臣 これは毎年毎年査定をして、そして一般財源化を図っていく。その中で、次から次へと結果論的には一般財源化として使われているわけでございますから、そして、計算上は、次の年度で新しい予算をつくるときに、改めてまた道路予算を上回る分は一般財源化をしていく。最終年度に当たつては、その分が余つた場合はどういふふうになつていくかということだけれども、これは何年まで使いつつなければならぬということではないけれども、納税者の理解も得る形で道路予算に使われる場合もあるというふうな理解をしていただきたいと思います。

○佐々木(憲)委員 先ほどの議論で、次の年に回した同じ金額の部分は財源はどうするんですかと平岡議員は聞かれました。公債などで充てますと。

そうしますと、次の年は同じように道路関連の税収が上がるわけです。道路財源としての、特定財源としての税収は上がってくるわけですね。例えば、それがことしと同じ一〇〇だとします。ことしは一〇〇。一〇〇のうちの一〇を次の年に回しました。次の年も一〇〇という財源が同じように上がってくるわけです。その回した一〇というのはそれに上積みされて一〇になる。その一〇の部分は公債などほかの財源で賄います。そうしますと、道路に使われる部分は、ことしは一〇〇あつたけれども、次の年は一一〇になる。実際に使うかどうかというのはまた査定でしょう。それはいろいろあるでしょう。しかし、道路に使う可能性のある部分が一割ふえるんじゃないか。そういう計算になるでしょう。

○額賀国務大臣 計算の上ではそういうことになります。

○佐々木憲(委員) これは全くなごまかしじゃないですか。

結局、総理、最後にちよつと聞きたいんですが、これ、一般財源化すると言いますが、私は、今の議論で三つのごまかしがあると思う。一つは、全額を一般財源化するのはなく、極めて一部の数%ですね、まあ六%を一般財源化するだけだ。二つ目のごまかしは、その六%は何にでも使えるかという、使えない、社会保障には使つたためしがない。三つ目のごまかしは、この税収の分はことしと来年同じだとしても、来年には、ことし使ひ残した分は上積みされて、道路財源として使える部分はことしよりふえるということになる。

こんな、でたらめも甚だしい。道路財源を減らして、道路財源を一般財源化して道路整備を見直すというならわかるけれども、道路整備が、その部分の費用がどんどんふえていく形になるんじゃないですか。こんなでたらめなごまかしを、この法律で一体、国民に真つ當に説明できますか。福田総理、どうですか、これは。福田総理に聞いてみるんですよ。こういう仕組みについて、こういう提案をして、道路予算をふやすような予算じゃないんですよ、仕掛けじゃないんですよ、この法律は、国民を三重にだますものだと言わざるを得ないですよ。総理、どうですか。

○額賀国務大臣 一つ目は、だから、道路整備を上回る分は一般財源化をするということでありまして、十九年よりは二十年度の方がふえているわけでございます。税収が減つていゝ中でふやしているわけでございますから、これはそういう形でその方向転換をさせていた、だいたということ。それから、一般財源化を図つたということが、これはひもつてやつていゝわけではないので、もう一般財源として一般会計の中に入つていゝわけでございますから、これは自由に使われることになつていゝわけでございます。

あと、毎年毎年査定をしていくわけでございますから、その中できつちりと道路予算と一般財源

化を分けていくという話になるので、御理解をいただきたいというふうに思ひます。

○福田内閣総理大臣 一般財源化は何にでも使えないじゃないか、こういうふうにおつしやることなんですよけれども、今までの経緯もございまして、そしてまた、これがユーザの負担というふうなこともありますから、その辺はやはりユーザの理解を得なければいけないということでありまして。

しかし、今現在、そういうようなユーザの理解を得て一般財源化も進めていゝということでありまして、今後のことにつきましては、この一般財源の活用というように際して、さらに納税者の理解を得ながらその枠を広げていくというふうなことは当然あり得るものと考へております。

○佐々木(憲)委員 大体、一般財源化した、したと言つて大威張りで答弁もし、宣伝もしていゝけれども、実際には一般財源化どころか逆行じゃないですか。一般財源化するといつても、本當の意味の一般財源化ではない。ごく一部、道路に關連するところにはまあ少し使ひましよう、しかも、その部分は道路整備には使えないから次の年に回して、次の年の道路整備の財源に回します、その財源は公債を発行してそういうところを確保しますと。今までの道路財源を維持した上にさらに道路財源をふやすようなもので、こんなでたらめな法案を認めるわけにはいゝかないということを申し上げまして、終わります。

○原田委員 午後一時から委員会を再開することとし、この際、休憩いたします。

午後零時四分休憩

午後一時三十五分開議

○原田委員長 休憩前に引き続き会議を開きま

す。財政及び金融に関する件について調査を進めま

この際、お諮りいたします。

○原田委員長 御異議なしと認めます。よつて、そのように決しました。

○大島委員 民主党の大島章宏でございます。両大臣を中心に、大臣所信に対する質問をさせていただきます。

○原田委員長 質疑の申し出がありますので、順次これを許します。大島章宏君。

また、福井日銀総裁におかれましては、昨日から御待機をいただいて、途中、きのうも夜戻つていた、だいたんですが、きょうも来ていただきまして大変恐縮でございます。後ほど質問をさせていただきますので、どうぞよろしく御願ひ申し上げます。

さて、私は民主党の次の内閣の金融担当ということでありまして、渡辺大臣を中心に、それを補完する形で額賀大臣にも質問させていただきます。

まず、私が質問に立つと思つていろいろ、大臣所信を読んだり、質問の内容というものを整理したんですが、本屋さんでこういう雑誌が目につきました。これは院内でたまたま買つてきたものですが、「没落する日本 幻だつた景気回復、止まらない日本株売り」、こういうものがエコノミストという本の表紙を飾つていゝところでありまして。

いろいろ見ると、先ほど財務大臣から幾つかの答弁がございましたが、日本の経済は堅調であるという趣旨のお話もございました。住宅着工件数の伸び悩み、ダウンですね、四割ダウン。消費が伸びない、しかし企業は底がたい、全体的には堅調だ。しかし、輸出が中心でこの経済を支えていゝのであるから、サブプライムローン問題あるいは原油高等々、实体经济の推移をこれからしっかりと見ていきたい。中小企業への手厚い対策等も考へたいという趣旨の御発言が午前中の委員の質問に対する答へとして出されておりましたが、この財務大臣の御認識等も一つのお話かもしれませんが、どうも実態としてはそうはなつていないんじゃないかというのが私のきょうの質問の中心になるかもしれません。

そこで、先ほど申し上げましたように、金融担当大臣を中心として質問をさせていただきます。額賀財務大臣からも指摘がありましたけれども、まず、このサブプライムローンというものがいろいろ日本の経済にも、金融市場にも大きな影響を与え始めていゝことであるんですが、そもそも金融大臣として、このサブプライムローン問題というものをどういゝふうにと受けとめ、それから、サブプライムローンがなぜ金融の先進国と言われているアメリカで起こつたのか、サブプライムローンの問題の発生と原因、あるいは、サブプライムローンの問題が発生したアメリカの国の金

融の社会的背景というのはどういう状態になっているのか、そして、実態がよくわかりませんけれども、サブプライムローン問題を発端として、アメリカの金融業の実際の損失額というのはどういふふう金融担当大臣としてごらんになっているのか。こちら辺から、まず御所見を含めてお考えを伺いたいと思います。

○渡辺国務大臣 サブプライムローンというのは、御案内のように、低所得者向けの住宅ローンとしてスタートしたと承知いたしております。

日本だったら、恐らく住宅政策あるいは社会政策的な配慮を施して、こういった政策はつくってきたものと思われませんが、いわゆるITバブル崩壊以降のアメリカ経済運営の中で、かなり金利を下げて経済運営をやっていたわけでございます。しかし、私の記憶では、Fレートが1%ぐらいまで低下をしたと記憶をいたしておりますが、まさにITバブル崩壊以降のアメリカ経済の牽引になったのが住宅分野であつたろうと思ひます。

住宅の値上がりを見込んでいろいろな住宅ローンが開発をされ、その中で恐らく最後に出てきた商品がサブプライムローンだったのではないのでしょうか。最初は金利の支払いだけ、インタレストオンリーなんという商品がございまして、何年かたつとステップアップでローン金利が上がる。しかし、住宅価格が値上がりしておれば、そういうものを借りかえて、新しいローンに組みかえてしまう。そうすると、例えば二千万円で買ったものが三千万円になれば、三千万円借りて二千万円返しちゃう。荒っぽい話をすれば、手元に一千万残る、そういうものを消費に回す、こういう消費行動が行われていたと聞いております。このような融資の中には、相当むちゃな融資があつたという報告もございします。いわゆる略奪的融資などと分類されるような悪質なものもあつたようでございます。

しかし、こうした融資を支える一つのビジネスモデルが、オリジネート・ツー・ディストリビュートと言われる、リスクを分散する、つま

り、証券化をして売ってしまえば、その原債権のリスクが分散されてしまうわけでございますから、まさにそれを当てにして、こうした危うい融資を続けることができたのではないかと、そういう指摘も聞いたことがございます。

いずれにしても、日本の不良債権問題は、不動産価格の値下りのリスクは銀行部門が全部とつた、オリジネート・ツー・ホールドというビジネスモデルだったわけでありまして、まさにこの証券化商品というのがリスクを世界じゅうにばらまいてしまふ、そういうことになったものと思われ

ます。計測可能な不確実性をリスクといいますが、計測不能の不確実性がまさに世界じゅうに蔓延してしまつたというのが、恐らくこのサブプライムローン問題の非常に厄介な本質なのではないでしょうか。

こういった問題を解決していくには、さまざまな切り口から、また、アメリカ一国、国内だけではなくて、国際的な観点からこの問題と取り組んでいく必要があるかと思ひます。

○大島委員 その趣旨といひますか、お話の中心はわかるわけですが、一体、金融庁として、このアメリカ国内のいわゆる今回の問題の金融の被害額というのはどういふふうに見ているのかということも先ほどちよつと御質問させていただいたんです。

まあ、ブッシュ政権は十六兆円規模の減税措置を発表せざるを得ないほど追い込まれていると聞いているわけですが、日本としてもアメリカとの関係が非常に緊密でありますから、金融庁としても、アメリカのサブプライムローンを発端とする金融面での被害額というのをおおよそつかんでいなければならぬと思ひますが、この件について今どういふ御所見をお持ちか、お伺いしたいと思ひます。

○渡辺国務大臣 日本国内の金融機関の被害額については、かなり世界のスタンダードに比べて先を行つたディスクロージャーがもう既に行われて

おるのは、御案内のとおりでございます。一方、アメリカ、ヨーロッパの巨大複合金融機関と言われるところがどれぐらい損失を抱えているか、それは、それぞれの金融機関のディスクロージャーを待つて把握するしかございません。

では、全体として一体どれぐらいあるのかというお尋ねかと思ひますが、残念ながら、我々の把握しているデータでは、その全体像を把握するには至っていないということでございます。

民間の機関のいろいろな試算がございしますが、例えば、ゴールドマン・サックス証券の昨年十一月十五日のレポートでは、住宅ローン関連の損失の見込みがここ数カ月で急増してきていて、十一月十五日の話でございますけれども、過去のデフォルト率から推測される損失は約四千億ドルに上る見込みというわけですから、四十兆円を超えるというのが去年の十一月のレポートでございます。

一方、日本の日本総合研究所、日本総研の本年一月十八日付のレポートでございますが、ここにおいては、最悪シナリオの一では、総額一千四百二十億ドルの追加損失が発生するという試算が出ております。対象をサブプライムだけではなくて、オルトA、オルトB、シンセティックCDOに拡大した最悪シナリオでは、グローバルなサブプライム関連の損失は合計で四千六百二十六億ドルに達すると試算されるという報告がございします。これでいきますと、大体五十兆円というところであろうかと思ひます。

しかし、今、ヨーロッパ系の巨大複合金融機関の十二月決算の数字が続々と発表されていきますが、中には、日本円換算で二兆円近い損失を発表しているところもあつたりして、この問題は予断を許さないと考えております。金融庁といたしましても、引き続き高い警戒水準をもつてこの問題を注視してまいりたいと思ひます。

○大島委員 私も、金融の世界については、この半年ぐらいつつと注意して情報を集め、自分なりに勉強しているんですが、私は長い間実業の世界

で生きてきました。したがって、金融の世界というのはどういう世界になっているのか、私も興味深く見ておつたんですが、えたいの知れない動きもございします。

そして、今、金融大臣から、おおよそ五十兆円ぐらいじゃないかというお話がございましたが、毎日二百兆近いお金が動いているという話も聞いているんです。株の、証券の売買等では二兆ドルといひますから、大体二百兆ぐらいなんでしょう。すごいお金が動いているんです。それが世界じゅうを駆けめぐつて、いろいろなものを、利益を生むものに集中的に食らいついて、証券化とか債券化のものをゲットして、いかにしてそれを利益を上げるかということで右往左往しているような感じも私は受けるんです。

今回のアメリカのサブプライムローン問題、日米が基軸というのであれば、日本における土地バブル、あれと全く同じような話なんです。土地神話とあの当時言われましたが、土地はずっと値上がりする。アメリカの場合も、住宅はずっと値上がりする、それを見越してどうもお金を貸したりあるいは債券化したりしてやつてきたんです。が、途中からこれが下がり始めたということで大慌てしているわけですね。ですから、日本の金融担当大臣として、アメリカの金融に対する警鐘を鳴らしておく、そういうものが本来はあつてもよかったと思うんです。

そして、アメリカの住宅バブルが崩壊をしてこういう大騒ぎをしているんですが、日米基軸といひながら、アメリカのメッセージは受けるけれども、日本からきちつとそういう過去の経験等を踏まえて何か警鐘を鳴らした形跡が私は見えないんですが、この件について、金融担当大臣として、少し過去を振り返りながら、日本としてどういふ警鐘を鳴らしたのか、お伺いしたいと思ひます。

（委員長退席、奥野委員長代理着席）
○渡辺国務大臣 これは、額賀財務大臣や福田銀総裁が、G7その他のいろいろなところでもう既に警鐘を乱打しておられると思ひます。

私自身も先月、ダボス会議、世界経済フォーラムに行つてまいりました。そこで、デカップリングは可能かというテーマのシンポジウムに出させていただいたのであります。私の隣には、フランスの元財務大臣のストロスカール、IMF専務理事がいらつしました。私の右隣には、フランスのマダム・ラガルド財務大臣がいらつしました。いきなりストロスカール専務理事がおつしやつたことは、余力のある国は財政出動をすべきである、こういう御主張でありました。こういう話を聞いて私は、両隣がフランス人だつたというわけでもありませんが、これはデジャビュだと思わず口走つてしまつたわけでございます。

つまり、九〇年代の日本を振り返つてみますと、一番最初に金融危機が起きましたのが九二年。平成四年、宮沢内閣のときでありました。株価が一萬四千三百円ぐらいにまで落ちまして、まさにあのときは日債銀が危ないという話になつたんです。結局、政府内部でも、ワンパッケージのプランを出した大臣もいました。例えば、当時、銀行の株式含み益は大量にあつた、そういうものを吐き出させて不良債権の償却を一気にやつてはどうか、そのかわり景気対策と株価対策はきちんとやるよ、そんなプランがあつたんですね。しかし、残念ながら景気対策のみが採用され、不良債権の償却、それに伴う資本不足の穴埋めとして公的資本の注入というスキームは、何とそれから六年間おくれましてたわけでありました。

結局、気がついてみたときには、九〇年代を通して百二十七兆円の景気対策が打たれました。公的資金は、金銭贈与で十八兆円を超える、破綻処理銀行への預金者保護のお金が使われました。不良債権処理損失は九十七兆円ぐらゐにまで達しました。そのうち七十兆円そこそこは銀行の業務純益で埋め合わせをいたし、十数兆円は株の含みを吐き出すことによって埋め合わせをし、結局、一番効いたと思われるのが公的資本の注入十二・四兆円であつたわけでございます。

結局、日本の教訓から言えますことは、金融危

機の背景には金融機関のソルベンシーの問題がある、支払い能力の問題がある、それは個別の問題を超えて金融システム全体がインソルベントになつておそれがある、したがつて公的資金の投入が必要なんだということを我々はまさに九〇年代の教訓から学んだわけでございます。したがつて、まさにこうした日本の教訓というのは、今の世界的な金融資本市場の混乱の中で大いにメッセージとして出していくべきものと思ひます。

○大島委員　そういうメッセージを出すというところは大事だと思ひますが、結果的には、アメリカにおいて経済が大混乱に陥つた。それで今、日本の経済も非常に先行きがよく見えなくなつてきてしまつた。

二月十九日の日経新聞の朝刊のところに、「福田政権の経済政策は五十三点」という記事があるんですね。何かというと、何か明確な張りつてきたメッセージが出されてない、こういうことでございませう。

額賀大臣にお伺ひしたいわけですが、額賀大臣は、このサブプライムローンの発端として、日本の株価が下落した時期がありました。そのときに、株価の下落でもつて一喜一憂しないというメッセージを出したり、福田総理も、これはアメリカに起因する問題でしよう、だからこれは静観しますよ。この何もしないというメッセージが、私は非常に病状といひますか症状を悪化してしまつたんじゃないかという感じがするんです。

そこで、今、G7の蔵相会議という話が渡辺さんから出ましたけれども、東京で行われたわけですが、この席で額賀大臣は、サブプライムローン問題に対してどんなメッセージを各国に発信したのか、これまでの日本の経験を踏まえてどのようなメッセージを発信したのか。

もう一つは、福田内閣が誕生して以来、五カ月間で、株価は二千八百円下落しているんですね。株価が落ちるということは、日本の経済を支えて

いる企業の体力が落ちるということなんです。これはもうやはり、一喜一憂しないじゃなくて、非常に重大な関心を持つて財務大臣としてはメッセージを出さなきゃならないのではないかと私は思つています。

そこで、このG7での財務大臣としての世界に對するメッセージ、そして株価の下落というものを受けての財務大臣としてのお考えをお伺ひしたいと思ひます。

○額賀財務大臣　今、渡辺大臣もおつしやつておりましたけれども、G7会議では、サブプライム問題、なぜこういうことが起こつたのか、どうしたらいい、これからどうすべきか、実体経済にはどういふ影響があるのかということについて率直に議論をいたしました。私も、日本のバブル経済崩壊後の対応、それから金融危機に對する対応、そういうことこの教訓について、学んだことをお話をさせていただいたということでございます。

基本的には、アメリカも、発信地でありますから、これは経済を持ち直すために最善の努力をする、だから、金融政策それから減税、景気対策を講じたし、これから事態をよく把握して万全の策をとるといふことであります。

ヨーロッパはヨーロッパで、アメリカに對して流動性の確保で協力をした経緯があるわけでありますけれども、むしろインフレを懸念しているといふような状況でございました。

日本も、十九年度の見通しが下方修正されたわけでございますから、これはきつちりとしなければならぬ。金融的には被害度が一番少ないわけだけども、これは日本経済もしつかりと回復軌道を取り戻さなければならぬということでございますから、我々は、まず金融の安定と、それから世界経済の拡大に向けてそれぞれの国が最善の努力をする、最善の経済政策を打つて出るといふことをまず個別にやる。と同時に、お互いに情報等を共有して、そして連携をとつて行動していかう、そういうことが大事であるといふメッセージを出させていただいたわけでございます。

で、世界経済の安定した形をつくつていかうといふことでございませう。

私は、今、渡辺大臣が言いましたように、きちつと金融機関は情報を開示して、そして国民の皆さん方に、市場の皆さん方に事実関係をオープンにするといふこと、損失を明らかにしていくといふこと、それから、資金の調達ルート、流動性確保について万全を期すといふこと、日本の場合は公的資金をぶち込んで、そして市場の安心、安定を、信頼を勝ち取つたんだ、そういうことをよく考えてアメリカも欧州も対応していくべきではないかといふことを暗にわかつていただくために、そういう話をしたといふことでございませう。だから、各首脳も、あらゆることを想定してやつていこうといふ決意を表明したと私は思つております。

それから、株価につきましては、いろいろな要因で動いていくことでございませうから、直接的にはコメントは差し控えたいと思ひますけれども、中長期的には、やはり日本の国の信頼とか、日本の国の経済の動きを象徴しているとも言えるわけでありますから、我々は、何が問題であるのかといふことをよく把握して、これを克服していくための努力をしなければならぬ。

中長期的には、やはり少子化対策だとか環境対策だとか資源エネルギーをどういふふうにするかといふのかとか、そのためには技術革新をきちつとしていかなければならぬ、労働力確保、質を大事にしていかなければならぬ。そういうさまざまなことを具体的に政策としてどうしていくかといふことのメッセージをこれからつくり上げていかなければならぬ。したがつて、福田政権でも成長戦略といふものを今つくつて、できるものから実行に移していこうといふことを考えておりまして、これは世界に對してきちつとメッセージを発信していかなければならぬ。

大島先生もおつしやつておりましたけれども、膨大な借金を抱えておりますから、日本の国は一体どこへ行くのかといふもう一つの懸念もありま

すから、やはり財政再建の旗はきつちりと掲げてこれは実行に移していかなければならない。プライマリーバランス、財政収支の均衡、そういうことを目指していくことはつきりしたメッセージを伝えていくことが大事であるというふうに思っております。

そのために、これはやはり与野党の協力を得て補正予算もつくらせていたわけだし、原油対策だとか、これからの成長をきちんとしていくためには、経済の歩みをしっかりとっていくためには、この二十年度予算を年度内に成立させることも最も大事なことでありまして、そういうことを一つ一つきちんとできる、政策が決定できる、そしてやるべきことがしっかりとやっていける政治体制であるかどうかということも問われているわけだから、これはしっかりとしていかなければならないことだと思っております。

○大島委員 実は今ちょっと資料を捜していたんですが、日本の国民の資産は大体千五百兆と言われていますね。これはどのくらいの規模に当たるのかというと、イギリスとフランス、ドイツの三カ国の資産を合わせた大体このくらいになるというので、大変な日本のそういう財政的な国民の資産というのがあるわけで、その国の財務大臣ですから、単なる、予算が通ることが一番こういう財政対策でとか金融対策だなんて、そのメッセージを世界に発表して本当にいいのかなと思うんです。そんなメッセージだからこそ、こういう話になってしまふんじゃないですか。

日本国内の話じゃなくて、やはり日本としてそれだけの大変大きなベースを持っているんですから、財務大臣として、予算が通ることが最大の対策ですなどという話では、私はまさにこの「福田政権の経済政策は五十三点」というものを裏づけるような話ではないかという、私も茨城県出身ですから厳しいお話をしておりますが、そんな感じすらしてしまふんですね。

そこでもう一つ、G7のときに共同声明で、経済の安定と成長を確保するため、個別にあるいは

共同して、適切な行動をとることが明記されたわけでありまして、日本の国としては、この共同して適切な行動をとるというのはどういう意味をなすのか。

そして、今お話を伺っておりますが、日本政府として何をやるかとしているのか、それが見えないんですけれども、一月二十六日に福田総理はダボスの国際経済フォーラムでスピーチをされました。スピーチ後の質疑応答で、日本の財政政策での対応を否定した。このメッセージが結局は一月二十八日に前日比で五百四十二円の株価の下落を呼んだ、こういうことになっているんです。

今のお話を伺っておりますと、この福田総理の国際フォーラムでのメッセージというものを転換する、そして何か新たな対策をとるということをおっしゃっているのか、この共同して適切な行動をとるというのはどういう意味をなすのか、改めて財務大臣のお考えを伺いたいと思っております。

〔奥野委員長代理退席、委員長着席〕

○額賀国務大臣 これは、米国も欧州も我が国も、アメリカにおける実体経済が、世界がどういふふうにかから影響を受けていくのか、そしてどういふふうにか立ち直っていくのか、あるいはまた世界に対してどういふふうな影響を与えていくのか、そういうことをきちんとお互いに情報を共有し、それぞれの国ができることに最善を尽くすということでありまして、情報を共有していく中で、お互いが、世界の経済が拡大をし、市場が安定をしていく方策をとっていくということであり

ます。

日本は日本の立場と事情があります。それは、バブル経済崩壊後のように、あるいは、日本から金融危機を発信するかどうかという九七、八年のころと全く状況が違っていると思います。再びあのころと同じような財政政策をとっていくとか、そういうことは考えられません。したがって、やはり、日本は日本の事情の中で、最善の方策は何をするべきかということを考えていかなければならない。そのために、今、福田政権発足、もう四

カ月ぐらいたつわけでございますけれども、新しい、新成長戦略というものを今早急に組み立てて、国内あるいはまた世界に発信をしていきたいというふうな思っております。

その基本的な考え方は、先ほど言いましたように、少子高齢化社会をどういふふうにしていくか、希望と安心の高齢化社会、きちんと乗り越えていくことができれば、これは日本の、ある意味では世界のモデルをつくることになる。

環境問題でもそうです。これまで、これは大島先生も実務の時代に環境問題等に、エネルギー問題に取り組んでこられて、それで、世界に類を見ない蓄積がある。そういうものをさらに伸ばしていく。いいものは伸ばし、悪いものは克服していく。

それから、もともと資源のない日本の国ですから、資源をどう開発していくのか、新しいエネルギー源をどう開発していくのか。そういう技術革新をどう展開していくのか、そのために、どういふふうにか予算なり、企業あるいは大学の連携をとっていくのか、そういうことをしっかりとやっていくことだと思っております。

それから、おっしゃるように、世界の中の日本だから、やはり開かれた日本をつくっていかねければならない。あるいは、世界から対日投資をふやしていく環境づくりをしていくことによって、日本を刺激していかなければならない、日本の発展を新しい段階にしていかなければならない。そういうことをきちんとメッセージとして投げかけていくことが大事であるというふうに思っております。

○大島委員 私は、日本の財務大臣は、財務大臣の発言が世界の経済に大きな影響を与える、もちろん日本の国内の経済にも大きな影響を与えますが、一億二千万の国民だけではなく、六十億の国民の経済環境にも大きな影響を与えるという、そのぐらいの覚悟と度量をぜひ持っているいろいろな発言をしていただきたいということはお願いをしておきたいと思っております。

今のメッセージが世界にどういふふうに着いたのか、その影響についてはよくわかりませんが、いずれにしても、現在のところは、この雑誌に象徴されるように、どうも余り日本のメッセージは明確なメッセージが出されていないということは事実だと思っております。

そこで、ちょっと視点を変えて金融担当大臣にお伺いしますが……〔額賀国務大臣「ちよつといひですか、大島先生、一言と呼ぶ」ではどうぞ。〕

○額賀国務大臣 やはりそのためには小泉内閣、日本の改革というのは橋本内閣時代の六次改革から始まったのでありますけれども、それは歴代内閣ずっと継承してきまして、そして小泉内閣が最近では象徴的でありまして、これは既存の権力構造とか組織について破壊的な性格を持ったものであったと思っております。

それはそれで新しい創造を生み出すことになるから、私は結構だと思っておりますが、その改革は続行していかなければならない。今度は、破壊するだけではなくて、しっかりと創造をしていかなければならない、そういう改革と創造の形、あるいはまた考え方が望ましいと思う。そういうことをやり遂げることができれば、政治力があれば、また、没落する日本ではなく、日はまた上る日本になることができると思っております。

○大島委員 先ほども改革と創造という言葉を出されましたが、結局、小泉改革というのは、小泉政権でやったのは破壊だけであって、創造がないというところに問題があるんです。

この午前中の質疑等でもありましたが、言葉はあるんだけど裏づけがないというのが問題なんです。ですから、額賀大臣には、改革と創造というお話がございましたが、ぜひそれを実践するように、まさに、発言するということは行動が伴わないと何の意味もありませんから、ぜひ実践するように、さらに精進していただきたいと思

ます。

そこで、金融担当大臣にお伺いしたいのは、日本国内でおおよそ六千億という被害額が新聞紙上

でも報道されていますが、あれだけ土地バブル崩壊で非常にやけどを負って、十兆円を超す、十四兆円規模ですか、公的資金を投入してまで、金融機関を通して日本の体質を改善しようと努力したんですが、今回の被害額は、四十兆に比べれば少ないとはいえますけれども、これからまた被害がふえる可能性はあると言われているんですね。

なぜ、金融庁として、このような商品に手を出すようなことを結局許してしまったのか。金融庁はいわゆる監督官庁であって、証券とか金融の正常化、言ってみると、何か不良なものに対しては警鐘を鳴らすとか、そして誤った道に行かないような形で誘導するとか、あるいはそういうものを活発化させる、そういう努力が金融庁として結局足らなかつたんじゃないか。要するに、指導はするけれども、そういう道に再び陥らないような、そういう努力のところが欠けていたんじゃないかと私は思うんですが、金融担当大臣としての御所見を伺います。

○渡辺国務大臣 証券化という金融手法そのものがいけないんだという御議論があるのは承知をいたしております。

今回、結果として大変な損失を世界じゅうにばらまいてしまったその原因については、先ほども申し上げましたように、本来のビジネスモデルであるオリジネート・ツー・ディストリビュートという手法が、十分にこれが機能する仕組みが整っていないかつたのではないかと、そういう反省も一方においてしているところでございます。例えば、トリプルAの格付を信じてその金融商品を買ったところが、突然この格付が何段階も下げられて、しまいに値段がつかなくなってしまったなどという話も昨年ございました。

格付会社につきましては、私のところの金融市場戦略チームの第一次報告書というのを昨年十一月に公表いたしております。その中では、例えば、証券化商品に関する格付ビジネスに利益相反の可能性が内在していたのではないかと、あるいは、格付モデルの内容やその妥当性について適切

なディスクロージャーがなされていなかったのではないかと、また、格付に必要かつ十分な情報を組成者、商品を仕組んだ人から適切に入手、聴取していたかどうか、そして、格付情報の意義について投資家に誤解を与えていなかったか、こういった観点から分析をしたところでございます。

また、今日のサブプライムローン問題について、原資産のリスクが分散してしまったということでありますから、原資産のリスクが計測可能なものになるようなトレーサビリティというものを確立していくべきではないか、そういう提案も金融市場戦略チームにおいて行ったところでございます。

いずれにいたしましても、こうしたレギュレーションというのは日本一国だけでできるものではないと思います。さまざまな、金融安定化フォーラムあるいはG7等々の国際的な会議を通じて、これらの問題について今鋭意話し合っているところでございます。

○大島委員 金融大臣におかれましては、金融庁というところ、私もこの一年ぐらい金融庁の皆さんのお話をいろいろ伺っているんですが、何か目的が狭くなつちやうっているような感じがするんですね。

いわゆる金融機関の健全化、そういうところばかり集中しちゃって、国民が千五百兆の資産をどんな形で運用しているのか、どんな形で何をしようとしているのか、それが健全なのか。本来は、金融機関の健全化が目的じゃなくて、日本国民の資産運用という状況全体が健全かどうか、いわゆる詐欺にひつかからないかどうか、あるいはそういうものが入りそうなきには警鐘を鳴らす。もちろん、日本国内だけじゃなくてアメリカとかヨーロッパに対しても、金融機関同士で連携があるんじゃないから、それは日本で経験したことだ、こういうのはおかしいじゃないかと。

あるいは、格付についても、とにかくもうかるんじゃないかというところに行ってしまうんですね。私は、これは格付会社の責任もあると思うん

です。結局、それを信用して入ったところもあったでしょう。しかし、結果的に六千億も、これは広がる可能性があるんですが、現在段階で六千億も損失が見込まれるということ自体は、金融庁は、単に私には責任ないというんじゃないかと、国民に被害者が出た、そのことをもって、もつと自分を律して、一体金融庁というのは何なのかというところを改めて問い直すことが必要じゃないかと私は思います。

同時に、もう一つ伺いますが、サブプライムローンを発端としてのアメリカの株下落は一五・五%。昨年の十月の一万四千六百四十四ドルから、一月の二十二日には一万一千九百七十一ドルまで、二千九百九十三ドル下がったんですが、これが一五%。ところが、日本の場合には、昨年の七月九日の一万八千二百六十一円から、ことし一月の二十二日には一万二千五百七十三円と、五千六百八十八円下落、三一%下落しているんですね。

日本を発端とした問題でないにもかかわらず、なぜ、アメリカの株価の一五%下落に対して、二倍の三一%も下落しているのか。このことについて、金融庁としてどのようにこの事実関係について受けとめているか、お伺いしたいと思います。

○渡辺国務大臣 まず、前段の話でございますが、日本の金融機関が六千億円ほどの損失を出したとはいえ、これは欧米の巨大複合金融機関に比べますと、けたが一つか二つ小さいということが言えます。その一つの理由が、いわゆるバーゼルⅡの基準をいち早く日本の金融機関には導入をしたということがあるわけでございます。

このバーゼルⅡの基準でいきますと、例えば証券化商品については、旧規制がリスクウェイトを原則一〇〇%であったものを、リスクウェイトを二〇%から一二五%、つまり、ほとんど価値がゼロになるところまで外部格付を利用してリスクを判定したりしているわけでございます。したがって、こういう世界的な金融市場の大混乱の中にあつても、日本の金融機関がこうした基準をいち早く導入していたことによって比較的軽微

で済んでいるということもぜひ御理解をいただきたいと思ひます。

また、株価下落が、日本だけ特別に下がっているのではないかと御指摘でありました。日本の証券市場は、御案内のように、七割のシェアが外人さんが占められているわけであります。そういったしますと、昨年の夏、例えばパリ・ショックと言われるサブプライムローン問題のショックが広まったりいたしましたので、急速に信用が収縮をしまひます。では、利益の乗っている日本株を売って、その利益を本国に戻そう、こういう動きもあつたという解説もございまして、ドルベースで日経平均の株価を見ますと大体似たような動きになっているというエコノミストの指摘もございまして。一方、円ベースで見ますと、これは円高要因とか、そういったことが逆に輸出企業の収益に反映をして、さらに株価が売られる、こういうこともあつたかと思ひます。

いずれにしても、残念なことに、日本が名目経済成長率が〇・八%という水準に低迷をしていることが、何といつても株価の足を引っ張っている要因ではないでしょうか。

○大島委員 ちようどお手元に参考資料をお配りさせていたしましたが、日本の株価が、今担当大臣から、実力値よりも低いという趣旨のお話も最後にいたしましたけれども、これはアメリカと日本の国の投資部門別の株式保有比率というグラフです。これは、上はアメリカで、下が日本なんです。アメリカのケースを見ますと、個人投資家の株主が大体四分の一、投資信託が四分の一、年金関係が四分の一、あとの残りの四分の一の半分が外国人、一三・七%。あとの半分が金融機関、九・一%です。

日本はどうかと見ると、外国人が二八%。アメリカの倍の分野が外国人の投資家なんです。個人が一八・一%、事業法人、金融機関が二〇%、二二%。個人関係の資金の投資信託と年金信託は、合わせて八%ぐらい。この比率が、結局、外国人投資家の出入りでもって、今、渡辺大臣も

おっしゃったように、一日の取引の七割は外国人の株主だというんですが、日本人がなぜ株に投資をしようとしていないのか、このところが、私は、日本の企業の株価が実力値に対して非常に低い状態が続いている原因だと思っております。

そこで、この際金融担当大臣として、どうやって国民に対して、まさに貯蓄から投資へとというメッセージがどこかでよろっと聞こえたけれども、また聞こえなくなるといって、今回、投資に対する障害になつてきているのが、例えば金融商品取引法。これは、よかれと思つてやったんだけど、一人の投資家に対して二時間も説明するとすれば、個人のお客さんは嫌になつて、もういいですというような話になつていっている話も現場から聞いています。

もちろん、いろいろ安全と思つてやっているのかもしれない。これは、建築基準法の改正で、耐震の強化を図るためにしっかりとしないといつて四割も住宅の着工件数が減つたという、これもまた内需を落としていることなんです。よかれと思つてやっているんだけど、現場を見ているとこういうことをやるから投資も進まない。貯蓄から投資へといつても、その流れがうまくいっていないんです。ですから、日本の優良企業の株価が低迷を続けている。

ですから、アメリカぐらいに、四分の一ぐらい個人投資家が株を買った環境を整えることも、私は金融担当大臣の一つの仕事じゃないかと思つてます。そういう意味で、この問題についてどう考えておられるか。

それから、日銀総裁がきのうの夜からずっとお待ちいただいて恐縮でございましたけれども、実は、今ずっと論議してまいりましたが、日本の国内の経済というのは、アメリカと中国に大きな影響を受けているんですね。アメリカがあのような形、そして中国も影響するんじゃないかというような状況が出ておりますが、この現状について、日銀総裁として今どういう御認識をお持ちなのか。

この二つをお伺いして、私の時間は終わりましたので、質問を終わりたいと思つてますが、まず、金融担当大臣、お願いします。

○渡辺国務大臣 貯蓄から投資へというのは、まさに私、金融大臣としての最大のミッションでございます。

なぜ日本の家計がこうしたリスクマネーに流れていけないのか。まず、目先の動向でいえば、やはりこれは、株価が低迷をしているところ、に最大の原因があるかと思つてます。

金融商品取引法についても言及されましたが、これは、証券会社の窓口では、そんな二時間もかかつて説明をするというようなことは聞きません。やはり、金融商品になれていない他の金融機関、例えば銀行の窓口とかそういったところで混乱が見られるのではないのでしょうか。同じ人に別の商品を見る場合も、同じように二時間かけて説明し、いろいろ聴取をしたりしている。

また、笑い話としてよく語られるのは、七十歳を超えた人は、家族を連れていかないと投信を売ってもらえない。そんなことは金融商品取引法のどこにも書いてない話なんです。つまり、金融商品取引法を過剰に解釈して、過剰なコンプライアンス体制をしいてしまつていっていることが、昨年、金商法スタート時点で見られた現象だつたと思つてます。

したがって、こういった行き過ぎに対しては、それは正を今鋭意お願いしているところでございます。

○福井参考人 お答えを申し上げます。ただいま議論を重ねておられますとおり、アメリカ経済はかなり大きな不良債権問題に直面しているということでございます。

不良債権の処理というのは、委員つとに御承知のとおり、経済の中で生み出されるキャッシュフローを使って、あるいは、足りなければ既に蓄積された資本を取り崩して損失の穴埋めをするということでありまして、本来前向きに使われるキャッシュフローあるいは資本が、そういうふう

に後ろ向きに使われる間は、どうしても経済が前に進む力をそいでしまう。アメリカ経済が今減速過程をたどっているのは、基本的にはそういうことでございます。

世界経済全体としてその影響が全くないかといえば、それはやはりじわじわと影響が出てきているということだと思つてます。幸い、世界全体としては、減速しながらまだ拡大しているという状況でございますけれども、先行き、もう少しダウンサイドリスクが強まっている、こういう状況だろうというふうに思つてます。

そして、金融資本市場におきましては、今までリスクを甘く見過ぎていた、委員おっしゃるとおりでありまして、その反省から、今、リスクを避けよう、こういう動きが非常に強くなつておりまして、株式市場などにもその影響が強く出ており、日本の株式市場についても強くその影響が出ている、こういう状況だろうと思つてます。

したがって、実体経済の方も、それから金融資本市場の方も、しばらくこの調整過程が続く。この調整過程を極力秩序あるものとして、調整過程を全うさせなければいけない、これがこの間のG7の基本的な命題であつたというふうに思つてます。したがって、情勢認識を共有しながら、それぞれ自分の国の政策領域において最適な政策を果敢に打っていく、このことが認識共有をされたというふうに思つています。

私も、金融政策の分野でこれを受け持つわけでございますけれども、意識されましたのは三つぐらいあると思つてます。

一つは、金融政策の部分。これは、それぞれの国で最も適切な金利水準を今後ともきちんと設定していくというだけでは不十分で、金融市場が不安定な状況にありますので、金融資本市場すべてのかなめの位置にあるマネーマーケットに必要な流動性をきちんと供給していく、これが一つでございます。

二番目は、不良債権処理の過程。これは、米国、欧州において今ウエートが高いわけでありま

すけれども、金融システムの安定性を害しない強いコミットメントを当局としてはしていく。したがって、市中金融機関が不良債権の処理をみずからの努力でどんどん進めるように後押しする。当局としても、必要な手というところはきちんと用意しながら、金融システムが壊れる心配がないということの世界じゅうの人々が認識できるように持つていく、これが二番目でございます。

それから最後は、これから将来に向かつて、委員がおっしゃいましたとおり、そんなに甘いリスクをとるんですかというふうな状況がないように、やはりリスクの評価の仕方、ディスクロージャーの仕方、そして個々の金融機関におけるリスク管理のあり方というものをひとつ改善してもらいたい。改善してもらいたいとただ言うだけではできないかもしれないので、当局も知恵を出して、新しいアイデアを示しながら金融機関の努力を促す、この努力を強めていこうということを明確に打ち出しております。

そういう状況の中で、日本経済をどう見るかということでありまして、日本経済自身、決してそうした世界の経済、金融の調整から無縁な状況にあるわけではございません。日々かなりのショックが及んでいっていることを我々も感じております。

ただ、幸いにも、やはり過去の不良債権問題の処理が終わつた現在の日本経済は、生産、所得、支出の前向きな循環を何とか基本的に維持しておりますので、これを壊さないように次の局面に持つていかなきゃいけない。

それから、金融システムの面でも、金融担当大臣がおっしゃいましたとおり、日本の金融機関の今回の新しい不良債権問題は比較的小さくどまっている、過去の経験の反省もあって、日本の金融機関のリスク管理能力というのはかなり前進しているところがございます。しかし、これで満足できないわけでありまして、将来に向かつてもっとリスク感覚を研ぎ澄まし、新しいビジネスモデルをきちんと築いていってほしいという

ことで、この方向でも我々としては、金融庁、日本銀行が努力して促していききたいということでございます。

一言で申し上げれば、日本経済も今後とも世界経済のダウンサイドリスクをより強く受ける心配は残っている。金融システムの面でも、もう少し問題が大きくなる心配は残っている。これらうまく包摂しながら、この調整過程を日本経済に関する限りはきちんと全うしたい。これは短期の問題です。

より長期的には、こういう調整過程の中にあればあるほど、世界の投資家はうんと将来を見て、どこの国の経済が有望かという目で改めて総点検するわけでございます。そういう目で日本経済について将来を洗い直されるということを、やはり強く意識しなければいけません。

したがって、少子高齢化の問題にせよ、財政再建の問題にせよ、あるいは、金融技術革新だけでなくもっと広い技術革新を促して日本の潜在成長能力を上げていく、ここに官民挙げての努力が結集されているんだということを世界に見せていく必要がある、こういうふうな思っております。

○大島委員 いろいろありがとうございました。最後にありますけれども、やはり、額賀大臣、日本の当面するこの危機を乗り越えるためには、暫定税率を廃止する、そういう意味での減税というのも一つの方策としてしっかりと頭に置くことが大事じゃないか、こういうことを申し上げまして、質問を終わります。

ありがとうございます。

○原田委員長 次に、佐々木憲昭君。

○佐々木憲昭委員 日本共産党の佐々木憲昭でございます。

所信への質疑ということですが、きょうは財務大臣にお聞きをしますので、金融担当大臣はどうぞ御退席いただいて結構でございます。

そこで、景気の現状認識と対応策ということで、これまでも、景気が回復してきたと言われており

ましたが、ことしに入りまして後退局面が明確になったという指摘もあります。まず最初に額賀大臣に、どのような認識か、伺いたいと思います。

○額賀国務大臣 これは、十九年度の経済見通しも下方修正をしたわけでございまして、これの直接的な原因、理由は、改正建築基準法による大幅な住宅着工の減少によるものと言われているわけでございます。しかし、企業収益がよいし、消費も、伸び悩んでいるところはありませんけれども、動いている。その意味では、二十年度は基本的に景気回復の軌道をたどっていくだろうというふうに推定をしております。

ただ、いろいろな問題がありまして、アメリカの実体経済がどういうふうになっていくのか、そういうものが世界経済にどういうふうな反映をしていくのか、あるいはまた、原油価格とか穀物飼料の上がり方等がどういうふうな実体経済に影響を及ぼすのか、そういった不確定な要因がありまして、よく注意深く見ていかなければならないというふうな思っているところでございます。

○佐々木憲昭委員 最近までの景気回復というのが何によって主導されてきたかということ、よく現状を認識する必要があると思っております。そこで事実関係をお聞きしますが、内閣府にお尋ねします。

国民経済計算の実質経済成長に対する民間最終消費支出と、財貨・サービスの輸出、その寄与率です。八〇年代前半と比べて二〇〇〇年代の前半、これはどういうふうになっていますでしょうか、お聞きをしたいと思っております。

○大脇政府参考人 お答え申し上げます。

一九八〇年から八五年の五年間の実質成長率、これは一六・五％でございました。これに対する民間最終消費支出の寄与度は八・八％ポイント、輸出の寄与度は三・〇％ポイントでございました。

一方、二〇〇二年から二〇〇七年までの五年間の実質成長率は一一・一％となっております。これに対する民間最終消費支出の寄与度は四・〇％

ポイント、これに對しまして、輸出の寄与度は六・四％ポイントでございまして。

○佐々木憲昭委員 私は寄与率をお聞きしたんです。今、寄与度を説明されましたが、寄与率はどうなっていますか。

○大脇政府参考人 寄与率を申し上げます。

一九八〇年から八五年の五年間でございすけれども、民間最終消費支出の寄与率、これは成長率全体の五三・二％でございまして。これに對しまして、輸出でございすけれども、一八・一％でございまして。

二〇〇二年から二〇〇七年の成長でございすけれども、この間の成長に對する民間最終消費支出の寄与率、これは三六・〇％でございまして。一方、輸出でございすけれども、五七・九％でございまして。

○佐々木憲昭委員 今お聞きしておわりのように、民間最終消費支出というのは、その中心は家計支出であります。その寄与率が、八〇年代の前半は五三・二％でありましたが、最近では三六％に落ちております。その反面、輸出の寄与率は、一八・一％だったのが五七・九％。つまり、輸出牽引型経済成長、こういうふうに見えると思っております。

そこで、昨日の日報新聞にこういうのが出ております。これは特別編集委員の方の解説ですけれども、「米国の住宅バブルによる消費主導の成長と、中国など新興国の投資主導の成長による世界経済の需要拡大で潤ったのは外需の恩恵を直接受ける大企業・製造業だ。鉄鋼、自動車などの輸出産業は高度成長期以来の二ケタ近い売上高の伸びを続け、設備投資を増やしながら労働分配率を大幅に引き下げて、空前の利益を上げた。」こういうふうに言っているわけですね。

つまり、日本の経済というのは、内需、つまり家計消費よりも、輸出に依存してきた。その輸出の中心は大企業であり、その大企業は、それで大幅な利益を上げながら、労働分配率は下げてしまった。したがって、内需は労働分配率の面では

低迷したわけでありまして。こういう構造だったと。これが輸出主導型経済成長の一番のかぎになる部分であります。

この点に對しての大臣の御認識はいかがでしょうか。

○額賀国務大臣 今、内閣府の方から御説明があったように、最近の景気回復の軌道は輸出主導であったと思っております。その分析からいっても、八〇年から八五年の五年間と二〇〇二年から二〇〇七年の対比をすると、輸出の寄与度が五分の一から二分の一に、そして個人消費の分野が二分の一から三分の一というふうになっておりますから、先生のおっしゃるような形で動いているというふうな認識をしております。

○佐々木憲昭委員 外需依存型で景気回復があったけれども、内需は抑えられている。この関係というのは裏腹の関係であります。自動車、電機、鉄鋼、これらの大企業は非常に輸出比率が高いわけですね。日本の輸出全体に占める輸出上位十社、これを取り上げますと、私の計算では、一九八〇年には二七・九％、二〇〇五年、これが三三・七％です。つまり、輸出の三分の一がわずかに十社、これによって占められているわけでありまして。

このようにして利益を上げた大企業は、結果的には、経常利益は、例えばこの五年間だけをとりましたが二倍ぐらいになっております。しかし、役員給与は二倍ですけれども、配当金は四倍、従業員の給与はマイナス、これが法人企業統計調査、財務省の調査でございます。

このようにして、輸出主導型の景気回復というのは、実態は、大企業の利益回復とそれから株主への配当、こういうところに回って、労働者や下請の方にはなかなか回らない。いわば搾取、収奪の上に成り立った企業の利益であった、こういうことが言えるんじゃないかと私は思います。今後、問題は、こういう輸出に依存するこの体質がこのまあいかにどうするか。

そこで問題になるのは、先ほども日銀総裁のお

話がありました、ダウンサイドリスクが高まりつつある。これは、アメリカの経済の低迷であります。先日、私は財務金融委員会、日銀総裁に聞きしたところ、「予想以上のものとなるリスクというのはやはり明確にあります。」「こうおっしゃっていました。日本の輸出依存型経済というのは、今後やはり壁にぶつかるのではないかと。

問題は、そうなりますと、内需がどうなるかです。内需は何かかきかといえ、GDPの五割以上を占める家計消費であります。この家計消費をどうするかというところが今後の経済運営の非常に大事な視点になってくると思います。

福田内閣は生活重視ということをおっしゃっていました。家計に重点を置くというのは今後の経済政策で大変重要だと思えますけれども、額賀大臣はどのようにお考えでしょうか。

○額賀国務大臣 共有できるところもあるわけですが、これだけ冷戦が崩壊してから世界経済が拡大していく中で、やはり、世界の市場を相手にしていかなければならないということが一つあります。中小企業でも、そういう開かれた分野にいるところは元気があると思えます。したがって、あと、内需に依存するところの中小企業、中堅企業がどうすれば成長していくかというのを考えていかなければならないことが一つあると思えます。

それは、医療とか教育とか、あるいは社会福祉の分野とか、さまざまな分野でそういう企業が活躍できる分野が出てこないのか。そして、技術革新をもつて、技術をもつてそういう分野で開拓していくことができるのか。できないのかということが一つあるのではないかと。

もう一つは、先生がおっしゃるように、やはりGDPの相当な割合を占める家計部門、これをどういうふう消費を安定した形にしていけるのかということが大事なことだと思います。

端的には、この前、経済界の人たちとお会いしたときも、収益の上がる企業はやはり従業員に對

して給料を上げてもらうようなことが労使間できちっとされていくことが望ましいです。それから、非正規雇用の雇用を正規化していくとか、そういうことについてしっかりと考えてほしいという意見交換をさせていただいたところでございます。

それと同時に、やはりもう一つは、社会保障制度で将来への不安、少子高齢化社会の不安をどう解決していくのか、道筋をつけていくのか。それは、負担と給付の問題でございます。

そういうことについて、やはり国民的な理解を得て形をつくっていくことが大事だというふうに思っています。

○佐々木憲委員 総論では何か少し似たような感じでございしますが、具体策になりますとかなり根本的に違ってくる、どうもそんな感じがするんです。

配付した資料を見ていただきました。雇用者所得は、例えば一九九六年から二〇〇六年、この十年間、約十兆円減っているんです。可処分所得は八兆七千億円減りました。貯蓄はどうか。二十二兆八千億円減っているんです。つまり、家計部門、この分野は非常に圧迫されているわけですね。

ところが、その反面、例えば企業所得を見ますと、約十六兆円増大しているわけです。現に、一昨日発表された昨年度の毎月勤労統計調査、これによりますと、常用労働者の平均月間現金給与総額は三年ぶりに減少に転じた、三十三万になった、こういうことであります。

つまり、企業と労働者、家計、この関係を見ますと、利益は拡大したが賃金は上がらない、こういうことでございます。もちろん、賃金の引き上げについては、政府が関与してどう言うものではなくて、労使間で決まる、いわばそういうことでございます。

しかし、問題は、先ほど少し触れましたように、全体の賃金水準、これを決めるには、非正規雇用、これをどう解決して正規雇用を引き上げて

いくか。その際大事なことは、やはり制度上の問題があると思うんです。

その前に、非正規雇用の賃金に対する関係を見ますと、一昨年の十二月、内閣府の日本経済二〇〇六―二〇〇七、いわゆるミニ経済白書ですけれども、それによりますとこう書いてあるわけですね。「非正規雇用の賃金は正規雇用に比較すると相対的に低い水準にあり、企業内で非正規雇用者比率が高まることは平均賃金水準を押し下げることになる。」つまり、非正規雇用の比率が高ければ高いほど全体の賃金水準を押し下げてしまふ、こういうふうな分析をしているわけです。

先ほど財界とお話の一端を御紹介いただきました。その中でも非正規雇用の話がされたと言われていることは、この非正規雇用を正規雇用に変えるということ、企業の努力だけでそれで十分かといえ、制度上の問題がある。例えば日雇いの派遣をどうするとかいう問題も、この国会でもいろいろ議論になりました。制度上、政策上、そういう問題を規制して、非正規雇用から正規雇用に移す環境をつくるというものが政府の役割じゃないか、そういうふうには思いますが、どのようにお考えでしょうか。

○額賀国務大臣 私は、この非正規雇用の若い人たちというのは、バブル経済崩壊後、企業も元気がないし、就職もできなかった方が多いんだと思うんです。そういう人たちがやはり安い給料でいると、幾ら少子化対策といったって、若い人たちがきちっと家庭生活が持て得ないような状況ではこの少子対策も乗り切っていくことができないわけですから、安定した職場につけること、あるいは技術力を持つていくこと、そういうことによつて結婚もすることができ。そういう環境づくりをしていくことは、これは政治の役割だと思います。

だから、いい意見があればどんどん言ってください。○佐々木(憲)委員 では提案をいたしますが、正

規雇用を非正規雇用に移すことを可能にした労働法制の今までの緩和がありましたね。やはり、非正規雇用を認める方向にきたことが問題だったと私は思います。それを見直す。もう一度派遣というのを一定の限定した分野にとどめる。これは九〇年ごろには限定されたものでした。それが今はもうほとんど広がって、製造業一般に広がっています。それが全体の水準を押し下げているわけです。したがって、そういうふうな労働法制をもう一度再検討する。こういうお気持ちがありますか。

○額賀国務大臣 私の認識は、基本的には、高等学校とか大学の生活自体、やはり世の中が変わっているわけですから、従来どおりの延長線上ではなくて、これから企業が求めているところと、それから自分がやりたいこととのギャップをどうやって埋めていくような形をとっていくのか。あるいはまたそして、そういう非正規雇用の人たちにもそういう職業訓練とか勉強の機会を与えていく。そういう中で自分のライフサイクル、仕事をつくっていく。企業もそういう人材を採用していく。それはお互いさまの努力がなければいけない。制度上の問題だけではなくて、やはり、そういう時代の流れというものをよく見きわめた上で考えていく必要があるのではないかと考えております。

○佐々木(憲)委員 突然歯切れが悪くなったんですが、私が言っているのは、制度上の問題があると言っているわけです。労働法制の規制緩和があったからこそ、これだけ、労働者の三分の一もです。非正規雇用になっているわけです。それを是正するという方向に政府が踏み出さない限りはもとに戻らない。実際に、二枚目を見ていただければわかりますが、正規雇用も昨年の七―九月期になりますと減り始めております。非正規雇用もふえております。これは、全体として非常に状況が悪化していると言わざるを得ません。ですから、企業にお任せしますという話ではないし、職業訓練で何とかするといふ話でもないわ

けです。そこを認識していただきたいと思つて
るわけです。

それからもう一つは、家計を活性化するには、
家計の負担感を減らす、これが非常に大事だと思
います。

大臣にお聞きしますけれども、資料の三枚目に
ありますように、これまで、小泉内閣以来どれだ
け国民が負担を押しつけられてきたか。これは全
部政府が出したものでありますが、これだけの負
担を押しつけたという認識はありますか。

○額賀国務大臣 それぞれ、税とか社会保険料と
いうのは、社会保障における負担と給付の balan
s を考えていくわけですね。あるいはまた、世代
内の公平感あるいは世代間の公平感、そんなこと
を考えた手打ってきた政策であるというふう
に思っております。

これは、先ほども言いましたように、医療関係
とかそれから社会保障関係が多いわけでございま
すけれども、年金にしろ医療にしろ介護にしろ、
やはり社会的に面倒を見ていかなければならぬ
という形になつてきつつあるわけけれども、そ
の際に、やはり若い世代の負担とそれから給付を
受ける側とのバランス、そういうことをよく考
えた上で、我々も、公平感をつくりながら、持続で
きる社会保障制度、社会のシステムをつくるため
にいろいろと知恵を出してきたということをぜひ
御理解いただきたいというふうに思います。

○佐々木憲委員 ともかく社会的に面倒を見る
と言うのなら、ちゃんと国が財政的に支えるのは
当たり前ですし、世代間の負担と言いますけれど
も、高齢者を非常に大きな負担がかかつて
いるわけです。ここに挙げただけでも何十項目に
も上るようなものでありまして、合わせると十二
兆七千二百三十三億円ですよ。十兆円を超える負担を
しておけば、これは内需が低迷するのは当たり前
ですよ。それを、今お話を聞いても全く反省がな
い。当たり前のことをやってきたような話をす
る。

これは、先ほどの労働法制の緩和の問題もそう

ですけれども、日本の内需の一番の核になつて
いる、五五％程度が家計消費でございいます。その家
計消費を支えている賃金ですね。それで、この平
均賃金を押し下げようとする要因である非正規雇用、これ
を法的にも直そうとしない。あるいは家計に対する
負担ですね。この負担は、これだけ負わせてい
ながら全く反省がない。これでは内需拡大になん
かつながりませんよ。

一般論で何か家計重視だとか生活重視と言つて
いますけれども、現実にはやっていることは全く違
う。全然違う方向に行つていく。これではこの政
府にだれも期待できない、私はこういうふうに思
います。

以上で終わります。

○原田委員長 以上で両大臣の所信に対する質疑
は終了いたしました。

それでは、速記をとめてください。

(速記中止)

〔委員長退席、奥野委員長代理着席〕
〔奥野委員長代理退席、委員長着席〕

○原田委員長 それでは、速記を起こしてくださ
い。

次回は、来る二十二日金曜日午前八時五十分理
事会、午前九時委員会を開会することとし、本日
は、これにて散会いたします。

午後三時十五分散会

平成二十年度における公債の発行の特例に 関する法律案

平成二十年度における公債の発行の特例に
関する法律

(目的)

第一条 この法律は、平成二十年度における国の
財政収支の状況にかんがみ、同年度における公
債の発行の特例に関する措置を定めることによ
り、同年度の適切な財政運営に資することを目
的とする。

(特例公債の発行等)

第二条 政府は、財政法(昭和二十二年法律第三
十四号)第四条第一項ただし書の規定により発
行する公債のほか、平成二十年度の一般会計の
歳出の財源に充てるため、予算をもって国会の
議決を経た金額の範囲内で、公債を発行するこ
とができる。

2 前項の規定による公債の発行は、平成二十一
年六月三十日までの間、行うことができる。こ
の場合において、同年四月一日以後発行される
同項の公債に係る収入は、平成二十年度所属の
歳入とする。

3 政府は、第一項の議決を経ようとするとき
は、同項の公債の償還の計画を国会に提出しな
ければならない。

4 政府は、第一項の規定により発行した公債に
ついては、その速やかな減債に努めるものとす
る。

附 則

この法律は、平成二十年四月一日から施行す
る。

理 由

平成二十年度における国の財政収支の状況にか
んがみ、同年度の適切な財政運営に資するため、
同年度における公債の発行の特例に関する措置を
定める必要がある。これが、この法律案を提出す
る理由である。

所得税法等の一部を改正する法律案

所得税法等の一部を改正する法律

(所得税法の一部改正)

第一条 所得税法(昭和四十年法律第三十三号)の
一部を次のように改正する。

第十一条第一項中「別表第一第一号」を「別表
第一」に改め、同条第二項を削り、同条第三項
を同条第二項とし、同条第四項中「前三項」を
「前二項」に改め、「若しくは外国法人を削り、
同項を同条第三項とする。

第五十七条の四第三項第三号中「株式のみが
交付される場合又は当該取得をする法人の株式
及び新株予約権のみが交付される場合」を「株式
(当該株式と併せて交付される当該取得をする
法人の新株予約権を含む。)以外の資産(当該取
得の価額の決定の申立てに基づいて交付される
金銭その他の資産を除く。)が交付されない場
合」に改める。

第六十五条第一項中「ものとし、次条第一項
に規定する長期大規模工事に該当するものを除
く」を削り、「提供」の下に「次条第一項に規定
する長期大規模工事に係る請負を除く。」を加える。

第六十六条第一項中「製造」の下に「及びソフ
トウェアの開発」を加え、「二年」を「一年」に改
め、同条第二項中「損失が生ずると見込まれる
ものを除く。」を削り、同項ただし書を次のよ
うに改める。

ただし、その工事に係る収入金額及び
費用の額につき、着工の年の翌年以後のい
ずれかの年において当該工事進行基準の方法
により経理しなかつた場合には、その経理し
なかつた年の翌年分以後の年分の事業所得の
金額の計算については、この限りでない。

第六十六条第二項各号を削る。

第六十七条の二第二項中「貸借」を「貸借」に改
める。

第七十八条の見出しを「(寄附金控除)」に改
め、同条第一項中「特定寄附金」を「特定寄附金」
に改め、同条第二項中「特定寄附金を」を「特定寄
附金」に、「掲げる寄附金を」を「掲げる寄附金」に
改め、同条第一号中「寄附金」を「寄附金」に、
「その寄附」を「その寄附」に改め、同条第二号中
「民法(明治二十九年法律第八十九号)第三十四
条(公益法人の設立)の規定により設立された法
人」を「公益社団法人、公益財団法人」に、「行な
う」を「行う」に、「寄附金」を「寄附金」に改め、
同条第三号中「別表第一第一号」を「別表第一」
に、「寄附金」を「寄附金」に改め、同条第三項中
「特定寄附金」を「特定寄附金」に改め、同条第四

項中「寄付金控除」を「寄附金控除」に改める。
第八十七条第一項及び第二百二十条第三項第一号中「寄付金控除」を「寄附金控除」に改める。

第六十一条第一号の二中「民法」の下に「明治二十九年法律第八十九号」を加え、同条第四号イ中「公債債のうち」を削り、同号ハを同号二とし、同号ロを同号ハとし、同号イの次に次のように加える。

ロ 外国法人の発行する債券の利子のうち当該外国法人が国内において行う事業に帰せられるものその他の政令で定めるもの

第二百二十四条の四の次に次の一条を加える。
第二百二十四条の五 先物取引の差金等決済をする者(法人税法別表第一(公共法人の表に掲げる法人その他の政令で定めるものを除く。))は、政令で定めるところにより、その差金等決済をする日までに、その者の氏名又は名称及び住所(国内に住所を有しない者にあつては、財務省令で定める場所。以下この項において同じ。))を、その差金等決済に係る先物取引の次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める者(以下この項において「商品取引員等」という。))に告知しなければならない。この場合において、当該先物取引の差金等決済をする者は、政令で定めるところにより、当該商品取引員等にその者の住民票の写し、法人の登記事項証明書その他の政令で定める書類を提示しなければならないものとし、当該商品取引員等は、政令で定めるところにより、当該告知された氏名又は名称及び住所を当該書類により確認しなければならないものとする。

一 委託により商品先物取引(商品取引所法(昭和二十五年法律第二百三十九号)第二条

第八項(定義)に規定する先物取引(同条第九項に規定する商品市場において行われる同条第十項第一号ホに掲げる取引を含む。))をいう。以下この条において同じ。))をした場合、当該商品先物取引の委託を受けた同法第二条第十八項に規定する商品取引員(以下この号において「商品取引員」という。))の営業所その他これに準ずるもの(以下この号において「営業所等」という。))の長(商品先物取引の委託の取次ぎにより当該商品取引員に当該商品先物取引の委託をした場合にあつては、当該委託の取次ぎを引き受けた商品取引員の営業所等の長)

二 商品先物取引をした場合(前号に掲げる場合を除く。))当該商品先物取引の相手方である商品取引所法第二条第九項に規定する商品市場を開設した同条第一項に規定する商品取引所の長

三 委託により市場デリバティブ取引(金融商品取引法第二条第二十一項(定義)に規定する市場デリバティブ取引のうち、同項第一号から第三号までに掲げる取引であつて政令で定めるものをいう。以下この条において同じ。))をした場合、当該市場デリバティブ取引の委託を受けた金融商品取引業者等(同法第二条第九項に規定する金融商品取引業者(同法第二十八条第一項(通則)に規定する第一種金融商品取引業者を行う者に限る。))又は同法第二条第十一項に規定する登録金融機関をいう。以下この項において同じ。))の営業所の長(市場デリバティブ取引の委託の取次ぎにより当該金融商品取引業者等に当該市場デリバティブ取引の委託をした場合にあつては、当該委託の取次ぎを引き受けた金融商品取引業者等の営業所の長)

四 店頭デリバティブ取引(金融商品取引法第二条第二十二項に規定する店頭デリバティブ取引をいう。以下この条において同じ。))をした場合、当該店頭デリバティブ取引の相手方である金融商品取引業者等の営業所の長(店頭デリバティブ取引の取次ぎにより当該金融商品取引業者等が当該店頭デリバティブ取引をした場合にあつては、当該取次ぎを引き受けた金融商品取引業者等の営業所の長)

2 前項に規定する先物取引とは、次の各号に掲げる取引をいい、同項に規定する差金等決済とは、当該各号に掲げる取引の区分に応じ当該各号に定める決済をいう。

一 商品先物取引 当該商品先物取引の決済(当該商品先物取引に係る商品の受渡しが行われることとなるものを除く。)

二 市場デリバティブ取引又は店頭デリバティブ取引 当該市場デリバティブ取引又は店頭デリバティブ取引の決済(当該市場デリバティブ取引又は店頭デリバティブ取引の相手方である商品取引所法第二条第九項に規定する商品市場を開設した同条第一項に規定する商品取引所の長)

三 店頭デリバティブ取引 当該店頭デリバティブ取引の相手方である金融商品取引業者等の営業所の長(店頭デリバティブ取引の取次ぎにより当該金融商品取引業者等が当該店頭デリバティブ取引をした場合にあつては、当該取次ぎを引き受けた金融商品取引業者等の営業所の長)

別表第一第一号の表広域臨海環境整備センターの項の次に次のように加える。

別表第一第一号の表広域臨海環境整備センターの項の次に次のように加える。

別表第一第一号の表広域臨海環境整備センターの項の次に次のように加える。

別表第一第一号の表広域臨海環境整備センターの項の次に次のように加える。

別表第一第一号の表広域臨海環境整備センターの項の次に次のように加える。

別表第一第一号の表広域臨海環境整備センターの項の次に次のように加える。

引に係る金融商品取引法第二条第二十四項に規定する金融商品の受渡しが行われることとなるものを除く。)

第二百二十五条第一項中「第十一号に規定する交付」の下に「及び第十三号に規定する差金等決済」を、「当該交付」の下に「及び当該差金等決済」を加え、同項第十二号中「前条」を「第二百二十四条の四(信託受益権の譲渡の対価の受領者の告知)」に改め、同項に次の一号を加える。

十三 居住者又は国内に恒久的施設を有する非居住者に対し国内において前条第二項に規定する先物取引の同項に規定する差金等決済をする同条第一項に規定する商品取引員等

別表第一第二号を削り、同表第一号中「次の表に掲げる法人」を削り、同号の表沖繩振興開発金融公庫の項の次に次のように加える。

引に係る金融商品取引法第二条第二十四項に規定する金融商品の受渡しが行われることとなるものを除く。)

第二百二十五条第一項中「第十一号に規定する交付」の下に「及び第十三号に規定する差金等決済」を、「当該交付」の下に「及び当該差金等決済」を加え、同項第十二号中「前条」を「第二百二十四条の四(信託受益権の譲渡の対価の受領者の告知)」に改め、同項に次の一号を加える。

十三 居住者又は国内に恒久的施設を有する非居住者に対し国内において前条第二項に規定する先物取引の同項に規定する差金等決済をする同条第一項に規定する商品取引員等

別表第一第二号を削り、同表第一号中「次の表に掲げる法人」を削り、同号の表沖繩振興開発金融公庫の項の次に次のように加える。

医療法人(医療法(昭和二十三年法律第二百五号)第四十二条の二第一項(社会医療法人)に規定する社会医療法人に限る。)

医療法

別表第一第一号の表広域臨海環境整備センターの項の次に次のように加える。

公益財団法人

一般社団法人及び一般財団法人に関する法律(平成十八年法律第四十八号)及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律(平成十八年法律第四十九号)

公益社団法人

一般社団法人及び一般財団法人に関する法律(平成十八年法律第四十八号)及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律(平成十八年法律第四十九号)

別表第一第一号の表国家公務員の団体法人であるものに限る。の項、財団法人(民法第三十四条(公益法人の設立)の規定により設立されたものに限る。))の項及び社団法人(民法第三十四条の規定により設立されたものに限る。))の項を削り、同表商品先物取引協会の項中(昭和二十五年法律第二百三十九号)を削り、同表地方公務員の団体(法人であるものに限る。))の項を削り、同表日本土地家屋調査士会連合会の項の次に次のように加える。

日本年金機構

日本年金機構法(平成十九年法律第九号)

別表第一第一号の表農業協同組合連合会(医療法(昭和二十三年法律第二百五号)第三十一条(公的医療機関の定義)に規定する公的医療機関に該当する病院又は診療所を設置するもので政令で定める要件を満たすものとして財務大臣が指定をしたものに限る。))の項中(昭和二十三年法律第二百五号)を削り、別表第一第一号の号名を削る。

(法人税法の一部改正)

第二条 法人税法(昭和四十年法律第三十四号)の一部を次のように改正する。

目次中「第三章 課税所得等の範囲(第五条―第十条の二)」を「第三章 課税所得等の範囲等(第五条―第十条の二)」を「第一節 課税所得等の範囲(第十条の二)」を「第二節 課税所得等の範囲(第十条の二)」を

(第五条―第十条の二)に、「第十款 各事業年度の変更等(第十条の三)」を

「第十款 公益法人等が普通法人に移行する場合の所得の金額の計算(第六十五条)」を「第十款 各事業年度の所得の金額の計算の合の所得の金額の計算(第六十四条の四)」に、細目(第六十五条)

「第三款 申告、納付及び還付(第二百二条―第二百七条)」を「第三款 申告、納付及び還付(第二百二条―第二百七条)」を「第四款 清算中に公益法人等が内

国普通法人等に移行する場合の特例(第二百一十一―第二百七条)」に改める。

第二条第九号の次に次の一号を加える。

九の二 非営利型法人 一般社団法人又は一般財団法人(公益社団法人又は公益財団法人を除く。)のうち、次に掲げるものをいう。

イ その行う事業により利益を得ること又はその得た利益を分配することを目的とし、ない法人であつてその事業を運営するための組織が適正であるものとして政令で定めるもの

ロ その会員から受け入れる会費により当該会員に共通する利益を図るための事業を行う法人であつてその事業を運営するための組織が適正であるものとして政令で定めるもの

第二条第十三号中「営まれる」を「行われる」に改め、同条第三十六号中「残余財産分配予納申告書」を「残余財産分配等予納申告書」に、「一部分配」を「一部分配等」に改め、同条第四十二号中「一部分配」を「一部分配等」に改める。

第四条第一項ただし書中「内国法人である」を削り、「営む」を「行う」に改め、同条第三項を削り、同条第二項中「外国法人である公益法人等又は」を削り、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 公共法人は、前項の規定にかかわらず、法人税を納める義務がない。

第四条の五第二項中「及び第三号」を、「第三号、第六号及び第七号」に改め、同項第一号中「完全支配関係」の下に「第七号において「完全支配関係」という。」を加え、「こと。その」を「こと。その」に改め、同項第二号中「こと。その」を「こと。その」に改め、同項第五号中「又は第三号」を、「第三号、次号又は第七号」に、「除く。」を「除く。」に改め、同項第六号中「項に次の二号を加える。」

六 連結親法人が公益法人等に該当することとなつたこと。その該当することとなつた日

七 連結親法人と内国法人(公益法人等に限定する。)との間に当該内国法人による完全支配関係がある場合において、当該内国法人が普通法人又は協同組合等に該当することとなつたこと。その該当することとなつた日

第一編第三章の章名を次のように改める。

第三章 課税所得等の範囲等

第五号の前に次の節名を付する。

第一節 課税所得等の範囲

第九条に次の一項を加える。

2 外国法人(人格のない社団等に限る。)の前項に規定する国内源泉所得に係る所得のうち収益事業から生じた所得以外の所得については、同項の規定にかかわらず、各事業年度の所得に対する法人税を課さない。

第十条を次のように改める。

第十条 削除

第十条の二中「第九条」を「第九条第一項」に改める。

第一編第三章に次の一節を加える。

第二節 課税所得の範囲の変更等(課税所得の範囲の変更等の場合のこの法律の適用)

第十条の三 特定普通法人(一般社団法人若しくは一般財団法人又は医療法人のうち、普通法人であるものをいう。以下この条において同じ。)が公益法人等に該当することとなる場合には、その該当することとなる日の前日に当該特定普通法人が解散したものとみなして、次に掲げる規定その他政令で定める規定を適用する。

一 第八十条第四項(欠損金の繰戻しによる還付)

二 第八十一条の三十一第三項(連結欠損金の繰戻しによる還付)

2 特定普通法人が公益法人等に該当することとなつた場合には、その該当することとなつた日に当該公益法人等が設立されたものとみなして、次に掲げる規定その他政令で定める規定を適用する。

一 第五十七条第一項(青色申告書を提出した事業年度の欠損金の繰越し)

二 第五十八條第一項(青色申告書を提出しなかつた事業年度の災害による損失金の繰越し)

三 第五十九條(会社更生等による債務免除等があつた場合の欠損金の損金算入)

四 第八十条

3 特定普通法人が当該特定普通法人を被合併法人とし、公益法人等を合併法人とする適格合併を行つた場合の処理その他前二項の規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

第十三条第二項中「掲げる日」を「定める日」に改め、同項第一号中「内国法人である」を削り、「については、」を「については」に、「開始した日」を「開始した日」とし、公益法人等(収益事業を行つていないものに限る。)に該当していた普通法人又は協同組合等については当該普通法人又は協同組合等に該当することとなつた日とする。」に

改め、同項第二号中「外国法人である公益法人等又は」を削り、同条第四項中「掲げる」を「規定する」に改める。

第十四条中「及び第十五号」を、「第十五号及び第十七号」に、「第十三号にあつては同号」を「第十三号及び第十八号にあつてはこれらの規定」に改め、同条第四号中「第十八号」を「第二十号」に改め、同条第九号中「第十七号及び第十八号」を「及び第十七号から第二十号まで」に改め、同条第二十三号を同条第二十七号とし、同条第十九号から第二十二号までを四号ずつ繰り下げ、同条第十八号を同条第二十号とし、同号の次に次の二号を加える。

二十一 内国法人である公益法人等又は人格のない社団等が事業年度中途において新たに収益事業を開始した場合(人格のない社団等にあつては、前条第四項に規定する場合に該当する場合を除く。)その開始した日から同日の属する事業年度終了の日までの期間

二十二 公益法人等が事業年度中途において普通法人若しくは協同組合等に該当することとなつた場合又は普通法人若しくは協同組合等が事業年度中途において公益法人等に該当することとなつた場合。その事業年度開始の日からこれらの場合のうちいずれかに該当することとなつた日の前日までの期間及びその該当することとなつた日からその事業年度終了の日までの期間

第十四条第十七号を同条第十九号とし、同条第十六号の次に次の二号を加える。

十七 連結子法人の連結事業年度中途において連結親法人が公益法人等に該当することとなつた場合。その連結事業年度開始の日からその該当することとなつた日の前日までの期間、その該当することとなつた日からその連結事業年度終了の日までの期間及びその終了の日の翌日から当該翌日の属する事業年度終了の日までの期間

十八 連結親法人と内国法人（公益法人等に限る。）との間に当該内国法人による完全支配関係がある場合において、連結法人の連結事業年度の中途において当該内国法人が普通法人又は協同組合等に該当することとなつたとき、その連結事業年度開始の日からその該当することとなつた日の前日までの期間、その該当することとなつた日からその連結事業年度終了の日までの期間及びその終了の日の翌日から当該翌日の属する事業年度終了の日までの期間

第三十七条第一項中「（第四項において「損金算入限度額」という。）を削り、同条第三項第二号中「民法（明治二十九年法律第八十九号）第三十四条（公益法人の設立）の規定により設立された法人」を「公益社団法人、公益財団法人」に改め、同条第四項中「公益法人等」の下に「（別表第二に掲げる一般社団法人及び一般財団法人を除く。以下この項及び次項において同じ。）を加え、」に係る損金算入限度額を「終了の時の資本金等の額又は当該事業年度の所得の金額を基礎として政令で定めるところにより計算した金額」に、「当該損金算入限度額」を「当該計算した金額」に改め、同項ただし書中「内国法人である」を削り、同条第五項中「内国法人である」を削り、「金額」の下に「（公益社団法人又は公益財団法人にあつては、その収益事業に属する資産のうちからその収益事業以外の事業で公益に関する事業として政令で定める事業に該当するもののために支出した金額）」を加える。

第三十八条第二項第一号中「第六十六条第四項（公益を目的とする事業を行う法人）」を「第六十六条（人格のない社団又は財団等）」に改める。

第五十二条第十一項を同条第十二項とし、同条第十項の次に次の一項を加える。

11 第十條の第三項（課税所得の範囲の変更等の場合のこの法律の適用）に規定する特定普通法人が公益法人等に該当することとなる場合の当該特定普通法人のその該当すること

となる日の前日の属する事業年度については、第一項及び第二項の規定は、適用しない。

第五十三条第九項を同条第十項とし、同条第八項の次に次の一項を加える。

9 第十條の第三項（課税所得の範囲の変更等の場合のこの法律の適用）に規定する特定普通法人が公益法人等に該当することとなる場合の当該特定普通法人のその該当することとなる日の前日の属する事業年度については、第一項の規定は、適用しない。

第六十一条の二第十四項第三号中「株式のみが交付される場合又は当該取得をする法人の株式及び新株予約権のみが交付される場合」を、株式（当該株式と併せて交付される当該取得をする法人の新株予約権を含む。）以外の資産（当該取得の価額の決定の申立てに基づいて交付される金銭その他の資産を除く。）が交付されない場合」に改める。

第六十二条第一項中「内国法人は」を「内国法人（資本又は出資を有しないものを除く。）」に改める。

第六十二条の二第二項中「同項の内国法人を「同項の適格合併（同項の合併法人が資本又は出資を有しない法人である場合における当該適格合併を除く。）によりその有する資産及び負債の移転をした内国法人（資本又は出資を有しないものを除く。）」に改める。

第六十三条第一項中「ものとし、次条第一項に規定する長期大規模工事に該当するものを除く」を削り、「提供」の下に「次条第一項に規定する長期大規模工事の請負を除く。」を加える。

第六十四条第一項中「製造」の下に「及びソフトウェアの開発」を加え、「二年」を「一年」に改め、同条第二項中「損失が生ずると見込まれるものを除く。」を削り、同項ただし書を次のように改める。

ただし、その工事の請負に係る収益の額及び費用の額につき、着工事業年度後のいずれ

かの事業年度の確定した決算において当該工事進行基準の方法により経理しなかつた場合には、その経理しなかつた決算に係る事業年度の翌事業年度以後の事業年度については、この限りでない。

第六十四条第二項各号を削る。

第二編第一章第一節中第十款を第十一款とし、第九款の次に次の一款を加える。

第十款 公益法人等が普通法人に移行する場合の所得の金額の計算

第六十四条の四 一般社団法人若しくは一般財団法人又は医療法人（公益法人等に限る。次項において「特定公益法人等」という。）である内国法人が普通法人に該当することとなつた場合には、その内国法人のその該当することとなつた日（以下この項及び第三項において「移行日」という。）前の収益事業以外の事業から生じた所得の金額の累積額として政令で定めるところにより計算した金額（第三項において「累積所得金額」という。）又は当該移行日

前の収益事業以外の事業から生じた欠損金額の累積額として政令で定めるところにより計算した金額（第三項において「累積欠損金額」という。）に相当する金額は、当該内国法人の当該移行日の属する事業年度の所得の金額の計算上、益金の額又は損金の額に算入する。

2 特定公益法人等を被合併法人とし、普通法人である内国法人を合併法人とする適格合併が行われた場合には、当該被合併法人の当該適格合併前の収益事業以外の事業から生じた所得の金額の累積額として政令で定めるところにより計算した金額（次項において「合併前累積所得金額」という。）又は当該適格合併前の収益事業以外の事業から生じた欠損金額の累積額として政令で定めるところにより計算した金額（次項において「合併前累積欠損金額」という。）に相当する金額は、当該内国法人の当該適格合併の日の属する事業年度の所

得の金額の計算上、益金の額又は損金の額に算入する。

3 第一項の内国法人が公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（平成十八年法律第四十九号）第二十九条第一項又は第二項（公益認定の取消し）の規定によりこれらの規定に規定する公益認定を取り消されたことにより普通法人に該当することとなつた法人である場合、前項の内国法人が公益社団法人又は公益財団法人を被合併法人とする同項に規定する適格合併に係る合併法人である場合その他の政令で定める場合に該当する場合における前二項の規定の適用については、移行日又は当該適格合併の日以後に公益の目的のために支出される金額として政令で定める金額に相当する金額は、政令で定めるところにより、累積所得金額若しくは合併前累積所得金額から控除し、又は累積欠損金額若しくは合併前累積欠損金額に加算する。

4 前項の規定は、確定申告書に同項に規定する政令で定める金額及びその計算に関する明細の記載があり、かつ、財務省令で定める書類の添付がある場合に限り、適用する。

5 税務署長は、前項の記載又は書類の添付がない確定申告書の提出があつた場合においても、その記載又は添付がなかつたことについてやむを得ない事情があると認めるときは、第三項の規定を適用することができる。

6 前二項に定めるもののほか、第三項に規定する政令で定める金額を支出した事業年度における処理その他第一項から第三項までの規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

第六十六条第一項中「普通法人」の下に、「一般社団法人等（別表第二に掲げる一般社団法人及び一般財団法人並びに公益社団法人及び公益財団法人をいう。次項及び第三項において同じ。）」を加え、同条第二項中「除く。」の下に「一般社団法人等」を加え、同条第三項中「内

第四百四条第一項中「分配」の下に「又は引渡し」を加え、「行なわれる」を「行われる」に改める。
 第百六条（見出しを含む）及び第百八条中「分配」を「一部分配等」に改める。
 第百十條第一項中「一部分配」を「一部分配等

し、同項第五号から第七号までを一号ずつ繰り下げ、同項第四号中「第八号」を「第九号」に改め、同号を同項第五号とし、同項第三号中「又は内国法人」を「内国法人」に、「開始した日から前二号」を「開始した日又は公益法人等収益事業を行っていないものに限る。」に該当してい

しの要件）並びに第四十六条（非課金で取得した固定資産等の圧入）及び第六十条の二（協同組合配当等の損金算入）を除く。

第四百四十六條第二項の表第二百二十二條第二項第三号の項を次のように改める。

第二百二十二條第二項第四号	
内国法人である普通法人若しくは協同組合等の設立の日、	第四百四十一條第一号から第三号までに掲げる外国法人に該当する普通法人がこれらの号に掲げる外国法人のいずれかに該当することとなつた日、同条第四号に掲げる外国法人に該当する普通法人が人的役務提供事業を国内において開始した日、当該普通法人が同号に掲げる国内源泉所得で第三百三十八條第二号に掲げる対価以外のものを有することとなつた日又は
収益事業を開始した日又は公益法人等（収益事業を行つていないものに限る。）に該当していた普通法人若しくは協同組合等の当該普通法人若しくは協同組合等に該当することとなつた日	第四百四十一條各号に掲げる外国法人の区分に応じ当該各号に掲げる国内源泉所得で収益事業から生ずるものを有することとなつた日
設立等の日	申告対象外国法人となつた日

第五百五十條の見出しを「（公益法人等又は人格のない社団等の収益事業の開始等の届出）」に改め、同条第二項中「である公益法人等又は人格のない社団等」を「（人格のない社団等に限る。）」に、「前項各号」を「第一項各号」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 公益法人等（収益事業を行つていないものに限る。）が普通法人又は協同組合等に該当することとなつた場合には、その該当することとなつた日以後二月以内に、次に掲げる事項を記載した届出書にその該当することとなつた時における貸借対照表その他の財務省令で定める書類を添付し、これを納税地の所轄税務署長に提出しなければならない。

- 一 その納税地
 - 二 その事業の目的
 - 三 その該当することとなつた日
- 第五百五十條の二第一項中「営む」を「行う」に改める。
第百六十二條第一号中「一部分配」を「一部分配等」に改める。
別表第一第二号を削り、同表第一号中次の表に掲げる法人を削り、同号の表日本中央競馬会の項の次に次のように加える。

日本年金機構
日本年金機構法（平成十九年法律第百九号）

別表第一第一号の号名を削る。

別表第二中「第三条」の下に、「第三十七條、第六十六條」を加え、同表第二号を削り、同表第一号中「次の表に掲げる法人」を削り、同号の表貸金業協会の項の次に次のように加える。

一般財団法人（非営利型法人に該当するものに限る。）	一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（平成十八年法律第四十八号）
一般社団法人（非営利型法人に該当するものに限る。）	
医療法人（医療法（昭和二十三年法律第二百五号）第四十二條の二第一項（社会医療法人）に規定する社会医療法人に限る。）	医療法

別表第二第一号の表学校法人（私立学校法第六十四條第四項（専修学校及び各種学校の規定により設立された法人を含む。）の項中「私立学校法」の下に「昭和二十四年法律第二百七十号」を加え、「昭和二十四年法律第二百七十号」を削り、同表広域臨海環境整備センターの項の次に次のように加える。

公益財団法人	一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律
公益社団法人	

別表第二第一号の表国家公務員の団体（法人であるものに限る。）の項、財団法人（民法第三十四條（公益法人の設立）の規定により設立されたものに限る。）の項、社団法人（民法第三十四條の規定により設立されたものに限る。）の項及び地方公務員の団体（法人であるものに限る。）の項を削り、同表独立行政法人（別表第一第一号の表に掲げる以外のもので、国又は地方公共団体以外の者に対し、利益又は剰余金の分配その他これに類する金銭の分配を行わないものとして財務大臣が指定をしたものに限る。）の項中「別表第一第一号の表に掲げる」を「別表第一に掲げるもの」に改め、別表第二第一号の表農業協同組合連合会（医療法（昭和二十三年法律第二百五号）第三十一條公的医療機関の定義）に規定する公的医療機関に該当する病院又は診療所を設置するもので政令で定める要件を満たすものとして財務大臣が指定をしたものに限る。）の項中「（昭和二十三年法律第二百五号）」を削り、別表第二第一号の号名を削る。
別表第三商工組合（組合員に出資をさせるものに限る。）の項及び商工組合連合会（会員に出資をさせるものに限る。）の項を次のように改める。

商工組合(組合員に出資をさせるものに限る。)

商工組合連合会(組合員に出資をさせるものに限る。)

中小企業団体の組織に関する法律

別表第三農業協同組合連合会(別表第二第一号の表の農業協同組合連合会の項に規定する財務大臣が指定をしたものを除く。)の項中「別表第二第一号の表」を「別表第二」に改め、別表第三農事組合法人(農業協同組合法第七十二条の八第一項第二号(農業の経営)の事業を行なう農事組合法人)でその事業に従事する組合員に対し給料、賃金、賞与その他これらの性質を有する給与を支給するものを除く。)の項中「行なう」を「行う」に改める。

(相続税法の一部改正)

第三条 相続税法(昭和二十五年法律第七十三号)の一部を次のように改正する。

第二十一条の三第一項第四号中「(寄付金控除)」を「(寄附金控除)」に改める。

第六十五条第一項中「法人税法第二条第六号(定義に規定する公益法人等その他公益を目的とする事業を行う法人)を「持分の定めのない法人」持分の定めのある法人で持分を有する者がないものを含む。次条において同じ。に、「若しくは監事」を「監事若しくは評議員」に、「第六十六条第四項」を「次条第四項」に、「当該財産を」を「当該財産の」に、「遺贈したを」を「遺贈をしたに」に改め、同条第二項中「法人」を「持分の定めのない法人」に改め、同条第三項中「規定する法人」を「規定する持分の定めのない法人」に、「当該」を「同項の」に改め、同条に次の一項を加える。

4 第一項の法人から特別の利益を受ける者の範囲、法人から受ける特別の利益の内容その他同項の規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

第六十六条第一項中「(当該贈与又は遺贈に係る財産の価額が法人税法の規定により当該社団又は財団の各事業年度の所得の金額の計算上益金の額に算入される場合を除く。)」を削り、同条第二項中「(その提供に係る財産の価額が法人税法の規定によりその提供を受けた者の各事業年度の所得の金額の計算上益金の額に算入される場合を除く。)」を削り、同条第四項中「法人税法第二条第六号(定義)に規定する公益法人等その他公益を目的とする事業を行う法人」を「持分の定めのない法人」に改め、「(当該贈与又は遺贈に係る財産の価額が法人税法の規定により当該法人の各事業年度の所得の金額の計算上益金の額に算入される場合を除く。)」を削り、「法人」を「持分の定めのない法人」に改め、同条に次の二項を加える。

5 第一項(第二項において準用する場合を含む。又は前項の規定の適用がある場合において、これらの規定により第一項若しくは第二項の社団若しくは財団又は前項の持分の定めのない法人に課される贈与税又は相続税の額については、政令で定めるところにより、これらの社団若しくは財団又は持分の定めのない法人に課されるべき法人税その他の税の額に相当する額を控除する。

6 第四項の相続税又は贈与税の負担が不当に減少する結果となると認められるか否かの判定その他同項の規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

(地価税法の一部改正)

第四条 地価税法(平成三年法律第六十九号)の一部を次のように改正する。

第六条第二項第二号イ中「民法第八十四条の二(都道府県の執行機関による主務官庁の事務

の処理)その他の法令の規定により当該主務官庁の「を」その「に」改める。

別表第一第二十一号口中「民法第三十四条(公益法人の設立)の規定により設立された法人」を「公益社団法人又は公益財団法人」に、「公益法人」を「公益社団法人等」に、「公益法人が」を「公益社団法人等が」に改める。

(登録免許税法の一部改正)

第五条 登録免許税法(昭和四十二年法律第三十五号)の一部を次のように改正する。

第五条に次の一号を加える。

十四 公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律(平成十八年法律第四十九号)第九条第一項(名称等)又は第二十九条第五項(公益認定の取消し)の規定による一般社団法人若しくは一般財団法人又は公益社団法人若しくは公益財団法人の名称の変更の登記

別表第一第二十四号中「中間法人法(平成十三年法律第四十九号)の規定によつてする中間法人」を「一般社団法人及び一般財団法人に関する法律(平成十八年法律第四十八号)の規定によつてする一般社団法人(公益社団法人を除く。以下この号において同じ。及び一般財団法人(公益財団法人を除く。以下この号において同じ。に改め、同号(「中間法人につきその本店を」一般社団法人若しくは一般財団法人(以下この号において「一般社団法人等」という。に)につきその本店又は主たる事務所」に改め、同号(「口中「無限責任中間法人」を「一般社団法人等」に改め、同号(「ハ中「又は有限責任中間法人」及び「又は基金代替基金を含む。以下この号において同じ。の総額」を削り、同号(「二中、若しくは「又は」に改め、「又は有限責任中間法人の基金」及び「又は基金の総額」を削り、同号(「ホ

中「若しくは合同会社又は有限責任中間法人」を「又は合同会社」に改め、「又は基金の総額及び「若しくは中間法人」を削り、同号(「ハ中、若しくは「又は」に改め、「又は有限責任中間法人の基金」、「又は基金の総額」及び「又は中間法人」を削り、同号(「ル中「又は支店」の下に「又は従たる事務所」を加え、同号(「ヲ中「又は支店」を「若しくは主たる事務所又は支店若しくは従たる事務所」に改め、同号(「ワ中「又は委員会」を「若しくは委員会又は理事会」に改め、同号(「力中「若しくは監事」を「監事、代表理事若しくは評議員」に、「中間法人」を「一般社団法人等」に改め、「又は基金の総額」を削り、同号(「タ中「若しくは監事」を「監事、代表理事若しくは評議員」に改め、同号(「ソ及びツ中「中間法人」を「一般社団法人等」に改め、同号(「中「中間法人につきその支店」を「一般社団法人等につきその支店又は従たる事務所」に改め、同号(「イ中「又は基金の総額」を削り、「中間法人」を「一般社団法人等」に改め、同号四中「中間法人につきその本店又は支店」を「一般社団法人等につきその本店若しくは主たる事務所又は支店若しくは従たる事務所」に改め、同表第三十二号中「みなす」を「みなし、作業環境測定法(昭和五十年法律第二十八号)第七条(登録)の第二種作業環境測定士の登録を受けている者が、同法第五条(作業環境測定士の資格)の規定により第一種作業環境測定士となる資格を有することとなつたことに伴い作業環境測定士登録証の書換えの申請をした場合における当該書換えは、新たな同法第七条の第一種作業環境測定士の登録とみなす」に改め、同号(「昭和五十年法律第二十八号」を削り、同表第四十号中「公益法人金融商品取引業協会」を「認定金融商品取引業協会」に改める。

別表第二に次のように加える。

日本年金機構

日本年金機構法(平成十九年法律第九号)

別表第三の五の項の次に次のように加える。

五の二 公益社 団法人及び公 益財団法人	一般社団法人 及び一般財団 法人に関する 法律及び公益 社団法人及び 公益財団法人 の認定等に関 する法律	自己の設置運営する学校(学校教育法(昭和二十二年法律第二十六号)第一条(学校 の範囲)に規定する学校又は同法第二百 十四条(専修学校)に規定する専修学校若 しくは同法第三百三十四條第一項(各種学 校)に規定する各種学校をいう。)の校舎 等の所有権の取得登記又は当該校舎等の 敷地、当該学校の運動場、実習用地その 他の直接に保育若しくは教育の用に供す る土地の権利の取得登記	第三欄の登記に 該当するもので あることを証す る財務省令で定 める書類の添付 があるものに限 る。

別表第三の十の項の第三欄の第二号中「(昭和二十二年法律第二十六号)」を削り、同表の二十二の項の第三欄中「資本金の額」の下に「又は出資金の額」を加え、同表の二十四の項の第三欄の第二号中「診療所若しくは」を「診療所」に改め、「介護老人保健施設」の下に「若しくは老人福祉法(昭和三十三年法律第三十三号)第二十條の五(特別養護老人ホーム)に規定する特別養護老人ホーム」を加え、同項の第四欄中「添附」を「添付」に改め、同表の二十五の項を削る。
(消費税法の一部改正)

第六条 消費税法(昭和六十三年法律第八号)の一部を次のように改正する。

第十七条第二項中「(損失が生ずると見込まれるものを除く。)」を削り、同項ただし書中「第六十六條第二項第一号」を「第六十六條第二項ただし書に改め、若しくは同項第二号に規定する事由が生じた日の属する年」を削り、「第六十四條第二項第一号」を「第六十四條第二項ただし書」に改め、「若しくは同項第二号に規定する事由が生じた日の属する事業年度」を削る。

別表第三第一号の表沖繩振興開発金融公庫の項の次に次のように加える。

一般財団法人	一般社団法人及び一般財団法人に関する法律(平成十八年法律第四十八号)
一般社団法人	
医療法人(医療法(昭和二十三年法律第二十五号)第四十二條の二第一項(社会医療法人)に規定する社会医療法人に限る。)	医療法

別表第三第一号の表学校法人(私立学校法第六十四條第四項(専修学校及び各種学校)の規定により設立された法人を含む。)の項中「私立学校法」の下に「昭和二十四年法律第二百七十号」を加え、「昭和二十四年法律第二百七十号」を削り、同表広域臨海環境整備センターの項の次に次のように加える。

公益財団法人	一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律(平成十八年法律第四十九号)
公益社団法人	

別表第三第一号の表国家公務員の団体(法人であるものに限る。)の項、財団法人(民法第三十四條(公益法人の設立)の規定により設立されたものに限る。)の項、社団法人(民法第三十四條の規定により設立されたものに限る。)の項及び地方公務員の団体(法人であるものに限る。)の項を削り、同表日本土地家屋調査士会連合会の項の次に次のように加える。

日本年金機構	日本年金機構法(平成十九年法律第九号)
--------	---------------------

(印紙税法の一部改正)

第七條 印紙税法(昭和四十二年法律第二十三号)の一部を次のように改正する。

別表第二日本中央競馬会の項の次に次のように加える。

日本年金機構	日本年金機構法(平成十九年法律第九号)
--------	---------------------

別表第三中「介護保険法第七十六條第一項第一号」を「高齢者の医療の確保に関する法律(第五十五條第一項第一号(国保連合会の業務)に掲げる業務及び介護保険法第七十六條第一項第二号)に改める。

(租税特別措置法の一部改正)

第八條 租税特別措置法(昭和三十三年法律第二十六号)の一部を次のように改正する。
目次中「第八十七條の七」を「第八十七條の八」に改める。

第三條の三第六項中「別表第一第一号」を「別表第一」に改める。

第四條の二第九項中「(第九條の三第二項の規定を除く。次条第十項において同じ。)」を削る。

第四條の四第一項中「第二條第一号に規定する勤労者」の下に「(第三項において「勤労者」という。)」を、「勤労者財産形成住宅貯蓄契約」の下に「(第三項において「勤労者財産形成貯蓄契約等」という。)」を加え、同条に次の一項を加える。

3 勤労者が、勤労者財産形成貯蓄契約等に基づ

づき購入した公社債投資信託以外の証券投資信託の受益権につき、当該証券投資信託の終了(当該証券投資信託の信託の併合に係るものである場合にあつては、当該証券投資信託の受益者に当該信託の併合に係る新たな信託の受益権以外の資産(信託の併合に反対する当該受益者に対するその買取請求に基づく対価として交付される金銭その他の資産を除く。)の交付がされた信託の併合に係るものに限る。又は一部の解約があつた場合において、当該終了又は一部の解約により交付を受ける金銭の額及び金銭以外の資産の価額の合計額のうち当該証券投資信託について信託された金額(所得税法第二條第一項第十四号に規定するオープン型の証券投資信託にあつては当該金額のうち同法第九條第一項第十一号に掲げる収益の分配に充てられるべき部分の金額を控除した金額とし、当該証券投資信託の受益権に係る部分の金額に限る。)に達するまでの金額は、第三十七條の十第四項の規定にかかわらず、当該金額を同条第一項に規定する株式等に係る譲渡所得等に係る収入金額

とみなして、同法、同項及びこの節の規定を適用する。

第五条の二第十五項第一号中「別表第一第一号を「別表第一」に、「第十一号第三項」を「第十一号第二項」に改め、同条第十六項第一号中「別表第一第一号」を「別表第一」に改める。

第六条第一項中「平成二十年三月三十一日」を「平成二十二年三月三十一日」に、「内国法人が国外において発行した債券」を「法人により国外において発行された債券（外国法人により発行された債券にあつては、当該外国法人が国内において行う事業に係るものとして政令で定めるものに限る。）」に改め、「金額」の下に「（外国法人により発行された一般民間国外債の利子にあつては、当該外国法人が国内において行う事業に係るものとして政令で定める金額）」を加え、同条第二項中「平成二十年三月三十一日」を「平成二十二年三月三十一日」に、「金額」を「金額（外国法人が発行した一般民間国外債の利子にあつては、当該外国法人が国内において行う事業に係るものとして政令で定める金額）」に改め、同条第四項中「平成二十年三月三十一日」を「平成二十二年三月三十一日」に改め、「一般民間国外債」の下に「（本店又は主たる事務所の所在する国又は地域におけるその所得に対して課される税の負担が本邦における法人の所得に対して課される税の負担に比して著しく低いものとして政令で定める外国法人により発行されたものを除く。第七項及び第八項において同じ。）」を加え、同条第七項及び第八項中「平成二十年三月三十一日」を「平成二十二年三月三十一日」に改め、同条第九項第二号中「目論見書」の下に「（当該一般民間国外債の券面が発行されていない場合には、当該一般民間国外債の発行に係る目論見書）」を加え、同条第十項中「平成二十年三月三十一日」を「平成二十二年三月三十一日」に改め、「指定民間国外債」の下に「（第四項に規定する政令で定める外国法人により発行されたものを除く。）」を加え、同条第十三項中「平

成二十年三月三十一日」を「平成二十二年三月三十一日」に改める。

第七条中「から平成二十年三月三十一日まで」の間を「以後」に改める。

第八条の三第二項中「別表第一第一号」を「別表第一」に改め、同条第六項第一号中「とみなす」を「又は同条第四項に規定する支払を受けるべき配当等の額とみなす」に改める。

第八条の四を次のように改める。

（上場株式等に係る配当所得の課税の特例）

第八条の四 居住者又は国内に恒久的施設を有する非居住者が、平成二十一年一月一日以後に支払を受けるべき所得税法第二十四条第一項に規定する配当等（第八条の二第一項に規定する私募公社債等運用投資信託等の収益の分配に係る配当等及び前条第一項に規定する国外私募公社債等運用投資信託等の配当等を除く。以下この項、第四項及び第五項において「配当等」という。）で次に掲げるもの（以下この項、次項及び第四項において「上場株式等の配当等」という。）を有する場合において、当該上場株式等の配当等に係る配当所得につきこの項の規定の適用を受けようとする旨の記載のある確定申告書を提出したときは、当該上場株式等の配当等に係る配当所得については、同法第二十二條及び第八十九條並びに第六十五條の規定にかかわらず、他の所得と区分し、その年中の当該上場株式等の配当等に係る配当所得の金額（以下この項において「上場株式等に係る配当所得の金額」という。）に対し、上場株式等に係る課税配当所得の金額（上場株式等に係る配当所得の金額（第三項第三号の規定により読み替えられた同法第七十二條から第八十七條までの規定の適用がある場合には、その適用後の金額）をいう。）の百分の十五に相当する金額に相当する所得税を課する。この場合において、当該上場株式等の配当等に係る配当所得については、同法第九十二條第一項の規定は、適用

しない。

一 第三十七條の十一の三第二項第一号に掲げる株式等の配当等で、内国法人から支払がされる当該配当等の支払に係る基準日（当該配当等が所得税法第二十五條第一項の規定により剰余金の配当、利益の配当又は剰余金の分配とみなされるものに係る配当等である場合には、政令で定める日）においてその内国法人の発行済株式（投資法人（投資信託及び投資法人に関する法律第二条第十二項に規定する投資法人をいう。第三号及び第九條の三第三号において同じ。）にあつては、発行済みの投資口（投資信託及び投資法人に関する法律第二条第十項、次条第一項第四号、第九條の三第三号及び第九條の三の二第一項第三号において同じ。）第九條の三第一号において同じ。）又は出資の総数又は総額の百分の五以上に相当する数又は金額の株式（投資口を含む。以下この章において同じ。）又は出資を有する者が当該内国法人から支払を受けるもの以外のもの

二 公社債投資信託以外の証券投資信託でその設定に係る受益権の募集が公募（金融商品取引法第二条第三項に規定する取得勧誘のうち同項第一号に掲げる場合に該当するものとして政令で定めるものをいう。）により行われたもの（特定株式投資信託を除く。）の収益の分配に係る配当等

三 特定投資法人（その規約に投資信託及び投資法人に関する法律第二条第十六項に規定する投資主の請求により投資口の払戻しをする旨が定められており、かつ、その設立の際の投資口の金融商品取引法第二条第三項に規定する有価証券の募集が同項に規定する取得勧誘であつて同項第一号に掲げる場合に該当するものとして政令で定めるものにより行われた投資法人をいう。）の投

資口の配当等

2 居住者又は国内に恒久的施設を有する非居住者がその年中に支払を受けるべき上場株式等の配当等に係る配当所得について所得税法第二十二條及び第八十九條又は第六十五條の規定の適用を受けた場合には、その者がその同一の年中に支払を受けるべき他の上場株式等の配当等に係る配当所得については、前項の規定は、適用しない。

3 第一項の規定の適用がある場合における所得税法その他所得税に関する法令の規定の適用については、次に定めるところによる。

一 所得税法第二条第一項第三十号から第三十四号の三までの規定の適用については、同項第三十号中「山林所得金額」とあるのは、「山林所得金額並びに租税特別措置法（昭和三十三年法律第二十六号）第八條の四第一項（上場株式等に係る配当所得の課税の特例）に規定する上場株式等に係る配当所得の金額（以下上場株式等に係る配当所得の金額という。）とする。

二 所得税法第六十九條の規定の適用については、同条第一項中「各種所得の金額」とあるのは、「各種所得の金額（上場株式等に係る配当所得の金額を除く。）とする。

三 所得税法第七十一條から第八十七條までの規定の適用については、これらの規定中「総所得金額」とあるのは、「総所得金額、上場株式等に係る配当所得の金額」とする。

四 所得税法第九十二條及び第九十五條の規定の適用については、同法第九十二條第一項中「ものを除く。」とあるのは、「ものを除く。」及び租税特別措置法第八條の四第一項（上場株式等に係る配当所得の課税の特例）に規定する上場株式等の配当等に係る配当所得（同項の規定の適用を受けようとするものに限る。）と、「前節（税率）」とあるのは「前節（税率）及び同項」と、「課税総所得

金額とあるのは「課税総所得金額及び租税特別措置法第八条の四第一項に規定する上場株式等に係る課税配当所得の金額の合計額」と、同条第二項中「課税総所得金額に係る所得税額」とあるのは「課税総所得金額に係る所得税額、租税特別措置法第八条の四第一項の規定による所得税の額」と、同法第九十五条中「その年分の所得税の額」とあるのは「その年分の所得税の額及び租税特別措置法第八条の四第一項（上場株式等に係る配当所得の課税の特例）の規定による所得税の額」とする。

五 前各号に定めるもののほか、所得税法第二編第五章の規定による申請又は申告に関する特例その他第一項の規定の適用がある場合における所得税に関する法令の規定の適用に關し必要な事項は、政令で定める。

四 居住者又は国内に恒久的施設を有する非居住者に対して国内において上場株式等の配当等（所得税法第二条第一項第十四号に規定するオープン型の証券投資信託の収益の分配に係る配当等及び同法第二十五条第一項の規定により剰余金の配当、利益の配当又は剰余金の分配とみなされるものに係る配当等を除く。以下この項において「上場株式配当等」という。）の支払をする者は、財務省令で定めるところにより、上場株式配当等の支払に關する通知書を、その支払の確定した日（同法第二百二十五条第一項に規定する無記名株式等の剰余金の配当又は無記名の投資信託若しくは特定受益証券発行信託の受益証券に係る収益の分配に係る通知書については、その支払をした日）から一月以内に、その支払を受ける者に交付しなければならない。

五 前項に規定する上場株式配当等の支払をする者又は所得税法第二百二十五条第二項第一号に掲げる者（以下この条において「配当等の支払者」という。）は、財務省令で定めるところにより、これらの規定に規定する通知書を

同一の者に対してその年中に支払った配当等の額の合計額で作成する場合には、これらの規定にかかわらず、当該通知書をこれらの規定に規定する支払の確定した日の属する年の翌年一月三十一日までに、その支払を受ける者に交付しなければならない。

六 配当等の支払者は、前二項の規定による通知書の交付に代えて、政令で定めるところにより、当該支払を受ける者の承諾を得て、当該通知書に記載すべき事項を電磁的方法（電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であつて財務省令で定めるものをいう。）により提供することができる。ただし、当該支払を受ける者の請求があるときは、当該通知書を当該支払を受ける者に交付しなければならない。

七 前項本文の場合において、同項の配当等の支払者は、第四項又は第五項の通知書を交付したものとみなす。

八 第二項、第三項及び前二項に定めるもののほか、第一項、第四項及び第五項の規定の適用に關し必要な事項は、政令で定める。

八 第二項、第三項及び前二項に定めるもののほか、第一項、第四項及び第五項の規定の適用に關し必要な事項は、政令で定める。

八 第二項、第三項及び前二項に定めるもののほか、第一項、第四項及び第五項の規定の適用に關し必要な事項は、政令で定める。

八 第二項、第三項及び前二項に定めるもののほか、第一項、第四項及び第五項の規定の適用に關し必要な事項は、政令で定める。

八 第二項、第三項及び前二項に定めるもののほか、第一項、第四項及び第五項の規定の適用に關し必要な事項は、政令で定める。

益権の募集が公募（前条第二項第二号に規定する公募をいう。）により行われたもの（特定株式投資信託を除く。）の収益の分配に係る配当等

四 特定投資法人（前条第三項第三号に規定する特定投資法人をいう。）から支払を受ける投資口の配当等

八 第二項、第三項及び前二項に定めるもののほか、第一項、第四項及び第五項の規定の適用に關し必要な事項は、政令で定める。

八 第二項、第三項及び前二項に定めるもののほか、第一項、第四項及び第五項の規定の適用に關し必要な事項は、政令で定める。

八 第二項、第三項及び前二項に定めるもののほか、第一項、第四項及び第五項の規定の適用に關し必要な事項は、政令で定める。

八 第二項、第三項及び前二項に定めるもののほか、第一項、第四項及び第五項の規定の適用に關し必要な事項は、政令で定める。

八 第二項、第三項及び前二項に定めるもののほか、第一項、第四項及び第五項の規定の適用に關し必要な事項は、政令で定める。

八 第二項、第三項及び前二項に定めるもののほか、第一項、第四項及び第五項の規定の適用に關し必要な事項は、政令で定める。

「第三十七条の十一の三第二項第一号に掲げる株式等」に改め、「（次号及び第三号に掲げるものを除く。以下この号において同じ。）を削り、同条第二項を削り、同条の次に次の一条を加える。

（上場株式等の配当等に係る源泉徴収義務等の特例）

第九條の三の二 平成二十二年一月一日以後に個人又は内国法人（所得税法別表第一に掲げる内国法人を除く。）若しくは外国法人に対して支払われる次に掲げる配当等で政令で定めるもの（国内において支払われるものに限る。以下この条において「上場株式等の配当等」という。）の国内における支払の取扱者で政令で定めるもの（第四項において「支払の取扱者」という。）は、当該個人又は内国法人若しくは外国法人に当該上場株式等の配当等の交付をする際、その交付をする金額に百分の二十の税率を乗じて計算した金額の所得税を徴収し、その徴収の日の属する月の翌月十日までに、これを国に納付しなければならない。

一 第三十七條の十一の三第二項第一号に掲げる株式等の配当等

二 公社債投資信託以外の証券投資信託でその設定に係る受益権の募集が公募（前条第二号に規定する公募をいう。）により行われたもの（特定株式投資信託を除く。）の収益の分配に係る配当等

三 特定投資法人（前条第三号に規定する特定投資法人をいう。）の投資口の配当等

四 前項の規定の適用を受ける上場株式等の配当等の支払をする者については、所得税法第二百八十一條第一項並びに第二百二十二條第一項及び第三項のうち当該上場株式等の配当等に係る部分の規定は、適用しない。

五 第一項の規定により徴収して納付すべき所得税は、所得税法第二条第一項第四十五号に規定する源泉徴収に係る所得税とみなして、

同法、国税通則法及び国税徴収法の規定を適用する。

4 上場株式等の配当等につき第一項の規定により所得税が徴収されるべき場合には、当該上場株式等の配当等を有する居住者又は国内に恒久的施設を有する非居住者については、当該上場株式等の配当等の国内における支払の取扱者から交付を受けるべき金額については、当該金額を第八条の五第四項に規定する支払を受けるべき配当等の額とみなして、同条の規定を適用する。

5 前三項に定めるもののほか、第一項の規定の適用を受ける上場株式等の配当等に係る所得税法第二百二十四条及び第二百二十五条の規定の特例その他同項の規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

第九条の四第二項中「第八条の五第一項第三号を」第八条の四第一項第二号に改め、同条第四項中「同号ロを」同号ハに改める。

第九条の五の二第七項各号中「同条第九項を」同条第十一項に改める。

第十条第一項中「第七項第四号を」第八項第四号に改め、同項ただし書中「第五項を」第六項に改め、同条第二項中「第七項第四号を」第八項第四号に改め、同条第四項中「第七項第五号を」第八項第五号に改め、同条第六項を次のように改める。

6 青色申告書を提出する個人が、平成二十一年及び平成二十二年の各年（事業を廃止した日の属する年を除く。）の年分において、次の各号に掲げる場合に該当する場合には、当該個人のその年分の総所得金額に係る所得税の額から、政令で定めるところにより、当該各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める金額を控除する。ただし、当該各号に定める金額が、当該個人のその年分の事業所得に係る所得税額の百分の十に相当する金額を超えるときは、その控除を受ける金額は、当該百分の十に相当する金額を限度とする。

一 当該個人のその年（平成二十一年以後に事業を開始した個人のその開始した日の属する年（相続又は包括遺贈により当該事業を承継した日の属する年を除く。）を除く。）の年分の事業所得の金額の計算上必要経費に算入される試験研究費の額が、当該個人の比較試験研究費の額を超え、かつ、基準試験研究費の額を超える場合、当該個人のその年分の当該試験研究費の額から当該比較試験研究費の額を控除した残額の百分の五に相当する金額

二 当該個人のその年分の事業所得の金額の計算上必要経費に算入される試験研究費の額がその年分の平均売上金額の百分の十に相当する金額を超える場合、当該超える部分の金額に超過税額控除割合（その年分の試験研究費割合から百分の十を控除した割合に〇・二を乗じて計算した割合をいう。）を乗じて計算した金額

第十条第十二項中「第六項を」第七項に改め、同項を同条第十三項とし、同条第十一項中「第七項を」第八項に、「第一項から第六項までを」第一項から第七項までに改め、同項を同条第十二項とし、同条第十項を同条第十一項とし、同条第九項中「又は第四項を」、第四項又は第六項に改め、同項を同条第十項とし、同条第八項を同条第九項とし、同条第七項第二号中「（その年分及びその前三年以内の各年分の売上金額（棚卸資産の売却による収入金額その他の政令で定める金額をいう。）の平均額として政令で定めるところにより計算した金額をいう。）を削り、同項第六号中「適用前三年以内の各年分を」第六項の規定の適用を受けようとする年（平成二十一年以後に事業を開始した個人のその開始した日の属する年（相続又は包括遺贈により当該事業を承継した日の属する年を除く。）を除く。以下この項及び第十二項において「適用年」という。）前三年以内の各年分」に改め、同項に次の一号を加える。

八 平均売上金額 その年分及びその前三年以内の各年分の売上金額（棚卸資産の販売による収入金額その他の政令で定める金額をいう。）の平均額として政令で定めるところにより計算した金額をいう。

第十条第七項を同条第八項とし、同条第六項の次に次の一項を加える。

7 前項各号に定める金額を計算する場合において、当該個人が当該各号に掲げる場合のいずれにも該当するときは、いずれか一の場合のみに該当するものとして、同項の規定を適用する。

第十条の二第二項中「平成二十年三月三十一日を」平成二十二年三月三十一日に、「（貸付けを」第一号から第三号までに掲げる減価償却資産を貸付けに、「及び第二号を」、第二号に、「場合をを」場合及び第四号に掲げる減価償却資産を住宅の用に供した場合をに改め、同項に次の一号を加える。

四 建築物に係るエネルギーの使用の合理化に著しく資する設備で次に掲げるもののうち政令で定めるもの（当該設備が設置された建築物が政令で定める基準を満たすことにつき政令で定めるところにより証明がされた場合の当該設備に限る。）

イ 建築物の熱の損失の防止及び建築物のエネルギーの効率的利用に資する設備
ロ 建築物の室内の温度、エネルギーの使用の状況等に応じた空調設備、照明設備その他の建築設備の運転及び管理を行うことによりエネルギーの使用量の削減に資する設備

第十条の三第一項中「平成二十年三月三十一日を」平成二十二年三月三十一日に改める。

第十条の四の見出しを「事業基盤強化設備を取得した場合等の特別償却又は所得税額の特別控除」に改め、同条第一項第六号を削り、同条第七号を同条第六号とし、同項に次の一号を加える。

七 中小企業者と農林漁業者との連携による事業活動の促進に関する法律（平成二十年法律第 号）第五条第三項に規定する認定農工商等連携事業計画に従って同法第二条第四項に規定する農工商等連携事業を行う同条第一項に規定する中小企業者に該当する個人で同法第十四条に規定する確認を受けたもの（前各号に掲げる個人に該当するものを除く。）当該認定農工商等連携事業計画に定める機械及び装置

第十条の四第三項中「次項の下に」及び第六項を加え、同条第十項中「又は第四項を」、第四項又は第六項に、「取得した場合を」取得した場合等」に改め、同項を同条第十二項とし、同条第九項を同条第十一項とし、同条第八項中「第三項の下に」及び第六項を加え、「同項を」これらに改め、同項を同条第十項とし、同条第七項を同条第九項とし、同条第六項を同条第八項とし、同条第五項の次に次の二項を加える。

6 第十条第四項に規定する中小企業者に該当する個人で青色申告書を提出するものが、平成二十一年（事業を廃止した日の属する年を除く。）において、その年分の事業所得の金額の計算上必要経費に算入される教育訓練費の額（その教育訓練費に充てられた他の者から支払を受ける金額がある場合には、当該金額を控除した金額。以下この項において同じ。）がある場合において、その年分の事業所得の金額の計算上必要経費に算入される労務費の額のうちに当該教育訓練費の額の占める割合（以下この項において「教育訓練費割合」という。）が百分の〇・一五以上であるときは、当該個人のその年分の総所得金額に係る所得税の額から、政令で定めるところにより、当該教育訓練費の額の百分の十二（当該教育訓練費割合が百分の〇・二五未満であるときは、当該教育訓練費割合から百分の〇・一五を控除した割合に四十を乗じて計算した割合に百

分の八を加算した割合(当該割合に小数点以下三位未満の端数があるときは、これを切り捨てた割合とする。)に相当する金額を控除する。この場合において、その控除を受ける金額が、当該個人のその年分の事業所得に係る所得税額の百分の二十に相当する金額(その年においてその事業の用に供した事業基盤強化設備につき第三項の規定によりその年分の総所得金額に係る所得税の額から控除される金額又はその年分において有する第四項に規定する繰越税額控除限度超過額につき同項の規定によりその年分の総所得金額に係る所得税の額から控除される金額)を超えるときは、当該控除を受ける金額は、当該百分の二十に相当する金額を限度とする。

7 前項において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一 教育訓練費 個人が当該個人のその事業に係る使用人(当該個人と政令で定める特殊の関係のある者を除く。次号において同じ。)の職務に必要な技術又は知識を習得させ、又は向上させるために支出する費用で政令で定めるものをいう。

二 労務費 所得税法第二十八条第一項に規定する給与等(使用人に対して支給するものに限り。)法定福利費(法令の規定により事業主が負担することとされている福利厚生費として政令で定めるものをいう。)及び前号に掲げる教育訓練費をいう。

第十条の六第一項中「平成二十年三月三十一日」を平成二十二年三月三十一日に改める。

第十条の七を削る。

第十一条第一項の表の第一号中「当該機械その他の減価償却資産のうち政令で定める構築物については、百分の十」を削る。

第十一条の四第一項中「(同表の第一号の上欄に掲げるものについては、平成二十年三月三十一日)」を削り、「場合を除く」を場合を除き、同表の第一号の中欄に掲げる減価償却資産にあつては、過疎地域自立促進特別措置法(平成二十二年法律第十五号)第二条第一項に規定する過疎地域その他の政令で定める地域又は区域内において事業の用に供した場合に限る」に改める。

第十一条の五第一項中「工場用の」を「政令で定める」に、「第十九条に規定する指定集積業種を」第十九条各号に掲げる業種に改める。

第十一条の六の見出しを「(資源再生化設備等の特別償却)」に改め、同条第一項中「平成二十年三月三十一日」を「平成二十二年三月三十一日」に、「次の各号に」を「次に」に、「再商品化設備等」を「資源再生化設備等」に、「当該各号に定める割合を乗じて計算した金額を」の百分の十四に相当する金額に改め、同項各号を次のように改める。

一 生物資源を利用した製品を製造するための機械その他の減価償却資産(食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律(平成二十二年法律第十六号)第二十條第二項第一号に規定する認定計画に記載された同法第十一条第二項第二号に規定する再生利用事業に係る機械その他の減価償却資産にあつては、製造に関連する機械その他の減価償却資産を含む。)で政令で定めるもの

二 再生資源の分別回収を行うための機械その他の減価償却資産で建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律(平成二十二年法律第四十四号)第二条第六項に規定する特定建設資材廃棄物の同条第四項に規定する再資源化に資するものとして政令で定めるもの

第十一条の六第二項中「再商品化設備等」を「資源再生化設備等」に改める。

年法律第十五号)を削る。

第十三条第二項中「又は次条第一項」を、「次条第一項若しくは第二項又は第十三条の第三項」に改め、同条第三項を次のように改める。

3 青色申告書を提出する個人で道路運送法(昭和二十六年法律第八十三号)第三条第一号に掲げる一般乗合旅客自動車運送事業又は同号口に掲げる一般貸切旅客自動車運送事業(以下この項において「一般乗合旅客自動車運送事業等」という。)を営むものが、平成十年四月一日から平成二十二年三月三十一日までの間に、当該一般乗合旅客自動車運送事業等の用に供する乗合自動車で身体障害者その他の用具を使用者が移動のための車いすその他これに準ずる者が移動のための車いすその他を可能とする乗降補助装置を有するもの又は階段を用いずに乗降が可能な乗降口を有するものとして、財務省令で定めるところにより証明がされたもので、その製作の後事業の用に供されたことのないもの(第一項の規定の適用を受けるものを除く。以下この項及び次項において「障害者対応設備等」という。)を取得し、又は障害者対応設備等を製作して、これを当該個人の営む一般乗合旅客自動車運送事業等の用に供した場合(所有権移転外リース取引により取得した当該障害者対応設備等をその用に供した場合を除く。)には、その用に供した日の属する年における当該個人の事業所得の金額の計算上、当該障害者対応設備等の償却費として必要経費に算入する金額は、所得税法第四十九条第一項の規定にかかわらず、当該障害者対応設備等について同項の規定により計算した償却費の額とその基準取得価額(当該障害者対応設備等の取得価額に政令で定める割合を乗じて計算した金額をいう。)の百分の二十に相当する金額との合計額以下の金額で当該個人が必要経費として計算した金額とする。ただし、当該障害者対応設備等の償却費として同項の規定により必要

経費に算入される金額を下ることはできない。

第十三条の二第三項中「前条第二項」を「第十三条第二項」に、「第十三条の二第二項」を「第十三条の三第一項」に、「第十三条の二第二項本文」を「第十三条の三第一項本文」に、「又は次条第一項」を「次条第一項」に、「又は第十三条の二第二項」を「第十三条の二第二項」に改め、同条第四項中「前条第二項」を「第十三条第二項」に改め、同条を第十三条の三とし、第十三条の次に次の一条を加える。

(支援事業所取引金額が増加した場合の三年以内取得資産の割増償却)

第十三条の二 青色申告書を提出する個人が、平成二十一年から平成二十五年までの各年において、障害者就労支援事業所(障害者自立支援法(平成十七年法律第二十三号)第五条第十四項に規定する就労移行支援を行う事業所、同条第十五項に規定する就労継続支援を行う事業所その他の政令で定める事業所又は施設をいう。)に対して、資産を譲り受け、又は役務の提供を受けた対価として支払った金額(以下この項及び次項において「支援事業所取引金額」という。)がある場合において、その年における支援事業所取引金額の合計額がその年の前年における支援事業所取引金額の合計額を超えるときは、その年の十二月三十一日(当該個人が、年の中途において死亡し、又は事業の全部を譲渡し、若しくは廃止した場合)には、その死亡し、又は事業の全部を譲渡し、若しくは廃止した日。次項において同じ。)において当該個人の有する減価償却資産で当該個人の事業の用に供されているもののうちその年又はその年の前年若しくは前々年において取得し、又は製作し、若しくは建設したもの(所有権移転外リース取引により取得したものを除く。以下この条において「三年以内取得資産」という。)の償却費としてその年分の事業所得の金額の計算上必要経

費に算入する金額は、所得税法第四十九条第一項の規定にかかわらず、当該三年以内取得資産について同項の規定により計算した償却費の額とその百分の三十に相当する金額（次項において「特別償却限度額」という。）との合計額以下の金額で当該個人が必要経費として計算した金額とする。ただし、当該三年以内取得資産の償却費として同条第一項の規定により必要経費に算入される金額を下ることはできない。

2 前項の規定の適用がある場合において、その年の十二月三十一日において当該個人の有する同項の規定の適用を受ける三年以内取得資産に係る特別償却限度額の合計額が、その年の支援事業所取引増加額（その年における支援事業所取引金額の合計額からその年の前年における支援事業所取引金額の合計額を控除した金額をいう。）を超えるときは、当該特別償却限度額の合計額は、当該支援事業所取引増加額とする。

3 前条第二項の規定は、第一項の規定の適用を受ける三年以内取得資産の償却費の額を計算する場合について準用する。この場合において、同条第二項中「前項の」とあるのは「第十三条の二第一項（同条第二項の規定の適用がある場合を含む。）の」と、「同項の」とあるのは「当該」と、「その合計償却限度額」とあるのは「第十三条の二第一項本文又は第二項の規定により必要経費に算入することができる償却費の限度額」と、「前項、次条第一項」とあるのは「第十三条第一項、第十三条の二第一項」と読み替えるものとする。

4 第十一条第三項の規定は、第一項若しくは第二項の規定又は前項において準用する前条第二項の規定を適用する場合について準用する。

5 前三項に定めるもののほか、第一項の規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

を「平成二十二年三月三十一日」に改める。

第十四条の二第三項及び第十五条第二項中「前項又は次条第一項」を「前項、次条第一項若しくは第二項又は第十三条の三第一項」に改める。

第十九条第一号中「第十条の六」を「第十五条」に改め、「又は第十一条から第十五条まで」を削る。

第二十条第一項中「平成二十年」を「平成二十二年」に改める。

第二十条の三第一項中「平成二十年三月三十一日」を「平成二十二年三月三十一日」に改める。

第二十四条の三第四項中「及び第十三条の二」を「第十三条の二及び第十三条の三」に改める。

第二十五条第一項中「平成二十年」を「平成二十三年」に改め、「百万円未満」の下に「（その売却した肉用牛が財務省令で定める乳牛に該当する場合に、五十万円未満）」を、「同じ。」の下に「であり、かつ、その売却した肉用牛の頭数の合計が二千頭以内」を加え、同条第二項中「該当しないものが」を「該当しないもの又は免税対象飼育牛に該当する肉用牛の頭数の合計が二千頭を超える部分の免税対象飼育牛が」に改め、同項第一号中「売却価額」の下に「及び免税対象飼育牛に該当する肉用牛の頭数の合計が二千頭を超える場合における当該超える部分の免税対象飼育牛の売却価額」を加える。

第二十六条第二項第一号中「国民健康保険法（昭和三十三年法律第九十二号）」の下に「高齢者の医療の確保に関する法律（昭和五十七年法律第八十号）」を、「健康保険法、国民健康保険法」の下に「高齢者の医療の確保に関する法律」を、「第五十四条の三第一項」の下に「又は高齢者の医療の確保に関する法律第八十二条第一項」を加え、同項第二号中「又は出産扶助のための助産」を若しくは「出産扶助のための助産又は

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）の規定（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の一部を改正する法律（平成十九年法律第二百七号）附則第四条第二項において準用する場合を含む。）に基づく医療支援給付のための医療その他の支援給付に係る政令で定める給付若しくは医療、介護、助産若しくはサービス」に改め、同項第四号を削り、同項第五号を同項第四号とし、同項第六号中「平成十七年法律第二百二十三号」を削り、同号を同項第五号とする。

第二十八条第一項第五号中「公益法人等」の下に「若しくは一般社団法人若しくは一般財団法人」を加える。

第二十八条の二第一項中「平成二十年三月三十一日」を「平成二十二年三月三十一日」に改める。

第二十八条の三第十一項中「及び第十三条の二」を「第十三条の二及び第十三条の三」に改める。

第二十九条第一項から第三項までの規定中「平成二十年十二月三十一日」を「平成二十二年十二月三十一日」に改める。

第三十二条第二項第一号中「資産の流動化に関する法律第二条第五項」を「同法第二条第五項」に改め、同項第二号中「投資信託及び投資法人に関する法律第二条第十四項」を「同法第二条第十四項」に改める。

第三十三条の六第二項中「及び第十三条の二」を「第十三条の二及び第十三条の三」に改める。

第三十四条の二第二項第六号中「又は成田国際空港株式会社」を削り、同項第七号中「沿道整備推進機構」の下に「（政令で定めるものに限る。）」を加え、同項第二十五号中「農地保有合理化法人」の下に「（当該農地保有合理化法人が一般社団法人又は一般財団法人である場合には、政令で定めるものに限る。）」を加える。

第三十七条の三第二項中「及び第十三条の二」を「第十三条の二及び第十三条の三」に改める。

第三十七条の九の二第二項第二号中「規定する民間都市開発推進機構」の下に「（政令で定めるものに限る。以下この号及び第四十一条の十二第一項において同じ。）」を加え、同条第五項中「及び第十三条の二」を「第十三条の二及び第十三条の三」に改める。

第三十七条の十第一項中「次条から第三十七条の十一の二まで」を「次条、第三十七条の十一の二に、「この条及び第三十七条の十一」を「この項」に改め、同条第三項第四号中「第三十七条の十一第一項」を「第三十七条の十一の三第二項第一号」に改め、同条第四項第二号を同項第三号とし、同項第一号中「その株式等証券投資信託等」の下に「（公募株式等証券投資信託を除く。以下この号において同じ。）」を加え、同号を同項第二号とし、同項に第一号として次の一号を加える。

一 その株式等証券投資信託（その設定に係る受益権の募集が第八条の四第一項第二号に規定する公募により行われたものに限る。以下この号及び次号において「公募株式等証券投資信託」という。）の終了（当該公募株式等証券投資信託の信託の併合に係るものである場合にあつては、当該公募株式等証券投資信託の受益者に当該信託の併合に係る新たな信託の受益権以外の資産信託の併合に反対する当該受益者に対するその買取請求に基づく対価として交付される金銭その他の資産を除く。）の交付がされた信託の併合に係るものに限る。）又は一部の解約により交付を受ける金銭の額及び金銭以外の資産の価額の合計額

第三十七条の十の二第二項中「次条第一項」を「同条第二項」に、「において保管の委託を」に係る振替口座簿（社債等の振替に関する法律に規定する振替口座簿をいう。次項並びに第三十

七条の十一の三第一項及び第三項において同じ。に記載若しくは記録がされ、又は特定管理口座に保管の委託に改め、同条第二項中「特定管理口座」を「特定管理口座。以下この項において同じ。の振替口座簿に記載若しくは記録がされ、又は特定管理口座に、第三十七条の十一の五を、第三十七条の十一の六に、第三十七条の十三の二及び第三十七条の十三の三を、及び第三十七条の十三の二に改める。

第三十七条の十一を次のように改める。

第三十七条の十一 削除

第三十七条の十一の二第一項中「上場株式等」を「次条第二項に規定する上場株式等」に、「上場株式等」を「同項に規定する上場株式等」に、「同じ」を「上場株式等」というに改める。

第三十七条の十一の三第一項中「(社債等の振替に関する法律に規定する振替口座簿をいう。第三項において同じ。)」を削り、「上場株式等」を「次項に規定する上場株式等」に、「第三十七条の十一の五」を「第三十七条の十一の六」に改め、同条第二項中「に基づき上場株式等」の下に「次に掲げる株式等をいう。以下この条、次条及び第三十七条の十二の二において同じ。」を加え、同項に次の各号を加える。

一 株式等で金融商品取引所に上場されているものその他これに類するものとして政令で定めるもの(次号及び第三号に掲げるものを除く。)

二 公社債投資信託以外の証券投資信託でその設定に係る受益権の募集が公募(第八条の四第一項第二号に規定する公募をいう。)により行われたもの(第三条の二に規定する特定株式投資信託を除く。)の受益権

三 特定投資法人(第八条の四第一項第三号に規定する特定投資法人をいう。)の投資信託及び投資法人に関する法律第二十条第十四項に規定する投資口

第三十七条の十一の三第三項第一号中「金融

商品取引業者又は登録金融機関(金融商品取引法)を「金融商品取引法第二十九条に規定する金融商品取引業者(同法第二十八条第一項に規定する第一種金融商品取引業者を行う者に限る。)、同法に、をいう。を、又は投資信託及び投資法人に関する法律第二十一条に規定する投資信託委託会社」に、「この条及び次条」を「この条、次条及び第三十七条の十一の六に改め、これらの契約の下に「及び第三十七条の十一の六第四項第一号に規定する上場株式配当等受領委任契約」を加え、同条第七項中「差益の金額の下に、当該特定口座に受け入れた第三十七条の十一の六第一項に規定する上場株式等の配当等(第十一項において「上場株式等の配当等」という。の額を加え、同条第十一項中「譲渡」の下に「又は特定口座に受け入れた上場株式等の配当等」を、「所得税法」の下に「第二百二十四条」を加える。

第三十七条の十一の四第一項中「この条及び次条」を「この条から第三十七条の十一の六まで」に改め、同条第二項を削り、同条第三項中「前二項を、前項に、この項から第五項まで」を「この項及び次項」に改め、同項を同条第二項とし、同条第四項を同条第三項とし、同条第五項を削り、同条第六項を同条第四項とし、同条第七項中「第五項」を「第三項」に改め、同項を同条第五項とし、同条第八項を削る。

第三十七条の十一の五第一項中「(第三十七条の十一第一項の規定により適用される場合を含む。)」を削り、「第三十七条の十二の二第二項の下に「若しくは第七項」を加え、「第三十七条の十二の二第五項」を「第三十七条の十二の二第十一項」に改め、同条の次に次の一条を加える。

(源泉徴収選択口座内配当等に係る所得計算及び源泉徴収の特例)

第三十七条の十一の六 源泉徴収選択口座を有する居住者又は国内に恒久的施設を有する非居住者が支払を受ける第八条の四第一項に規

定する上場株式等の配当等(以下この条において「上場株式等の配当等」という。のうち、当該居住者又は国内に恒久的施設を有する非居住者が当該源泉徴収選択口座を開設している金融商品取引業者等と締結した上場株式配当等受領委任契約に基づき当該源泉徴収選択口座に設けられた特定上場株式配当等勘定に受け入れられたもの(以下この条において「源泉徴収選択口座内配当等」という。))については、政令で定めるところにより、当該源泉徴収選択口座内配当等に係る配当所得の金額と当該源泉徴収選択口座内配当等以外の配当等(所得税法第二十四条第一項に規定する配当等をいう。第四項第一号において同じ。))に係る配当所得の金額とを区分して、これらの金額を計算するものとする。

2 前項の規定の適用を受けようとする居住者又は国内に恒久的施設を有する非居住者は、政令で定めるところにより、特定上場株式配当等勘定が設けられた源泉徴収選択口座が開設されている金融商品取引業者等の営業所の名称及び所在地、当該金融商品取引業者等が支払の取扱いをする上場株式等の配当等につき当該源泉徴収選択口座に設けられた特定上場株式配当等勘定への受入れを依頼する旨、当該受け入れられた上場株式等の配当等について同項の規定の適用を受けようとする旨その他の財務省令で定める事項を記載した届出書(次項において「源泉徴収選択口座内配当等受入開始届出書」という。を、その源泉徴収選択口座が開設されている金融商品取引業者等の営業所の長に提出しなければならない。

3 前項の源泉徴収選択口座内配当等受入開始届出書の提出を受けた金融商品取引業者等の営業所の長は、当該源泉徴収選択口座内配当等受入開始届出書を提出した居住者又は国内に恒久的施設を有する非居住者に対して支払われる上場株式等の配当等当該源泉徴収選択口座内配当等受入開始届出書の提出を受け

た日以後に支払の確定するもの(所得税法第二百二十五条第一項に規定する無記名株式等の剰余金の配当又は無記名の投資信託若しくは特定受益証券発行信託の受益証券に係る収益の分配にあつては、同日以後に支払われるもの)のうち当該金融商品取引業者等が支払の取扱いをするもの(政令で定める要件を満たすものに限る。のすべてを、当該居住者又は国内に恒久的施設を有する非居住者の源泉徴収選択口座に係る特定上場株式配当等勘定に受け入れるものとする。ただし、政令で定めるところにより、当該居住者又は国内に恒久的施設を有する非居住者が、当該金融商品取引業者等の営業所の長に対し、当該上場株式等の配当等の特定上場株式配当等勘定への受入れをやめることを依頼する旨を記載した届出書を提出した場合は、この限りでない。

4 この条において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一 上場株式配当等受領委任契約 第一項の規定の適用を受けるために同項の居住者又は国内に恒久的施設を有する非居住者が金融商品取引業者等と締結した上場株式等の配当等の受領の委任に関する契約で、その契約書において、当該金融商品取引業者等が支払の取扱いをする上場株式等の配当等を当該上場株式等の配当等の受領に係る源泉徴収選択口座に設けられた特定上場株式配当等勘定に受け入れることができること、当該特定上場株式配当等勘定においては当該居住者又は国内に恒久的施設を有する非居住者に対して支払われる次に掲げる配当等のうち上場株式等の配当等に該当するもの(当該源泉徴収選択口座が開設されている金融商品取引業者等の営業所に係る金融商品取引業者等の社債、株式等の振替に関する法律に規定する振替口座簿に記載若しくは記録がされ、又は当該営業所に保管の委託がされている上場株式等(第三十

イ 第八条の三第二項第二号に掲げる国外

八 第九条の三の二第一項に規定する上場

特定上場株式配当等勘定 上場株式配当

源泉徴収選択口座が開設されている金融商

前項の金融商品取引業者等が居住者又は国

類第五号
財務金融委員會議録第四号

一 その年中にした当該源泉徴収選択口座に

二 その年中に当該源泉徴収選択口座におい

前項の場合において、当該居住者又は国内

二十年二月二十日

源泉徴収選択口座内配当等については、そ

居住者又は国内に恒久的施設を有する非居

源泉徴収選択口座において源泉徴収選択口座

第六項の金融商品取引業者等が同項の規定

一項の規定の適用を受けない場合には、当該

前三項に定めるもののほか、第七項の規定

第三十七条の十二の二の見出しを「上場株式

9 第四項の規定は、第六項の規定を適用する

10 第六項の規定の適用がある場合における第

の十二の二第六項の規定の適用がある場合に

第三十七条の十二の二第二項中「第三十七条

四一

後の金額。以下この項において同じ。をに、「金額の」を「金額及び上場株式等に係る配当所得の金額の」に改め、同項を同条第六項とし、同条に第一項から第五項までとして次の五項を加える。

確定申告書(第十一項(第三十七条の十三の二第七項において準用する場合を含む。))において準用する所得税法第二百一十三条第一項(同法第六十六条において準用する場合を含む。))の規定による申告書を含む。以下この条において同じ。を提出する居住者又は国内に恒久的施設を有する非居住者の平成二十一年分以後の各年分の上場株式等に係る譲渡損失の金額がある場合には、第三十七条の十第一項後段の規定にかかわらず、当該上場株式等に係る譲渡損失の金額は、当該確定申告書に係る年分の第八條の四第二項に規定する上場株式等に係る配当所得の金額を限度として、当該年分の当該上場株式等に係る配当所得の金額の計算上控除する。

2 前項に規定する上場株式等に係る譲渡損失の金額とは、当該居住者又は国内に恒久的施設を有する非居住者が、上場株式等の譲渡のうち次に掲げる上場株式等の譲渡(第三十二条第二項の規定に該当するものを除く。をしたことにより生じた損失の金額として政令で定めるところにより計算した金額のうち、その者の当該譲渡をした日の属する年分の第三十七条の十第一項に規定する株式等に係る譲渡所得等の金額の計算上控除してもなお控除しきれない部分の金額として政令で定めるところにより計算した金額をいう。

一 金融商品取引法第二十九条に規定する金融商品取引業者(同法第二十八条第一項に規定する第一種金融商品取引業者を行う者に限る。次号において「金融商品取引業者」という。又は同法第二十一条に規定する登録金融機関(第三号において「登録金融機関」という。への売委託により行う上場

株式等の譲渡
二 金融商品取引業者に対する上場株式等の譲渡

三 登録金融機関又は投資信託及び投資法人に関する法律第二条第十一項に規定する投資信託委託会社に対する上場株式等の譲渡で政令で定めるもの

四 第三十七条の十第三項又は第四項各号に規定する事由による上場株式等の譲渡

五 上場株式等を発行した法人の行う株式交換又は株式移転による当該法人に係る法人税法第二条第十二号の六の四に規定する株式交換完全親法人又は同条第十二号の七に規定する株式移転完全親法人に対する当該上場株式等の譲渡

六 上場株式等を発行した法人に対して会社法第九十二条第一項の規定に基づいて行う同項に規定する単元未満株式の譲渡その他これに類する上場株式等の譲渡として政令で定めるもの

七 上場株式等を発行した法人に対して会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第六十四条の規定による改正前の商法第二百二十条ノ六第一項の規定に基づいて行う同項に規定する端株の譲渡

八 上場株式等を発行した法人が行う会社法第二百三十四条第一項又は第二百三十五条第一項(これらの規定を他の法律において準用する場合を含む。))の規定その他政令で定める規定による一株又は一口に満たない端数に係る上場株式等の競売(会社法第二百三十四条第二項(同法第二百三十五条第二項又は他の法律において準用する場合を含む。))の規定その他政令で定める規定による競売以外の方法による売却を含む。))による当該上場株式等の譲渡

3 第一項の規定は、同項の規定の適用を受けようとする年分の確定申告書に、同項の規定の適用を受けようとする旨の記載があり、か

つ、上場株式等に係る譲渡損失の金額の計算に関する明細書その他の財務省令で定める書類の添付がある場合に限り、適用する。

4 税務署長は、前項の確定申告書の提出がなかつた場合又は同項の記載若しくは添付がない確定申告書の提出があつた場合においても、その提出又は記載若しくは添付がなかつたことについてやむを得ない事情があると認めるときは、当該記載をした書類及び同項の財務省令で定める書類の提出があつた場合に限り、第一項の規定を適用することができ

5 第一項の規定の適用がある場合における第八條の四の規定の適用については、同条第一項中「配当所得の金額(以下」とあるのは、「配当所得の金額(第三十七条の十二の二第一項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額。以下」とする。

第三十七条の十三第一項中「この条から第三十七条の十三の三まで」を「この条及び次条に改め、及び第三十七条の十三の三を削り、同項第三号中「第三十七条の十一第一項第一号」を「前条第二項第一号」に改める。

第三十七条の十三の二第四項中「第三十七条の十二の二第五項」を「第三十七条の十二の二第三項、第四項及び第六項」を「第三十七条の十二の二第八項、第十項及び第十二項」に、「同条第三項中「第一項」を「同条第八項中「第六項」に、「第一項の確定申告書」を「第六項の確定申告書」に、「同条第四項中「第一項」を「同条第十項中「第六項」に、「第三十七条の十二の二第二項」を「計算した金額(第三十七条の十二の二第六項」に、「第三十七条の十三の二第四項」と、同条第六項中「第一項」を「計算した金額(第三十七条の十三の二第四項」と、同条第十二項中「第六項」に改め、同条第七項中「第三十七条の十二の二第五項」を「第三十七条の十二の二第十一項」に、「同条第五項中「第一項」を「同条

第十一項中「第六項」に、「同条第二項」を「同条第七項」に、「第三十七条の十二の二第二項」を「第三十七条の十二の二第七項」に、「同法」を「その年において生じた同法」に、「第三十七条の十二の二第一項」を「第三十七条の十二の二第六項」に改める。

第三十七条の十三の三を削る。

第三十七条の十四を次のように改める。

第三十七条の十四 削除

第三十七条の十四の二第六項第一号を削り、同項第二号中「第一項若しくは」を「第一項又は」に、「その有する株式又はこれらの規定に規定する外国合併親法人株式若しくは」を「外国合併親法人株式又は」に改め、「同項中「譲渡」とあるのは「譲渡(これに類するものとして政令で定めるものを含む。以下この項において同じ。))を」とを削り、「あるのは「取得」を「あるのは、「取得」に改め、同号を同項第一号とし、同号の次に次の一号を加える。

二 第一項又は第二項に規定するその有する株式が第三十七条の十二の二第二項又は第七項に規定する上場株式等に該当する場合における同条の規定の適用については、同条第二項第四号中「第三十七条の十第三項又は第四項各号」とあるのは「第三十七条の十第三項若しくは第四項各号又は第三十七条の十四の二第二項若しくは第二項」と、同条第七項中「第二項各号」とあるのは「第三十七条の十四の二第六項第二号の規定により読み替えられた第二項第四号」とする。

第三十七条の十四の二第六項第三号及び第四号を削る。

第三十七条の十四の三第四項第一号中「第一項若しくは」を「第一項又は」に、「その有する株式又はこれらの規定に規定する外国合併親法人株式若しくは」を「外国合併親法人株式又は」に改め、「同項中「譲渡」とあるのは「譲渡(これに類するものとして政令で定めるものを含む

第三十七条の十四の三第四項第三号を削る。
第三十八条第二項中「居住者又は国内に恒久的施設を有する非居住者に」を「者に」に改める。

国税庁長官は、前項後段の規定の適用を受けて贈与又は遺贈があつた場合において、当該贈与又は遺贈に係る財産又は代替資産（以下この項において「財産等」という。）が当該贈与又は遺贈があつた日から二年を経過する日までの期間内に当該公益法人等の当該公益目的事業の用に直接供されなかつたときその他の当該財産等が当該公益法人等の当該公益目的事業の用に直接供される前に政令で定める事実が生じたとき（当該公益法人等が当該財産等当該財産等の譲渡をした場合には、当該譲渡による収入金額の全部に相当する額の金銭を国又は地方公共団体に贈与した場合その他政令で定める場合を除く。）は、前項後段の承認を取り消すことができる。

3 国税庁長官は、第一項後段の規定の適用を受けて行われた贈与又は遺贈を受けた公益法人等が、当該贈与又は遺贈のあつた後、当該贈与又は遺贈に係る財産又は代替資産（以下この項において「財産等」という。）をその公益事業の用に直接供しなくなつた場合その他の当該贈与又は遺贈につき政令で定める事実（前項に規定する事実を除く。）が生じた場合（当該公益法人等が当該財産等（当該財産等額の全部に相当する額の金銭）を国又は地方公共団体に贈与した場合その他政令で定める場合を除く。）には、第一項後段の承認を取り

消すことができる。この場合には、当該公益法人等を当該贈与又は遺贈を行った個人とみなして、政令で定めるところにより、これに当該財産に係る山林所得の金額、譲渡所得の金額又は雑所得の金額に係る所得税を課する。

4 前項後段の規定の適用を受けた公益法人等に対する法人税法の規定の適用については、同法第三十八条第二項中「次に掲げるもの」とあるのは、「次に掲げるもの及び租税特別措置法第四十条第三項後段(国等に対して財産を寄附した場合の譲渡所得等の非課税)の規定による所得税当該所得税に係る同項の財産の価額が当該財産の同条第一項に規定する贈与又は遺贈を受けた同項に規定する公益法人等の各事業年度の所得の金額又は各連結事業年度の連結所得の金額の計算上益金の額に算入された場合における当該所得税を除く。」とする。

5 第三項の代替資産には、同項の公益法人等が、同項の贈与又は遺贈を受けた財産(当該

6 第一項後段の規定の適用を受けて行われた贈与又は遺贈（以下この項から第九項までに於いて「特定贈与等」という。）を受けた公益法人等が、合併により当該公益法人等に係る第三項に規定する財産等を合併後存続する法人又は合併により設立する法人（公益法人等に該当するものに限る。以下この項において「公益合併法人」という。）に移転しようとする場合において、当該合併の日の前日までに、政令で定めるところにより、当該合併の日その他の財務省令で定める事項を記載した書類を、納税地の所轄税務署長を経由して国税庁長官に提出したときは、当該合併の日以後は、当該公益合併法人は当該特定贈与等に係る公益法人等と、当該公益合併法人がその移転を受けた資産は当該特定贈与等に係る財産と、それぞれみなして、この条の規定を適用する。

(合併による解散を除く。)による残余財産の分配又は引渡しにより当該公益法人等に係る第三項に規定する財産等を他の公益法人等(以下この項において「解散引継法人」という。)に移転しようとする場合において、当該解散の日以前までに、政令で定めるところにより、当該解散の日その他の財務省令で定める事項を記載した書類を、納税地の所轄税務署長を経由して国税庁長官に提出したときは、当該解散の日以後は、当該解散引継法人は当該特定贈与等に係る公益法人等と、当該解散引継法人がその移転を受けた資産は当該特定贈与等に係る財産と、それぞれみなして、この条の規定を適用する。

8 特定贈与等を受けた公益法人等で公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律(平成十八年法律第四十九号。以下この項及び第十一項において「公益認定法」という。)第二十九条第一項又は第二項の規定による公益認定法第五条に規定する公益認定の取消しの処分(当該取消しの処分に係る事由により第一項後段の承認を取り消すことができる場合の当該処分を除く。以下この項において「特定処分」という。)を受けたもの(当該特定処分後において、第一項に規定する特定一般法人に該当するものに限る。以下この項において「当初法人」という。)が、同条第十七号に規定する定款の定めに従い、その有する公益認定法第三十条第二項に規定する公益目的取得財産残額に相当する額の財産(以下この項において「引継財産」という。)を他の公益法人等(以下この項において「引継法人」という。)に贈与しようとする場合において、当該贈与の日以前までに、政令で定めるところにより、当該贈与の日その他の財務省令で定める事項を記載した書類を、納税地の所轄税務署長を経由して国税庁長官に提出したときは、当該贈与の日以後は、当該引継法人は当該特定贈与等に係る公益法人等と、当該引継法人

が当該贈与を受けた公益引継資産(当該引継財産のうち、当該特定処分を受けた公益法人等に係る第三項に規定する財産等に相当するものとして政令で定める部分をいう。)は当該特定贈与等に係る財産と、それぞれみなして、この条の規定を適用する。この場合において、当該贈与の日以後は、当該当初法人については、第三項の規定は、適用しない。

9 特定贈与等を受けた第一項に規定する特定一般法人が、第三項に規定する財産等を他の公益法人等(以下この項において「受贈公益法人等」という。)に贈与しようとする場合(一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律(平成十八年法律第五十号)第百十九条第二項第一号に掲げる寄附に該当する場合に限る。)において、当該贈与の日以前までに、政令で定めるところにより、当該贈与の日その他の財務省令で定める事項を記載した書類を、納税地の所轄税務署長を経由して国税庁長官に提出したときは、当該贈与の日以後は、当該受贈公益法人等は当該特定贈与等に係る公益法人等と、当該受贈公益法人等が当該贈与を受けた資産は当該特定贈与等に係る財産と、それぞれみなして、この条の規定を適用する。

10 第五項後段の規定は第六項から前項までの規定を適用する場合について、第八項後段の規定は前項の特定一般法人について、それぞれ準用する。

11 第九項に規定する特定一般法人が、公益認定法第四条の認定を受けた場合には、当該認定を受けた日から一月以内に、政令で定めるところにより、当該特定一般法人の名称及び所在地その他の財務省令で定める事項を記載した書類を、納税地の所轄税務署長を経由して国税庁長官に提出しなければならない。第四十条に次の一項を加える。

15 第十三項に定めるもののほか、第一項後段の承認の手続、第二項後段の規定によりあつたものとみなされる贈与又は遺贈に係る所得税法第七十八条の規定の特例、第三項後段の規定により贈与又は遺贈を行った個人とみなされる公益法人等に対する所得税に関する法令の規定の適用に関する特例その他第一項から第十二項までの規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

第四十条の四第四項第一号及び第四十条の十第四項第一号中「証券業」を「金融商品取引業」に改める。

第四十一条の三の二第二項中「第五項」を「第八項」に、「(限る。)」を「(限る。第四項において同じ。)」に、「この条」を「この項、第三項及び第九項に改め、第七項及び第八項」を削り、「第四十一条第一項に定める」を「同条第一項に定める」に、「第五項及び第六項」を「第八項及び第九項」に、「この項及び第六項」を「この項、第四項、第九項及び第十項」に、「第六項及び第七項」を「及び第九項」に、「同条第二項及び」を「第四項、同条第二項及び」に改め、同条第二項中「増築、改築その他の政令で定める」を「次に掲げる」に、「特定増改築等」とを「高齢者等居住改修工事等」とに改め、「とす」の下に、「以下この項において「特定工事」という」を加え、「特定増改築等に係る改修工事」を「高齢者等居住改修工事等」に、「住宅の増改築等に係る工事」を「特定工事」に、「当該改修工事」を「当該高齢者等居住改修工事等」に改め、同項に次の各号を加える。

一 当該家屋につき行う増築、改築その他の政令で定める工事(次号に掲げるものを除く。)

二 当該家屋につき行うエネルギーの使用の合理化に著しく資する改修工事で政令で定めるもの(当該改修工事が行われる構造又は設備と一体となつて効用を果たす設備の取替え又は取付けに係る改修工事を含む。)

以下この号、次項、第五項及び第六項において「特定断熱改修工事等」という。)で当該特定断熱改修工事等に要した費用の額が三十万円を超えるもの

第四十一条の三の二第三項中「特定増改築等に係る改修工事」を「高齢者等居住改修工事等」に改め、「費用の額」の下に「及び特定断熱改修工事等に要した費用の額の合計額」を加え、同条第十項中「第二項」の下に、「第三項及び第五項」を、「第一項」の下に「又は第四項」を加え、同項を同条第十四項とし、同条第九項中「第一項の規定」を「第一項又は第四項の規定」に改め、同項を同条第十三項とし、同条第八項中「第一項」の下に「又は第四項」を、「二以上の」の下に「これらの住宅の増改築等に係る部分に限る。」を加え、「同項」を「第一項又は第四項」に改め、同項を同条第十二項とし、同条第七項中「第一項に規定する居住者が、」を「第一項又は第四項に規定する居住者が、」に改め、同項に「第一項又は第四項」に、「(同項)」を「(第一項又は第四項)」に、「当該増改築等住宅借入金等の金額に係る」を「これらの増改築等住宅借入金等の金額に係る第一項又は第四項に規定する」に、「家屋」を「家屋(当該増改築等に係る部分に限る。)」に、「当該増改築等特例適用年」を「第一項又は第四項に規定する増改築等特例適用年」に、「第一項」を「第一項又は第四項」に、「同項各号及び前項」を「第一項各号、第四項各号及び前二項」に、「当該増改築等住宅借入金等の金額及び」を「これらの増改築等住宅借入金等の金額及び」に改め、同項を同条第十一項とし、同条第六項を同条第九項とし、同項の次に次の一項を加える。

10 第四項に規定する居住者が、増改築等特例適用年において、第一項又は第四項に規定する住宅の増改築等に係る第一項に規定する増改築等住宅借入金等の金額(同項の規定によ

り第四十一条又は第四十一条の二の規定の適用を受けるものに限り。以下この項において同じ。及び第四項に規定する増改築等住宅借入金等の金額(同項の規定により第四十一条又は第四十一条の二の規定の適用を受けるものに限り。以下この項において同じ。を有する場合)には、当該増改築等特例適用年における第四項の住宅借入金等特別税額控除額は、同項各号及び前項の規定にかかわらず、当該増改築等特例適用年の十二月三十一日におけるこれらの増改築等住宅借入金等の金額の合計額につき第一項各号の規定を適用して計算した金額(当該金額に百円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。)とする。

第四十一条の三の二第五項を同条第八項とし、同条第四項中「前項」を「第三項又は前項」に改め、同項を同条第七項とし、同条第三項の次に次の三項を加える。

4 居住者が、当該居住者の所有する第四十一条第一項に規定する居住用家屋又は既存住宅の増改築等(以下この項及び第六項において「住宅の増改築等」という。)をして、これらの家屋(当該住宅の増改築等に係る部分に限る。)を平成二十年四月一日から同年十二月三十一日までの間に同条第一項に定めるところによりその者の居住の用に供した場合において、当該居住の用に供した日の属する年以後五年間の各年(同日以後その年の十二月三十一日まで引き続きその居住の用に供している年に限る。以下この項及び第十項において「増改築等特例適用年」という。)において当該住宅の増改築等に係る増改築等住宅借入金等の金額を有するときは、その者の選択により、当該増改築等特例適用年における同条第一項に規定する住宅借入金等特別税額控除額は、第一項、同条第二項及び第三項並びに第四十一条の二の規定にかかわらず、次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める

金額(当該金額に百円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。)として、第四十一条及び第四十一条の二の規定を適用することができる。

一 増改築等特例適用年の十二月三十一日における増改築等住宅借入金等の金額の合計額が千円以下である場合 特定増改築等住宅借入金等の金額の合計額(当該合計額が二百万円を超える場合には、二百万円)の二パーセントに相当する金額と当該増改築等住宅借入金等の金額の合計額から当該特定増改築等住宅借入金等の金額の合計額を控除した残額の二パーセントに相当する金額との合計額

二 増改築等特例適用年の十二月三十一日における増改築等住宅借入金等の金額の合計額が千円を超える場合 特定増改築等住宅借入金等の金額の合計額(当該合計額が二百万円を超える場合には、二百万円)の二パーセントに相当する金額と千円から当該特定増改築等住宅借入金等の金額の合計額を控除した残額の二パーセントに相当する金額との合計額

5 前項に規定する増改築等とは、当該居住者が所有している家屋につき行う増築、改築その他の政令で定める工事(当該工事と併せて当該家屋につき特定断熱改修工事等又は特定断熱改修工事等以外のエネルギーの使用の合理化に資する改修工事で政令で定めるもの(当該改修工事が行われる構造又は設備と一体となつて効用を果たす設備の取替え又は取付けに係る改修工事を含む。以下この項において「断熱改修工事等」という。)を行うものに限るものとし、当該工事と併せて行う当該家屋と一体となつて効用を果たす設備の取替え又は取付けに係る工事を含むものとする。)で当該特定断熱改修工事等又は断熱改修工事等に要した費用の額が三十万円を超えるものであることその他の政令で定める要件を満たす

ものをいう。

6 第四項に規定する増改築等住宅借入金等とは、当該居住者の当該住宅の増改築等に係る第三項第一号から第三号までに掲げる借入金又は債務(利息に対応するものを除く。)をいい、第四項各号に規定する特定増改築等住宅借入金等の金額とは、当該増改築等住宅借入金等の金額のうち当該住宅の特定断熱改修工事等に要した費用の額に相当する部分の金額をいう。

第四十一条の四の二第二項第一号中「民法」の下に「明治二十九年法律第八十九号」を加える。

第四十一条の七の見出しを「(全国健康保険協会が管掌する健康保険等の被保険者が受ける付加的給付等に係る課税の特例)」に改め、同条第一項中「附則第三十一項」を「附則第三十項」に改め、同条第二項中「附則第四第二項」を「附則第四第三項」に改め、同条第三十二項を「附則第三十一項」に改め、同条第三十三項中「附則第三十一項」を「附則第三十項」に改める。

第四十一条の九第二項中「掲げる法人」を「掲げる内国法人」に改める。

第四十一条の十二第二項中「金額」の下に「(外国法人により国外において発行された割引債の償還差益にあつては、当該外国法人が国内において行う事業に係るものとして政令で定める金額。次項において同じ。)」を加え、同条第三項中「控除した金額」の下に「(外国法人が国外において発行した割引債にあつては、当該外国法人が国内において行う事業に係るものとして政令で定める金額)」を加え、同条第六項中「若しくは第二項に規定する法人又は同条第三項」を「規定する内国法人又は同条第二項」に改め、同条第八項中「ほか」の下に「外国法人により発行される前項に規定する割引債の譲渡をしたことによる所得その他」を加え、同条第九項中第十号を削り、第十一号を第十号とし、第十二号から第十五号までを一号ずつ繰り上げる。

第四十一条の十三中「平成二十年三月三十一日」を「平成二十二年三月三十一日」に、「民間国外債」を「民間国外債(本店又は主たる事務所の所在する国又は地域におけるその所得に対して課される税の負担が本邦における法人の所得に対して課される税の負担に比して著しく低いものとして同条第四項に規定する政令で定める外国法人により発行されたものを除く。)」に改める。

第四十一条の十四第一項中「この条」を「この項」に改め、同項各号中「第三項及び第四項」を削り、同条第三項から第五項までを削り、同条第六項中「第二項及び」を削り、「第三項の規定による告知の特例その他第一項、第三項及び第四項」を「第一項」に改め、同項を同条第三項とし、同条第七項から第九項までを削る。

第四十一条の十五の二を第四十一条の十五の三とし、第四十一条の十五の次に次の一条を加える。

(先物取引の差金等決済に係る支払調書の特例)

第四十一条の十五の二 所得税法第二百二十五条第一項第十三号に掲げる者は、財務省令で定めるところにより、同号に規定する先物取引の差金等決済(以下この条において「先物取引の差金等決済」という。)に関する調書を同一の居住者又は国内に恒久的施設を有する非居住者に対する一回の先物取引の差金等決済ごとに作成する場合には、同項の規定にかかわらず、当該調書をその先物取引の差金等決済があつた日の属する月の翌月末日までに税務署長に提出しなければならない。

第四十一条の十八の二を次のように改める。

第四十一条の十八の二 削除

第四十一条の十九を第四十一条の十八の三とし、同条の次に次の一条を加える。

(特定新規中小会社が発行した株式を取得した場合の課税の特例)

第四十一条の十九 居住者又は国内に恒久的施設

設を有する非居住者が、平成二十年四月一日以後に、中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律第七条に規定する特定新規中小企業者に該当する株式会社（その設立の日以後の期間が一年未満のものその他の財務省令で定めるものに限る。以下この項において「特定新規中小会社」という。）により発行される株式（以下この項において「特定新規株式」という。）を払込み（当該株式の発行に際してするものに限る。以下この項及び次項において同じ。）により取得（第二十九条の二第一項本文の規定の適用を受けるものを除く。以下この項及び次項において同じ。）をした場合において、当該居住者又は国内に恒久的施設を有する非居住者（当該取得をした日においてその者を判定の基礎となる株主として選定した場合に当該特定新規中小会社が法人税法第二十条第十号に規定する同族会社に該当することとなるときにおける当該株主その他の政令で定める者であつたものを除く。）がその年中に当該払込みにより取得をした特定新規株式（その年十二月三十一日において有するものとして政令で定めるものに限る。以下この条において「控除対象特定新規株式」という。）の取得に要した金額として政令で定める金額（当該金額の合計額が千万円を超える場合には、千万円）については、所得税法第七十八条（同法第六十五条の規定により準じて計算する場合を含む。）の規定を適用することができる。この場合において、同法第七十八条第一項中「支出した場合」とあるのは「支出した場合又は租税特別措置法第四十一条の十九第一項（特定新規中小会社が発行した株式を取得した場合の課税の特例）に規定する特定新規株式を同項に規定する払込みにより取得（同項に規定する取得をいう。以下この項において同じ。）をした場合」と、同項第一号中「の額」とあるのは「の額及びその年中に取得をした租税特別措置法第四十一条の十九第一

項に規定する控除対象特定新規株式の取得に要した金額として同項に規定する政令で定める金額」と、同条第四項中「控除は」とあるのは「控除（租税特別措置法第四十一条の十九第一項の規定による控除を含む。）は」とする。

2 前項の規定の適用を受けた控除対象特定新規株式及び当該控除対象特定新規株式と同一銘柄の株式で、その適用を受けた年中に払込みにより取得をしたものについては、第三十七条の十三第一項の規定は、適用しない。

3 第一項の規定の適用を受けた場合における控除対象特定新規株式と同一銘柄の株式の取得価額の計算の特例その他前二項の規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

第四十二条の二第一項中「から平成二十年三月三十一日までの間において」を「以後に」に改め、同条第四項第一号イ中「証券業を」金融商品取引業に改める。

第四十二条の三第一項第二号中「報告書」を「報告書又は」に改め、「又は第四十一条の十四第四項に規定する先物取引に関する調査」を削り、同項第三号中「第三十七条の十一の三第七項」を「第八條の四第四項若しくは第五項に規定する通知書若しくは第三十七条の十一の三第七項に、その交付」を「これらの通知書若しくは報告書の交付」に、「同項」を「これらの規定」に改め、「非居住者の下に」若しくは「支払を受ける者」を加え、「当該報告書」を「これらの通知書若しくは報告書に、同条第八項」を「第八條の四第六項若しくは第三十七条の十一の三第八項に改め、同項第四号中「第三十七条の十一の三第八項ただし書」を「第八條の四第六項ただし書若しくは第三十七條の十一の三第八項ただし書に、同項ただし書に規定する」を「第八條の四第六項ただし書に規定する通知書若しくは第三十七條の十一の三第八項ただし書に規定する」に、「同項に」を「これらの規定に」に改め、「非居住者の下に」若しくは「支払を受ける者」を加え、同項第五号及び第六号中「第四十一条

の二十二項又は第四十一条の十四第七項」を「又は第四十一条の二十二項」に改め、同条第三項中「報告書」を「報告書又は」に改め、「又は第四十一条の十四第四項に規定する先物取引に関する調査」を削る。

第四十二条の四第一項中「及び第五項、第四十二条の九を、第五項及び第七項、第四十二条の九に、第四十二条の十一第二項」を「並びに第四十二条の十一第二項」に改め、「並びに第四十二条の十二を削り、及び第七項」を「第七項及び第九項」に、「第十一項第四号」を「第十二項第四号」に改め、同条第二項中「第十一項第四号」を「第十二項第四号」に改め、同条第四項中「第六十八條の九第十一項第五号」を「第六十八條の九第十二項第五号」に改め、同条第六項中「第十一項第七号」を「第十二項第七号」に改め、同条第八項中「第六十八條の九第十一項第五号」を「第六十八條の九第十二項第五号」に、「第六十八條の九第十一項第九号」を「第六十八條の九第十二項第九号」に改め、同条第九項を次のように改める。

9 青色申告書を提出する法人が、平成二十年四月一日から平成二十二年三月三十一日までの間に開始する各事業年度（解散（合併）による解散を除く。）の日を含む事業年度及び清算中の各事業年度を除く。）において、次の各号に掲げる場合に該当する場合には、当該法人の当該事業年度の所得に対する法人税の額から、当該各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める金額を控除する。ただし、当該各号に定める金額が、当該法人の当該事業年度の所得に対する法人税の額の百分の十に相当する金額を超えるときは、その控除を受ける金額は、当該百分の十に相当する金額を限度とする。

一 当該法人の当該事業年度（設立事業年度を除く。）の所得の金額の計算上損金の額に算入される試験研究費の額が、当該法人の比較試験研究費の額を超え、かつ、基準試験研究費の額を超える場合 当該法人の当該事業年度の当該試験研究費の額から当該比較試験研究費の額を控除した残額の百分の五に相当する金額

二 当該法人の当該事業年度の所得の金額の計算上損金の額に算入される試験研究費の額が当該事業年度の平均売上金額の百分の十に相当する金額を超える場合 当該超える部分の金額に超過税額控除割合（当該事業年度の試験研究費割合から百分の十を控除した割合に〇・二を乗じて計算した割合をいう。）を乗じて計算した金額

第四十二条の四第十七項中「第十項の」を「第十一項の」に、「第四十二条の四第十項」を「第四十二条の四第十一項」に改め、同項を同条第十八項とし、同条第十六項中「又は第七項」を「第七項又は第九項」に、「若しくは第七項」を「第七項若しくは第九項」に、「及び第七項」を「第七項及び第九項」に改め、同項を同条第十七項とし、「第一項に規定する法人又は第六項に規定する中小企業者等を」を「法人」に、「第十項」を「第十一項」に改め、同項を同条第十六項とし、同条第十四項を同条第十五項とし、同条第十三項中「又は第六項」を「第六項又は第九項」に改め、同項を同条第十四項とし、同条第十二項を同条第十三項とし、同条第十一項第二号中「当該事業年度及び当該事業年度開始の前三年以内に開始した各事業年度（その事業年度が連結事業年度に該当する場合には、当該連結事業年度の売上金額（棚卸資産の販売による収益の額その他の政令で定める金額をいう。）の平均額として政令で定めるところにより計算した金額をいう。）」を削り、同項第八号中「設立事業年度等」を「設立事業年度」に改め、「公益法人等」の下に「（以下この号において「公益法人等」という。）を、「収益事業」の下に「（以下この号において「収益事業」という。）」を加え、「とする」を「とし、公益法人等（収益事業を行っていないも

のに限る。)に該当していた同条第九号に規定する普通法人又は同条第七号に規定する協同組合等にあつては当該普通法人又は協同組合等に該当することとなつた日とするに改め、「解散(合併による解散を除く。)の日を含む事業年度及び清算中の各事業年度」を削り、同項に次の一号を加える。

十一 平均売上金額 第一項又は第九項に規定する事業年度及び当該事業年度開始の日前三年以内に開始した各事業年度(その事業年度が連結事業年度に該当する場合に於ては、当該連結事業年度の売上金額(棚卸資産の販売による収益の額その他の政令で定める金額をいう。)の平均額として政令で定めるところにより計算した金額をいう。

第四十二條の四第十一項を同条第十二項とし、同条第十項中「第四十二條の七第五項」を「第四十二條の九第十一項第五号」に改め、同条第九号の九第十一項第五号に改め、同条第四号中「第六十八條の九第十一項第九号」を「第六十八條の九第十二項第九号」に改め、同項を同条第十一項とし、同条第九項の次に次の一項を加える。

10 前項各号に定める金額を計算する場合において、当該法人が当該各号に掲げる場合のいずれにも該当するときは、いずれか一の場合のみに該当するものとして、同項の規定を適用する。

第四十二條の五第一項中「平成二十二年三月三十一日」を「平成二十二年三月三十一日」に、「(貸付け)」を「第一号から第三号までに掲げる減価償却資産を貸付け」に、「及び第二号」を「第二号」に、「場合を」を「場合及び第四号に掲げる減価償却資産を住宅の用に供した場合を」に改め、同項に次の一号を加える。

四 建築物に係るエネルギーの使用の合理化に著しく資する設備で次に掲げるもののうち政令で定めるもの(当該設備が設置され

た建築物が政令で定める基準を満たすことにつき政令で定めるところにより証明がされた場合の当該設備に限る。)

イ 建築物の熱の損失の防止及び建築物のエネルギーの効率的利用に資する設備
ロ 建築物の室内の温度、エネルギーの使用の状況等に応じた空調調和設備、照明設備その他の建築設備の運転及び管理を行うことによりエネルギーの使用量の削減に資する設備

第四十二條の五第二項中「及び第五項、第四十二條の九」を「第五項及び第七項、第四十二條の九」に、「第四十二條の十一第二項」を「並びに第四十二條の十一第二項に改め、並びに第四十二條の十二を削り、同条第五項中「前条第十項」を「前条第十一項」に、「第四十二條の七第五項」を「第四十二條の七第七項」に改める。

第四十二條の六第一項中「平成二十二年三月三十一日」を「平成二十二年三月三十一日」に改め、同条第二項中「及び第五項、第四十二條の九」を「第五項及び第七項、第四十二條の九」に、「第四十二條の十一第二項」を「並びに第四十二條の十一第二項に改め、並びに第四十二條の十二を削り、同条第五項中「第四十二條の四第十項」を「第四十二條の四第十一項」に、「次条第五項」を「次条第七項」に改める。

第四十二條の七の見出しを「事業基盤強化設備を取得した場合等の特別償却又は法人税額の特別控除」に改め、同条第一項第一号中「いう。」の下に「第五項において同じ。」を加え、同項第六号を削り、同項第七号を同項第六号とし、同項に次の一号を加える。

七 中小企業者と農林漁業者との連携による事業活動の促進に関する法律第五条第三項に規定する認定農工商等連携事業計画に従つて同法第二条第四項に規定する農工商等連携事業を行う同条第一項に規定する中小企業者(同項第八号に掲げる者を除く。)に該当する法人(大規模法人子会社を除く。)

で同法第十四条に規定する確認を受けたもの(前各号に掲げる法人に該当するものを除く。) 当該認定農工商等連携事業計画に定める機械及び装置

第四十二條の七第二項中「及び第五項、第四十二條の四」を「第五項及び第七項、第四十二條の四」に、「第四十二條の十一第二項」を「並びに第四十二條の十一第二項に改め、並びに第四十二條の十二を削り、及び次項」を「次項及び第五項」に改め、同条第十二項中「第五項」を「第七項」に、「第十項」を「第十二項」に改め、同項を同条第十四項とし、同条第十一項中「第五項」を「第七項」に、「第四十二條の七第五項」を「第四十二條の七第七項」に改め、同項を同条第十三項とし、同条第十項中「又は第三項」を「第三項又は第五項」に、「若しくは第三項」を「第三項若しくは第五項」に、「取得した場合」を「取得した場合等」に、「及び第三項」を「第三項及び第五項」に改め、同項を同条第十二項とし、同条第九項を同条第十一項とし、同条第八項中「第二項」の下に「及び第五項」を加え、「同項」を「これら」に改め、同項を同条第十項とし、同条第七項を同条第九項とし、同条第六項を同条第八項とし、同条第五項中「第四十二條の四第十項」を「第四十二條の四第十一項」に改め、同項を同条第七項とし、同条第四項の次に次の二項を加える。

5 中小企業者等で青色申告書を提出するものの平成二十二年四月一日から平成二十二年三月三十一日までの間に開始する各事業年度(解散(合併による解散を除く。)の日を含む事業年度及び清算中の各事業年度を除く。)において、当該事業年度の所得の金額の計算上損金の額に算入される教育訓練費の額(その教育訓練費に充てたるため他の者(当該中小企業者等との間に連結完全支配関係がある他の連結法人を含む)から支払を受ける金額がある場合には、当該金額を控除した金額。以下この項において同じ)がある場合において、当該

事業年度の所得の金額の計算上損金の額に算入される労務費の額のうち当該教育訓練費の額の占める割合(以下この項において「教育訓練費割合」という。)が百分の〇・一五以上であるときは、当該中小企業者等の当該事業年度の所得に対する法人税の額から、当該教育訓練費の額の百分の十二(当該教育訓練費割合が百分の〇・二五未満であるときは、当該教育訓練費割合から百分の〇・一五を控除した割合に四十を乗じて計算した割合に百分の八を加算した割合(当該割合に小数点以下の三位未満の端数があるときは、これを切り捨てた割合とする。))に相当する金額を控除する。この場合において、その控除を受ける金額が、当該中小企業者等の当該事業年度の所得に対する法人税の額の百分の二十に相当する金額(当該事業年度においてその事業の用に供した事業基盤強化設備につき第二項の規定により当該事業年度の所得に対する法人税の額から控除される金額又は当該事業年度において有する第三項に規定する繰越税額控除限度超過額につき同項の規定により当該事業年度の所得に対する法人税の額から控除される金額がある場合には、これらの金額を控除した残額)を超えるときは、当該控除を受ける金額は、当該百分の二十に相当する金額を限度とする。

6 前項において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一 教育訓練費 法人がその使用人(当該法人の役員(法人税法第二条第十五号に規定する役員をいう。以下この号において同じ。)と政令で定める特殊の関係のある者及び当該法人の使用人としての職務を有する役員を除く。次号において同じ)の職務に必要な技術又は知識を習得させ、又は向上させるために支出する費用で政令で定めるものをいう。

二 労務費 所得税法第二十八条第一項に規定する給与等(使用人に対して支給するも

のに限る。）、法定福利費（法令の規定により事業主が負担することとされている福利厚生費として政令で定めるものをいう。）及び前号に掲げる教育訓練費をいう。

第四十二条の九第一項中「及び第五項、次条第二項」を「第五項及び第七項、次条第二項」に、「第四十二条の十一第二項」を並びに第四十二条の十一第二項に改め、「並びに第四十二条の十二」を削り、同条第四項中「第四十二条の四第十項」を「第四十二条の四第十一項」に、「第四十二条の七第五項」を「第四十二条の七第七項」に改める。

第四十二条の十第二項中「及び第五項、前条、次条第二項」を「第五項及び第七項、前条並びに次条第二項」に改め、「並びに第四十二条の十二」を削り、同条第五項中「第四十二条の四第十項」を「第四十二条の四第十一項」に、「第四十二条の七第五項」を「第四十二条の七第七項」に改める。

第四十二条の十一第一項中「平成二十年三月三十一日」を平成二十二年三月三十一日に、「当該情報基盤強化設備等の取得価額の合計額」を「情報基盤強化設備等の取得価額の合計額（以下この条において「適用対象投資額」という。）に、「基準取得価額（取得価額）を「取得価額（大規模法人として政令で定める法人の当該供用年度の指定期間内における適用対象投資額が二百億円を超える場合には、二百億円に当該情報基盤強化設備等の取得価額が当該適用対象投資額のうちに占める割合を乗じて計算した金額）」に、「金額をいう。次項において同じ。」を「金額（次項において「基準取得価額」という。）に改め、同条第二項中「に事業の用に供した当該情報基盤強化設備等の取得価額の合計額」を「における適用対象投資額」に、「及び第五項、第四十二条の九、前条第二項」を「第五項及び第七項、第四十二条の九並びに前条第二項」に改め、「並びに次条」を削り、同条第五項中「第四十二条の四第十項」を「第四十二条の四第十一項」に改める。

項に、「第四十二条の七第五項」を「第四十二条の七第七項」に改め、同条第六項後段を次のように改める。

この場合において、他の情報基盤強化設備等につき同項の規定の適用を受けようとするときは、当該所有権移転外リース取引により取得した情報基盤強化設備等の取得価額は、適用対象投資額に含まれないものとする。

第四十二条の十二を削る。

第四十三条第一項の表の第一号中「当該機械その他の減価償却資産のうち政令で定める構築物については、百分の十」を削る。

第四十四条第一項の表の第二号中「平成二十三年三月三十一日」を「平成二十二年三月三十一日」に改める。

第四十四条の二第二項中「工場用の」を「政令で定める」に、「第十九条に規定する指定集積業種」を「第十九条各号に掲げる業種」に改める。

第四十四条の四第一項中「平成二十年三月三十一日（同表の第三号の上欄に掲げるものについては、平成二十二年三月三十一日）」を「平成二十二年三月三十一日」に、「場合を除く」を「場合を除き、同表の第一号又は第二号の中欄に掲げる減価償却資産にあつては、過疎地域自立促進特別措置法第二条第一項に規定する過疎地域その他の政令で定める地域又は区域内において事業の用に供した場合に限る」に改める。

第四十四条の六の見出しを「（資源再生化設備等の特別償却）」に改め、同条第一項中「平成二十三年三月三十一日」を「平成二十二年三月三十一日」に、「次の各号に」を「次に」に、「再商品化設備等」を「資源再生化設備等」に、「に当該各号に定める割合を乗じて計算した金額」を「の百分の十四に相当する金額」に改め、同項各号を次のように改める。

一 生物資源を利用した製品を製造するための機械その他の減価償却資産（食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律第二十条第二項第一号に規定する認定計画に記載

された同法第十一条第二項第二号に規定する再生利用事業に係る機械その他の減価償却資産にあつては、製造に関連する機械その他の減価償却資産を含む。）で政令で定めるもの

二 再生資源の分別回収を行うための機械その他の減価償却資産で建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律第二条第六項に規定する特定建設資材廃棄物の同条第四項

四 削除

第四十六条の三を第四十六条の四とし、第四十六条の二の次に次の一条を加える。

（支援事業所取引金額が増加した場合の三年以内取得資産の割増償却）

第四十六条の三 青色申告書を提出する法人が、平成二十年四月一日から平成二十五年三月三十一日までの間に開始する各事業年度において、障害者就労支援事業所（障害者自立支援法第五条第十四項に規定する就労移行支援を行う事業所、同条第十五項に規定する就労継続支援を行う事業所その他の政令で定める事業所又は施設をいう。）に対して、資産を譲り受け、又は役務の提供を受けた対価として支払った金額（以下この項において「支援事業所取引金額」という。）がある場合において、当該事業年度における支援事業所取引金額の合計額が前事業年度（当該事業年度開始の日の前日を含む事業年度が連結事業年度に該当する場合に、当該法人のその前日を含む連結事業年度。以下この項において「前事業年度等」という。）における支援事業所取引金額の合計額を超えるときは、当該事業年度終了の日において当該法人の有する減価償却資産で事業の用に供されているものうち当該事業年度又は当該事業年度開始の前二年内に開始した各事業年度（その事業年度が

に規定する再資源化に資するものとして政令で定めるもの

第四十六条の二第二項中「平成二十年三月三十一日」を「平成二十二年三月三十一日」に、「第二号から第五号まで」を「第二号、第三号及び第五号」に改め、同項の表の第一号中「次号において「乗降補助装置」という。）を削り、同表の第四号を次のように改める。

連結事業年度に該当する場合には、当該連結事業年度において取得し、又は製作し、若しくは建設したもの（所有権移転外リース取引により取得したものを除く。以下この項において「三年以内取得資産」という。）に係る当該事業年度の償却限度額は、法人税法第三十一条第一項又は第二項の規定（第五十二条の二の規定の適用を受ける場合には、同条の規定を含む。）にかかわらず、当該三年以内取得資産の普通償却限度額（第五十二条の二の規定の適用を受ける場合には、同条第一項又は第四項に規定する政令で定める金額）と特別償却限度額（当該普通償却限度額の百分の三十に相当する金額をいう。）との合計額（第五十二条の二の規定の適用を受ける場合には、同条第一項に規定する特別償却不足額又は同条第四項に規定する合併等特別償却不足額に相当する金額を加算した金額）とする。この場合において、当該事業年度終了の日において当該法人の有する当該三年以内取得資産に係る当該特別償却限度額の合計額が、当該事業年度の支援事業所取引増加額（当該事業年度における支援事業所取引金額の合計額から前事業年度等における支援事業所取引金額の合計額を控除した金額をいう。）を超えるときは、当該特別償却限度額の合計額は、当該支

援事業所取引増加額を限度とする。

2 第四十三条第二項の規定は、前項の規定を適用する場合について準用する。

3 前項に定めるもののほか、第一項の規定の適用に必要な事項は、政令で定める。

第四十七条第一項中「平成二十年三月三十一日」を「平成二十二年三月三十一日」に改める。

第五十三条第一項第二号中「第四十二条の十、第四十二条の十一又は第四十三条から第四十八条まで」を「又は第四十二条の十から第四十八条まで」に改める。

第五十五条第一項、第五十五条の五第一項及び第五十五条の七第一項中「平成二十年三月三十一日」を「平成二十二年三月三十一日」に改める。

第五十七条の五第一項第五号中「第五十条の五」を「第五十条の七」に改める。

第六十一条の三第四項中「及び第四十六条の二第一項」を「第四十六条の二第一項及び第四十六条の三」に改める。

第六十一条の四第一項中「平成二十年三月三十一日」を「平成二十二年三月三十一日」に改める。

第六十二条第一項中「平成二十年三月三十一日」を「平成二十二年三月三十一日」に、「及び第四百四十三条第一項から第三項まで」を並びに第四百四十三条第一項及び第二項に、「第四十二条の四第十項」を「第四十二条の四第十一項」に、「第四十二条の七第五項」を「第四十二条の七第七項」に改め、同条第四項第一号中「内国法人である」を削り、「以下この項において同じ。又はは」を「又は」に改め、「人格のない社団等」の下に「(国内に本店又は主たる事務所を有するものに限る。)」を加え、同項第二号中「次号に掲げる法人以外のもの」を「(人格のない社団等を除く。)」に改め、同項第三号中「である公益法人等又は人格のない社団等」を「(前号に掲げるものを除く。)」に改め、同条第六項第二号を次のように改める。

二 第四十二条の四から第四十二条の七まで及び第四十二条の九から第四十二条の十一までの規定の適用については、第四十二条の四第一項、第四十二条の五第二項、第四十二条の六第二項、第四十二条の七第二項及び第四十二条の九第一項中「並びに第四十二条の十一、第二項、第三項及び第五項」とあるのは、「第四十二条の十一、第二項、第三項及び第五項並びに第六十二条第一項」と、第四十二条の十第二項中「並びに次条第二項、第三項及び第五項」とあるのは、「次条第二項、第三項及び第五項並びに第六十二条第一項」と、第四十二条の十一第二項中「並びに前条第二項、第三項及び第五項」とあるのは、「前条第二項、第三項及び第五項」とする。

第六十二条の三第一項中「及び第四百四十三条第一項から第三項まで」を並びに第四百四十三条第一項及び第二項に、「第四十二条の四第十項」を「第四十二条の四第十一項」に、「第四十二条の七第五項」を「第四十二条の七第七項」に改め、同条第二項第一号(1)中「資産の流動化に関する法律第二十五条第五項」を「同法第二条第五項」に改め、同号(2)中「投資信託及び投資法人に関する法律第二条第十四項」を「同法第二条第十四項」に改め、同条第八項中「及び第四百四十三条第一項から第三項まで」を並びに第四百四十三条第一項及び第二項に、「第四十二条の四第十項」を「第四十二条の四第十一項」に、「第四十二条の七第五項」を「第四十二条の七第七項」に改め、同条第十一項第二号を次のように改める。

二 第四十二条の四から第四十二条の七まで及び第四十二条の九から第四十二条の十一までの規定の適用については、第四十二条の四第一項、第四十二条の五第二項、第四十二条の六第二項、第四十二条の七第二項及び第四十二条の九第一項中「並びに第四十二条の十一、第二項、第三項及び第五項」とあるのは、「次条第二項、第三項及び第五項並びに第六十二条第一項」と、第四十二条の十第二項中「並びに次条第二項、第三項及び第五項」とあるのは、「次条第二項、第三項及び第五項並びに第六十二条第一項」と、第四十二条の十一第二項中「並びに前条第二項、第三項及び第五項」とあるのは、「前条第二項、第三項及び第五項」とする。

第六十三条第一項中「及び第四百四十三条第一項及び第二項」を「第四百四十二条の十、第四十二条の四第十項」を「第四百四十二条の四第十一項」に、「第四十二条の七第五項」を「第四十二条の七第七項」に改める。

第六十四条第六項中「及び第四十六条の二第一項」を「第四十六条の二第一項及び第四十六条の三」に改める。

第六十五条の四第一項第六号中「又は成田国際空港株式会社」を削り、同項第七号中「沿道整備推進機構」の下に「(政令で定めるものに限る。)」を加え、同項第二十五号中「農地保有合理化法人」の下に「(当該農地保有合理化法人が一般社団法人又は一般財団法人である場合には、政令で定めるものに限る。)」を加える。

第六十五条の七第七項中「及び第四十六条の二第一項」を「第四十六条の二第一項及び第四十六条の三」に改める。

第六十五条の十三第一項第二号中「規定する民間都市開発推進機構」の下に「(政令で定めるものに限る。)」を加える。

第六十六条の六第四項第一号及び第六十六条の九の六第四項第一号中「証券業」を「金融商品取引業」に改める。

第六十六条の十の見出しを「(鉱工業技術研究組合の所得計算の特例)」に改め、同条第一項中「法人清算中のものを除く。」で次の各号に掲げるものを「(鉱工業技術研究組合(清算中のものを除く。))」に、「(第二号に掲げる法人について

とあるのは、第四十二条の十一第二項、第三項及び第五項並びに第六十二条の三、第四十二条の十第二項中「並びに次条第二項、第三項及び第五項」とあるのは、「次条第二項、第三項及び第五項並びに第六十二条の三」と、第四十二条の十一第二項中「並びに前条第二項、第三項及び第五項」とあるのは、「前条第二項、第三項及び第五項」とする。

第六十三条第一項中「及び第四百四十三条第一項及び第二項」を「第四百四十二条の十、第四十二条の四第十項」を「第四百四十二条の四第十一項」に、「第四十二条の七第五項」を「第四十二条の七第七項」に改める。

第六十四条第六項中「及び第四十六条の二第一項」を「第四十六条の二第一項及び第四十六条の三」に改める。

第六十五条の四第一項第六号中「又は成田国際空港株式会社」を削り、同項第七号中「沿道整備推進機構」の下に「(政令で定めるものに限る。)」を加え、同項第二十五号中「農地保有合理化法人」の下に「(当該農地保有合理化法人が一般社団法人又は一般財団法人である場合には、政令で定めるものに限る。)」を加える。

第六十五条の七第七項中「及び第四十六条の二第一項」を「第四十六条の二第一項及び第四十六条の三」に改める。

第六十五条の十三第一項第二号中「規定する民間都市開発推進機構」の下に「(政令で定めるものに限る。)」を加える。

第六十六条の六第四項第一号及び第六十六条の九の六第四項第一号中「証券業」を「金融商品取引業」に改める。

第六十六条の十の見出しを「(鉱工業技術研究組合の所得計算の特例)」に改め、同条第一項中「法人清算中のものを除く。」で次の各号に掲げるものを「(鉱工業技術研究組合(清算中のものを除く。))」に、「(第二号に掲げる法人について

は、平成二十年六月三十日までに当該各号に定める資産」を「までに鉱工業技術研究組合(昭和三十六年法律第八十一号)第十三条第一項の規定により同法第三条第一項第一号に規定する試験研究の用に直接供する固定資産」に改め、同項各号を削る。

第六十六条の十一第一項第六号中「公益法人等」の下に「若しくは一般社団法人若しくは一般財団法人を加える。

第六十六条の十一の二第四項中「二年」を「五年」に改める。

第六十六条の十二の見出しを「(特定地域雇用会社に対する寄附金の損金算入の特例)」に改め、同条第一項中「(特定地域雇用会社等)」を「(特定地域雇用会社)」に改め、同条第二項を削り、同条第三項中「前二項」を「前項」に、「(特定地域雇用会社)」を「(前項第二号に規定する寄附金に該当するものを除く。)」及び「(特定地域雇用会社)」に改め、「及び特定地域雇用等促進法人(同条第二項に規定する特定地域雇用等促進法人をいう。)」に対する同条第二項に規定する寄附金(前項第二号に規定する寄附金に該当するものを除く。))」を削り、同項を同条第二項とし、同条第四項中「地域再生法第五条第三項第三号に規定する事業を行う法人税法第二条第六号に規定する公益法人等が、教育又は科学の振興、文化の向上、社会福祉への貢献その他公益の増進に著しく寄与する業務を行うものである場合における同法第三十七条第四項に規定する寄附金の取扱いその他前三項」を「前二項」に改め、同項を同条第三項とする。

第六十六条の十三第一項中「平成二十年三月三十一日」を「平成二十二年三月三十一日」に改める。

第六十七条の二第一項中「受けたもの」の下に「(医療法第四十二条の二第一項に規定する社会医療法人を除く。)」を加える。

第六十七条の三第一項中「平成二十一年三月

三十一日」を「平成二十四年三月三十一日」に改め、「百万円未満」の下に「(その売却した肉用牛が財務省令で定める乳牛に該当する場合には、五十万円未満)」を、「利益の額」の下に「(当該売却をした日を含む事業年度において免税対象飼育牛に該当する肉用牛の頭数の合計が二千頭を超える場合には、二千頭を超える部分の売却による利益の額を除く。)」を加え、同条第六項を同条第八項とし、同条第五項を同条第七項とし、同条第四項の次に次の二項を加える。

十一日」を「平成二十二年三月三十一日」に改める。
第六十七條の六第二項中「及び」を「並びに」に改める。
第六十七條の十一第一項中「から平成二十年三月三十一日までの間」を「以後」に改める。
第六十七條の十四第一項中「この項及び第四項」を「この条」に改め、同項第一号ロ(2)を次のように改める。

5 事業年度が一年に満たない第一項の農業生産法人に対する同項の規定の適用については、同項中「が二千頭」とあるのは「が二千頭に当該事業年度の月数を乗じてこれを十二で除して計算した頭数」と、「二千頭」とあるのは「当該計算した頭数」とする。

(2) その発行をした特定社債が機関投資家(金融商品取引法第二條第九項に規定する金融商品取引業者(同法第二十八條第一項に規定する第一種金融商品取引業のうち同条第八項に規定する有価証券関連連業に該当するもの又は同条第四項に規定する投資運用業を行う者に限る。その他の財務省令で定めるものをいう。以下この号において同じ。))のみによつて引き受けられたもの
第六十七條の十四第一項第一号ロ(4)中「適格機関投資家」を「機関投資家」に改め、同条第二項の表第六十九條第一項の項を次のように改める。

6 前項の月数は、曆に従つて計算し、一月に満たない端数を生じたときは、これを一月とする。

第六十七條の四第十二項中「及び第四十六條の二第一項」を、「第四十六條の二第一項及び第四十六條の三」に改める。
第六十七條の五第一項中「平成二十年三月三十一日」を「平成二十二年三月三十一日」に改める。

第六十九條第一項 内国法人が各事業年度の

内国法人(特定目的会社を除く。以下この条において同じ。)が各事業年度の

第六十九條第一項 内国法人が各事業年度の

内国法人(特定目的会社を除く。以下この条において同じ。)が各事業年度の

第六十七條の十四第二項の表第六十九條第八項の項を削り、同条第八項中「第五項」を「第七項」に改め、同項を同条第十項とし、同条第七項を同条第九項とし、同条第四項から第六項までを二項ずつ繰り下げ、同条第三項の次に次の二項を加える。

5 前項の規定の適用を受ける特定目的会社が第二條第一項第一号の二に規定する居住者若しくは非居住者、内国法人又は外国法人に対し利益の配当の額の支払をする場合における所得税法第八十二條第二号に規定する配当等の金額、同法第二百十三條第一項第一号に規定する国内源泉所得の金額又は同条第二項第二号に規定する配当等の金額は、これらの規定にかかわらず、これらの金額に前項の規定により控除する金額を加算した金額とする。

4 特定目的会社が納付した法人税法第六十九條第一項に規定する外国法人税の額は、政令で定めるところにより、当該特定目的会社の利益の配当の額に係る所得税の額を限度として当該所得税の額から控除する。

第六十七條の十五第一項第一号ロ(2)を次のように改める。
(2) 当該事業年度終了の時に、その発行済投資口が五十人以上の者によつて所有されているもの又は機関投資家(金融商品取引法第二條第九項に規定する金融商品取引業者(同法第二十八條第一項に規定する第一種金融商品取引業のうち同条第八項に規定する有価証券関連連業に該当するもの又は同条第四項に規定する投資運用業を行う者に限る。その他の財務省令で定めるものをいう。))のみによつて所有されているもの
第六十七條の十五第二項中「同族会社」の下に「のうちに政令で定めるもの」を加え、同条第三項の表第六十九條第一項の項を次のように改める。

第六十七條の十五第一項第一号ロ(2)を次のように改める。
(2) 当該事業年度終了の時に、その発行済投資口が五十人以上の者によつて所有されているもの又は機関投資家(金融商品取引法第二條第九項に規定する金融商品取引業者(同法第二十八條第一項に規定する第一種金融商品取引業のうち同条第八項に規定する有価証券関連連業に該当するもの又は同条第四項に規定する投資運用業を行う者に限る。その他の財務省令で定めるものをいう。))のみによつて所有されているもの
第六十七條の十五第二項中「同族会社」の下に「のうちに政令で定めるもの」を加え、同条第三項の表第六十九條第一項の項を次のように改める。

価証券関連連業に該当するもの又は同条第四項に規定する投資運用業を行う者に限る。その他の財務省令で定めるものをいう。))のみによつて所有されているもの
第六十七條の十五第二項中「同族会社」の下に「のうちに政令で定めるもの」を加え、同条第三項の表第六十九條第一項の項を次のように改める。

第六十九條第一項 内国法人が各事業年度の

内国法人(投資法人を除く。以下この条において同じ。)が各事業年度の

第六十七條の十五第三項の表第六十九條第八項の項を削り、同条第八項中「第五項」を「第七項」に改め、同項を同条第十項とし、同条第七項を同条第九項とし、同条第六項を同条第八項とし、同条第五項を同条第七項とし、同条第四項の次に次の二項を加える。
5 投資法人が納付した法人税法第六十九條第一項に規定する外国法人税の額は、政令で定めるところにより、当該投資法人の配当等の額に係る所得税の額を限度として当該所得税の額から控除する。

第六十八條の二及び第六十八條の二の二を次のように改める。
(農林中央金庫の合併等に係る課税の特例)
第六十八條の二 次に掲げる合併で平成十三年四月一日から平成二十二年三月三十一日までの間に、行われるものが共同事業合併(当該合併に係る被合併法人の当該合併前に行う主要な事業のうち、いづれかの事業と合併法人(法人を設立する合併にあつては、他の被合併法人)の当該合併前に行う主要な事業のうち、いづれかの事業とが相互に関連することその他の政令で定める要件を満たすものをいう。に該当する場合における法人税法その他の法令の規定の適用については、法人税法第二條第十二号の八八中「共同で事業を営むための合併として政令で定めるもの」とあるのは、「行う租税特別措置法第六十八條の二第一項(農林中央金庫の合併等に係る課税の特

6 前項の規定の適用を受ける投資法人が第二條第一項第一号の二に規定する居住者若しくは非居住者、内国法人又は外国法人に対し配当等の額の支払をする場合における所得税法第八十二條第二号に規定する配当等の金額、同法第二百十三條第一項第一号に規定する国内源泉所得の金額又は同条第二項第二号に規定する配当等の金額は、これらの規定にかかわらず、これらの金額に前項の規定により控除する金額を加算した金額とする。
第六十七條の十六第二項中「平成二十年三月三十一日」を「平成二十二年三月三十一日」に、「民間国外債」を「民間国外債本店又は主たる事務所の所在する国又は地域におけるその所得

第六十八條の二 次に掲げる合併で平成十三年四月一日から平成二十二年三月三十一日までの間に、行われるものが共同事業合併(当該合併に係る被合併法人の当該合併前に行う主要な事業のうち、いづれかの事業と合併法人(法人を設立する合併にあつては、他の被合併法人)の当該合併前に行う主要な事業のうち、いづれかの事業とが相互に関連することその他の政令で定める要件を満たすものをいう。に該当する場合における法人税法その他の法令の規定の適用については、法人税法第二條第十二号の八八中「共同で事業を営むための合併として政令で定めるもの」とあるのは、「行う租税特別措置法第六十八條の二第一項(農林中央金庫の合併等に係る課税の特

例)に規定する共同事業合併に該当する「合併」とする。

一 農林中央金庫と信用農業協同組合連合会(農林中央金庫及び特定農水産業協同組合等による信用事業の再編及び強化に関する法律(平成八年法律第百十八号)第二条第一項第二号に規定する信用農業協同組合連合会をいう。次号において同じ。)との合併

二 全国の区域を地区とする農業協同組合連合会とその会員たる農業協同組合連合会(信用農業協同組合連合会を除く。)との合併

三 農業協同組合と農業協同組合との合併

四 森林組合と森林組合との合併

五 漁業協同組合と漁業協同組合との合併

2 消費生活協同組合法第十条第二項に規定する共済事業を行う消費生活協同組合又は消費生活協同組合連合会が行う現物出資(政令で定める要件を満たすものに限り。)で平成二十年四月一日から平成二十三年三月三十一日までの間に行われるものが共同事業現物出資(当該現物出資に係る現物出資法人の当該現物出資前に行う事業のうち当該現物出資により被現物出資法人において行われることとなる事業と被現物出資法人(法人を設立する現物出資にあつては、他の現物出資法人)の当該現物出資前に行う事業のうちのいずれかの事業とが相互に関連することその他の政令で定める要件を満たすものをいう。)に該当する場合における法人税法その他の法令の規定の適用については、法人税法第二条第十二号の十四八中「が共同で事業を営むための現物出資として政令で定めるもの」とあるのは、「により行われる租税特別措置法第六十八條の二第二項(農林中央金庫の合併等に係る課税の特例)に規定する共同事業現物出資に該当する現物出資」とする。

第六十八條の二の二 削除

第六十八條の三の二 第一項中「第四項」を「第

第一類第五号 財務金融委員会議録第四号 平成二十年二月二十日

六項」に改め、同項第一号ロ(3)を次のように改める。

(3) その発行者が行つた受益権の募集により受益権が機関投資家(金融商品取引法第二条第九項に規定する金融商品取引業者(同法第二十八條第一項に規定する第一種金融商品取引業者のうち同条第八項に規定する有価証券関連事業に該当するもの又は同条第四項に規定する投資運用業を行う者に限り。))その他の財務省令で定めるものをいう。)のみによつて引き受けられたもの

第六十八條の三の二 第三項を次のように改める。

3 特定目的信託に係る受託法人に対する法人税法第六十九條の規定の適用については、同条第一項中「内国法人が各事業年度」とあるのは、「内国法人(第二条第二十九號の二ホ(定義)に掲げる特定目的信託に係る第四條の七(受託法人等に関するこの法律の適用)に規定する受託法人を除く。以下この条において同じ。)が各事業年度」とする。

第六十八條の三の二 第十一項中「第六項及び第七項を「第八項及び第九項」に、「第五項を「第七項」に改め、同項を同条第十三項とし、同条第十項を同条第十二項とし、同条第九項を同条第十一項とし、同条第八項中「第四項」を「第六項」に改め、同項を同条第十項とし、同条第七項を同条第九項とし、同条第四項から第六項までを二項ずつ繰り下げ、同条第三項の次に次の二項を加える。

4 特定目的信託に係る受託法人が納付した法人税法第六十九條第一項に規定する外国法人税の額は、政令で定めるところにより、当該特定目的信託の利益の分配の額に係る所得税の額を限度として当該所得税の額から控除する。

5 前項の規定の適用を受ける特定目的信託に係る受託法人が第二条第一項第一号の二に規

定する居住者若しくは非居住者、内国法人又は外国法人に対し利益の分配の額の支払をする場合における所得税法第百八十二條第二号に規定する配当等の金額、同法第二百十三條第一項第一号に規定する国内源泉所得の金額又は同条第二項第二号に規定する配当等の金額は、これらの規定にかかわらず、これらの金額に前項の規定により控除する金額を加算した金額とする。

第六十八條の三の三 第一項中「第四項」を「第六項」に改め、同項第一号ロ中「同条第九項に規定する適格機関投資家私募により行われるもの」として政令で定めるものに該当するものを「機関投資家私募(同条第九項に規定する適格機関投資家私募のうち財務省令で定める者のみと相手方として行うものをいう。)により行われるものであつて、投資信託約款(投資信託法第四条第一項に規定する委託者指図型投資信託約款又は投資信託法第四十九條第一項に規定する委託者非指図型投資信託約款をいう。)にその旨の記載が」に改め、同条第三項を次のように改める。

3 特定投資信託に係る受託法人に対する法人税法第六十九條の規定の適用については、同条第一項中「内国法人が各事業年度」とあるのは、「内国法人(租税特別措置法第六十八條の三の三第一項(特定投資信託に係る受託法人の課税の特例)に規定する特定投資信託に係る第四條の七(受託法人等に関するこの法律の適用)に規定する受託法人を除く。以下この条において同じ。)が各事業年度」とする。

第六十八條の三の三 第十一項中「第六項及び第七項を「第八項及び第九項」に、「第五項を「第七項」に改め、同項を同条第十三項とし、同条第十項を同条第十二項とし、同条第九項を同条第十一項とし、同条第八項中「第四項」を「第六項」に改め、同項を同条第十項とし、同条第七項を同条第九項とし、同条第六項を同条第八項とし、同条第五項中「第六十八條の三の三第

五項」を「第六十八條の三の三第七項」に改め、同項を同条第七項とし、同条第四項を同条第六項とし、同条第三項の次に次の二項を加える。

4 特定投資信託に係る受託法人が納付した法人税法第六十九條第一項に規定する外国法人税の額は、政令で定めるところにより、当該特定投資信託の収益の分配の額に係る所得税の額を限度として当該所得税の額から控除する。

5 前項の規定の適用を受ける特定投資信託に係る受託法人が第二条第一項第一号の二に規定する居住者若しくは非居住者、内国法人又は外国法人に対し収益の分配の額の支払をする場合における所得税法第百八十二條第二号に規定する配当等の金額、同法第二百十三條第一項第一号に規定する国内源泉所得の金額又は同条第二項第二号に規定する配当等の金額は、これらの規定にかかわらず、これらの金額に前項の規定により控除する金額を加算した金額とする。

第六十八條の三の四の次に次の一条を加える。

(課税所得の範囲の変更等の場合の特例)
第六十八條の三の五 特定普通法人(一般社団法人若しくは一般財団法人又は医療法人のうち、法人税法第二条第九号に規定する普通法人であるものをいう。以下この条において同じ。)が公益法人等(同法第二条第六号に規定する公益法人等をいう。以下この条において同じ。)に該当することとなる場合には、その該当することとなる日の前日に当該特定普通法人が解散したものとみなして、第五十五條、第五十五條の五から第五十七條まで及び第五十七條の三から第五十七條の九までの規定その他政令で定める規定を適用する。

2 特定普通法人が公益法人等に該当することとなつた場合には、その該当することとなつた日に当該公益法人等が設立されたものとみなして、第四十二條の四第三項、第六項及び

第九項、第四十二條の五第三項、第四十二條の六第三項、第四十二條の七第三項、第四十二條の九第二項、第四十二條の十第三項並びに第四十二條の十一第三項の規定その他政令で定める規定を適用する。

3 特定普通法人が当該特定普通法人を被合併法人とし、公益法人等を合併法人とする適格合併を行った場合の処理その他前二項の規定の適用に關し必要な事項は、政令で定める。

第六十八條の四中「平成二十年三月三十一日」を「平成二十三年三月三十一日」に改める。

第六十八條の六の見出しを「公益法人等の損益計算書等の提出」に改め、同条中「収支計算書」を「損益計算書又は収支計算書」に改め、「(外国法人にあつては、同法第十七條各号に掲げる外国法人の区分に応じ当該各号に定める場所)」を削る。

第六十八條の九第一項中「及び第五項、第六十八條の十三を」第五項及び第七項、第六十八條の十三に、「第六十八條の十五第二項」を「並びに第六十八條の十五第二項」に改め、「並びに第六十八條の十五の二」を削り、「第十一項第四号」を「第十二項第四号」に改め、同条第二項中「第十一項第四号」を「第十二項第四号」に改め、同条第六項中「第十一項第八号」を「第十二項第八号」に改め、同条第九項を次のように改める。

9 連結親法人及び当該連結親法人による連結完全支配関係にある各連結子法人が、各連結事業年度(連結親法人事業年度が平成二十年四月一日から平成二十二年三月三十一日まで)の間に開始するものに限り、その連結親法人の解散(合併による解散を除く。)の日を含む連結事業年度を除く。において、次の各号に掲げる場合に該当する場合には、当該連結事業年度の連結所得に対する調整前連結税額から、当該各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める金額を控除する。ただし、当該各号に定める金額が、当該連結事業年度の連

結所得に対する調整前連結税額の百分の十に相当する金額を超えるときは、その控除を受ける金額は、当該百分の十に相当する金額を限度とする。

一 当該連結事業年度の連結所得の金額の計算上損金の額に算入される当該連結親法人及び当該連結親法人による連結完全支配関係にある各連結子法人の試験研究費の額の合計額が、比較試験研究費の合計額(当該連結親法人及びその各連結子法人の比較試験研究費の額を合計した金額をいう。)を超え、かつ、基準試験研究費の額を超える場合 当該連結事業年度の当該試験研究費の額の合計額から当該比較試験研究費の合計額を控除した残額の百分の五に相当する金額

二 当該連結事業年度の連結所得の金額の計算上損金の額に算入される当該連結親法人及び当該連結親法人による連結完全支配関係にある各連結子法人の試験研究費の額の合計額が当該連結事業年度の平均売上金額の合計額の百分の十に相当する金額を超える場合 当該超える部分の金額に超過税額控除割合(当該連結事業年度の試験研究費割合から百分の十を控除した割合に〇・二を乗じて計算した割合をいう。)を乗じて計算した金額

第六十八條の九第十七項中「第十項の」を「第十一項の」に、「第六十八條の九第十項」を「第六十八條の九第十一項」に改め、同項を同条第十八項とし、同条第十六項中「又は第七項」を「第七項又は第九項」に、「若しくは第七項」を「第七項若しくは第九項」に、「及び第七項」を「第七項及び第九項」に改め、同項を同条第十七項とし、同条第十五項中「第十一項」を「第十二項」に、「第十項」を「第十一項」に改め、同項を同条第十六項とし、同条第十四項を同条第十五項とし、同条第十三項中「又は第六項」を「第六項又は第九項」に改め、同項を同条第十

四項とし、同条第十二項を同条第十三項とし、同条第十一項第二号中「連結親法人又は当該連結事業年度終了の時に於いて当該連結親法人による連結完全支配関係にある各連結子法人ごとに、当該連結事業年度及びその連結親法人事業年度開始の日の三年前の日から当該連結親法人又はその連結子法人の当該連結事業年度開始の日の前日までの期間内に開始した各連結事業年度(当該期間内に開始した当該連結親法人又はその連結子法人の事業年度が連結事業年度に該当しない場合には、当該事業年度の売上金額(棚卸資産の販売による収益の額その他の政令で定める金額をいう。)の平均額として政令で定めるところにより計算した金額をいう。)」を削り、同項第七号中「第四十二條の四第十一項第六号」を「第四十二條の四第十二項第六号」に改め、同項に次の一号を加える。

十二 平均売上金額 連結親法人又は第一項若しくは第九項に規定する連結事業年度終了の時に於いて当該連結親法人による連結完全支配関係にある各連結子法人ごとに、当該連結事業年度及びその連結親法人事業年度開始の日の三年前の日から当該連結親法人又はその連結子法人の当該連結事業年度開始の日の前日までの期間内に開始した各連結事業年度(当該期間内に開始した当該連結親法人又はその連結子法人の事業年度が連結事業年度に該当しない場合には、当該事業年度の売上金額(棚卸資産の販売による収益の額その他の政令で定める金額をいう。)の平均額として政令で定めるところにより計算した金額をいう。)

第六十八條の九第十一項を同条第十二項とし、同条第十項中「第六十八條の十二第五項」を「第六十八條の十二第七項」に改め、同項を同条第十一項とし、同条第九項の次に次の一項を加える。

10 前項各号に定める金額を計算する場合において、当該連結親法人及びその各連結子法人

が当該各号に掲げる場合のいずれにも該当するときは、いずれか一の場合のみに該当するものとして、同項の規定を適用する。

第六十八條の十第一項中「平成二十年三月三十一日」を「平成二十二年三月三十一日」に、「(貸付け)」を「(第一号から第三号までに掲げる減価償却資産を貸付け)」に、「及び第二号」を「第二号」に、「場合を」を「場合及び第四号に掲げる減価償却資産を住宅の用に供した場合」に改め、同項に次の一号を加える。

四 建築物に係るエネルギーの使用の合理化に著しく資する設備で次に掲げるもののうち政令で定めるもの(当該設備が設置された建築物が政令で定める基準を満たすことにつき政令で定めるところにより証明がされた場合の当該設備に限る。)

イ 建築物の熱の損失の防止及び建築物のエネルギーの効率的利用に資する設備
ロ 建築物の室内の温度、エネルギーの使用の状況等に応じた空気調和設備、照明設備その他の建築設備の運転及び管理を行うことによりエネルギーの使用量の削減に資する設備

第六十八條の十第二項中「及び第五項、第六十八條の十三を」第五項及び第七項、第六十八條の十三に、「第六十八條の十五第二項」を「並びに第六十八條の十五第二項」に改め、「並びに第六十八條の十五の二」を削り、同条第五項中「前条第十項」を「前条第十一項」に、「第六十八條の十二第五項」を「第六十八條の十二第七項」に改める。

第六十八條の十一第一項中「平成二十年三月三十一日」を「平成二十二年三月三十一日」に改め、同条第二項中「及び第五項、第六十八條の十三を」第五項及び第七項、第六十八條の十三に、「第六十八條の十五第二項」を「並びに第六十八條の十五第二項」に改め、「並びに第六十八條の十五の二」を削り、同条第五項中「第六十八條の九第十項」を「第六十八條の九第十一

項に、「次条第五項」を「次条第七項」に改める。

第六十八條の十二の見出しを「事業基盤強化設備を取得した場合等の特別償却又は法人税額の特別控除」に改め、同条第一項第六号を削り、同項第七号を同項第六号とし、同項に次の一号を加える。

七 中小企業者と農林漁業者との連携による事業活動の促進に関する法律第五条第三項に規定する認定農工商等連携事業計画に従つて同法第二条第四項に規定する農工商等連携事業を行う同条第一項に規定する中小企業者(同項第八号に掲げる者を除く。)に該当する連結法人(大規模法人子会社を除く。)で同法第十四条に規定する確認を受けたもの(前各号に掲げる連結法人に該当するものを除く。)当該認定農工商等連携事業計画に定める機械及び装置

第六十八條の十二第二項中「及び第五項、第六十八條の九を、第五項及び第七項、第六十八條の九に、第六十八條の十五第二項を並びに第六十八條の十五第二項に改め、並びに第六十八條の十五の二を削り、以下第四項までを以下この条に改め、同条第十三項中「第六項から第十項まで」を「第八項から第十二項まで」に、「第五項」を「第七項」に改め、同項を同条第十五項とし、同条第十二項中「第五項の」を「第七項の」に、「第六十八條の十二第五項」を「第六十八條の十二第七項」に改め、同項を同条第十四項とし、同条第十一項中「又は第三項を、第三項又は第五項に、若しくは第三項を、第三項若しくは第五項に、取得した場合」を「取得した場合等」に、「及び第三項」を「第三項及び第五項」に改め、同項を同条第十三項とし、同条第十項を同条第十二項とし、同条第九項中「第二項」の下に「及び第五項を加え、同項をこれらに改め、同項を同条第十一項とし、同条第六項から第八項までを二項ずつ繰り下げ、同条第五項中「第六十八條の九第

十項」を「第六十八條の九第十一項」に改め、同項を同条第七項とし、同条第四項の次に次の二項を加える。

5 連結法人(その連結親法人が中小連結親法人(第六十八條の九第六項に規定する中小連結親法人をいう。以下この項において同じ。)に該当するものに限り、以下この項において同じ。)に該当するものに限る。)の各連結事業年度(法人税法第十五条の二第一項に規定する連結親法人事業年度が平成二十年四月一日から平成二十一年三月三十一日までの間に開始するもの)に限り、当該中小連結親法人の解散(合併による解散を除く。)の日を含む連結事業年度を除く。において、当該中小連結親法人又は当該中小連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人に当該連結事業年度の連結所得の金額の計算上損金の額に算入される教育訓練費の額(その教育訓練費に充てられるため他の者(当該中小連結親法人又はその連結子法人との間に連結完全支配関係がある他の連結親法人を含む。)から支払を受ける金額がある場合には、当該金額を控除した金額。以下この項において同じ。)がある場合において、当該中小連結親法人及びその各連結子法人の当該連結事業年度の連結所得の金額の計算上損金の額に算入される労務費の額の合計額のうちに当該中小連結親法人及びその各連結子法人の当該連結事業年度の連結所得の金額の計算上損金の額に算入される教育訓練費の額の合計額の占める割合(以下この項において「教育訓練費割合」という。)が百分の〇・一五以上であるときは、当該連結事業年度の連結所得に對する調整前連結税額から、当該中小連結親法人及びその各連結子法人の当該教育訓練費の額の合計額の百分の十二(当該教育訓練費割合が百分の〇・二五未満であるときは、当該教育訓練費割合から百分の〇・一五を控除した割合に四十を乗じて計算した割合に百分の八を加算した割合(当該割合に小数点以下三位未満の端数があるときは、こ

れを切り捨てた割合)とする。)に相当する金額を控除する。この場合において、その控除を受ける金額が、当該連結事業年度の連結所得に對する調整前連結税額の百分の二十に相当する金額(当該連結事業年度においてその事業の用に供した事業基盤強化設備につき第二項の規定により当該連結事業年度の連結所得に對する調整前連結税額から控除される金額又は当該連結事業年度において有する第三項に規定する繰越税額控除限度超過額につき同項の規定により当該連結事業年度の連結所得に對する調整前連結税額から控除される金額がある場合には、これらの金額を控除した金額)を超えるときは、当該控除を受ける金額は、当該百分の二十に相当する金額を限度とする。

6 前項において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一 教育訓練費 連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人がその使用人(当該連結親法人又はその連結子法人の役員、法人税法第二条第十五号に規定する役員をいう。以下この号において同じ。)と政令で定める特殊の関係のある者及び当該連結親法人又はその連結子法人の使用人としての職務を有する役員を除く。次号において同じ。)の職務に必要な技術又は知識を習得させ、又は向上させるために支出する費用で政令で定めるものをいう。

二 労務費 所得税法第二十八条第一項に規定する給与等(使用人に対して支給するものに限り。)、法定福利費(法令の規定により事業主が負担することとされている福利厚生費として政令で定めるものをいう。)及び前号に掲げる教育訓練費をいう。

第六十八條の十三第一項中「及び第五項、次条第二項」を、「第五項及び第七項、次条第二項に、第六十八條の十五第二項」を並びに

第六十八條の十五第二項に改め、「並びに第六十八條の十五の二を削り、同条第四項中「第六十八條の九第十項」を「第六十八條の九第十一項」に、「前条第五項」を「前条第七項」に改める。

第六十八條の十四第二項中「及び第五項、前条、次条第二項を、第五項及び第七項、前条並びに次条第二項」に改め、「並びに第六十八條の十五の二を削り、同条第五項中「第六十八條の九第十項」を「第六十八條の九第十一項」に、「第六十八條の十二第五項」を「第六十八條の十二第七項」に改める。

第六十八條の十五第一項中「平成二十年三月三十一日」を「平成二十二年三月三十一日」に改め、「取得価額の合計額の下に(以下この条において「適用対象投資額」という。)を加え、基準取得価額(取得価額)を「取得価額(大規模連結法人として政令で定める連結法人の当該供用年度の指定期間内における適用対象投資額が二百億円を超える場合には、二百億円に当該情報基盤強化設備等の取得価額が当該適用対象投資額のうちに占める割合を乗じて計算した金額)」に、「金額をいう。次項において同じ。」を「金額(次項において「基準取得価額」という。))に改め、同条第二項中「及び第五項、第六十八條の十三、前条第二項」を、「第五項及び第七項、第六十八條の十三並びに前条第二項」に改め、「並びに次条」を削り、同条第五項中「第六十八條の九第十項」を「第六十八條の九第十一項」に、「第六十八條の十二第五項」を「第六十八條の十二第七項」に改め、同条第六項後段中「同項に規定する情報基盤強化設備等の取得価額の合計額」を「適用対象投資額」に改める。

第六十八條の十五の二を削る。

第六十八條の十六第一項の表の第一号中「当該機械その他の減価償却資産のうち政令で定める構築物については、百分の十」を削る。

第六十八條の十九第一項の表の第二号中「平成二十年三月三十一日」を平成二十二年三月三十一日に改める。

第六十八條の二十第一項中「工場用の」を「政令で定める」に、「第十九條に規定する指定集積業種」を「第十九條各号に掲げる業種」に改める。

第六十八條の二十三第一項中「平成二十年三月三十一日（同表の第三号の上欄に掲げるものについては、平成二十二年三月三十一日）」を「平成二十二年三月三十一日」に、「場合を除く」を「場合を除き、同表の第一号又は第二号の中欄に掲げる減価償却資産にあつては、過疎地域自立促進特別措置法第二條第一項に規定する過疎地域その他の政令で定める地域又は区域内において事業の用に供した場合に限る」に改める。

四 削除

第六十八條の三十三を削り、第六十八條の三十二を第六十八條の三十三とし、第六十八條の三十一の次に次の一条を加える。

（支援事業所取引金額が増加した場合の三年以内取得資産の割増償却）

第六十八條の三十二 連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人が、平成二十年四月一日から平成二十五年三月三十一日までの間に開始する各連結事業年度において、障害者就労支援事業所（障害者自立支援法第五條第十四項に規定する就労移行支援を行う事業所、同條第十五項に規定する就労継続支援を行う事業所その他の政令で定める事業所又は施設をいう。）に対して、資産を譲り受け、又は役務の提供を受けた対価として支払った金額（以下この項において「支援事業所取引金額」という。）がある場合において、当該連結親法人又はその連結子法人の当該連結事業年度における支援事業所取引金額の合計額が当該連結親法人又はその連結子法人の前連結事業年度（当該連結事業

第六十八條の二十六の見出しを「（資源再生化設備等の特別償却）」に改め、同條第一項中「平成二十年三月三十一日」を「平成二十二年三月三十一日」に、「再商品化設備等」を「資源再生化設備等」に、「当該各号に定める割合を乗じて計算した金額」を「の百分の十四に相当する金額」に改める。

第六十八條の三十一第二項中「平成二十年三月三十一日」を「平成二十二年三月三十一日」に、「第二号から第五号まで」を「第二号、第三号及び第五号」に改め、同表の表の第一号中「及びエスカレーター」を削り、同表の第三号中「（次号において「乗降補助装置」という。）」を削り、同表の第四号を次のように改める。

年度開始の日の前日を含む事業年度が連結事業年度に該当しない場合には、当該連結親法人又はその連結子法人のその前日を含む事業年度。以下この項において「前連結事業年度」という。）における支援事業所取引金額の合計額を超えるときは、当該連結事業年度終了の日において当該連結親法人又はその連結子法人の有する減価償却資産で事業の用に供されているもののうち当該連結事業年度又は当該連結事業年度開始の前日二年以内に開始した各連結事業年度（当該連結親法人又はその連結子法人の同日前二年以内に開始した事業年度が連結事業年度に該当しない場合には、当該事業年度）において取得し、又は製作し、若しくは建設したもの（所有権移転外リース取引により取得したものを除く。以下この項において「三年以内取得資産」という。）に係る当該連結事業年度の償却限度額は、法人税法第八十一條の三第一項の規定により同項に規定する個別損金額を計算する場合における同法第三十一條第一項又は第二項の規定

（第六十八條の四十の規定の適用を受ける場合には、同條の規定を含む）にかかわらず、当該三年以内取得資産の普通償却限度額第六十八條の四十の規定の適用を受ける場合には、同條第一項又は第四項に規定する政令で定める金額」と特別償却限度額（当該普通償却限度額の百分の三十に相当する金額をいう。）との合計額（第六十八條の四十の規定の適用を受ける場合には、同條第一項に規定する特別償却不足額又は同條第四項に規定する合併等特別償却不足額に相当する金額を加算した金額）とする。この場合において、当該連結事業年度終了の日において当該連結親法人又はその連結子法人の有する当該三年以内取得資産に係る当該特別償却限度額の合計額が、当該連結事業年度の支援事業所取引増加額（当該連結親法人又はその連結子法人の当該連結事業年度における支援事業所取引金額の合計額から当該連結親法人又はその連結子法人の当該前連結事業年度等における支援事業所取引金額の合計額を控除した金額をいう。）を超えるときは、当該特別償却限度額の合計額は、当該支援事業所取引増加額を限度とする。

2 第六十八條の十六第二項の規定は、前項の規定を適用する場合について準用する。
3 前項に定めるもののほか、第一項の規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。
第六十八條の三十四第一項中「平成二十年三月三十一日」を「平成二十二年三月三十一日」に改める。

第六十八條の四十第一項中「第六十八條の二十九から第六十八條の三十二まで若しくは第六十八條の三十四から第六十八條の三十六まで」を若しくは第六十八條の二十九から第六十八條の三十六まで」に改める。

第六十八條の四十二第二項中「第六十八條の十四、第六十八條の十五、第六十八條の十六から第六十八條の二十一まで」を第六十八條の十四から第六十八條の二十一まで」に、

「第六十八條の二十九から第六十八條の三十二まで又は第六十八條の三十四から第六十八條の三十六まで」を「又は第六十八條の二十九から第六十八條の三十六まで」に改める。
第六十八條の四十三第一項、第六十八條の四十四第一項及び第六十八條の四十六第一項中「平成二十年三月三十一日」を「平成二十二年三月三十一日」に改める。

第六十八條の五十五第一項第四号中「第五十條の五」を「第五十條の七」に改める。

第六十八條の六十五第四項中「及び第六十八條の三十一第一項」を「第六十八條の三十一第一項及び第六十八條の三十二」に改める。

第六十八條の六十六第一項中「平成二十年三月三十一日」を「平成二十二年三月三十一日」に改める。

第六十八條の六十七第一項中「平成二十年三月三十一日」を「平成二十二年三月三十一日」に、「第六十八條の九第十項」を「第六十八條の九第十一項」に、「第六十八條の十二第五項」を「第六十八條の十二第七項」に改め、同條第五項第二号を次のように改める。

二 第六十八條の九から第六十八條の十五までの規定の適用については、第六十八條の九第一項、第六十八條の十第二項、第六十八條の十一第二項、第六十八條の十二第二項及び第六十八條の十三第一項中「並びに第六十八條の十五第二項、第三項及び第五項」とあるのは、「第六十八條の十五第二項、第三項及び第五項並びに第六十八條の六十七第七項」と、第六十八條の十四第二項中「並びに次条第二項、第三項及び第五項」とあるのは、「次条第二項、第三項及び第五項並びに第六十八條の六十七第七項」と、第六十八條の十五第二項中「並びに前条第二項、第三項及び第五項」とあるのは、「前条第二項、第三項及び第五項並びに第六十八條の六十七第七項」とする。

第六十八條の六十八第一項及び第八項中「第六十八條の九第十項」を「第六十八條の九第十一

項に、「第六十八條の十二第五項を「第六十八條の十二第七項」に改め、同条第十一項第二号を次のように改める。

二 第六十八條の九から第六十八條の十五までの規定の適用については、第六十八條の九第一項、第六十八條の十第二項、第六十八條の十一第二項、第六十八條の十二第二項及び第六十八條の十三第一項中「並びに第六十八條の十五第二項、第三項及び第五項並びに第六十八條の六十八」と、第六十八條の十四第二項中「並びに次条第二項、第三項及び第五項」とあるのは、「次条第二項、第三項及び第五項並びに第六十八條の六十八」と、第六十八條の十五第二項中「並びに前条第二項、第三項及び第五項」とあるのは、「前条第二項、第三項及び第五項並びに第六十八條の六十八」とする。

第六十八條の六十九第一項中「第六十八條の九第十項を「第六十八條の九第十一項」に、「第六十八條の十二第五項を「第六十八條の十二第七項」に改める。

第六十八條の七十第五項及び第六十八條の七十八第七項中「及び第六十八條の三十一第一項」を、「第六十八條の三十一第一項及び第六十八條の三十二」に改める。

第六十八條の八十四第一項第二号中「規定する民間都市開発推進機構」の下に「(政令で定めるものに限る。)」を加える。

第六十八條の九十四の見出しを「(鉱工業技術研究組合の所得計算の特例)」に改め、同条第一項中「第六十六條の十第一項各号に掲げるもの」を「である鉱工業技術研究組合に」、「同項第二号に掲げるものについては、平成二十年六月三十日までに当該各号に定める資産で同項」

を「までに鉱工業技術研究組合法第十三條第一項の規定により同法第三條第一項第一号に規定する試験研究の用に直接供する固定資産で第六十六條の十第一項」に改める。

第六十八條の九十六の二の見出しを「(特定地域雇用会社に対する寄附金の損算入の特例)」に改め、同条第一項中「特定地域雇用会社等」を「特定地域雇用会社」に改め、同条第二項を削り、同条第三項中「前二項」を「前項」に、「特定地域雇用会社」を「(前項に規定する寄附金に該当するものを除く。及び特定地域雇用会社)」に改め、「及び特定地域雇用等促進法人(同条第二項に規定する特定地域雇用等促進法人をいう。に対する同条第二項に規定する寄附金(前項に規定する寄附金に該当するものを除く。))を削り、同項を同条第二項とし、同条第四項中「前三項」を「前二項」に改め、同項を同条第三項とする。

第六十八條の九十七を次のように改める。

第六十八條の九十七 削除

第六十八條の九十八第一項中「平成二十年三月三十一日」を「平成二十二年三月三十一日」に改める。

第六十八條の百一第一項中「平成二十一年三月三十一日」を「平成二十四年三月三十一日」に改め、「(百万円未満)」の下に「(その売却した肉用牛が財務省令で定める乳牛に該当する場合に、五十万円未満)」を、「(利益の額の下に(当該売却をした日を含む連結事業年度において免

税対象飼育牛に該当する肉用牛の頭数の合計が二千頭を超える場合には、二千頭を超える部分の売却による利益の額を除く。))」を加え、同条第五項中「前三項」を「第二項から前項まで」に改め、同項を同条第七項とし、同条第四項を同条第六項とし、同条第三項の次に次の二項を加える。

4 連結事業年度が一年に満たない第一項の連結親法人又はその連結子法人に対する同項の

規定の適用については、同項中「が二千頭とあるのは「が二千頭に当該連結事業年度の月数乗じてこれを十二で除して計算した頭数」と、「二千頭」とあるのは、「当該計算した頭数」とする。

5 前項の月数は、暦に従つて計算し、一月に満たない端数を生じたときは、これを一月とする。

第六十八條の百二第十三項中「及び第六十八條の三十一第一項」を、「第六十八條の三十二」に改める。

第六十八條の百二の二第二項中「平成二十年三月三十一日」を「平成二十二年三月三十一日」に改める。

第六十八條の百九 削除

第六十八條の百十第二項中「第六十八條の三の二第九項」を「第六十八條の三の二第十一項」に改める。

第六十八條の百十一第一項中「第六十八條の三の三第五項を「第六十八條の三の三第七項」に改め、同条第二項中「第六十八條の三の三第九項」を「第六十八條の三の三第十一項」に改める。

第七十條第一項中「民法第三十四條の規定により設立された法人」を「公益社団法人若しくは公益財団法人」に、「営む」を「行う」に、「これらの者と相続税法」を「これらの者と同法」に改め、同条第十一項及び第十二項を削る。

第七十條の三第一項及び第七十條の三の二第二項中「平成十九年十二月三十一日」を「平成二十一年十二月三十一日」に改める。

第七十條の三の三第五項及び第七十條の三の四第三項中「の前日」を削る。

第七十一條の六第一項中「規定する民間都市開発推進機構」の下に「(公益社団法人又は公益財団法人であるものに限る。)」を加える。

第七十一條の十七第一項中「漁業協同組合合併促進法」の下に「(昭和四十二年法律第七十八

号)」を加える。

第七十二條第一項中「平成二十年三月三十一日」を「平成二十三年三月三十一日」に改め、同項各号を次のように改める。

一 売買による所有権の移転の登記 次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める割合

イ 当該登記を平成二十一年三月三十一日までに受ける場合 千分の十

ロ 当該登記を平成二十一年四月一日から平成二十二年三月三十一日までの間に受ける場合 千分の十三

ハ 当該登記を平成二十二年四月一日から平成二十三年三月三十一日までの間に受ける場合 千分の十五

二 所有権の信託の登記 次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める割合

イ 当該登記を平成二十一年三月三十一日までに受ける場合 千分の二

ロ 当該登記を平成二十一年四月一日から平成二十二年三月三十一日までの間に受ける場合 千分の二・五

ハ 当該登記を平成二十二年四月一日から平成二十三年三月三十一日までの間に受ける場合 千分の三

第七十二條第二項各号を次のように改める。

一 売買による所有権の移転の登記 次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める割合

イ 当該登記を平成二十一年三月三十一日までに受ける場合 千分の五

ロ 当該登記を平成二十一年四月一日から平成二十二年三月三十一日までの間に受ける場合 千分の六・五

ハ 当該登記を平成二十二年四月一日から平成二十三年三月三十一日までの間に受ける場合 千分の七・五

二 所有権の信託の登記 次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める割合

イ 当該登記を平成二十一年三月三十一日までを受ける場合 千分の一
ロ 当該登記を平成二十一年四月一日から平成二十二年三月三十一日までの間に受ける場合 千分の一・二五
ハ 当該登記を平成二十二年四月一日から平成二十三年三月三十一日までの間に受ける場合 千分の一・五
第七十二条第三項中「千分の二」を「次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める割合」に改め、同項に次の各号を加える。
一 当該登記を平成二十一年三月三十一日までを受ける場合 千分の二
二 当該登記を平成二十一年四月一日から平成二十二年三月三十一日までの間に受ける場合 千分の二・六
三 当該登記を平成二十二年四月一日から平成二十三年三月三十一日までの間に受ける場合 千分の三
第七十五条中「平成二十年三月三十一日」を「平成二十二年三月三十一日」に改める。
第七十六条第一項中「平成二十年三月三十一日」を「平成二十二年三月三十一日」に、「千分の八」を「千分の十（平成二十一年三月三十一日までに買入れをした当該農用地の所有権の移転の登記にあつては、千分の八）」に改める。
第七十八条の二の見出し中「場合等」を「場合」に改め、同条第一項中「平成二十年三月三十一日」を「平成二十二年三月三十一日」に、「第九十一条の三第一項」を「第九十一条の二第一項」に改め、同項第一号中「千分の四」を「千分の五」に改め、同項第二号中「千分の二」を「千分の三」に改め、同項第四号中「千分の四」を「千分の五」に改め、同条第二項を次のように改める。
2 前項の場合において、平成二十一年三月三十一日までには船船の権利の移転の登記に係る不動産又は船舶の権利の移転の登記については、同項第一号中「千分の五」とあるのは「千分の四」と、同項第二号中「千分の三」とある

のは千分の二」と、同項第四号中「千分の五」とあるのは「千分の四」とする。
第七十八条の三第二項第三号中「第四条第一号」を「第四条第一項第一号」に改める。
第八十条第一項中「平成二十年三月三十一日」を「平成二十二年三月三十一日」に改め、同項第一号から第三号までの規定中「千分の二・五」を「千分の三・五」に改め、同項第四号イ中「千分の十四」を「千分の十六」に改め、同項第五号イ中「千分の一・五」を「千分の二」に改め、同条第三項を削る。
第八十条の二を削る。
第八十条の三第一項中「平成二十年三月三十一日」を「平成二十二年三月三十一日」に、「基準（以下この条を「基準（次項）」に改め、同項ただし書を削り、同条第二項及び第三項を削り、同条第四項中「平成二十年三月三十一日」を「平成二十二年三月三十一日」に、「千分の二・五」を「千分の三（平成二十一年三月三十一日までに当該合併により取得した不動産の所有権の移転の登記にあつては、千分の二・五）」に改め、同項を同条第二項とし、同条を第八十条の二とする。
第八十条の四を削る。
第八十一条第九項及び第十項を削り、同条第十一項中「（除く。）」の下に「又は第八十条第一項（第一号から第四号までを除く。）」を加え、「同項第五号」を「第七十九条第一項第五号」に改め、「千分の二十三」の下に「と、第八十条第一項第五号中「合併」とあるのは「分割」と、同号口中「千分の三」とあるのは「千分の十二」を加え、同項を同条第九項とする。
第八十二条及び第八十二条の二第二項中「平成二十年三月三十一日」を「平成二十二年三月三十一日」に改める。
第八十三条の三第一項中「特定目的会社による特定資産の流動化に関する法律等の一部を改正する法律」の下に「（平成二十二年法律第九十七号）」を加え、「平成二十年三月三十一日」を「平

成二十二年三月三十一日」に改め、「規定する資産流動化計画の下に（以下この項において「資産流動化計画」という。）」を加え、「千分の八」を「千分の九（平成二十一年三月三十一日までに資産流動化計画に基づき取得した不動産の所有権の移転の登記にあつては、千分の八）」に改め、同条第二項中「平成二十年三月三十一日」を「平成二十二年三月三十一日」に、「千分の八」を「千分の九（平成二十一年三月三十一日までに投資信託約款に従い取得した不動産の所有権の移転の登記にあつては、千分の八）」に改め、同条第三項中「平成二十年三月三十一日」を「平成二十

二年三月三十一日」に、「千分の八」を「千分の九（平成二十一年三月三十一日までに規約に従い取得した不動産の所有権の移転の登記にあつては、千分の八）」に改める。
第八十四条の見出しを「（独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構から交換により建物を取得した場合の登記の免税）」に改める。
第八十四条の三第一項の表独立行政法人日本原子力研究開発機構の項を削る。
第八十七条の表以外の部分中「平成二十年三月三十一日」を「平成二十五年三月三十一日」に改め、同条の表を次のように改める。

酒 類	期	間	割 合
清酒、連続式蒸留し、単式蒸留し、ようちゆう又は果実酒	平成二十年四月一日から平成二十三年三月三十一日まで	百分の七十五	
	平成二十三年四月一日から平成二十五年三月三十一日まで	百分の八十	
合成清酒又は発泡酒	平成二十年四月一日から平成二十二年三月三十一日まで	百分の七十五	
	平成二十二年四月一日から平成二十三年三月三十一日まで	百分の八十	
	平成二十三年四月一日から平成二十四年三月三十一日まで	百分の八十五	
	平成二十四年四月一日から平成二十五年三月三十一日まで	百分の九十	

第八十七条の五第一項中「平成二十年三月三十一日」を「平成二十一年三月三十一日」に改める。
第八十七条の六第一項中「平成十五年四月一日から平成二十年三月三十一日まで」を「平成十七年四月一日から平成二十二年三月三十一日まで」に改め、同条第二項中「平成十五年三月三十一日」を「平成十七年三月三十一日」に、「平成十五年四月一日から平成二十年三月三十一日まで」を「平成十七年四月一日から平成二十二年三月三十一日まで」に改める。
第六第二章第二節第八十七条の七の次に次の一条を加える。
（みなし製造の規定の適用除外の特例）
第八十七条の八、酒税法第四十三条第一項から第九項までの規定は、政令で定めるところにより、酒場、料理店その他酒類を専ら自己の営業場において飲用に供することを業とする者がその営業場において飲用に供するため当該営業場において蒸留酒類（同法第三条第五号に規定する蒸留酒類をいう。次項において同じ。）と他の物品（酒類を除く。）との混和を

第六第二章第二節第八十七条の七の次に次の一条を加える。
（みなし製造の規定の適用除外の特例）
第八十七条の八、酒税法第四十三条第一項から第九項までの規定は、政令で定めるところにより、酒場、料理店その他酒類を専ら自己の営業場において飲用に供することを業とする者がその営業場において飲用に供するため当該営業場において蒸留酒類（同法第三条第五号に規定する蒸留酒類をいう。次項において同じ。）と他の物品（酒類を除く。）との混和を

する場合(同法第七条第一項の規定による酒類の製造免許を受けた者が当該製造免許を受けた製造場において当該混和をする場合又は同法第四十三条第十項の規定に該当する場合を除く。)については、適用しない。

2 前項の規定の適用を受ける混和は、一年間(四月一日から翌年三月三十一日までの間をいう。)において当該混和をする蒸留酒類の数量が営業場ごとに一キロリットルを超えない範囲内で行うものに限るものとする。

3 第一項の規定の適用を受けた混和後の酒類は、当該混和をした営業場において飲用に供する場合を除き、譲り渡してはならない。

4 酒税法第四十六条、第四十七条第一項、第四十八条(第一号を除く。)、第五十三条第一項(第五号及び第六号に係る部分に限る。)、第七項及び第八項、第五十九条第一項(第三号及び第五号中同法第五十三条第一項に係る部分に限る。)、第六十条(第二号中同法第四十七条第一項に係る部分に限る。)並びに第六十二条第一項の規定は、第一項の規定の適用を受ける者について準用する。この場合において、同法第四十六条中「酒類製造者、酒母若しくはもろみの製造者、酒類の販売業者又は特例輸入者」とあるのは「租税特別措置法(昭和三十一年法律第二十六号)第八十七条の八第一項の規定の適用を受ける者」と、「製造、貯蔵、販売(販売の代理又は媒介を含む。以下同じ。))又は保税地域からの引取り」とあるのは「同項の規定の適用を受ける混和」と、同法第四十七条第一項中「酒類製造者又は酒母若しくはもろみの製造者」とあるのは「租税特別措置法第八十七条の八第一項の規定の適用を受ける者」と、「製造場の位置、製造及び貯蔵の設備、製造の開始、休止及び終了並びに製造方法」とあるのは「同項の規定の適用を受ける混和の開始、休止及び終了並びに当該混和の方法」と、「その製造場」とあるのは「当該混和をする営業場」と、同法第五十

三条第一項中「酒類製造者、酒母若しくはもろみの製造者、酒類の販売業者又は特例輸入者」とあるのは「租税特別措置法第八十七条の八第一項の規定の適用を受ける者」と、同項第五号中「酒類、酒母若しくはもろみの製造、貯蔵若しくは販売又は酒類の保税地域からの引取り」とあるのは「租税特別措置法第八十七条の八第一項の規定の適用を受ける混和」と、同項第六号中「酒類、酒母又はもろみの製造、貯蔵又は販売上」とあるのは「租税特別措置法第八十七条の八第一項の規定の適用を受ける混和に」と読み替えるものとする。

5 第三項の規定に違反した者は、一年以下の懲役又は二十万円以下の罰金に処する。

6 前項の罪を犯した者には、情状により、懲役及び罰金を併科することができる。

7 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務又は財産に関して第五項の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対して同項の罰金刑を科する。

第八十八条の二第一項中「平成二十年三月三十一日」を平成二十一年三月三十一日に改める。

第八十八条の六の次に次の一条を加える。

(バイオエタノール等揮発油に係る課税標準の特例)

第八十八条の七 揮発油等の品質の確保等に関する法律(昭和五十一年法律第八十八号)第十二条の五第一項第三号に規定する揮発油特定加工業者又は同法第十七条の三第一項に規定する揮発油生産業者が、次のいずれかに掲げる物品(当該物品であることにつき、第五項又は第六項の規定により経済産業大臣が証明したものに限る。以下この項及び第九項において「証明済バイオエタノール等」という。)と揮発油(次に掲げる物品のうち証明済バイオエタノール等以外のもの又は次に掲げる物品以外のアルコール含有物若しくはエチル

ターシャリーブチルエーテルを混和して製造した揮発油を除く。)とを混和して製造した揮発油であつて同法第十三条に規定する揮発油規格に適合するもの(以下この条において「バイオエタノール等揮発油」という。)を、平成二十五年三月三十一日までに、その製造場(揮発油税法第十四条第六項の規定により揮発油の製造場とみなされる場所その他政令で定める場所を除く。)から移出する場合における当該バイオエタノール等揮発油に係る揮発油税法第八条第一項の規定の適用については、当該バイオエタノール等揮発油の数量から当該バイオエタノール等揮発油に混和された第一号に掲げる物品に含まれるエタノール及び当該バイオエタノール等揮発油に混和された第二号に掲げる物品の原料となつたエタノールの数量に相当する数量を控除した数量を当該製造場から移出した揮発油の数量とみなして、同項の規定を適用する。

一 バイオエタノール(アルコール(テルコール事業法(平成十二年法律第三十六号)第二条第一項に規定するアルコールをいう。))のうち、動植物に由来する有機物(原油、石油ガス、可燃性天然ガス及び石炭並びにこれらから製造されるものを除く。)から製造されたものをいう。次号、第五項、第六項及び第九項において同じ。)

二 エチルターシャリーブチルエーテル(バイオエタノール以外のアルコール含有物を原料の一部としたものを除く。第五項及び第六項において同じ。)

2 前項の規定は、同項の移出をした揮発油の製造者(次項前段の届出をした者に限る。)が、当該移出をした日の属する月分の揮発油税法第十条第一項の規定による申告書(地方道路税法第七条第一項の規定によるものを含む。揮発油税法第十条第一項に規定する期限内に提出するものに限る。第八十九条の二第二項、第八十九条の三第二項及び第九十条第

二項において同じ。)に当該揮発油の移出に関する明細書を添付する場合に限り、適用する。

3 第一項の規定の適用を受けようとする者は、政令で定めるところにより、同項の規定の適用を受けようとする製造場ごとに、製造場の所在地その他の政令で定める事項を当該製造場の所在地の所轄税務署長に届け出なければならぬ。同項の規定の適用を受けることをやめようとする場合も、また同様とする。

4 前項後段の規定による届出があつた場合において、同項前段の規定による届出は、同項後段の届出があつた日の属する月の翌月末日までは、なおその効力を有する。

5 第一項の規定の適用を受けようとする者は、政令で定めるところにより、バイオエタノール等揮発油の製造に係るバイオエタノール又はエチルターシャリーブチルエーテルの混和を行おうとするときまでに、当該バイオエタノール又は当該エチルターシャリーブチルエーテルが同項第一号又は第二号に掲げる物品に該当するものであることにつき、経済産業大臣の証明を受けなければならない。ただし、当該混和に用いるバイオエタノール又はエチルターシャリーブチルエーテルが次項の規定により経済産業大臣が証明したものである場合は、この限りでない。

6 バイオエタノールをバイオエタノール等揮発油の製造者に譲渡する者又はエチルターシャリーブチルエーテルの製造者若しくは輸入者は、政令で定めるところにより、当該バイオエタノール又は当該エチルターシャリーブチルエーテルが第一号又は第二号に掲げる物品に該当するものであることにつき、経済産業大臣の証明を受けることができる。

7 税務署長は、揮発油税又は地方道路税の取締り上必要があると認めるときは、バイオエ

タノール等揮発油の製造者に対し、その製造し、若しくは移出したバイオエタノール等揮発油の数量又は所持するバイオエタノール等揮発油の数量その他政令で定める事項について、報告を求めることができる。

8 第一項の規定の適用がある場合における揮発油税法の規定の適用については、同法第八條第二項中「揮発油の数量」とあるのは「揮発油の数量（租税特別措置法（昭和三十三年法律第二十六号）第八十八條の七第一項の製造場において同項に規定するバイオエタノール等揮発油が消費される場合（第五條第一項本文の規定の適用がある場合に限る。）には、同法第八十八條の七第一項の製造場から移出した揮発油の数量とみなされる数量）」と、同法第十條第一項第四号中「第八條第一項」とあるのは「租税特別措置法第八十八條の七第一項のエタノールの数量に相当する数量及び第八條第一項」とする。

9 揮発油税法第二十四條、第二十五條第二号、第二十六條第一項第二号及び第四号並びに第三項を除く。、第二十九條第三号及び第四号（同法第二十六條第一項第二号に係る部分を除く。）並びに第三十一條第一項並びに地方道路税法第十四條の二（第一項第二号及び第四号並びに第三項を除く。）、第十五條の二（同法第十四條の二第一項第二号に係る部分を除く。）及び第十七條第一項の規定はバイオエタノールをバイオエタノール等揮発油の製造者に譲渡する者又は証明済バイオエタノール等（第一項第二号に掲げる物品に係るものに限る。）の製造者、輸入者若しくは販売業者について、揮発油税法第二十六條第一項第三号、第二十九條第四号（同法第二十六條第一項第三号に係る部分に限る。）及び第三十一條第一項第三号、第十五條の二（同法第十四條の二第一項第三号に係る部分に限る。）及び第十七條第一項の規定はバイオエタノール等揮

発油の製造者について、それぞれ準用する。

この場合において、揮発油税法第二十四條中「揮発油の製造者若しくは販売業者、特例輸入者又は第十六條の三第一項若しくは第十六條の四第一項に規定する揮発油をこれらの規定に規定する場所に移入した者」とあるのは「バイオエタノールをバイオエタノール等揮発油の製造者に譲渡する者又は証明済バイオエタノール等（租税特別措置法第八十八條の七第一項第二号に掲げる物品に係るものに限る。）の製造者、輸入者若しくは販売業者」と、「揮発油の製造」とあるのは「同項各号に掲げる物品の製造」と、同法第二十六條第一項第一号中「揮発油」とあるのは「租税特別措置法第八十八條の七第一項各号に掲げる物品」と、同項第三号中「第一号に規定する者」とあるのは「バイオエタノール等揮発油の製造者又は第一号に規定する者」と、「揮発油又は前号に規定する揮発油」とあるのは「租税特別措置法第八十八條の七第一項各号に掲げる物品」と、同条第二項中「揮発油の」とあるのは「租税特別措置法第八十八條の七第一項各号に掲げる物品の」と、地方道路税法第十四條の二（第一項第一号中「揮発油の製造者若しくは販売業者、揮発油税法第十三條第三項に規定する特例輸入者又は同法第十六條の三第一項若しくは第十六條の四第一項に規定する揮発油をこれらの規定に規定する場所に移入した者」とあるのは「同項各号に掲げる物品」と、同項第三号中「第一号に規定する者」とあるのは「バイオエタノール等揮発油の製造者又は第一号に規定する者」と、「揮発油又は前号に規定する揮発油」とあるのは「租税特別措置法第八十八條の

七第一項各号に掲げる物品」と、同条第二項中「揮発油の製造者若しくは販売業者、揮発油税法第十三條第三項に規定する特例輸入者又は同法第十六條の三第一項若しくは第十六條の四第一項に規定する揮発油をこれらの規定に規定する場所に移入した者」とあるのは「バイオエタノールをバイオエタノール等揮発油の製造者に譲渡する者又は証明済バイオエタノール等（租税特別措置法第八十八條の七第一項第二号に掲げる物品に係るものに限る。）の製造者、輸入者若しくは販売業者」と、「揮発油の製造又は」とあるのは「同項各号に掲げる物品の製造又は」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

10 前各項に定めるもののほか、これらの規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

第八十九條第二項中「平成二十年三月三十一日」を「平成三十年三月三十一日」に改める。

第八十九條の二第二項中「（地方道路税法第七條第一項の規定によるものを含む、揮発油税法第十條第一項に規定する期限内に提出するものに限る。以下次条第二項及び第九十條第二項において同じ。）」を削る。

第八十九條の三第一項中「次に掲げる用途を「ゴム」の溶剤用その他製造に直接供する用途で政令で定めるもの」に、「平成二十年三月三十一日」を「平成三十年三月三十一日」に改め、同項各号を削り、同条第二項中「前項各号に掲げる揮発油を」を「前項に規定する用途に供される揮発油に」、「当該各号に掲げる用途を」を「同項に規定する用途に」、「添付しない」を「添付しない」に改める。

第八十九條の四第一項中「前条第一項各号に掲げる用途を」を「前条第一項に規定する用途」に、「平成二十年三月三十一日」を「平成三十年三月三十一日」に改め、同条第二項及び第三項中「前条第一項各号の用途を」を「前条第一項に規定する用途」に改める。

第九十條の四第一項、第九十條の五第一項及び第九十條の六第一項中「平成二十年三月三十一日」を「平成二十二年三月三十一日」に改める。

第九十條の十一第一項中「平成二十年四月三十日」を「平成三十年四月三十日」に改める。

第九十條の十二第一項中「使用済自動車の再資源化等に関する法律」の下に「（平成十四年法律第八十七号）」を加える。

第九十一條の二中「民法第三十四條の規定に基づき設立された法人を（公益社団法人若しくは公益財団法人）に改める。

附則

（施行期日）
第一条 この法律は、平成二十年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第八條中租税特別措置法第六十六條の十（見出しを含む。）の改正規定及び同法第六十八條の九十四（見出しを含む。）の改正規定並びに附則第六十二條及び第八十二條の規定
平成二十年七月一日

二 第八條中租税特別措置法第四十一條の七の見出しの改正規定、同条第二項の改正規定（附則第四條第二項）を「附則第四條第三項」に改める部分に限る。及び同法第四十一條の十二第九項の改正規定並びに附則第五十二條第三項の規定
平成二十年十月一日

三 次に掲げる規定
平成二十一年一月一日

イ 第一条中所得税法第六十五條第一項の改正規定、同法第六十六條の改正規定、同法第二百二十四條の四の次に一條を加える改正規定、同法第二百二十五條第一項の改正規定及び同法別表第一第一号の表の改正規定（商品先物取引協会の項に係る部分に限る。）並びに附則第四條、第六條及び第七條の規定

ロ 第六條中消費税法第十七條第二項ただし書の改正規定（第六十六條第二項第一号）

を「第六十六条第二項ただし書」に改め、
「若しくは同項第二号に規定する事由が生
じた日の属する年」を削る部分に限る。」

ハ 第八条中租税特別措置法第四条の二第九
項の改正規定、同法第四条の四の改正規
定、同法第八条の四の改正規定、同法第八
条の五第一項の改正規定、同条第二項の改
正規定、同法第九条第二項の改正規定、同
法第九条の三第一項の改正規定、同項第一
号に係る部分に限る。）、同条第二項を削る
改正規定、同法第九条の四第二項の改正規
定、同法第十条の改正規定、同法第十条の
四（見出しを含む。）の改正規定、同条第一
項第六号を削り、同項第七号を同項第六号と
し、同項に一号を加える部分を除く。）、同
法第十条の七を削る改正規定、同法第十三
条第二項の改正規定、同法第十三条の二の
改正規定、同条を第十三条の三とし、第十
三条の次に一条を加える改正規定、同法第
十四条の二第三項及び第十五条第二項の改
正規定、同法第十九条第一号の改正規定、
同法第二十四条の三第四項の改正規定、同
法第二十五条の改正規定、同法第二十六
条第二項第六号の改正規定（平成十七年法
律第二百三十三号）を削る部分に限る。）、同
法第二十八条の三第十一項の改正規定、同
法第三十三条の六第二項の改正規定、同法
第三十七条の三第二項の改正規定、同法第
三十七條の九の二第五項の改正規定、同法
第三十七條の十の改正規定、同法第三十七
条の十の二第一項の改正規定、同条第二項
の改正規定（特定管理口座）を「特定管理
口座。以下この項において同じ。」の振替口
座簿に記載若しくは記録がされ、又は特定
管理口座に改める部分に限る。）、同法第
三十七條の十一の改正規定、同法第三十七
条の十一の二第一項の改正規定、同法第三
十七條の十一の三第一項の改正規定（第三
十七條の十一の五を「第三十七條の十一の

六」に改める部分を除く。）、同条第二項の
改正規定、同条第三項第一号の改正規定
（この条及び次条を「この条、次条及び第
三十七條の十一の六」に改め、「これらの契
約」の下に「及び第三十七條の十一の六第四
項第一号に規定する上場株式配当等受領委
任契約」を加える部分を除く。）、同法第三
十七條の十一の四の改正規定（同条第一項
に係る部分を除く。）、同法第三十七條の十
一の五第一項の改正規定、同法第三十七條
の十二の二（見出しを含む。）の改正規定、
同法第三十七條の十三第一項第三号の改正
規定、同法第三十七條の十三の二の改正規
定、同法第三十七條の十四の二第六項の改
正規定（同項第四号を削る部分を除く。）、
同法第三十七條の十四の三第四項の改正規
定、同項第三号を削る部分を除く。）、同法
第四十一條の十四の改正規定、同法第四十
一條の十五の二を第四十一條の十五の三と
し、第四十一條の十五の次に一条を加える
改正規定並びに同法第四十二條の三の改正
規定並びに附則第三十條、第三十二條、第
三十三條第四項第二号及び第三号に係る
部分を除く。）、第三十六條、第三十八條、
第四十二條、第四十三條、第四十四條第一
項、第四十五條、第四十七條及び第五十四
條の規定、附則第九十三條中租税条約の実
施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法
の特例等に関する法律（昭和四十四年法律
第四十六号）第三條の二の改正規定（同条第
十四項及び第二十項に係る部分に限る。）並
びに附則第九十四條の規定

四 第八条中租税特別措置法第九条の三第一
項の改正規定（同項第一号に係る部分を除
く。）、同条の次に一条を加える改正規定、同
法第三十七條の十の二第二項の改正規定（第
三十七條の十一の五を「第三十七條の十一の
六」に改める部分に限る。）、同法第三十七
條の十一の三第一項の改正規定（第三十七條
の十一の五を「第三十七條の十一の六」に改め
る部分に限る。）、同条第三項第一号の改正規
定（この条及び次条を「この条、次条及び第
三十七條の十一の六」に改め、「これらの契
約」の下に「及び第三十七條の十一の六第四
項第一号に規定する上場株式配当等受領委
任契約」を加える部分に限る。）、同条第七項の改
正規定、同条第十一項の改正規定、同法第三
十七條の十一の四第一項の改正規定及び同法
第三十七條の十一の五の次に一条を加える改
正規定並びに附則第三十三條（第四項第二号
及び第三号に係る部分に限る。）、第四十四條
第二項及び第三項並びに第四十六條の規定並
びに附則第九十三條中租税条約の実施に伴う
所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に
関する法律第三條の二の改正規定（同条第十
四項及び第二十項に係る部分を除く。）、平成
二十二年一月一日

十一の五を「第三十七條の十一の六」に改め
る部分に限る。）、同条第三項第一号の改正規
定（この条及び次条を「この条、次条及び第
三十七條の十一の六」に改め、「これらの契
約」の下に「及び第三十七條の十一の六第四
項第一号に規定する上場株式配当等受領委
任契約」を加える部分に限る。）、同条第七項の改
正規定、同条第十一項の改正規定、同法第三
十七條の十一の四第一項の改正規定及び同法
第三十七條の十一の五の次に一条を加える改
正規定並びに附則第三十三條（第四項第二号
及び第三号に係る部分に限る。）、第四十四條
第二項及び第三項並びに第四十六條の規定並
びに附則第九十三條中租税条約の実施に伴う
所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に
関する法律第三條の二の改正規定（同条第十
四項及び第二十項に係る部分を除く。）、平成
二十二年一月一日

五 次に掲げる規定 一般社団法人及び一般財
団法人に関する法律（平成十八年法律第四十
八号）の施行の日（平成二十年十二月一日）
イ 第一条中所得税法第十一条の改正規定、
同法第七十八條（見出しを含む。）の改正規
定、同法第八十七條第一項及び第二百十條
第三項第一号の改正規定、同法第六十一
條第一号の二の改正規定並びに同法別表第
一の改正規定（同表第一号の表沖繩振興開
発金融公庫の項の前に次のように加える部
分、同表商品先物取引協会の項に係る部
分、同表日本土地家屋調査士会連合会の項
の次に次のように加える部分及び同表農業
協同組合連合会（医療法（昭和二十三年法律
第二百五号）第三十一條（公的医療機関の定
義）に規定する公的医療機関に該当する病
院又は診療所を設置するもので政令で定め
る要件を満たすものとして財務大臣が指定
をしたものに限る。）の項に係る部分を除
く。）並びに次条並びに附則第八條、第一百
六條、第一百十條及び第一百十二條から第百十六

条までの規定
ロ 第二条中法人税法第二条第九号の次に一
号を加える改正規定、同法第四条の改正規
定、同法第九条に一項を加える改正規定、
同法第十条の改正規定、同法第十条の二の
改正規定、同法第十三條第二項第一号の改
正規定（内国法人である）を削る部分に限
る。）、同項第二号の改正規定、同法第三十
七條第三項第二号の改正規定、同条第四項
の改正規定（同項中、「公益法人等」の下に
「別表第二に掲げる一般社団法人及び一般
財団法人を除く。以下この項及び次項にお
いて同じ。」を加える部分及び同項ただし
書中「内国法人である」を削る部分に限
る。）、同条第五項の改正規定、同法第三十
八條第二項第一号の改正規定、同法第六十
六條の改正規定、同法第四百三十三條の改
正規定、同法第五百十條第二項の改正規定
（「である公益法人等又は人格のない社団
等」を「人格のない社団等に限る。」に改め
る部分に限る。）、同法別表第一の改正規定
（同表第一号の表日本中央競馬会の項の次
に次のように加える部分を除く。）、同法別
表第二の改正規定（同表第一号の表貸金業
協会の項の前に次のように加える部分（医
療法人（医療法（昭和二十三年法律第二百五
号）第四十二條の二第一項（社会医療法人）
に規定する社会医療法人に限る。）の項に係
る部分に限る。）及び同表農業協同組合連
合会（医療法（昭和二十三年法律第二百五号）
第三十一條（公的医療機関の定義）に規定す
る公的医療機関に該当する病院又は診療所
を設置するもので政令で定める要件を満た
すものとして財務大臣が指定をしたものに
限る。）の項中（昭和二十三年法律第二百五
号）を削る部分を除く。）及び法人税法別表
第三の改正規定並びに附則第十條、第十一
條、第十五條及び第二十一條の規定、附則
第九十三條中租税条約の実施に伴う所得税

法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律第四号第二項、第四項及び第六項の改正規定並びに附則第九十七條、第百四條、第百五條、第百七條、第百八條及び第百十一條の規定

ハ 第三條の規定及び附則第二十五條の規定
二 第四條の規定及び附則第二十六條の規定
ホ 第五條中登録免許税法第五條に一号を加える改正規定、同法別表第一第二十四號の改正規定、同表第四十號の改正規定、同法別表第三の五の項の次に次のように加える改正規定、同表の十の項の改正規定及び同表の二十五の項を削る改正規定並びに附則第二十七條の規定

ヘ 第六條中消費税法別表第三の改正規定（同表第一號の表沖繩振興開発金融公庫の項の前に次のように加える部分（医療法人（医療法（昭和二十三年法律第二百五號）第四十二條の二第一項（社会医療法人）に規定する社会医療法人に限る。）の項に係る部分に限る。）及び同表日本土地家屋調査士会連合会の項の次に次のように加える部分を除く。）及び附則第二十八條第二項の規定

ト 第八條中租税特別措置法第三條の三第六項の改正規定、同法第五條の二の改正規定、同法第八條の三第二項の改正規定、同法第九條の二第一項の改正規定、同法第二十八條第一項第五號の改正規定、同法第三十四條の二第二項第七號の改正規定、同項第二十五號の改正規定、同法第三十七條の九の二第一項第二號の改正規定、同法第四十條の二第一項第一號の改正規定、同法第四十一條の九第二項の改正規定、同法第四十一條の十二第六項の改正規定、同法第四十一條の十八の二の改正規定、同法第六十二條第一項の改正規定（及び第百四十三條第一項から第三項まで）を並びに第百四十三條第一項及び第二項に改める部分に限る。）同

条第四項の改正規定、同法第六十二條の三第一項の改正規定（及び第百四十三條第一項から第三項まで）を並びに第百四十三條第一項及び第二項に改める部分に限る。）同、同法第八項の改正規定（及び第百四十三條第一項から第三項まで）を並びに第百四十三條第一項及び第二項に改める部分に限る。）同、同法第六十三條第一項の改正規定（及び第百四十三條第一項から第三項まで）を並びに第百四十三條第一項及び第二項に改める部分に限る。）同、同法第六十五條の四第一項第七號の改正規定、同項第二十五號の改正規定、同法第六十五條の十三第一項第二號の改正規定、同法第六十六條の十一第一項第六號の改正規定、同法第六十六條の十二（見出しを含む。）の改正規定、同法第六十八條の六（見出しを含む。）の改正規定、同法第六十八條の八十四第一項第二號の改正規定、同法第六十八條の九十六の二見出しを含む。）の改正規定、同法第七十條の改正規定、同法第七十一條の六第一項の改正規定及び同法第九十一條の二の改正規定並びに附則第四十條、第四十一條、第五十條、第五十二條第二項、第五十五條、第六十一條、第六十三條、第六十五條、第八十一條、第八十三條、第八十四條、第八十八條及び第九十二條の規定

六 次に掲げる規定 日本年金機構法（平成十九年法律第九號）の施行の日
イ 第一条中所得税法別表第一第一號の表の改正規定（日本土地家屋調査士会連合会の項の次に次のように加える部分に限る。）
ロ 第二条中法人税法別表第一第一號の表日本中央競馬会の項の次に次のように加える改正規定

ハ 第五条中登録免許税法別表第二の改正規定
ニ 第六條中消費税法別表第三第一號の表の改正規定（日本土地家屋調査士会連合会の項の次に次のように加える部分に限る。）

項の次に次のように加える部分に限る。）
ホ 第七條中印紙税法別表第二の改正規定
七 第八條中租税特別措置法第十條の四第一項第六號を削り、同項第七號を同項第六號とし、同項に一号を加える改正規定、同法第四十二條の七第一項第六號を削り、同項第七號を同項第六號とし、同項に一号を加える改正規定、同法第六十六條の六（見出しを含む。）の改正規定、同法第六十八條の八十四第一項第二號の改正規定、同法第六十八條の九十六の二見出しを含む。）の改正規定、同法第七十條の改正規定、同法第七十一條の六第一項の改正規定及び同法第九十一條の二の改正規定並びに附則第四十條、第四十一條、第五十條、第五十二條第二項、第五十五條、第六十一條、第六十三條、第六十五條、第八十一條、第八十三條、第八十四條、第八十八條及び第九十二條の規定

（非課税外国法人に関する経過措置）
第二条 前条第五号イに掲げる改正規定の施行の際現に第一条の規定による改正前の所得税法（以下附則第八條まで、第百四十四條及び第百六十六條において「旧所得税法」という。）別表第一第二號の指定を受けている外国法人が平成二十五年十一月三十日までに支払を受けるべき第一条の規定による改正後の所得税法（以下附則第八條まで、第百四十四條及び第百六十六條において

日 第八條中租税特別措置法第十一條の五第一項の改正規定、同法第四十四條の二第一項の改正規定及び同法第六十八條の二十第一項の改正規定並びに附則第三十七條第三項、第六十條第二項及び第八十條第二項の規定、企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律の一部を改正する法律（平成二十年法律第 号）の施行の日

九 第八條中租税特別措置法第八十八條の六の次に一條を加える改正規定及び同法第八十九條の二第二項の改正規定並びに附則第九十一條の規定、揮発油等の品質の確保等に関する法律の一部を改正する法律（平成二十年法律第 号）の施行の日

「新所得税法」という。）第百六十一條第一號の二から第七號まで又は第九號から第十二號までに掲げる国内源泉所得については、旧所得税法第十一條の規定は、なおその効力を有する。
（株式交換等に係る譲渡所得の特例に関する経過措置）
第三条 新所得税法第五十七條の四第三項第三號の規定は、この法律の施行の日（以下「施行日」という。）以後に行われる同号に定める取得決議について適用し、施行日前に行われた旧所得税法第五十七條の四第三項第三號に定める取得決議については、なお従前の例による。
（工事の請負に係る収入及び費用の帰属時期に関する経過措置）
第四条 新所得税法第六十六條の規定は、個人が平成二十一年一月一日以後に着手する同条第一項に規定する工事（経過措置工事を除く。）について適用し、個人が同日前に着手した旧所得税法第六十六條第一項に規定する工事（経過措置工事を除く。）については、なお従前の例による。

2 前項に規定する経過措置工事とは、平成二十一年において、個人が請負をする工事（新所得税法第六十六條第一項に規定する工事をいう。）で同年中に着手するもの（同年中にその目的物の引渡しが行われるものを除く。以下この項において「着手工事」という。）のうち同年十二月三十一日（年の中途において死亡した場合には、その死亡の時）において同条第一項に規定する長期大規模工事に該当するもの（同日（年の中途において死亡した場合）には、その死亡の時）において旧所得税法第六十六條第一項に規定する長期大規模工事に該当するもの及びその進行の割合が低いものとして政令で定めるものを除く。）のいずれかについて同年において新所得税法第六十六條第二項に規定する政令で定める工事進行基準の方法により経理しない場合における当該着手工事をいう。

「新所得税法」という。）第百六十一條第一號の二から第七號まで又は第九號から第十二號までに掲げる国内源泉所得については、旧所得税法第十一條の規定は、なおその効力を有する。
（株式交換等に係る譲渡所得の特例に関する経過措置）
第三条 新所得税法第五十七條の四第三項第三號の規定は、この法律の施行の日（以下「施行日」という。）以後に行われる同号に定める取得決議について適用し、施行日前に行われた旧所得税法第五十七條の四第三項第三號に定める取得決議については、なお従前の例による。
（工事の請負に係る収入及び費用の帰属時期に関する経過措置）
第四条 新所得税法第六十六條の規定は、個人が平成二十一年一月一日以後に着手する同条第一項に規定する工事（経過措置工事を除く。）について適用し、個人が同日前に着手した旧所得税法第六十六條第一項に規定する工事（経過措置工事を除く。）については、なお従前の例による。

2 前項に規定する経過措置工事とは、平成二十一年において、個人が請負をする工事（新所得税法第六十六條第一項に規定する工事をいう。）で同年中に着手するもの（同年中にその目的物の引渡しが行われるものを除く。以下この項において「着手工事」という。）のうち同年十二月三十一日（年の中途において死亡した場合には、その死亡の時）において同条第一項に規定する長期大規模工事に該当するもの（同日（年の中途において死亡した場合）には、その死亡の時）において旧所得税法第六十六條第一項に規定する長期大規模工事に該当するもの及びその進行の割合が低いものとして政令で定めるものを除く。）のいずれかについて同年において新所得税法第六十六條第二項に規定する政令で定める工事進行基準の方法により経理しない場合における当該着手工事をいう。

「新所得税法」という。）第百六十一條第一號の二から第七號まで又は第九號から第十二號までに掲げる国内源泉所得については、旧所得税法第十一條の規定は、なおその効力を有する。
（株式交換等に係る譲渡所得の特例に関する経過措置）
第三条 新所得税法第五十七條の四第三項第三號の規定は、この法律の施行の日（以下「施行日」という。）以後に行われる同号に定める取得決議について適用し、施行日前に行われた旧所得税法第五十七條の四第三項第三號に定める取得決議については、なお従前の例による。
（工事の請負に係る収入及び費用の帰属時期に関する経過措置）
第四条 新所得税法第六十六條の規定は、個人が平成二十一年一月一日以後に着手する同条第一項に規定する工事（経過措置工事を除く。）について適用し、個人が同日前に着手した旧所得税法第六十六條第一項に規定する工事（経過措置工事を除く。）については、なお従前の例による。

(国内源泉所得に関する経過措置)

第五條 新所得税法第六十一條第四号口の規定は、外国法人が施行日以後に発行する債券の利子について適用する。

(先物取引の差金等決済をする者の告知に関する経過措置)

第六條 新所得税法第二百二十四條の五の規定は、同条第二項に規定する先物取引に係る同項に規定する差金等決済(次条において「先物取引に係る差金等決済」という。)で平成二十一年一月一日以後に行われるものについて適用する。

2 平成二十一年一月一日前において租税特別措置法第四十一條の十四第三項の規定により行われた同項の告知、提示又は確認については、新所得税法第二百二十四條の五第一項の規定により行われた同項の告知、提示又は確認とみなす。

(支払調書の提出に関する経過措置)

第七條 新所得税法第二百二十五條第一項(第十三号に係る部分に限る。)の規定は、先物取引に係る差金等決済で平成二十一年一月一日以後に行われるものについて適用する。

(公共法人等の範囲に関する経過措置)

第八條 旧所得税法別表第一第一号の表に掲げる社団法人又は財団法人であつて一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律(平成十八年法律第五十号)第四十條第一項の規定により一般社団法人又は一般財団法人として存続するもののうち、同法第六十條第一項 同法第二百一十一條第一項において読み替へて準用する場合を含む。)の登記をしていないもの(同法第三十一條第一項の規定により同法第四十五條の認可を取り消されたものを除く。)は、新所得税法別表第一に掲げる内国法人とみなして、新所得税法その他所得税に関する法令の規定を適用する。

(法人税法の一部改正に伴う経過措置の原則)

第九條 この附則に別段の定めがあるものを除き、第二條の規定による改正後の法人税法以下附則第二十四條までにおいて「新法人税法」という。の規定は、法人(新法人税法第二條第八号に規定する人格のない社団等を含む。以下附則第二十一條までにおいて同じ。)の施行日以後に開始する事業年度の所得に対する法人税、連結法人の施行日以後に開始する連結事業年度の連結所得に対する法人税及び法人の施行日以後の解散合併による解散及び新法人税法第九十二條第二項に規定する信託特定解散を除く。以下この条において同じ。)による清算所得に対する法人税(清算所得に対する法人税を課される法人の清算中の事業年度の所得に係る法人税及び残余財産の一部の分配又は引渡しにより納付すべき法人税を含む。)について適用し、法人の施行日前に開始した事業年度の所得に対する法人税、連結法人の施行日前に開始した連結事業年度の連結所得に対する法人税及び法人の施行日前の解散による清算所得に対する法人税清算所得に対する法人税を課される法人の清算中の事業年度の所得に係る法人税及び残余財産の一部の分配により納付すべき法人税を含む。)については、なお従前の例による。

(公益法人等の範囲に関する経過措置)

第十條 第二條の規定による改正前の法人税法(以下附則第二十二條までにおいて「旧法人税法」という。)別表第二第一号の表に掲げる社団法人又は財団法人であつて一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律(以下この条において「整備法」という。)第四十條第一項の規定により一般社団法人又は一般財団法人として存続するもののうち、整備法第六十條第一項(整備法第二百一十一條第一項において読み替へて準用する場合を含む。)の登記をしていないもの

(整備法第三百三十一條第一項の規定により整備法第四十五條の認可を取り消されたもの(以下この条においてそれぞれ「認可取消社団法人」又は「認可取消財団法人」という。)にあつては、新法人税法第二條第九号の二に規定する非営利型法人に該当するものに限り。は、新法人税法第二條第六号に規定する公益法人等(以下附則第二十四條までにおいて「公益法人等」という。))とみなして、新法人税法その他法人税に関する法令の規定を適用する。

2 前項の規定により公益法人等とみなされる認可取消社団法人及び整備法第二條第一項に規定する旧有限責任中間法人で整備法第三條第一項本文の規定の適用を受けるもの(新法人税法第二條第九号の二に規定する非営利型法人に該当するものに限り。は新法人税法別表第二に掲げる一般社団法人に、前項の規定により公益法人等とみなされる認可取消財団法人は同表に掲げる一般財団法人に、それぞれ該当するものとする。

3 整備法第二十五條第二項に規定する特例無限責任中間法人及び整備法第四十二條第二項に規定する特例民法法人第一項の規定により公益法人等とみなされる認可取消社団法人及び認可取消財団法人を除く。)は、新法人税法第二條第九号の二に規定する非営利型法人に該当しないものとする。

(外国公益法人等に関する経過措置)
第十一條 附則第一條第五号口に掲げる改正規定の施行の際現に旧法人税法別表第二十二號の指定を受けている外国法人の平成二十五年十一月三十日まで開始する各事業年度の所得に対する法人税については、旧法人税法第四條第二項 第十條及び第四百三十三條の規定は、なおその効力を有する。

(連結納税の承認の取消し等に関する経過措置)
第十二條 新法人税法第四條の五第二項第六号及び第七号の規定は、施行日以後に生ずるこれらの規定に掲げる事実について適用する。

(課税所得の範囲の変更等の場合の法人税法の適用に関する経過措置)

第十三條 新法人税法第十條の三の規定は、施行日後に同条第一項に規定する特定普通法人が公益法人等に該当することとなる場合について適用する。

2 施行日から附則第一條第五号に定める日の前日までの間における新法人税法第十條の三の規定の適用については、同条第一項中「一般社団法人若しくは一般財団法人又は医療法人のうち」とあるのは、「医療法人のうち」とする。

(事業年度に関する経過措置)
第十四條 新法人税法第十三條第二項第一号の規定は、同号に定める日が施行日以後である場合について適用し、旧法人税法第十三條第二項第一号に定める日が施行日前である場合については、なお従前の例による。

2 新法人税法第十四條第十七号、第十八号、第二十一号及び第二十二号の規定は、施行日以後にこれらの規定に規定する事実が生ずる場合について適用する。

(寄附金の損金不算入に関する経過措置)

第十五條 新法人税法第三十七條第五項の規定は、法人が附則第一條第五号に定める日以後に支出する金額について適用し、法人が同日前に支出した金額については、なお従前の例による。

(貸倒引当金に関する経過措置)

第十六條 新法人税法第五十二條第十一項の規定は、施行日後に同項に規定する特定普通法人が公益法人等に該当することとなる場合について適用する。

(返品調整引当金に関する経過措置)

第十七條 新法人税法第五十三條第九項の規定は、施行日後に同項に規定する特定普通法人が公益法人等に該当することとなる場合について適用する。

(有価証券の譲渡益又は譲渡損の益金又は損金算入に関する経過措置)

第十八条 新法人税法第六十一条の二第十四項第三号の規定は、施行日以後に行われる同号に定める取得決議について適用し、施行日前に行われた旧法人税法第六十一条の二第十四項第三号に定める取得決議については、なお従前の例による。

(工事の請負に係る収益及び費用の帰属事業年度に関する経過措置)

第十九条 新法人税法第六十四条の規定は、法人が施行日以後に開始する事業年度において着手する同条第一項に規定する工事(経過措置工事を除く。)について適用し、法人が施行日前に開始した事業年度において着手した旧法人税法第六十四条第一項に規定する工事(経過措置工事を含む。)については、なお従前の例による。

2 前項に規定する経過措置工事とは、施行日から平成二十一年三月三十一日までの間に開始する各事業年度において、法人が請負をする工事(新法人税法第六十四条第一項に規定する工事をいう。)で当該事業年度に着手するもの(当該事業年度中にその目的物の引渡しが行われるものを除く。以下この項において「着手工事」という。)のうち当該事業年度終了の時に同条第一項に規定する長期大規模工事に該当するもの(当該終了の時に旧法人税法第六十四条第一項に規定する長期大規模工事に該当するもの及びその進行の割合が低いものとして政令で定めるものを除く。)のいずれかについて当該事業年度の確定した決算(新法人税法第七十二条第一項第一号に掲げる金額を計算する場合にあつては、同項に規定する期間に係る決算)において新法人税法第六十四条第二項に規定する政令で定める工事進行基準の方法により経理しない場合における当該着手工事という。

第二十條 新法人税法第六十四条の四の規定は、金額の計算に関する経過措置)

施行日以後に同条第一項に規定する特定公益法人等である法人が普通法人に該当することとなる場合及び施行日以後に同条第二項に規定する適格合併が行われる場合について適用する。

2 施行日から附則第一条第五号に定める日の前日までの間における新法人税法第六十四条の四の規定の適用については、同条第一項中「一般社団法人若しくは一般財団法人又は医療法人」とあるのは、「医療法人」とする。

(各事業年度の所得に対する法人税の税率に関する経過措置)

第二十一条 新法人税法第六十六条の規定は、法人の附則第一条第五号に定める日以後に終了する事業年度の所得に対する法人税について適用し、法人の同日前に終了した事業年度の所得に対する法人税については、なお従前の例による。

(連結事業年度における寄附金の損金不算入に関する経過措置)

第二十二条 新法人税法第八十一条の六第四項の規定は、同条第一項の連結法人の新法人税法第十五条の二第二項に規定する連結親法人事業年度が施行日以後に開始する連結事業年度の連結所得に対する法人税について適用し、旧法人税法第八十一条の六第一項の連結法人の旧法人税法第十五条の二第二項に規定する連結親法人事業年度が施行日前に開始した連結事業年度の連結所得に対する法人税については、なお従前の例による。

(国内源泉所得に関する経過措置)

第二十三条 新法人税法第百三十八条第四号ロの規定は、外国法人が施行日以後に発行する債券の利子について適用する。

(公益法人等の届出に関する経過措置)

第二十四条 新法人税法第百五十条第二項の規定は、施行日以後に同項に規定する公益法人等が普通法人又は協同組合等に該当することとなる場合について適用する。

(相続税法の一部改正に伴う経過措置)

第二十五条 第三条の規定による改正後の相続税法の規定は、附則第一条第五号に定める日以後に相続若しくは遺贈贈与をした者の死亡により効力を生ずる贈与を含む。以下この条において同じ。又は贈与(贈与をした者の死亡により効力を生ずる贈与を除く。以下この条において同じ。)により取得する財産に係る相続税又は贈与税について適用し、同日前に相続若しくは遺贈又は贈与により取得した財産に係る相続税又は贈与税については、なお従前の例による。

(地価税法の一部改正に伴う経過措置)

第二十六条 第四条の規定による改正前の地価税法第二条第六号に規定する公益法人等であつて一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律(以下この条及び次条において「整備法」という。)第四十条第一項の規定により一般社団法人又は一般財団法人として存続するものうち、整備法第百六条第一項(整備法第百二十一条第一項において読み替えて準用する場合を含む。)の登記をしていないもの(整備法第百三十一条第一項の規定により整備法第四十五条の認可を取り消されたものを除く。)は、第四条の規定による改正後の地価税法第二条第六号に規定する公益法人等とみなして、同法その他地価税に関する法令の規定を適用する。

(登録免許税法の一部改正に伴う経過措置)

第二十七条 第五条の規定による改正前の登録免許税法別表第三の二十五の項に掲げる法人であつて整備法第四十条第一項の規定により一般社団法人又は一般財団法人として存続するものうち、整備法第百六条第一項(整備法第百二十一条第一項において読み替えて準用する場合を含む。)の登記をしていないものは、第五条の規定による改正後の登録免許税法(以下この条において「新登録免許税法」という。)別表第三の五の二の項に掲げる法人とみなして、新登録免許

許税法その他登録免許税に関する法令の規定を適用する。

2 次に掲げる登記等(新登録免許税法第二条に規定する登記等をいう。第五号において同じ。)については、登録免許税を課さない。

一 整備法第三十三条第一項に規定する登記
二 整備法第百六条第一項(整備法第百二十一条第一項において読み替えて準用する場合を含む。)に規定する登記

三 整備法第二条第一項に規定する旧有限責任中間法人が同項に規定する施行日の属する事業年度の終了後最初に招集される定時社員総会の終結後最初に一般社団法人への名称の変更(整備法第三条第一項ただし書に規定する定款の変更に基づく名称の変更を含む。)を行う場合の登記で次に掲げるもの
イ 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第三百一条第二項第二号に掲げる事項の変更の登記並びに同項第四号、第七号及び第九号から第十七号までに掲げる事項(同項第四号に掲げる事項にあつては、一般社団法人の存続期間に限る。)の変更の登記(同項第二号に掲げる事項の変更の登記と併せてするものに限る。)

ロ 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第三百十二条第二項第一号に掲げる事項の変更の登記
ハ 整備法第二十二條第四項に規定する登記
四 整備法第百三十一条第一項の規定により一般社団法人又は一般財団法人が整備法第四十五条の認可を取り消されて整備法第四十二条第二項に規定する特例民法法人(次号において「特例民法法人」という。)となる場合における当該一般社団法人又は一般財団法人の解散の登記

五 次に掲げる場合における登記等に係る名義人の名称の変更の登記等
イ 整備法第二十五条第二項に規定する特例無限責任中間法人が整備法第三十二条の規

定による手続を終了して一般社団法人となる場合

ロ 特例民法法人が整備法第四十四条の認定を受けて公益社団法人又は公益財団法人となる場合

ハ 特例民法法人が整備法第四十五条の認可を受けて通常の一般社団法人又は一般財団法人となる場合

二 前二号に規定する場合のいずれかに該当するとき。

(消費税法の一部改正に伴う経過措置)

第二十八条 第六条の規定による改正後の消費税法(以下この条において「新消費税法」という。)第十七条第二項の規定は、事業者が施行日以後に開始する課税期間(消費税法第十九条に規定する課税期間(同条第一項第三号から第四号の二までの規定による届出書の提出をしている事業者にあつては、当該届出書の提出がないものとした場合)の同項に規定する課税期間)をいう。以下この項において同じ。において着手する新消費税法第十七条第二項に規定する工事(経過措置工事(附則第四条第二項に規定する経過措置工事及び附則第十九条第二項に規定する経過措置工事をいう。以下この項において同じ。を除く。))について適用し、事業者が施行日前に開始した課税期間において着手した第六条の規定による改正前の消費税法第十七条第二項に規定する工事(経過措置工事を含む。)については、なお従前の例による。

2 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律(以下この項において「整備法」という。)第二条第一項に規定する旧有限責任中間法人で整備法第三条第一項本文の規定の適用を受けるもの及び整備法第二十五条第二項に規定する特例無限責任中間法人は新消費税法別表第三第一号の表に掲げる一般社団法人に、整備法第四十二条第二項に規定する特例民法法人は新消費

費税法別表第三第一号の表に掲げる一般社団法人又は一般財団法人に、それぞれ該当するものとする。

(租税特別措置法の一部改正に伴う所得税の特例に関する経過措置の原則)

第二十九条 第八条の規定による改正後の租税特別措置法(以下附則第九十四条までにおいて「新租税特別措置法」という。)第二章の規定は、別段の定めがあるものを除くほか、平成二十年分以後の所得税について適用し、平成十九年分以前の所得税については、なお従前の例による。(勤労者財産形成貯蓄契約に基づく生命保険等の差益等の課税の特例に関する経過措置)

第三十条 新租税特別措置法第四条の四第三項の規定は、平成二十一年一月一日以後の同項に規定する証券投資信託の終了又は一部の解約について適用する。(民間国外債等の利子の課税の特例に関する経過措置)

第三十一条 新租税特別措置法第六条第一項の規定は、施行日以後に発行される同項に規定する一般民間国外債につき支払を受けるべき利子について適用し、施行日前に発行された第八条の規定による改正前の租税特別措置法(以下附則第九十二条までにおいて「旧租税特別措置法」という。)第六条第一項に規定する一般民間国外債につき支払を受けるべき利子については、なお従前の例による。

2 新租税特別措置法第六条第二項の規定は、施行日以後に発行する同項に規定する一般民間国外債につき支払をする利子について適用し、施行日前に発行した旧租税特別措置法第六条第二項に規定する一般民間国外債につき支払をした利子については、なお従前の例による。

3 新租税特別措置法第六条第四項及び第十項の規定は、施行日以後に発行される同条第四項に規定する一般民間国外債又は同条第十項に規定する指定民間国外債につき支払を受ける利子について適用し、施行日前に発行された旧租税特

別措置法第六条第四項に規定する一般民間国外債又は同条第十項に規定する指定民間国外債につき支払を受けた利子については、なお従前の例による。

(上場株式等に係る配当所得の課税の特例に関する経過措置)

第三十二条 居住者又は国内に恒久的施設を有する非居住者が、平成二十一年一月一日から平成二十二年十二月三十一日までの間に支払を受けるべき新租税特別措置法第八条の四第一項に規定する上場株式等の配当等を有する場合に、当該上場株式等の配当等に係る配当所得については、同項前段の規定により上場株式等に係る課税配当所得の金額(同項前段に規定する上場株式等に係る課税配当所得の金額をいう。以下この項において同じ。)に対し課する所得税の額は、同条第一項前段の規定にかかわらず、次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める金額に相当する額とする。

一 上場株式等に係る課税配当所得の金額が百万円以下である場合 当該上場株式等に係る課税配当所得の金額の百分の七に相当する金額

二 上場株式等に係る課税配当所得の金額が百万円を超える場合 次に掲げる金額の合計額イ 七万円

ロ 当該上場株式等に係る課税配当所得の金額から百万円を控除した金額の百分の十五に相当する金額

2 前項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。

一 新租税特別措置法第八条の四第三項の規定の適用については、同項第一号中「特例」とあるのは、「特例(所得税法等の一部を改正する法律(平成二十年法律第 号)附則第三十二条第一項(上場株式等に係る配当所得の課税の特例)に関する経過措置)の規定により適用される場合を含む。以下同じ。)」とする。

二 新租税特別措置法第八条の五第一項の規定の適用については、同項中「又は前条第一項」とあるのは「又は前条第一項(所得税法等の一部を改正する法律(平成二十年法律第 号)附則第三十二条第一項の規定により適用される場合を含む。)」と、「同法第二百二十条から」とあるのは「所得税法第二百二十条から」とする。

3 新租税特別措置法第三十七条の十二の二第一項又は第六項の規定の適用がある場合における第一項の規定の適用については、同項中「同項前段に」とあるのは、「新租税特別措置法第三十七条の十二の二第五項又は第十項の規定により読み替えられた新租税特別措置法第八条の四第一項前段に」とする。

4 新租税特別措置法第八条の四第四項の規定は、平成二十一年一月一日以後に支払うべき同項に規定する上場株式配当等について適用する。

5 新租税特別措置法第八条の四第五項から第七項までの規定は、平成二十一年一月一日以後に支払うべき同条第四項に規定する上場株式配当等又は所得税法第二百二十五条第二項第一号に規定するオープン型の証券投資信託の収益の分配に係る同法第二十四条第一項に規定する配当等について適用する。

(上場株式等の配当等に係る源泉徴収税率等の特例に関する経過措置)

第三十三条 平成二十一年一月一日前に個人又は内国法人若しくは外国法人が支払を受けるべき旧租税特別措置法第九条の三第二項に規定する配当等については、なお従前の例による。

2 平成二十一年一月一日から同年三月三十一日までの間に所得税法第六十四条第一項第四号に掲げる非居住者又は内国法人若しくは外国法人が支払を受けるべき旧租税特別措置法第九条の三第二項に規定する配当等については、同項の規定は、なおその効力を有する。

3 平成二十一年一月一日から平成二十二年十二

月三十一日までの期間(以下この条において「経過期間」という。)内に居住者又は国内に恒久的施設を有する非居住者が支払を受けるべき新租税特別措置法第九条の三各号に掲げる配当等(以下この条において「上場株式等の配当等」という。)に係る新租税特別措置法第九条の三の規定の適用については、同条中「百分の十五」とあるのは、「百分の七」とする。

4 経過期間内の各年に前項の居住者又は国内に恒久的施設を有する非居住者がその年中に支払を受けるべき次に掲げる上場株式等の配当等の額の合計額が百万円を超える場合には、その年における第一号及び第二号に掲げる上場株式等の配当等の額に係る配当所得の金額については、新租税特別措置法第八条の五第一項及び第二項の規定は、適用しない。

一 前項の規定の適用を受けた上場株式等の配当等(その年中に同一の支払者から支払を受けるべき上場株式等の配当等の額の総額が一百万円以下であるものとして政令で定めるものを除く。)の額(次号及び第三号に掲げる金額に該当するものを除く。)

二 附則第四十六条第二項の規定の適用を受けた同項に規定する源泉徴収選択口座内配当等(その者が二以上の源泉徴収選択口座(新租税特別措置法第三十七条の十一の四第一項に規定する源泉徴収選択口座をいう。以下この号において同じ。)において源泉徴収選択口座内配当等(附則第四十六条第二項に規定する源泉徴収選択口座内配当等をいう。以下この号において同じ。))を有する場合には、それぞれ源泉徴収選択口座において有する源泉徴収選択口座内配当等のうち、当該源泉徴収選択口座における同条第三項第二号に定める少額配当等以外の配当等の額の総額から同条第二項各号に掲げる金額を控除した残額(次号に掲げる金額に該当するものを除く。)

三 附則第四十六条第四項の規定により新租税

特別措置法第八条の五第一項及び第二項の規定を適用しないものとされた附則第四十六条第四項各号に定める金額

5 経過期間内に第三項の居住者又は国内に恒久的施設を有する非居住者が支払を受けるべき上場株式等の配当等が次の各号に掲げる配当等(所得税法第二十四条第一項に規定する配当等をいう。次項において同じ。)である場合における前項の規定の適用については、当該各号に定めるところによる。

一 新租税特別措置法第八条の三第二項第二号に掲げる国外投資信託等の配当等につき同条第三項の規定により所得税が徴収されるべき場合における当該国外投資信託等の配当等

二 新租税特別措置法第九条の二第二項に規定する国外株式の配当等につき同条第二項の規定により所得税が徴収されるべき場合における当該国外株式の配当等

三 新租税特別措置法第九条の三の二第二項に規定する上場株式等の配当等につき同項の規定により所得税が徴収されるべき場合における当該上場株式等の配当等

四 国外で支払われる上場株式等の配当等その他の政令で定める上場株式等の配当等の額の経過期間内に第三項の居住者又は国内に恒久的施設を有する非居住者が支払を受けるべき上場株式等の配当等が次の各号に掲げる配当等(所得税法第二十四条第一項に規定する配当等をいう。次項において同じ。)である場合における前項の規定の適用については、当該各号に定めるところによる。

二 新租税特別措置法第十条の四(第一項第七号に係る部分に限る。)の規定は、個人が附則第一条第七号に定める日以後に取得又は製作をする同項第七号に定める機械及び装置について適用する。

(教育訓練費の額が増加した場合の所得税額の特別控除に関する経過措置)

第三十六条 旧租税特別措置法第十条の七第一項又は第二項に規定する個人の平成二十年分以前の所得税については、なお従前の例による。

(個人の減価償却に関する経過措置)

第三十七条 新租税特別措置法第十一条第一項の規定は、個人が施行日以後に取得等(取得又は製作若しくは建設をいう。以下この条において同じ。)をする同項に規定する特定設備等について適用し、個人が施行日前に取得等をした旧租税特別措置法第十一条第一項に規定する特定設備等については、なお従前の例による。

2 新租税特別措置法第十一条の四第一項の規定は、個人が施行日以後に取得等をする同項に規定する特定電気通信設備等について適用し、個人が施行日前に取得等をした旧租税特別措置法第十一条の四第一項に規定する特定電気通信設備等については、なお従前の例による。

(エネルギー需給構造改革推進設備を取得した場合の特別償却又は所得税額の特別控除に関する経過措置)

第三十四条 新租税特別措置法第十条の二(第一項第四号に係る部分に限る。)の規定は、個人が施行日以後に取得又は製作若しくは建設をする同項に規定するエネルギー需給構造改革推進設備について適用する。

(事業基盤強化設備を取得した場合の特別償却又は所得税額の特別控除に関する経過措置)

第三十五条 個人が附則第一条第七号に定める日以前に取得又は製作をした旧租税特別措置法第十条の四第一項第六号に定める機械及び装置については、なお従前の例による。

2 新租税特別措置法第十条の四(第一項第七号に係る部分に限る。)の規定は、個人が附則第一条第七号に定める日以後に取得又は製作をする同項第七号に定める機械及び装置について適用する。

(教育訓練費の額が増加した場合の所得税額の特別控除に関する経過措置)

第三十六条 旧租税特別措置法第十条の七第一項又は第二項に規定する個人の平成二十年分以前の所得税については、なお従前の例による。

(個人の減価償却に関する経過措置)

第三十七条 新租税特別措置法第十一条第一項の規定は、個人が施行日以後に取得等(取得又は製作若しくは建設をいう。以下この条において同じ。)をする同項に規定する特定設備等について適用し、個人が施行日前に取得等をした旧租税特別措置法第十一条第一項に規定する特定設備等については、なお従前の例による。

2 新租税特別措置法第十一条の四第一項の規定は、個人が施行日以後に取得等をする同項に規定する特定電気通信設備等について適用し、個人が施行日前に取得等をした旧租税特別措置法第十一条の四第一項に規定する特定電気通信設備等については、なお従前の例による。

3 新租税特別措置法第十一条の五第一項の規定は、個人が附則第一条第八号に定める日以後に取得等をする同項に規定する集積産業用資産について適用し、個人が同日以前に取得等をした旧租税特別措置法第十一条の五第一項に規定する集積産業用資産については、なお従前の例による。

4 新租税特別措置法第十一条の六第一項の規定は、個人が施行日以後に取得等をする同項に規定する資源再生化設備等について適用し、個人が施行日前に取得等をした旧租税特別措置法第十一条の六第一項に規定する再商品化設備等については、なお従前の例による。

5 新租税特別措置法第十三条第三項の規定は、個人が施行日以後に取得又は製作をする同項に規定する障害者対応設備等について適用し、個人が施行日前に取得又は製作をした旧租税特別措置法第十三条第三項に規定する障害者対応設備等については、なお従前の例による。

(肉用牛の売却による農業所得の課税の特例に関する経過措置)

第三十八条 新租税特別措置法第二十五条第一項及び第二項の規定は、平成二十一年分以後の所得税について適用し、平成二十年分以前の所得税については、なお従前の例による。

(社会保険診療報酬の所得計算の特例に関する経過措置)

第三十九条 新租税特別措置法第二十六条の規定は、施行日以後に行われる同条第二項に規定する社会保険診療について適用し、施行日前に行われた旧租税特別措置法第二十六条第二項に規定する社会保険診療については、なお従前の例による。

(特定の基金に対する負担金等の必要経費算入の特例に関する経過措置)

第四十条 新租税特別措置法第二十八条第一項第五号の規定は、個人が附則第一条第五号に定める日以後に支出する同項第五号に掲げる負担金について適用する。

(個人の譲渡所得の課税の特例に関する経過措置)

第四十一条 新租税特別措置法第三十四条の二第二項第七号及び第二十五号の規定は、個人が附則第一条第五号に定める日以後に行う新租税特別措置法第三十四条の二第二項に規定する土地等の譲渡について適用し、個人が同日前に行つた旧租税特別措置法第三十四条の二第二項に規定する土地等の譲渡については、なお従前の例による。

2 新租税特別措置法第三十七条の九の二第二項第二号の規定は、個人が附則第一条第五号に定める日以後に行う同項に規定する所有隣接土地等の譲渡について適用し、個人が同日前に行つた旧租税特別措置法第三十七条の九の二第二項に規定する所有隣接土地等の譲渡については、なお従前の例による。

(株式等に係る譲渡所得等の課税の特例に関する経過措置)

第四十二条 新租税特別措置法第三十七条の十第四項の規定は、平成二十一年一月一日以後の同項第一号に規定する株式等証券投資信託又は同項第二号に規定する株式等証券投資信託等の終了又は一部解約について適用し、同日前の旧租税特別措置法第三十七条の十第四項第一号に規定する株式等証券投資信託等の終了又は一部解約については、なお従前の例による。

(上場株式等を譲渡した場合の株式等に係る譲渡所得等の課税の特例に関する経過措置)

第四十三条 居住者又は国内に恒久的施設を有する非居住者が平成二十一年一月一日前に行つた旧租税特別措置法第三十七条の十一第一項に規定する上場株式等の譲渡については、なお従前の例による。

2 居住者又は国内に恒久的施設を有する非居住者が、平成二十一年一月一日から平成二十二年十二月三十一日までの間に新租税特別措置法第三十七条の十一の三第二項に規定する上場株式等以下この条及び附則第四十五条において「上

場株式等」という。)の譲渡(新租税特別措置法第三十七条の十の二第二項に規定する譲渡をいう。)のうち新租税特別措置法第三十七条の十二の二第二項各号に掲げる上場株式等の譲渡をした場合には、当該上場株式等の譲渡による事業所得、譲渡所得及び雑所得(新租税特別措置法第三十二条第二項の規定に該当する譲渡所得を除く。)については、新租税特別措置法第三十七条の十第一項前段の規定により同項前段に規定する株式等に係る譲渡所得等の金額のうち当該上場株式等の譲渡に係る事業所得の金額、譲渡所得の金額及び雑所得の金額として政令で定めるところにより計算した金額(以下この項において「上場株式等に係る譲渡所得等の金額」という。)に対し課する所得税の額は、同条第一項前段の規定にかかわらず、次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める金額に相当する額とする。

一 上場株式等に係る課税譲渡所得等の金額(上場株式等に係る譲渡所得等の金額(次項第一号の規定により読み替へられた所得税法第七十二条から第八十七条までの規定の適用がある場合には、その適用後の金額)をいう。以下この項において同じ。)が五百万円以下である場合 当該上場株式等に係る課税譲渡所得等の金額の百分の七に相当する金額
二 上場株式等に係る課税譲渡所得等の金額が五百万円を超える場合 次に掲げる金額の合計額
イ 三十五万円
ロ 当該上場株式等に係る課税譲渡所得等の金額から五百万円を控除した金額の百分の十五に相当する金額
前項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。

3 一 新租税特別措置法第三十七条の十第六項の規定の適用については、同項第一号中「特例」とあるのは「(特例)(所得税法等の一部を改正する法律(平成二十年法律第 号。

以下「平成二十年改正法」という。)附則第四十三条第二項(上場株式等を譲渡した場合の株式等に係る譲渡所得等の課税の特例に関する経過措置)の規定により適用される場合を含む。以下同じ。と、同項第五号中「これらの規定」とあるのは「同法第七十一条から第八十六条までの規定」と、あるのは「とあるのは「あるのは」と、とする」とあるのは「と、同法第八十七条第二項中「総所得金額」とあるのは「総所得金額、株式等に係る譲渡所得等の金額(当該株式等に係る譲渡所得等の金額のうち平成二十年改正法附則第四十三条第二項(上場株式等を譲渡した場合の株式等に係る譲渡所得等の課税の特例に関する経過措置)に規定する上場株式等に係る譲渡所得等の金額がある場合には、当該株式等に係る譲渡所得等の金額から当該上場株式等に係る譲渡所得等の金額を控除した残額又は当該上場株式等に係る譲渡所得等の金額」とする」と

二 新租税特別措置法第三十七条の十一の五第一項の規定の適用については、同項中「第三十七条の十第一項」とあるのは、「第三十七条の十第一項(所得税法等の一部を改正する法律(平成二十年法律第 号 附則第四十三条第二項の規定により適用される場合を含む。))とする。

4 新租税特別措置法第三十七条の十二の二第六項の規定の適用がある場合における第二項の規定の適用については、同項中「計算した金額」とあるのは「計算した金額(新租税特別措置法第三十七条の十二の二第六項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額。と、同条第一項前段」とあるのは「新租税特別措置法第三十七条の十第一項前段」とする。

5 新租税特別措置法第三十七条の十四の二第二項又は第二項の規定の適用がある場合において、これらの規定に規定するその有する株式が上場株式等に該当するときに於ける第二項の規

定の適用については、同項中「第三十七条の十二の二第二項各号に掲げる」とあるのは、「第三十七条の十四の二第二項又は第二項に規定する事由による」とする。

6 新租税特別措置法第三十七条の十四の三第三項の規定の適用がある場合において、同項に規定する旧株が上場株式等に該当するときに於ける第二項の規定の適用については、同項中「上場株式等の譲渡」とあるのは、「上場株式等の譲渡(新租税特別措置法第三十七条の十四の三第三項に規定する特定非適格株式交換による法人税法第二条第十二号の六の四に規定する株式交換完全親法人に対する同項に規定する旧株の譲渡を除く。を」とする。

7 第三項に定めるもののほか、第二項の規定の適用がある場合における所得税に関する法令の規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

(特定口座内保管上場株式等の譲渡等に係る所得計算等の特例に関する経過措置)

第四十四条 新租税特別措置法第三十七条の十一の三第三項第一号の規定(同号に規定する投資信託委託会社に係る部分に限る。)は、平成二十一年一月一日以後に設定される同号に規定する特定口座について適用し、同日前に設定された旧租税特別措置法第三十七条の十一の三第三項第一号に規定する特定口座については、なお従前の例による。

2 新租税特別措置法第三十七条の十一の三第三項第一号の規定(同号に規定する投資信託委託会社に係る部分を除く。)は、平成二十一年一月一日以後に締結される同号に規定する上場株式配当等受領委任契約に係る同号に規定する特定口座について適用する。
3 新租税特別措置法第三十七条の十一の三第七項の規定は、平成二十一年一月一日以後に同項の特定口座において処理される同項に規定する上場株式等の譲渡又は当該特定口座に受け入れる同項に規定する上場株式等の配当等に係る同

項の報告書について適用し、同日前に旧租税特別措置法第三十七条の十一の三第七項の特定口座において処理された同項に規定する上場株式等の譲渡に係る同項の報告書については、なお従前の例による。

(特定口座内保管上場株式等の譲渡による所得等に対する源泉徴収等の特例に関する経過措置)

第四十五条 新租税特別措置法第三十七条の十一の四第一項の場合において、同項の居住者又は国内に恒久的施設を有する非居住者が平成二十一年一月一日から平成二十二年十二月三十一日までの期間(以下この条において「経過期間」という。)内に新租税特別措置法第三十七条の十一の三第一項に規定する特定口座内保管上場株式等の譲渡又は上場株式等の信用取引等(同条第二項に規定する信用取引等をいう。)に係る新租税特別措置法第三十七条の十一の四第一項に規定する差金決済をしたときは、当該譲渡又は差金決済により生じた同項に規定する源泉徴収選択口座内調整所得金額に対する同項の規定の適用については、同項中「百分の十五」とあるのは、「百分の七」とする。

2 新租税特別措置法第三十七条の十一の四第三項の場合において、同項の居住者又は国内に恒久的施設を有する非居住者が経過期間内に同条第二項に規定する対象譲渡等を行ったときは、当該対象譲渡等により生じた同条第三項に規定する満たない部分の金額に対する同項の規定の適用については、同項中「百分の十五」とあるのは、「百分の七」とする。

3 経過期間内の各年において、居住者又は国内に恒久的施設を有する非居住者が有する新租税特別措置法第三十七条の十一の五第一項の規定を適用しないで計算したその年中の附則第四十三条第二項に規定する上場株式等に係る譲渡所得等の金額が五百万円を超える場合には、当該居住者又は国内に恒久的施設を有する非居住者が新租税特別措置法第三十七条の十一の四第一

項に規定する源泉徴収選択口座(その者が二以上の同項に規定する源泉徴収選択口座を有する場合には、それぞれの同項に規定する源泉徴収選択口座)において有する新租税特別措置法第三十七条の十一の五第一項各号に掲げる金額(当該金額の合計額が零を超える場合における当該各号に掲げる金額に限る。)については、同条の規定は、適用しない。

4 平成二十一年一月一日前に旧租税特別措置法第三十七条の十一の四第八項の源泉徴収選択口座において処理された旧租税特別措置法第三十七条の十一の三第七項に規定する上場株式等の譲渡に係る同項の報告書については、なお従前の例による。

(源泉徴収選択口座内配当等に係る所得計算及び源泉徴収の特例に関する経過措置)

第四十六条 新租税特別措置法第三十七条の十一の六の規定は、同条第一項の居住者又は国内に恒久的施設を有する非居住者が平成二十二年一月一日以後に同項の金融商品取引業者等から交付を受ける同項に規定する源泉徴収選択口座内配当等(以下この条において「源泉徴収選択口座内配当等」という。)について適用する。

2 平成二十二年一月一日から同年十二月三十一日までの期間(以下この条において「特例期間」という。)内に、新租税特別措置法第三十七条の十一の六第五項の金融商品取引業者等が居住者又は国内に恒久的施設を有する非居住者に対して支払われる源泉徴収選択口座内配当等について徴収すべき所得税の額を計算する場合において、当該源泉徴収選択口座内配当等に係る源泉徴収選択口座(新租税特別措置法第三十七条の十一の四第一項に規定する源泉徴収選択口座をいう。以下この条において同じ。)につき次に掲げる金額があるときは、当該源泉徴収選択口座内配当等について徴収して納付すべき所得税の額は、新租税特別措置法第三十七条の十一の六第六項の規定にかかわらず、政令で定めるところにより、その年中に交付した次項

各号に掲げる源泉徴収選択口座内配当等の区分に応じ当該各号に定める金額から次に掲げる金額の合計額を控除した金額として政令で定める金額を新租税特別措置法第八條の三第三項に規定する国外投資信託等の配当等(同条第二項第二号に掲げるものに限る。)、新租税特別措置法第九條の二第二項に規定する国外株式の配当等又は新租税特別措置法第九條の三の二第一項に規定する上場株式等の配当等に係るこれらの規定に規定する交付をする金額とみなしてこれらの規定を適用して計算した金額とする。

一 その年中にした当該源泉徴収選択口座に係る新租税特別措置法第三十七条の十一の三第一項に規定する特定口座内保管上場株式等の譲渡につき同項の規定に基づいて計算された当該特定口座内保管上場株式等の譲渡による事業所得の金額、譲渡所得の金額及び雑所得の金額の計算上生じた損失の金額として政令で定める金額

二 その年中に当該源泉徴収選択口座において処理された新租税特別措置法第三十七条の十一の四第一項に規定する差金決済に係る新租税特別措置法第三十七条の十一の三第二項に規定する信用取引等に係る上場株式等の譲渡につき同項の規定により計算された当該信用取引等に係る上場株式等の譲渡による事業所得の金額及び雑所得の金額の計算上生じた損失の金額として政令で定める金額

3 特例期間内における居住者又は国内に恒久的施設を有する非居住者が有する源泉徴収選択口座内配当等についての新租税特別措置法第八條の五第一項の規定の適用は、同条第四項及び新租税特別措置法第三十七条の十一の六第九項の規定にかかわらず、同条第一項の規定により計算されたその年中に交付を受けた次の各号に掲げる源泉徴収選択口座内配当等(その者が二以上の源泉徴収選択口座において源泉徴収選択口座内配当等を有する場合には、それぞれの源泉徴収選択口座において有する源泉徴収選択口座

内配当等。以下この条において同じ。)の区分に応じ当該各号に定める金額に係る配当所得の金額ごとに行うものとする。

一 その年中に交付を受けた源泉徴収選択口座内配当等のうち、その年中に同一の支払者から支払を受けるべき新租税特別措置法第八條の四第一項に規定する上場株式等の配当等の額の総額が一万円以下であるものとして政令で定めるもの(以下この条において「少額配当等」という。)

二 その年中に交付を受けた源泉徴収選択口座内配当等のうち、少額配当等以外のもの(以下この条において「少額配当等以外の配当等」という。)

4 特例期間内に第二項の金融商品取引業者等が同項の規定により源泉徴収選択口座内配当等について徴収して納付すべき所得税の額の計算上当該居住者又は国内に恒久的施設を有する非居住者が有する源泉徴収選択口座内配当等の額から控除した同項各号に掲げる金額につき新租税特別措置法第三十七条の十一の五第一項の規定の適用を受けない場合には、新租税特別措置法第三十七条の十一の六第十項の規定にかかわらず、当該控除した次の各号に掲げる金額の区分に応じ当該各号に定める配当等の額に係る配当所得の金額については、新租税特別措置法第八條の五第一項及び第二項の規定は、適用しない。

一 当該控除した金額のうち少額配当等の額から控除した額 当該居住者又は国内に恒久的施設を有する非居住者が当該源泉徴収選択口座内配当等に係る源泉徴収選択口座において有する少額配当等の額の総額

二 当該控除した金額のうち少額配当等以外の配当等の額から控除した額 当該居住者又は国内に恒久的施設を有する非居住者が当該源泉徴収選択口座内配当等に係る源泉徴収選択口座において有する少額配当等以外の配当等の額の総額

5 前各項に定めるもののほか、特定期間内における新租税特別措置法第三十七条の十一の六第二項に規定する源泉徴収選択口座内配当等受入開始届出書の提出に関する特例その他同条の規定の施行に必要なる経過措置は、政令で定める。

(上場株式等に係る譲渡損失の損益通算及び繰越控除に関する経過措置)

第四十七条 新租税特別措置法第三十七条の十二の二の規定は、平成二十一年分以後の所得税について適用し、平成二十分以前の所得税については、なお従前の例による。

(特定中小会社が発行した株式に係る譲渡所得等の課税の特例に関する経過措置)

第四十八条 施行日前に旧租税特別措置法第三十七条の十三の三第一項の居住者又は国内に恒久的施設を有する非居住者が同項に規定する払込みにより同項に規定する取得をした同項に規定する特定中小会社の特定株式(同項に規定する特定株式をいう。)については、同条の規定は、なおその効力を有する。この場合において、同項中「平成二十一年三月三十一日」とあるのは「所得税法等の一部を改正する法律(平成二十年法律第 号)の施行の日(前日)」と、「第三十七条の十一第一項第一号に規定する金融商品取引業者」とあるのは「同法第二十九条第一項に規定する金融商品取引業者(同法第二十八条第一項に規定する第一種金融商品取引業者を行う者に限る。)」とする。

(特定の合併等が行われた場合の株主等の課税の特例に関する経過措置)

第四十九条 施行日から平成二十二年十二月三十一日までの間は、旧租税特別措置法第三十七条の十四の三第四項第三号の規定は、なおその効力を有する。この場合において、同号中「上場株式等又は第三十七条の十四第一項に規定する特定上場株式等」とあるのは「上場株式等」と、「第三十七条の十一又は第三十七条の十四」とある

のは「同条」と、「第三十七条の十一第一項第五号及び第三十七条の十四第一項第四号中」とあるのは「同項第五号中」とする。

(国等に対して財産を寄附した場合の譲渡所得等の非課税に関する経過措置)

第五十条 新租税特別措置法第四十条(第一項に係る部分に限る。)の規定は、附則第一条第五号に定める日以後にされる同項後段に規定する財産の贈与又は遺贈について適用し、同日前にされた旧租税特別措置法第四十条第一項後段に規定する財産の贈与又は遺贈については、なお従前の例による。

2 新租税特別措置法第四十条(第一項に係る部分を除く。)の規定は、附則第一条第五号に定める日以後にされる新租税特別措置法第四十条第二項又は第三項の規定による同条第一項後段の承認の取消しについて適用し、同日前にされた旧租税特別措置法第四十条第二項の規定による同条第一項後段の承認の取消しについては、なお従前の例による。

3 特例民法法人である新租税特別措置法第四十条第三項に規定する公益法人等が一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律(以下この条において「整備法」という。)第四十四条の認定を受けた場合又は整備法第四十五条の認可を受けた場合には、当該認定又は認可を受けた日から一月以内に、政令で定めるところにより、当該公益法人等の名称及び所在地その他の財務省令で定める事項を記載した書類を、納税地の所轄税務署長を経由して国税庁長官に提出しなければならない。

4 前項に規定する特例民法法人とは、旧租税特別措置法第四十条第一項に規定する民法第三十四条の規定により設立された法人であつて整備法第四十条第一項の規定により一般社団法人又は一般財団法人として存続するもののうち、整備法第六十六条第一項(整備法第二百一十一条第一項において読み替えて準用する場合を含む。)の登記をしていないもの(整備法第二百一十一条第一項の規定により整備法第四十五条の認可を取り消されたものにあつては、法人税法第二条第九号の二に掲げるものに該当するものに限る。)をいう。

(特定の増改築等に係る住宅借入金等を有する場合の所得税額の特別控除の控除額に係る特例に関する経過措置)

第五十一条 新租税特別措置法第四十一条の三の二の規定は、居住者が同条第一項又は第四項に規定する住宅の増改築等をした家屋(当該住宅の増改築等に係る部分に限る。以下この条において同じ。)を施行日以後に新租税特別措置法第四十一条の三の二第一項又は第四項の定めるところによりその者の居住の用に供する場合について適用し、居住者が旧租税特別措置法第四十一条の三の二第一項に規定する住宅の増改築等をした家屋を施行日前に同項の定めるところによりその者の居住の用に供した場合については、なお従前の例による。

(償還差益等に係る分離課税等に関する経過措置)

第五十二条 新租税特別措置法第四十一条の十二第一項及び第三項の規定は、施行日以後に発行される同条第七項に規定する割引債につき支払を受けるべき同項に規定する償還差益について適用し、施行日前に発行された旧租税特別措置法第四十一条の十二第七項に規定する割引債につき支払を受けるべき同項に規定する償還差益については、なお従前の例による。

2 附則第二条に規定する外国法人が平成二十五年十一月三十日までに支払を受ける旧租税特別措置法第四十一条の十二第七項に規定する割引債の同項に規定する償還差益又は新租税特別措置法第四十一条の十二第七項に規定する割引債の同項に規定する償還差益については、旧租税

特別措置法第四十一条の十二第六項の規定は、なおその効力を有する。

3 平成二十一年十月一日前に発行された旧租税特別措置法第四十一条の十二第九項第十号に掲げる短期商工債については、なお従前の例による。

(民間国外債の発行差金の非課税に関する経過措置)

第五十三条 新租税特別措置法第四十一条の十三の規定は、施行日以後に発行される同条に規定する民間国外債につき支払を受ける同条に規定する発行差金について適用し、施行日前に発行された旧租税特別措置法第四十一条の十三に規定する民間国外債につき支払を受けた同条に規定する発行差金については、なお従前の例による。

(先物取引の差金等決済に係る支払調書等に関する経過措置)

第五十四条 新租税特別措置法第四十一条の十四の規定は、同条第一項に規定する先物取引に係る同項に規定する差金等決済で平成二十一年一月一日以後に行われるものについて適用し、旧租税特別措置法第四十一条の十四第一項に規定する先物取引に係る同項に規定する差金等決済で同日前行われたものについては、なお従前の例による。

2 新租税特別措置法第四十一条の十五の二の規定は、同条に規定する先物取引の差金等決済で平成二十一年一月一日以後に行われるものについて適用する。

(特定地域雇用等促進法人に寄附した場合の寄附金控除の特例に関する経過措置)

第五十五条 個人が平成二十五年十一月三十日までに支出する地域再生法の一部を改正する法律(平成二十年法律第 号)附則第二条の規定によりなおその効力を有するものとされる同法第二条の規定による改正前の地域再生法(平成十七年法律第二十四号)第十九条第一項に規定

する特定地域雇用等促進法人に対する寄附金については、旧租税特別措置法第四十一条の十八の二の規定は、なおその効力を有する。この場合において、同条第一項中「同法第十九条第一項」とあるのは「地域再生法の一部を改正する法律(平成二十年法律第 号)附則第二条の規定によりなおその効力を有するものとされる同法第二条の規定による改正前の地域再生法(以下この条において「効力地域再生法」という。)(第十九条第一項」と、「同法第五条第三項第三号」とあるのは「効力地域再生法第五条第三項第三号」と、「同法第十九条第一項」とあるのは「効力地域再生法第十九条第一項」と、同条第二項中「地域再生法第五条第三項第三号」とあるのは「効力地域再生法第五条第三項第三号」とする。

(租税特別措置法の一部改正に伴う法人税の特例に関する経過措置の原則)
第五十六条 新租税特別措置法第三章の規定は、別段の定めがあるものを除くほか、法人(法人税法第二条第八号に規定する人格のない社団等を含む。以下同じ。)の施行日以後に開始する事業年度分の法人税及び連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人の施行日以前に開始した連結事業年度分の法人税については、なお従前の例による。

(事業基盤強化設備を取得した場合の特別償却又は法人税額の特別控除に関する経過措置)
第五十八条 法人が附則第一条第七号に定める日以前に取得又は製作をした旧租税特別措置法第四十二条の七第一項第六号に定める機械及び装置については、なお従前の例による。

2 新租税特別措置法第四十二条の七(第一項第七号に係る部分に限る。)の規定は、法人が附則第一条第七号に定める日以後に取得又は製作をする同項第七号に定める機械及び装置について適用する。
(情報基盤強化設備等取得した場合の特別償却又は法人税額の特別控除に関する経過措置)
第五十九条 新租税特別措置法第四十二条の十一の規定は、法人の施行日以後に終了する事業年度分の法人税について適用し、法人の施行日前に終了した事業年度分の法人税については、なお従前の例による。この場合において、同条第一項に規定する大規模法人として政令で定める法人の施行日前に開始し、かつ、施行日以後に終了する事業年度における同条の規定の適用については、同項中「大規模法人」として政令で定める法人の当該供用年度の指定期間内における適用対象投資額」とあるのは「平成二十年四月一日から当該供用年度終了の日までの期間内に事業の用に供した情報基盤強化設備等の取得価額の合計額」と、
(法人の資産の譲渡等の場合の課税の特例に関する経過措置)
第六十一条 新租税特別措置法第六十五条の四第一項第七号及び第二十五号の規定は、法人が附則第一条第五号に定める日以後に行う同項に規定する土地等の譲渡に係る法人税について適用し、法人が同日以前に行った旧租税特別措置法第六十五条の四第一項に規定する土地等の譲渡に係る法人税については、なお従前の例による。

2 新租税特別措置法第六十五条の十三第一項第二

第五十七号 新租税特別措置法第四十二条の五(第一項第四号に係る部分に限る。)の規定は、法人が施行日以後に取得又は製作若しくは建設をする同項に規定するエネルギー需給構造改革推進設備等について適用する。

2 新租税特別措置法第四十四条の二第二項の規定は、法人が附則第一条第八号に定める日以後に取得等をする同項に規定する集積産業用資産について適用し、法人が同日以前に取得等をした旧租税特別措置法第四十四条の二第一項に規定する集積産業用資産については、なお従前の例による。

3 新租税特別措置法第四十四条の四第一項の規定は、法人が施行日以後に取得等をする同項に規定する特定電気通信設備等について適用し、法人が施行日前に取得等をした旧租税特別措置法第四十四条の四第一項に規定する特定電気通信設備等については、なお従前の例による。

4 新租税特別措置法第四十四条の六第一項の規定は、法人が施行日以後に取得等をする同項に規定する資源再生化設備等について適用し、法人が施行日前に取得等をした旧租税特別措置法第四十四条の六第一項に規定する再商品化設備等については、なお従前の例による。

5 新租税特別措置法第四十六条の二第二項の規定は、法人が施行日以後に取得又は製作をする同項に規定する障害者対応設備等について適用し、法人が施行日前に取得又は製作をした旧租税特別措置法第四十六条の二第二項に規定する障害者対応設備等については、なお従前の例による。

(法人の減価償却に関する経過措置)
第六十条 新租税特別措置法第四十三条第一項の規定は、法人が施行日以後に取得等(取得又は製作若しくは建設をいう。以下この条において同じ。)をする同項に規定する特定設備等について適用し、法人が施行日前に取得等をした旧租

2 新租税特別措置法第六十五条の十三第一項第二

第六十二条 旧租税特別措置法第六十六条の十第一項第二号に掲げる法人が平成二十年七月一日前に取得又は製作をした同号に定める固定資産については、なお従前の例による。

(特定地域雇用等促進法人に対する寄附金の損金算入の特例に関する経過措置)
第六十五条 法人が平成二十五年十一月三十日までに出資する地域再生法の一部を改正する法律(平成二十年法律第 号)附則第二条の規定によりなおその効力を有するものとされる同法第二条の規定による改正前の地域再生法第十九条第一項に規定する特定地域雇用等促進法人に対する寄附金については、旧租税特別措置法第六十六条の十二の規定は、なおその効力を有する。この場合において、次の表の上欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の下欄に掲げる字句とする。

2 新租税特別措置法第六十五条の十三第一項第二

2 新租税特別措置法第四十四条の二第二項の規定は、法人が附則第一条第八号に定める日以後に取得等をする同項に規定する集積産業用資産について適用し、法人が同日以前に取得等をした旧租税特別措置法第四十四条の二第一項に規定する集積産業用資産については、なお従前の例による。

3 新租税特別措置法第四十四条の四第一項の規定は、法人が施行日以後に取得等をする同項に規定する特定電気通信設備等について適用し、法人が施行日前に取得等をした旧租税特別措置法第四十四条の四第一項に規定する特定電気通信設備等については、なお従前の例による。

4 新租税特別措置法第四十四条の六第一項の規定は、法人が施行日以後に取得等をする同項に規定する資源再生化設備等について適用し、法人が施行日前に取得等をした旧租税特別措置法第四十四条の六第一項に規定する再商品化設備等については、なお従前の例による。

5 新租税特別措置法第四十六条の二第二項の規定は、法人が施行日以後に取得又は製作をする同項に規定する障害者対応設備等について適用し、法人が施行日前に取得又は製作をした旧租税特別措置法第四十六条の二第二項に規定する障害者対応設備等については、なお従前の例による。

(法人の資産の譲渡等の場合の課税の特例に関する経過措置)
第六十一条 新租税特別措置法第六十五条の四第一項第七号及び第二十五号の規定は、法人が附則第一条第五号に定める日以後に行う同項に規定する土地等の譲渡に係る法人税について適用し、法人が同日以前に行った旧租税特別措置法第六十五条の四第一項に規定する土地等の譲渡に係る法人税については、なお従前の例による。

2 新租税特別措置法第六十五条の十三第一項第二

第六十二条 旧租税特別措置法第六十六条の十第一項第二号に掲げる法人が平成二十年七月一日前に取得又は製作をした同号に定める固定資産については、なお従前の例による。

(特定地域雇用等促進法人に対する寄附金の損金算入の特例に関する経過措置)
第六十五条 法人が平成二十五年十一月三十日までに出資する地域再生法の一部を改正する法律(平成二十年法律第 号)附則第二条の規定によりなおその効力を有するものとされる同法第二条の規定による改正前の地域再生法第十九条第一項に規定する特定地域雇用等促進法人に対する寄附金については、旧租税特別措置法第六十六条の十二の規定は、なおその効力を有する。この場合において、次の表の上欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の下欄に掲げる字句とする。

2 新租税特別措置法第六十五条の十三第一項第二

第二項	同法第十九条第一項に	地域再生法の一部を改正する法律(平成二十年法律第 号)附則第二条の規定によりなおその効力を有するものとされる同法第二条の規定による改正前の地域再生法(以下この項及び第四項において「効力地域再生法」という。)第十九条第一項に
	同法第五条第三項第三号	効力地域再生法第五条第三項第三号
	同法第十九条第一項の	効力地域再生法第十九条第一項の
	同法第十九条第二項	効力地域再生法第十九条第二項
	租税特別措置法	所得税法等の一部を改正する法律(平成二十年法律第 号)附則第六十五条の規定によりなおその効力を有するものとされる同法第八条の規定による改正前の租税特別措置法
第三項	同条第二項に	所得税法等の一部を改正する法律(平成二十年法律第 号)附則第六十五条の規定によりなおその効力を有するものとされる同法第八条の規定による改正前の租税特別措置法第六十六条の十二第二項に
第四項	地域再生法第五条第三項第三号	効力地域再生法第五条第三項第三号

(農業生産法人の肉用牛の売却に係る所得の課税の特例に関する経過措置)

第六十六条 新租税特別措置法第六十七条の三の規定は、法人の平成二十一年四月一日以後に終了する事業年度分の法人税について適用し、法人の同日前に終了した事業年度分の法人税については、なお従前の例による。この場合において、法人の同日前に開始し、かつ、同日以後に終了する事業年度における同条の規定の適用については、次の表の上欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の下欄に掲げる字句とする。

第一項	(その売却した 業年度 が二千頭 、二千頭 事業年度が 前項	(平成二十一年四月一日から当該事業年度終了の日までの期間内にその売却した (当該売却をした日を含む事 業年度 が二千頭 、二千頭 事業年度(平成二十一年四月一日以前に開始し、かつ、同日以後に終了する事業年度を除く。)が 当該経過期間内の当該免税対象飼育牛に該当する肉用牛の頭数の合計のうち当該計算した頭数 が二千頭に当該経過期間の月数を乗じてこれを十二で除して計算した頭数 、当該経過期間内の当該免税対象飼育牛に該当する肉用牛の頭数の合計のうち当該計算した頭数 事業年度(平成二十一年四月一日以前に開始し、かつ、同日以後に終了する事業年度を除く。)が 所得税法等の一部を改正する法律(平成二十年法律第 号)附則第六十六条の規定により読み替えられた第一項
-----	---	--

(特定目的会社に係る課税の特例に関する経過措置)

第六十七条 新租税特別措置法第六十七条の十四第一項の規定は、同項に規定する特定目的会社の施行日以後に終了する事業年度分の法人税について適用し、旧租税特別措置法第六十七条の十四第一項に規定する特定目的会社の施行日以前に終了した事業年度分の法人税については、なお従前の例による。

2 新租税特別措置法第六十七条の十四第四項の規定は、同条第一項に規定する特定目的会社が施行日以後に開始する事業年度において納付する同条第四項に規定する外国法人税の額(旧租税特別措置法第六十七条の十四第二項の規定により読み替えられた法人税法第六十九条の規定の適用を受けたものを除く。)について適用する。

(投資法人に係る課税の特例に関する経過措置)

第六十八条 新租税特別措置法第六十七条の十五第一項の規定は、同項に規定する投資法人の施行日以後に終了する事業年度分の法人税について適用し、旧租税特別措置法第六十七条の十五第一項に規定する投資法人の施行日以前に終了した事業年度分の法人税については、なお従前の例による。

2 新租税特別措置法第六十七条の十五第五項の規定は、同条第一項に規定する投資法人が施行日以後に開始する事業年度において納付する同条第五項に規定する外国法人税の額(旧租税特別措置法第六十七条の十五第三項の規定により読み替えられた法人税法第六十九条の規定の適用を受けたものを除く。)について適用する。

(民間国外債の利子等の非課税に関する経過措置)

第六十九條 新租税特別措置法第六十七條の十六第二項の規定は、施行日以後に発行される同項に規定する民間国外債につき支払を受ける利子又は同項に規定する発行差金について適用し、施行日前に発行された旧租税特別措置法第六十七條の十六第二項に規定する民間国外債につき支払を受けた利子又は同項に規定する発行差金については、なお従前の例による。

(経営革新計画を実施する中小企業者に対する特定同族会社の特別税率の不適用に関する経過措置)

第七十條 旧租税特別措置法第六十八條の二第二項に規定する承認を施行日前に受けた同項に規定する中小企業者が各事業年度終了の時に同項の経営革新のための事業を実施している場合については、同條の規定は、なおその効力を有する。この場合において、同項中「平成十八年四月一日から平成二十年三月三十一日までの間に開始する各事業年度」とあるのは、「各事業年度」とする。

(農林中央金庫の合併等に係る課税の特例に関する経過措置)

第七十一條 新租税特別措置法第六十八條の二第一項の規定は、施行日以後に行われる同項第五号に掲げる合併について適用し、施行日前に行われた旧租税特別措置法第六十八條の二の二第五号に掲げる合併については、なお従前の例による。

2 新租税特別措置法第六十八條の二第二項の規定は、施行日以後に行われる同項に規定する共同事業現物出資について適用する。

(特定目的信託に係る受託法人の課税の特例に関する経過措置)

第七十二條 新租税特別措置法第六十八條の三の二第一項の規定は、同項に規定する特定目的信託に係る同項に規定する受託法人の施行日以後

に終了する事業年度分の法人税について適用し、旧租税特別措置法第六十八條の三の二第一項に規定する特定目的信託に係る同項に規定する受託法人の施行日前に終了した事業年度分の法人税については、なお従前の例による。

2 新租税特別措置法第六十八條の三の二第四項の規定は、同條第一項に規定する特定目的信託に係る同項に規定する受託法人が施行日以後に開始する事業年度において納付する同條第四項に規定する外国法人税の額(旧租税特別措置法第六十八條の三の二第三項の規定により読み替えられた法人税法第六十九條の規定の適用を受けたものを除く。)について適用する。

(特定投資信託に係る受託法人の課税の特例に関する経過措置)

第七十三條 新租税特別措置法第六十八條の三の三第一項の規定は、同項に規定する特定投資信託に係る同項に規定する受託法人の施行日以後に終了する事業年度分の法人税について適用し、旧租税特別措置法第六十八條の三の三第一項に規定する特定投資信託に係る同項に規定する受託法人の施行日前に終了した事業年度分の法人税については、なお従前の例による。

2 新租税特別措置法第六十八條の三の三第四項の規定は、同條第一項に規定する特定投資信託に係る同項に規定する受託法人が施行日以後に開始する事業年度において納付する同條第四項に規定する外国法人税の額(旧租税特別措置法第六十八條の三の三第三項の規定により読み替えられた法人税法第六十九條の規定の適用を受けたものを除く。)について適用する。

(課税所得の範囲の変更等の場合の特例に関する経過措置)

第七十四條 新租税特別措置法第六十八條の三の五の規定は、施行日後に同條第一項に規定する特定普通法人が同項に規定する公益法人等に該当することとなる場合について適用する。

2 施行日から附則第一条第五号に定める日の前日までの間における新租税特別措置法第六十八

條の三の五の規定の適用については、同條第一項中「一般社団法人若しくは一般財団法人又は医療法人のうち」とあるのは、「医療法人のうち」とする。

(連結法人が試験研究を行った場合の法人税額の特別控除に関する経過措置)

第七十五條 新租税特別措置法第六十八條の九の規定は、連結法人の連結親法人事業年度(法人税法第十五條の二第一項に規定する連結親法人事業年度をいう。以下附則第七十九條までにおいて同じ。)が施行日以後に開始する連結事業年度分の法人税について適用し、連結法人の連結親法人事業年度が施行日前に開始した連結事業年度分の法人税については、なお従前の例による。

(連結法人がエネルギー需給構造改革推進設備等を取得した場合の特別償却又は法人税額の特別控除に関する経過措置)

第七十六條 新租税特別措置法第六十八條の十(第一項第四号に係る部分に限る。)の規定は、連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人が施行日以後に取得又は製作若しくは建設をする同項に規定するエネルギー需給構造改革推進設備等について適用する。

(連結法人が事業基盤強化設備を取得した場合の特別償却又は法人税額の特別控除に関する経過措置)

第七十七條 連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人が附則第一条第七号に定める日前に取得又は製作をした旧租税特別措置法第六十八條の十二第一項第六号に定める機械及び装置については、なお従前の例による。

2 新租税特別措置法第六十八條の十二(第一項第七号に係る部分に限る。)の規定は、連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人が附則第一条第七号に定める日以後に取得又は製作をする同項第七号に定める機械及び装置について適用する。

3 新租税特別措置法第六十八條の十二(第五項に係る部分に限る。)の規定は、連結法人の連結親法人事業年度が施行日以後に開始する連結事業年度分の法人税について適用する。

(連結法人が情報基盤強化設備を取得した場合の特別償却又は法人税額の特別控除に関する経過措置)

第七十八條 新租税特別措置法第六十八條の十五の規定は、連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人の施行日以後に終了する連結事業年度分の法人税について適用し、連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人の施行日前に終了した連結事業年度分の法人税については、なお従前の例による。この場合において、同條第一項に規定する大規模連結法人として政令で定める連結法人の施行日前に開始し、かつ、施行日以後に終了する連結事業年度における同條の規定の適用については、同項中「大規模連結法人として政令で定める連結法人の当該供用年度の指定期間内における適用対象投資額」とあるのは、「平成二十年四月一日から当該供用年度終了の日までの期間内に事業の用に供した情報基盤強化設備等の取得価額の合計額」とし、「には、二百億円に当該情報基盤強化設備等の取得価額が当該適用対象投資額」とあるのは、「における当該期間内に事業の用に供した情報基盤強化設備等の取得価額が当該合計額」とする。

(連結法人の教育訓練費の額が増加した場合の法人税額の特別控除に関する経過措置)

第七十九條 旧租税特別措置法第六十八條の十五の二第一項又は第二項に規定する連結法人の連結親法人事業年度が施行日前に開始した連結事業年度分の法人税については、なお従前の例による。

(連結法人の減価償却に関する経過措置)

第八十條 新租税特別措置法第六十八條の十六第一項の規定は、連結親法人又は当該連結親法人

による連結完全支配関係にある連結子法人が施行日以後に取得等（取得又は製作若しくは建設をいう。以下この条において同じ。）をする同項に規定する特定設備等について適用し、連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人が施行日前に取得等をした旧租税特別措置法第六十八條の十六第一項に規定する特定設備等については、なお従前の例による。

2 新租税特別措置法第六十八條の二十第一項の規定は、連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人が附則第一条第八号に定める日以後に取得等をする同項に規定する集積産業用資産について適用し、連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人が同日前に取得等をした旧租税特別措置法第六十八條の二十第一項に規定する集積産業用資産については、なお従前の例による。

3 新租税特別措置法第六十八條の二十三第一項の規定は、連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人が施行日以後に取得等をする同項に規定する特定電気通信設備等について適用し、連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人が施行日前に取得等をした旧租税特別措置法第六十八條の二十三第一項に規定する特定電気通信設備等については、なお従前の例による。

4 新租税特別措置法第六十八條の二十六第一項の規定は、連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人が施行日以後に取得等をする同項に規定する資源再生化設備等について適用し、連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人が施行日前に取得等をした旧租税特別措置法第六十八條の二十六第一項に規定する再商品化設備等については、なお従前の例による。

5 新租税特別措置法第六十八條の三十一第二項の規定は、連結親法人又は当該連結親法人によ

る連結完全支配関係にある連結子法人が施行日以後に取得又は製作をする同項に規定する障害者対応設備等について適用し、連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人が施行日前に取得又は製作をした旧租税特別措置法第六十八條の三十一第二項に規定する障害者対応設備等については、なお従前の例による。

（連結法人の資産の譲渡等の場合の課税の特例に関する経過措置）

第八十一條 新租税特別措置法第六十八條の七十五 新租税特別措置法第六十五條の四第一項第七号及び第二十五号に係る部分に限る。の規定は、連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人が附則第一条第五号に定める日以後に行う新租税特別措置法第六十八條の七十五第一項に規定する土地等の譲渡に係る法人税について適用し、連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人が同日前行った旧租税特別措置法第六十八條の七十五第一項に規定する土地等の譲渡に係る法人税については、なお従前の例による。

2 新租税特別措置法第六十八條の八十四第一項第二号の規定は、連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人が附則第一条第五号に定める日以後に行う同項に規定する所有隣接土地等の譲渡に係る法人税について適用し、連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人が同日前行った旧租税特別措置法第六十八條の八十四第一項に規定する所有隣接土地等の譲渡に係る法人税については、なお従前の例による。

（連結親法人である鉱工業技術研究組合等の所得計算の特例に関する経過措置）
第八十二條 旧租税特別措置法第六十八條の九十四第一項に規定する連結親法人が平成二十七年七月一日前に取得又は製作をした旧租税特別措置法第六十六條の十第一項第二号に定める固定資産については、なお従前の例による。

（連結法人の特定の基金に対する負担金等の損金算入の特例に関する経過措置）
第八十三條 新租税特別措置法第六十八條の九十五第一項 新租税特別措置法第六十六條の十一第一項第六号に係る部分に限る。の規定は、連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人が附則第一条第五号に定める日以後に支出する新租税特別措置法第六十六條の十一第一項第六号に掲げる負担金について適用する。
（連結法人の特定地域雇用会社等に対する寄附金の損金算入の特例に関する経過措置）
第八十四條 連結親法人又は当該連結親法人によ

る連結完全支配関係にある連結子法人が平成二十五年十一月三十日までに出資する地域再生法の一部を改正する法律（平成二十年法律第二十号）附則第二条の規定によりなおその効力を有するものとされる同法第二条の規定による改正前の地域再生法第十九條第一項に規定する特定地域雇用等促進法人に対する寄附金については、旧租税特別措置法第六十八條の九十六の二の規定は、なおその効力を有する。この場合において、次の表の上欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の下欄に掲げる字句とする。

第二項	同法第十九條第一項に			
	同法第五條第三項第三号	同法第十九條第一項の	同法第十九條第二項	租税特別措置法
	効力地域再生法第五條第三項第三号	効力地域再生法第十九條第一項の	効力地域再生法第十九條第二項	所得税法等の一部を改正する法律（平成二十年法律第二十号）附則第八十四條の規定によりなおその効力を有するものとされる同法第八條の規定による改正前の租税特別措置法
第三項	同条第二項			
	所得税法等の一部を改正する法律（平成二十年法律第二十号）附則第八十四條の規定によりなおその効力を有するものとされる同法第八條の規定による改正前の租税特別措置法第六十八條の九十六の二第二項	所得税法等の一部を改正する法律（平成二十年法律第二十号）附則第八十四條の規定によりなおその効力を有するものとされる同法第八條の規定による改正前の租税特別措置法	所得税法等の一部を改正する法律（平成二十年法律第二十号）附則第八十四條の規定によりなおその効力を有するものとされる同法第八條の規定による改正前の租税特別措置法	所得税法等の一部を改正する法律（平成二十年法律第二十号）附則第八十四條の規定によりなおその効力を有するものとされる同法第八條の規定による改正前の租税特別措置法第六十八條の九十六の二第二項

(連結欠損金額の範囲の特例に関する経過措置)
第八十五条 旧租税特別措置法第六十八条の九十七第一項に規定する最初に開始する連結事業年度開始の日前五年内に開始した各事業年度において生じた同項に規定する欠損金額については、同条の規定は、なおその効力を有する。
(連結法人である農業生産法人の肉用牛の売却に係る連結所得の課税の特例に関する経過措置)
第八十六条 新租税特別措置法第六十八条の百一の規定は、連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人の平成二

十一年四月一日以後に終了する連結事業年度分の法人税について適用し、連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人の同日前に終了した連結事業年度分の法人税については、なお従前の例による。この場合において、連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人の同日前に開始し、かつ、同日以後に終了する連結事業年度における同条の規定の適用については、次の表の上欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の下欄に掲げる字句とする。

第二項	(その売却した)		前項
	(当該売却をした日を含む連結事業年度	(平成二十一年四月一日から当該連結事業年度終了の日までの期間内にその売却した	
第四項	が二千頭	(平成二十一年四月一日から当該連結事業年度終了の日までの期間(以下この項において「経過期間」という。)	連結事業年度(平成二十一年四月一日前に開始し、かつ、同日以後に終了する連結事業年度を除く。)
	、二千頭	が二千頭に当該経過期間の月数を乗じてこれを十二で除して計算した頭数	
第五項	連結事業年度が	、当該経過期間内の当該免税対象飼育牛に該当する肉用牛の頭数の合計のうち当該計算した頭数	所得税法等の一部を改正する法律(平成二十年法律第 号)附則第八十六条の規定により読み替えられた第一項
	前項	連結事業年度(平成二十一年四月一日前に開始し、かつ、同日以後に終了する連結事業年度を除く。)	

(経営革新計画を実施する連結親法人である中小企業者に対する特定同族会社の特別税率の不適用に関する経過措置)
第八十七条 旧租税特別措置法第六十八条の百九第一項に規定する承認を施行日前に受けた同項に規定する連結親法人が各連結事業年度終了の時において同項に規定する承認経営革新計画に従って同項の経営革新のための事業を実施している場合には、同条の規定は、なおその効力を有する。

る。この場合において、同項中「法人税法第十五条の二第一項に規定する連結親法人事業年度が平成十八年四月一日から平成二十年三月三十一日までの間に開始する各連結事業年度」とあるのは、「各連結事業年度」とする。
(相続税の特例に関する経過措置)
第八十八条 相続又は遺贈(贈与をした者の死亡により効力を生ずる贈与を含む。)により財産を取得した者が、当該取得した財産に属する金銭を平成二十五年十一月三十日まで地域再生法の一部を改正する法律(平成二十年法律第 号)附則第二条の規定によりなおその効力を有するものとされる同法第二条の規定による改正前の地域再生法第十九条第一項に規定する特定地域雇用等促進法人に対し贈与(贈与をした者の死亡により効力を生ずる贈与を除く。)をした場合については、旧租税特別措置法第七十条第十一項及び第十二項の規定は、なおその効力を有する。この場合において、次の表の上欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の下欄に掲げる字句とする。

第十一項	同法第十九条第一項に		第十一項
	同法第五条第三項第三号	同法第十九条第一項の	
第十二項	地域再生法の一部を改正する法律(平成二十年法律第 号)附則第二条の規定によりなおその効力を有するものとされる同法第二条の規定による改正前の地域再生法(以下この項及び次項において「効力地域再生法」という。)	効力地域再生法第十九条第一項の	効力地域再生法第五条第三項第三号
	地域再生法の一部を改正する法律(平成二十年法律第 号)附則第二条の規定によりなおその効力を有するものとされる同法第二条の規定による改正前の地域再生法(以下この項及び次項において「効力地域再生法」という。)	効力地域再生法第十九条第一項の	
第十二項	地域再生法の一部を改正する法律(平成二十年法律第 号)附則第二条の規定によりなおその効力を有するものとされる同法第二条の規定による改正前の地域再生法(以下この項及び次項において「効力地域再生法」という。)	効力地域再生法第十九条第一項の	効力地域再生法第五条第三項第三号
	地域再生法の一部を改正する法律(平成二十年法律第 号)附則第二条の規定によりなおその効力を有するものとされる同法第二条の規定による改正前の地域再生法(以下この項及び次項において「効力地域再生法」という。)	効力地域再生法第十九条第一項の	

(登録免許税の特例に関する経過措置)

第八十九条 新租税特別措置法第七十六条第一項

の規定は、施行日以後に同項に規定する農地保有合理化事業を行う法人が買入れをする同項に規定する農用地の所有権の移転の登記に係る登録免許税について適用し、施行日前に旧租税特別措置法第七十六条第一項に規定する農地保有合理化事業を行う法人が買入れをした同項に規定する農用地の所有権の移転の登記に係る登録免許税については、なお従前の例による。

2 新租税特別措置法第七十八条の二の規定は、

施行日以後に漁業協同組合が同条第一項に規定する権利義務の承継をする場合における当該承継に係る不動産又は船舶の権利の移転の登記に係る登録免許税について適用し、施行日前に漁業協同組合が旧租税特別措置法第七十八条の二第一項に規定する権利義務の承継をした場合における当該承継に係る不動産又は船舶の権利の移転の登記に係る登録免許税については、なお従前の例による。

3 漁業協同組合が、施行日前に旧租税特別措置

法第七十八条の二第二項に規定する合併をした場合において当該合併により取得した不動産又は船舶の権利の移転の登記に係る登録免許税については、なお従前の例による。

4 新租税特別措置法第八十条第一項の規定は、

施行日以後に同項に規定する認定がされる場合における同項各号に掲げる事項についての登記に係る登録免許税について適用し、施行日前に旧租税特別措置法第八十条第一項に規定する認定がされた場合における同項各号に掲げる事項についての登記に係る登録免許税については、なお従前の例による。

5 新租税特別措置法第八十条第二項の規定は、

施行日以後に同項に規定する決定がされる場合における同条第一項第一号に掲げる事項についての登記に係る登録免許税について適用し、施行日前に旧租税特別措置法第八十条第二項に規定する決定がされた場合における同条第一項第

一号に掲げる事項についての登記に係る登録免許税については、なお従前の例による。

6 旧租税特別措置法第八十条の二第一項に規定する認定経営基盤強化計画又は同条第三項第一号に規定する経営強化計画若しくは同項第二号に規定する変更後の経営強化計画が施行日前に提出された場合における同条第一項各号に掲げる事項についての登記に係る登録免許税については、なお従前の例による。

7 新租税特別措置法第八十条の二第二項の規定

は、施行日以後に農林中央金庫が同項に規定する事業譲渡により不動産に関する権利を取得する場合（前項の規定によりなお従前の例によることとされる場合を除く。）における当該不動産に係る抵当権の移転の登記に係る登録免許税について適用し、施行日前に農林中央金庫が旧租税特別措置法第八十条の三第一項に規定する事業譲渡により取得した不動産に係る抵当権の移転の登記に係る登録免許税については、なお従前の例による。

8 旧租税特別措置法第八十条の三第二項に規定

する信用農業協同組合連合会が、施行日前に同項に規定する信用事業の全部又は一部の譲受けにより取得した不動産に係る抵当権の移転の登記に係る登録免許税については、なお従前の例による。

9 旧租税特別措置法第八十条の三第三項に規定

する特定農業協同組合が、施行日前に同項に規定する信用事業の全部又は一部の譲受けにより取得した不動産に係る抵当権の移転の登記に係る登録免許税については、なお従前の例による。

10 新租税特別措置法第八十条の二第二項の規定

は、施行日以後に同項に規定する特定農業協同組合が同項に規定する合併により取得する不動産に係る権利の移転の登記に係る登録免許税について適用し、施行日前に旧租税特別措置法第八十条の三第四項に規定する特定農業協同組合が同項に規定する合併により取得した不動産に

係る権利の移転の登記に係る登録免許税については、なお従前の例による。

11 農業信用基金協会が、施行日前に旧租税特別措置法第八十条の四第一項に規定する保証事業の譲渡を行った場合において当該譲渡により個人又は法人が取得をした不動産の抵当権の移転の登記に係る登録免許税については、なお従前の例による。

12 株式会社が平成十八年四月一日から平成十九

年三月三十一日までの間に新設分割又は吸収分割を行った場合において、旧租税特別措置法第八十一条第九項の規定により読み替えて適用される旧租税特別措置法第七十九条第一項に規定する勧告若しくは指示若しくは認定、旧租税特別措置法第八十条第一項に規定する認定又は旧租税特別措置法第八十条の二第二項に規定する認定であつて当該期間内にされたものに係る旧租税特別措置法第七十九条第一項（第一号から第四号までを除く。）、旧租税特別措置法第八十条第一項（第一号から第四号までを除く。）又は旧租税特別措置法第八十条の二第二項（第一号から第四号までを除く。）又は旧租税特別措置法第八十条の二第二項（第一号から第四号までを除く。）及び第五号を除き、同条第三項において準用する場合を含む。）に掲げる事項についての登記に係る登録免許税については、なお従前の例による。

13 株式会社が平成十九年四月一日から平成二十

年三月三十一日までの間に新設分割又は吸収分割を行った場合において、旧租税特別措置法第八十一条第十項の規定により読み替えて適用される旧租税特別措置法第七十九条第一項に規定する勧告若しくは指示若しくは認定、旧租税特別措置法第八十条第一項に規定する認定又は旧租税特別措置法第八十条の二第二項に規定する認定であつて当該期間内にされたものに係る旧租税特別措置法第七十九条第一項（第一号から第四号までを除く。）、旧租税特別措置法第八十条第一項（第一号から第四号までを除く。）又は旧租税特別措置法第八十条の二第二項（第一号から第四号までを除く。）及び第五号を除き、同条第三項

において準用する場合を含む。）に掲げる事項についての登記に係る登録免許税については、なお従前の例による。

14 新租税特別措置法第八十三条の三第一項の規定は、施行日以後に同項に規定する特定目的会社取得する同項に規定する特定不動産で同項第二号の要件を満たすもの又は指名金銭債権に係る同項に規定する不動産の権利の移転の登記に係る登録免許税について適用し、施行日前に旧租税特別措置法第八十三条の三第一項に規定する特定目的会社が取得した同項に規定する特定不動産で同項第二号の要件を満たすもの又は指名金銭債権に係る同項に規定する不動産の権利の移転の登記に係る登録免許税については、なお従前の例による。

15 新租税特別措置法第八十三条の三第二項の規

定は、施行日以後に同項に規定する信託会社等が同項に規定する不動産の所有権を取得する場合における当該不動産の所有権の移転の登記に係る登録免許税について適用し、施行日前に旧租税特別措置法第八十三条の三第二項に規定する信託会社等が同項に規定する不動産の所有権を取得した場合における当該不動産の所有権の移転の登記に係る登録免許税については、なお従前の例による。

16 新租税特別措置法第八十三条の三第三項の規

定は、施行日以後に同項に規定する投資法人が同項に規定する不動産の所有権を取得する場合における当該不動産の所有権の移転の登記に係る登録免許税について適用し、施行日前に旧租税特別措置法第八十三条の三第三項に規定する投資法人が同項に規定する不動産の所有権を取得した場合における当該不動産の所有権の移転の登記に係る登録免許税については、なお従前の例による。

(酒税の特例に関する経過措置)

第九十条 この附則に別段の定めがあるものを除き、施行日前に課した、又は課すべきであった酒税については、なお従前の例による。

2 施行日前にした行為及び前項の規定によりなお従前の例によることとされる酒税に係る施行日以後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(揮発油税及び地方道路税の特例に関する経過措置)

第九十一条 第八條の規定(租税特別措置法第十八條の六の次に一條を加える改正規定に限る。)の施行の際、揮発油等の品質の確保等に関する法律(昭和五十一年法律第八十八号)第十二條の五第一項第三号に規定する揮発油特定加工業者又は同法第十七條の三第一項に規定する揮発油生産業者の揮発油の製造場に現存する揮発油(当該製造場において製造されたものに限る。)のうち、新租税特別措置法第八十八條の七第一項各号のいずれかに掲げる物品と揮発油(同項各号に掲げる物品以外のアルコール含有物又はエチルターシャリーブチルエテルを混和して製造したものを除く。)とを混和して製造した揮発油であつて揮発油等の品質の確保等に関する法律第十三條に規定する揮発油規格に適合するもの(当該揮発油が同項各号のいずれかに掲げる物品を混和して製造したものであることにつき、政令で定めるところにより、経済産業大臣が証明したものに限る。)については、当該揮発油を同項に規定するパイオエタノール等揮発油と、当該揮発油の製造者を新租税特別措置法第八十八條の七第三項前段の届出をした者と、それぞれみなして、同条(第三項から第六項まで及び第九項を除く。)の規定を適用する。

(印紙税の特例に関する経過措置)

第九十二条 旧租税特別措置法第九十一条の二に規定する民法第三十四條の規定に基づき設立された法人であつて一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第四十條第一項の規定により一般社団法人又は一般財団法人として存

続するもののうち、同法第六條第一項(同法第二百一十一條第一項において読み替へて準用する場合を含む。)の登記をしていないものは、新租税特別措置法第九十一条の二に規定する公益社団法人又は公益財団法人とみなして、同条の規定を適用する。

(租税条約の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律の一部改正)

第九十三条 租税条約の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律の一部を次のように改正する。

第三條の二第一項中「第九條の三」の下に「第九條の三の二第二項」を加え、同条第二項中「第八條の二第一項」の下に「第九條の三の二第一項」を加え、同条第三項中「第九條の三」の下に「第九條の三の二第二項」を加え、同条第四項中「租税特別措置法」の下に「第九條の三の二第一項」を加え、同条第五項中「第九條の三」の下に「第九條の三の二第二項」を加え、同条第六項中「第八條の二第一項」の下に「第九條の三の二第二項」を加え、同条第七項中「第九條の三の二第一項」の下に「第九條の三の二第二項」を加え、同条第八項中「租税特別措置法」の下に「第九條の三の二第一項」を加え、同条第九項中「第九條の三」の下に「第九條の三の二第二項」を加え、同条第十項中「租税特別措置法」の下に「第九條の三の二第一項」を加え、同条第十一項中「租税特別措置法」の下に「第九條の三の二第二項」を加え、同条第十四項及び第二十項中「第九條の三第一項各号に掲げる配当等で、平成二十一年三月三十一日までに支払を受けるべきものにあつては百分の七とし、同日後に支払を受けるべきものにあつては百分の十五とする。」を「第九條の三各号に掲げる配当等にあつては、百分の十五」に改める。

第四條第二項、第四項及び第六項中「第十條」を削る。

(租税条約の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律の一部改正に伴う経過措置)

第九十四條 前條の規定による改正後の租税条約の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律(以下この条において「新租税条約実施特例法」という。)第三條の二第十四項の規定は、同項に規定する非居住者が平成二十一年一月一日以後に支払を受けるべき同項に規定する申告不要第三国団体配当等について適用し、同日前に前條の規定による改正前の租税条約の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律(第三項において「旧租税条約実施特例法」という。)第三條の二第十四項に規定する非居住者が支払を受けるべき同項に規定する申告不要第三国団体配当等については、なお従前の例による。

2 平成二十一年一月一日から平成二十二年十二月三十一日までの期間(第四項において「経過期間」という。)内に新租税条約実施特例法第三條の二第十四項に規定する非居住者が支払を受けるべき新租税特別措置法第九條の三各号に掲げる配当等(第四項において「上場株式等の配当等」という。)に係る新租税条約実施特例法第三條の二第十四項後段の規定の適用については、同項中「百分の十五」とあるのは、「百分の七」とする。

3 新租税条約実施特例法第三條の二第二十項の規定は、居住者が平成二十一年一月一日以後に支払を受けるべき同項に規定する申告不要特定配当等について適用し、同日前に居住者が支払を受けるべき旧租税条約実施特例法第三條の二第二十項に規定する申告不要特定配当等については、なお従前の例による。

4 経過期間内に居住者が支払を受けるべき上場株式等の配当等に係る新租税条約実施特例法第三條の二第二十項後段の規定の適用について

は、同項中「百分の十五」とあるのは、「百分の七」とする。

(阪神・淡路大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律の一部改正)

第九十五條 阪神・淡路大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律(平成七年法律第十一号)の一部を次のように改正する。

第十六條第三項中「第四十一條の三の二第一項」の下に「又は第四項」を加え、「同項に規定する増改築等住宅借入金等」を「同条第一項又は第四項に規定する増改築等住宅借入金等」に、「同項に規定する増改築等特例適用年」を「同条第一項又は第四項に規定する増改築等特例適用年」に改める。

(所得税法等の一部を改正する法律の一部改正)

第九十六條 所得税法等の一部を改正する法律(平成十七年法律第二十一号)の一部を次のように改正する。

附則第五十五條第三項及び第五項中「平成二十年三月三十一日」を「平成二十三年三月三十一日」に改める。

(地方自治法の一部改正)

第九十七條 地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)の一部を次のように改正する。

第二百六十條の二第十六項後段を次のように改める。

この場合において、同法第三十七條の規定を適用する場合には同法第四項中「公益法人等」とあるのは「公益法人等(地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百六十條の二第七項に規定する認可地縁団体(以下「認可地縁団体」という。)並びに」と、同法第六十六條の規定を適用する場合には同法第一項及び第二項中「普通法人」とあるのは「普通法人(認可地縁団体を含む。)」と、同法第三項中「公益法人等」とあるのは「公益法人等(認可地縁団体及び)」とする。

(輸出入取引法の一部改正)

第九十八條 輸出入取引法(昭和二十七年法律第二百九十九号)の一部を次のように改正する。

第十六條第七項中「法人税法(昭和四十年法律第三十四号)及び」を削る。

第十七條第三項中「法人税法」の下に「(昭和四十年法律第三十四号)」を加える。

(輸出入取引法の一部改正に伴う経過措置)
第九十九條 施行日前に前条の規定による改正前の輸出入取引法第十六條第一項の規定により移行が行われた場合の事業年度については、なお従前の例による。

(生活衛生関係営業の運営の適正化及び振興に関する法律の一部改正)
第一百條 生活衛生関係営業の運営の適正化及び振興に関する法律(昭和三十二年法律第六十四号)の一部を次のように改正する。

第四十九條の八第六項中「法人税法(昭和四十年法律第三十四号)及び」を削る。

第四十九條の九第三項中「法人税法」の下に「(昭和四十年法律第三十四号)」を加える。

(生活衛生関係営業の運営の適正化及び振興に関する法律の一部改正に伴う経過措置)
第一百一條 施行日前に前条の規定による改正前の生活衛生関係営業の運営の適正化及び振興に関する法律第四十九條の八第一項の規定により移行が行われた場合の事業年度については、なお従前の例による。

(中小企業団体の組織に関する法律の一部改正)
第一百二條 中小企業団体の組織に関する法律(昭和三十二年法律第八十五号)の一部を次のように改正する。

第四十五條第五項中「法人税法(昭和四十年法律第三十四号)及び」を削る。

第四十六條第二項中「法人税法」の下に「(昭和四十年法律第三十四号)」を加える。

(中小企業団体の組織に関する法律の一部改正に伴う経過措置)
第一百三條 施行日前に前条の規定による改正前の

中小企業団体の組織に関する法律第四十五條第一項の規定により移行が行われた場合の事業年度については、なお従前の例による。

(建物の区分所有等に関する法律の一部改正)
第一百四條 建物の区分所有等に関する法律(昭和三十七年法律第六十九号)の一部を次のように改正する。

第四十七條第十三項中「同条第四項及び第五項中「公益法人等」を「同条第四項中「公益法人等(二)に、「を除外。」と、同法を「並びに」と、同法に、「同条第三項中「公益法人等」を「同条第三項中「公益法人等(二)に、「を除外。」とする」を「及び」とする」に改める。

(政党交付金の交付を受ける政党等に対する法人格の付与に関する法律の一部改正)
第一百五條 政党交付金の交付を受ける政党等に対する法人格の付与に関する法律(平成六年法律第六十六号)の一部を次のように改正する。

第十三條第一項中「同条第四項中「公益法人等」を「同条第四項中「公益法人等(二)に、「を除外。」と、同条第五項中「公益法人等」とあるのは「公益法人等(法人である政党等を除外。)」を「並びに」に、「同条第三項中「公益法人等」を「同条第三項中「公益法人等(二)に、「を除外。」とする」を「及び」とする」に改める。

(厚生年金保険法等の一部を改正する法律の一部改正)
第一百六條 厚生年金保険法等の一部を改正する法律(平成八年法律第八十二号)の一部を次のように改正する。

附則第九十四條中「別表第一第一号」を「別表第一」に改める。

附則第九十六條第一項中「別表第二第一号」を「別表第二」に改める。

(密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律の一部改正)
第一百七條 密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律(平成九年法律第四十九号)の一部を次のように改正する。

第六十四條の二第一項中「同条第四項及び第五項中「公益法人等」を「同条第四項中「公益法人等(二)に、「を除外。」と、同法を「並びに」と、同法に、「同条第三項中「公益法人等」を「同条第三項中「公益法人等(二)に、「を除外。」とする」を「及び」とする」に改める。

(特定非営利活動促進法の一部改正)
第一百八條 特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)の一部を次のように改正する。

第四十六條第一項中「同条第四項中「公益法人等」を「同条第四項中「公益法人等(二)に、「を除外。」と、同条第五項中「公益法人等」とあるのは「公益法人等(特定非営利活動法人を除外。)」を「並びに」に、「同条第三項中「公益法人等」を「同条第三項中「公益法人等(二)に、「を除外。」と、租税特別措置法」を「及び」と、租税特別措置法」に、「もの」を「もの」とあるのは「もの」を「もの(特定非営利活動促進法に改める。)」を「もの(特定非営利活動促進法)」に改める。

(中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律の一部改正)
第一百九條 中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律(平成十一年法律第十八号)の一部を次のように改正する。

第十五條第二項を削る。

(厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律の一部改正)
第一百十條 厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律(平成十三年法律第一号)の一部を次のように改正する。

附則第一百五條中「別表第一第一号」を「別表第二」に改める。

附則第一百七條第一項中「別表第二第一号」を「別表第二」に改める。

(マンシヨンの建替えの円滑化等に関する法律の一部改正)
第一百十一條 マンシヨンの建替えの円滑化等に関する法律(平成十四年法律第七十八号)の一部を次のように改正する。

第四十四條第一項中「同条第四項及び第五項中「公益法人等」を「同条第四項中「公益法人等(二)に、「を除外。」と、同法を「並びに」と、同法に、「同条第三項中「公益法人等」を「同条第三項中「公益法人等(二)に、「を除外。」とする」を「及び」とする」に改める。

(株式等の取引に係る決済の合理化を図るための社債等の振替に関する法律等の一部を改正する法律の一部改正)
第一百十二條 株式等の取引に係る決済の合理化を図るための社債等の振替に関する法律等の一部を改正する法律(平成十六年法律第八十八号)の一部を次のように改正する。

附則第八十八條のうち所得税法第十條第一項第二号及び第三号、第十一條第三項及び第四項並びに第二十三條第一項の改正規定中「第十一條第三項及び第四項」を「第十一條第二項及び第三項」に改める。

(郵政民営化法の一部改正)
第一百十三條 郵政民営化法(平成十七年法律第九十七号)の一部を次のように改正する。

第八十八條第一号イ中「別表第一第一号の表に掲げる法人」を「別表第一に掲げる内国法人」に改める。

(郵政民営化法の一部改正に伴う経過措置)
第一百十四條 旧所得税法別表第一第一号の表に掲げる社団法人又は財団法人であつて一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第四十條第一項の規定により一般社団法人又は一般財団法人として存続するもののうち、同法第六十條第一項(同法第二百一十一條第一項において読み替えて準用する場合を含む。)の登記をして

いないもの(同法第三百三十一條第一項の規定により同法第四十五條の認可を取り消されたものを除く)は、新所得税法別表第一に掲げる内国法人とみなして、前条の規定による改正後の郵政民営化法第八條第一号イの規定を適用する。

2 旧所得税法別表第一第一号の表に掲げる内国法人又は財団法人のうち、新所得税法別表第一に掲げる内国法人に該当しなくなったもの(前項の規定により当該内国法人とみなされているもの並びに公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律(平成十八年法律第四十九号)第二十九條第一項及び第二項の規定により同法第五條に規定する公益認定が取り消されたものを除く)であつて、当該内国法人に該当しないことになつた際(前項の規定により当該内国法人とみなされていたものにおいては、当該内国法人とみなされなくなつた際)現にその郵政民営化法第七條第一号に掲げる預金等(当該預金等に係る契約において預入期間の定めのあるものに限る。以下この項において「既契約の預金等」という。)の額の合計額が同号に規定する控除した額を超えているものについての同条の規定の適用については、既契約の預金等に係る契約において定める預入期間が経過するまでの間は、当該既契約の預金等に係る超過額は、同号に規定する合計額に算入しない。

(郵政民営化法等の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律附則第五條第一項の規定によりなおその効力を有するものとされる旧郵便貯金法の一部改正)

第百十五條 郵政民営化法等の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律(平成十七年法律第百二號)附則第五條第一項の規定によりなおその効力を有するものとされる旧郵便貯金法(昭和二十二年法律第百四十四號)の一部を次のように改正する。

第十條第一項第一号中「別表第一第一号の表

に掲げる法人」を「別表第一に掲げる内国法人」に改める。

(郵政民営化法等の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律附則第五條第一項の規定によりなおその効力を有するものとされる旧郵便貯金法の一部改正に伴う経過措置)

第百十六條 旧所得税法別表第一第一号の表に掲げる内国法人又は財団法人であつて一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第四十條第一項の規定により一般社団法人又は一般財団法人として存続するものうち、同法第六條第一項(同法第二百一十一條第一項において読み替へて準用する場合を含む。)の登記をしていないもの(同法第三百三十一條第一項の規定により同法第四十五條の認可を取り消されたものを除く)は、新所得税法別表第一に掲げる内国法人とみなして、前条の規定による改正後の旧郵便貯金法第十條第一項第一号の規定を適用する。

2 旧所得税法別表第一第一号の表に掲げる内国法人又は財団法人のうち、新所得税法別表第一に掲げる内国法人に該当しなくなったもの(前項の規定により当該内国法人とみなされているもの並びに公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第二十九條第一項及び第二項の規定により同法第五條に規定する公益認定が取り消されたものを除く)であつて、当該内国法人に該当しないことになつた際(前項の規定により当該内国法人とみなされていたものにおいては、当該内国法人とみなされなくなつた際)現にその郵便貯金(郵政民営化法等の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律附則第五條第一項第一号に掲げる通常郵便貯金を除く。以下この項において同じ。)の総額が前条の規定による改正後の旧郵便貯金法第十條第一項に規定する貯金総額の制限額を超えているものについて

ての同項の規定の適用については、郵便貯金が同法第七條第一項第二号に規定する積立郵便貯金にあつてはその据置期間が経過するまでの間、同項第三号に規定する定期郵便貯金にあつては同法第五十七條第一項に規定する期間が経過するまでの間又は同法第七條第一項第四号に規定する定期郵便貯金にあつてはその預入期間が経過するまでの間は、当該郵便貯金に係る超過額は、同法第十條第一項に規定する貯金総額に算入しない。

(建築士法等の一部を改正する法律の一部改正) 第百十七條 建築士法等の一部を改正する法律(平成十八年法律第百十四號)の一部を次のように改正する。

附則第十條中登録免許税法別表第一の改正規定の前に次のように加える。

第五條第十三号中「第百五十八號」を「第百五十九號」に改める。

(株式会社日本政策金融公庫法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律の一部改正) 第百十八條 株式会社日本政策金融公庫法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律(平成十九年法律第五十八號)の一部を次のように改正する。

第五十九條のうち登録免許税法別表第三の一の項の次に次のように加える改正規定中「資本金の額」の下に「又は出資金の額」を加える。

(罰則に関する経過措置) 第百十九條 この法律(附則第一條各号に掲げる規定にあつては、当該規定。以下この条において同じ。)の施行前にした行為及びこの附則の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(その他の経過措置の政令への委任) 第百二十條 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

理 由

現下の経済・財政状況等を踏まえ、持続的な経済社会の活性化を実現する等の観点から、公益法人制度改革に対応した所得税、法人税及び相続税等の関係税目についての改正を行うとともに、試験研究費の総額に係る税額控除制度と控除可能限度額を別枠とする試験研究費の増加額に係る税額控除制度等の創設、情報基盤強化税制の延長等の法人関係税制の改正、特定新規中小会社が発行した株式を取得した場合に寄附金控除の適用を認める制度の創設等の中小企業関係税制の改正、上場株式等の配当等及び譲渡所得等に係る軽減税率の特例の廃止、上場株式等に係る譲渡損失と配当所得との間の損益通算の特例の創設等の金融・証券税制の改正、土地の売買等に係る登録免許税の特例の改正、特定の断熱改修工事に係る住宅借入金等を有する場合の所得税額の特別控除の控除額に係る特例の創設等の土地・住宅税制の改正並びに非居住者等に対する利子所得の課税の見直し等の国際課税の改正を行うほか、既存の特別措置の整理合理化を図り、あわせて揮発油税及び地方道路税の税率の特例等期限の到来する特別措置について実情に応じ適用期限を延長する等、所要の措置を一体として講ずる必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。